

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの
在り方に関する調査研究

報告書

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

令和5（2023）年3月

NTT DATA

株式会社 NTTデータ 経営研究所

目次

第 1 章. 調査研究の概要	1
1. 背景と目的.....	1
(1) <u>背景.....</u>	1
(2) <u>目的.....</u>	1
2. 実施内容.....	1
(1) <u>実施内容.....</u>	1
(2) <u>「こども」と「若者」について.....</u>	2
(3) <u>「意見」について.....</u>	3
(4) <u>「こども施策」について.....</u>	3
3. 実施体制と実施スケジュール.....	4
第 2 章. 国内の先進事例の調査	7
1. 調査概要.....	7
(1) <u>調査目的.....</u>	7
(2) <u>調査対象.....</u>	7
(3) <u>実施時期・調査方法.....</u>	10
(4) <u>調査項目.....</u>	11
2. 調査結果.....	11

(1) <u>各自治体の取組の概況</u>	11
(2) <u>調査結果のまとめ</u>	13
第3章. <u>諸外国の取組事例</u>	24
1. <u>調査概要</u>	24
(1) <u>調査目的</u>	24
(2) <u>調査対象</u>	24
(3) <u>調査時期・方法</u>	26
(4) <u>調査項目</u>	28
2. <u>調査結果</u>	28
(1) <u>動向調査</u>	28
(2) <u>対象国調査</u>	38
第4章. <u>有識者ヒアリング</u>	62
1. <u>調査概要</u>	62
(1) <u>調査目的</u>	62
(2) <u>調査項目</u>	62
(3) <u>調査対象</u>	62
(4) <u>調査時期・調査方法</u>	63

2. 調査結果.....	64
(1) 論点.....	64
(2) 示唆・考察.....	65
第5章 モデル事業.....	80
1. 実施概要.....	80
(1) モデル事業の全体像.....	80
(2) 公募事業の実施概要.....	82
(3) 個別意見聴取の実施概要.....	104
(4) 有識者等ヒアリングの実施概要.....	111
2. 実施結果.....	111
(1) 公募事業の結果.....	111
(2) 個別意見聴取の結果.....	154
(3) 有識者等ヒアリングの結果.....	159
3. 参加したこども・若者の意見.....	162
(1) 本調査研究における位置づけ.....	162
(2) 意見収集のインプット.....	163
(3) 意見収集結果.....	163
4. 意見聴取についての課題.....	179

(1) <u>本調査研究における位置づけ</u>	<u>179</u>
(2) <u>モデル事業を通じた意見表明・意見反映に向けた課題</u>	<u>180</u>
5. モデル事業実施結果を踏まえた考察	188
(1) <u>意見聴取の手法等に関する課題抽出</u>	<u>188</u>
(2) <u>こども・若者の意見</u>	<u>189</u>
第6章. 政策決定過程におけるこども・若者の意見反映の在り方	193
1. こども・若者の意見表明と施策への反映	193
(1) <u>こども家庭庁の創設とこども基本法</u>	<u>193</u>
(2) <u>こども・若者の意見反映の意義</u>	<u>194</u>
(3) <u>意見形成支援と意見を聞く文化の醸成</u>	<u>195</u>
(4) <u>正当な考慮と反映</u>	<u>195</u>
2. 政策決定における意見聴取と意見反映の在り方	196
(1) <u>意見を聞くテーマの設定と事前の準備</u>	<u>197</u>
(2) <u>意見聴取</u>	<u>198</u>
(3) <u>政策への反映</u>	<u>209</u>
(4) <u>こどもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック、ふりかえり、社会全体への発信</u>	<u>212</u>
3. こども家庭庁への提案	214

おわりに～検討委員からのメッセージ..... 220

資料集

第1章

- 1 こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会
 - 1.1 第1回委員会議事要旨
 - 1.2 第2回委員会議事要旨
 - 1.3 第3回委員会議事要旨
 - 1.4 第4回委員会議事要旨
 - 1.5 第5回委員会議事要旨

第2章

1. 【国内先進事例調査】調査報告書

第3章

- 1 【諸外国の取組収集】調査対象国の取組 報告書
- 2 【諸外国の取組収集】調査対象国以外の動向 報告書
- 3 アイルランド政府提供資料
 - 3.1 アイルランドのこども・若者参画の取組概要
 - 3.2 アイルランドの若者参画の仕組み
 - 3.3 参画の仕組み概要（調査設問への文書回答）
 - 3.4 政策決定過程へのこども・若者参画国家戦略 2015-2020 概要
- 4 フィンランド政府提供資料
 - 4.1 国家こども戦略について説明資料
 - 4.2 こども若者参画とデジタルプラットフォームについて説明資料
- 5 日本ユニセフ協会提出資料

第4章

1. 有識者ヒアリング報告

第5章

1. モデル事業募集要項
2. モデル事業配布資料（事前、当日）
3. モデル事業参加者アンケート票
4. Web アンケート募集要項
5. Web アンケート票
6. モデル事業実施結果の整理・分析（個別に出向いて意見を聴く取組、内閣府ユース・ラウンド・テーブルについて）

7. モデル事業に参加した方の声（一覧）
8. やさしい版報告書（第5回検討委員会時点）アンケート票
9. やさしい版報告書（第5回検討委員会時点）アンケート結果
10. やさしい版報告書（第5回検討委員会時点）についての声（一覧）
11. モデル事業協力者・団体

第1章. 調査研究の概要

1. 背景と目的

(1) 背景

議員立法により与野党を超えた賛同を得て令和4年6月に成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁の設置とともに施行される「こども基本法（令和4年法律第77号）」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約（以下、児童の権利条約）の趣旨を踏まえ、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けてこども施策を総合的に推進することを目的としている。そして、第3条第3号、同条第4号で、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条において、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付けている。

児童の権利条約では、児童（18歳未満のすべての者をいう。）の「意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）」を定めており（第12条）、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。意見表明権は児童の権利条約のいわゆる4つの一般原則の一つに位置付けられており、その実践を通じた権利保障の推進が求められている。

「こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）」では、こども家庭庁の任務として、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とすることが規定されている。

(2) 目的

これらを踏まえて、こども家庭庁の設置を待たず、こども基本法の施行に向け、政策決定過程におけるこどもや若者の意見聴取とその反映及びこどもや若者の参画方法に関して、調査研究を実施した。本調査研究では、地方公共団体の先進事例や諸外国の取組についての情報収集や有識者からのヒアリングを行うとともに、実際にこどもや若者から意見を聞くモデル事業を実施した。

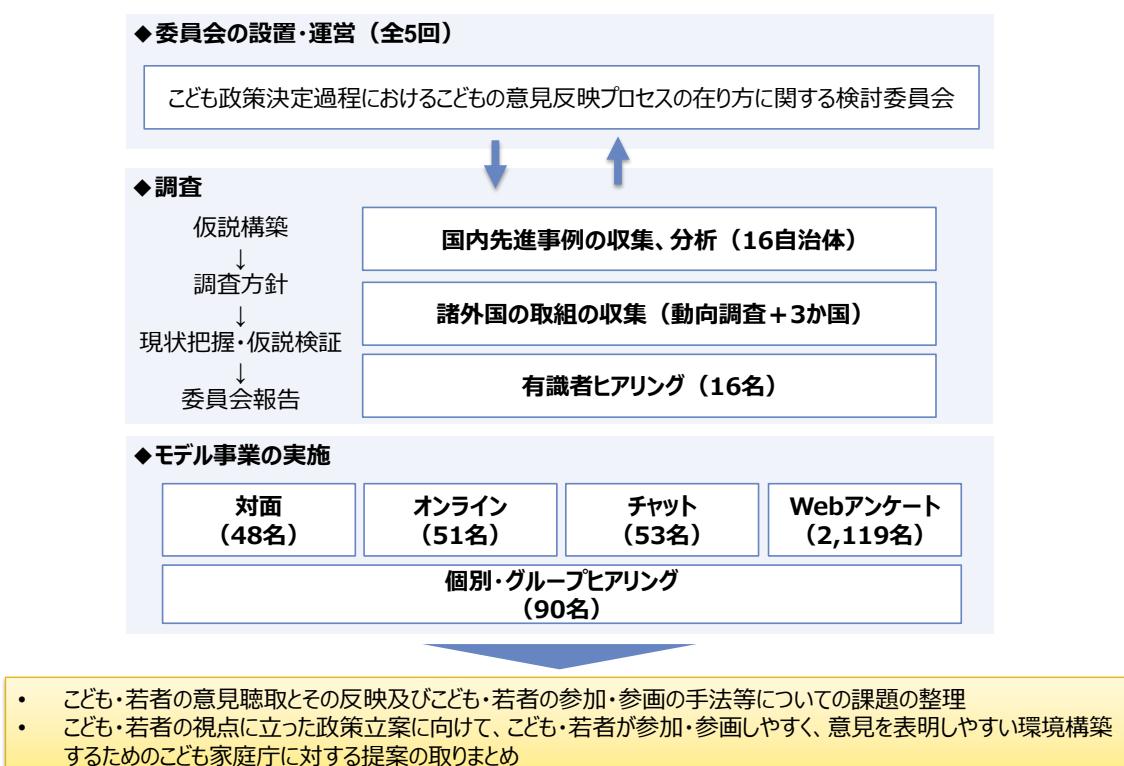
2. 実施内容

(1) 実施内容

本調査研究では、外部有識者からなる「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会における議論を踏まえて図表1-1の調査研究を実施した。

調査研究結果（第2章～第5章）を踏まえ、こどもや若者の意見聴取とその反映及びこどもや若者の参加・参画の手法等についての課題の整理をする（第5章第4節）とともに、こどもや若者の視点に立った政策立案に向けて、こどもや若者が参加・参画しやすく、意見を表明しやすい環境を構築するための在り方を検討し、2023年4月に発足することも家庭庁に対する提案を取りまとめた（第6章）。

図表 1-1 調査研究の全体像



(2) 「こども」と「若者」について

「こども基本法」における「こども」とは、「心身の発達の過程にある者、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」を指す。「若者」については、法令上の定義はないが、子供・若者育成支援推進大綱（令和3年4月子ども・若者育成支援推進本部決定）において、思春期（中学生からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満（施策によってはポスト青年期の者））とされ、思春期の者は、子供・若者のそれぞれに該当する場合があるとされている。「こども」は特定の年齢以下の者を指すのではなく、また「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には特に「若者」の語を用いることとする。

本調査研究でも、概ね30歳未満のこども・若者を対象に意見を聴取する在り方について

取組を実施・考察した。

(3) 「意見」について

こども基本法は、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見表明機会の確保・子どもの意見の尊重を基本理念として掲げており、これは児童の権利条約の趣旨を踏まえた規定である。児童の権利条約第12条において、「意見を聽かれる権利 (the rights of the child to be heard)」が定められており、その「意見」は、原文（英語）では「view(s)」である。また、聴取される児童の権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号(2009年)においては、言語化された意見のみならず、非言語（遊びや身振り、絵等）で表現される意見も尊重されるべきとしている。

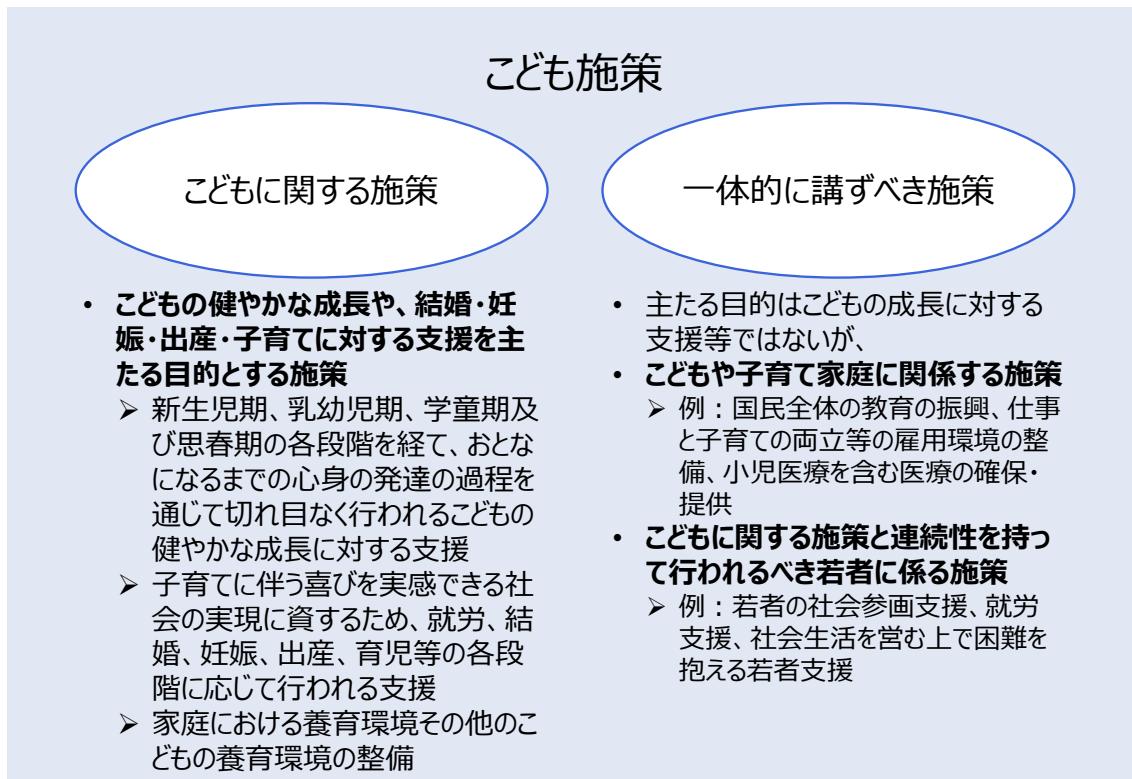
(4) 「こども施策」について

「こども施策」はこどもや若者に関する幅広い施策を指す。新生児期から乳幼児期・学童期・思春期を経て大人になるまでの成長の過程を切れ目なく支援し、若者の社会参画や困難を抱える若者の支援を含めて連続性をもって行われるべき政策という認識のもと、こども基本法では、「こども施策」とは子どもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする「こどもに関する施策」及び「一体的に講すべき施策」を指している¹（図表1-2）。

「一体的に講すべき施策」とは、主たる目的は子どもの成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）や、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき「若者に係る施策」（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）を指している。

¹ 内閣官房こども家庭庁設立準備室「こども基本法説明資料」
(<https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/78setsumei.pdf>)

図表 1-2 こども施策の定義



3. 実施体制と実施スケジュール

本調査研究は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が内閣官房の委託を受けて実施した。調査研究を進める上では、子どもの意見聴取・参画について知見を有する学識経験者や民間団体等の有識者で構成される検討委員会を設置し事業全体の監修・助言を受けた（図表 1-3、図表 1-4）。

図表 1-3 検討委員会 構成員一覧（50 音順）²

氏名	肩書	専門分野
安部 芳絵	工学院大学教育推進機構 准教授	子どもの権利、こども参画
菊池 真梨香	一般社団法人 Masterpiece 代表理事	社会的養護の子どものアドボカシー
土肥 潤也	NPO 法人わかもののまち 事務局長	こども・若者参画のまちづくり
能條 桃子	一般社団法人 NO YOUTH NO JAPAN 代表理事	若者の政治や社会への参画

² 第3回委員会までは古賀正義中央大学大学院教授（教育社会学、こども社会学）が参画。

林 大介	浦和大学 准教授	主権者教育、こども若者の社会参画
紅谷 浩之	医療法人社団オレンジ 理事長	医療的ケアが必要なこどもの支援

図表 1-4 検討委員会の開催概要

第1回検討委員会	
開催日時	2022年8月3日（水） 13:15～15:15
開催場所	対面・オンライン併用（中央合同庁舎8号館4階407会議室）
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の背景・目的 ・ 調査全体の概要説明 ・ 国内先進事例調査について ・ 有識者ヒアリングについて
・ 第2回検討委員会	
開催日時	2022年9月16日（金） 14:00～16:30
開催場所	対面・オンライン併用（中央合同庁舎8号館4階407会議室）
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の検討委員会での指摘事項について ・ 諸外国調査について <ol style="list-style-type: none"> 1 日本ユニセフ協会からの説明 2 諸外国の取組調査（案）について ・ モデル事業について ・ 調査研究の到達目標について
第3回検討委員会	
開催日時	2022年12月16日（金） 14:00～17:00
開催場所	対面・オンライン併用（NTTデータ経営研究所）開催
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施結果報告：国内先進事例調査、諸外国の取組、有識者ヒアリング、モデル事業（概要報告） ・ 報告書について
第4回検討委員会	
開催日時	2023年2月3日（金） 14:00～16:30
開催場所	対面・オンライン併用（中央合同庁舎8号館5階共用会議室C）開催
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施結果報告：モデル事業 ・ 報告書骨子案について
第5回検討委員会	
開催日時	2023年2月27日（月） 16:00～18:00
開催場所	対面・オンライン併用（中央合同庁舎8号館6階623会議室）

主な議題

・報告書案について

本調査研究は、2022年6月から2023年3月の期間に実施した（図表1-5）。

図表1-5 実施スケジュール

実施内容	2022年							2023年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査研究	(1) 国内の先進事例収集・分析	調査設計	文献調査・依頼	実施（情報収集、ヒアリング）						
	(2) 諸外国の取組の収集		海外動向調査（文献調査）							
	(3) 有識者ヒアリング	調査設計	文献調査・依頼	実施（ヒアリング）						
モデル事業	(4) モデル事業の実施	企画・設計・準備		公募	実施（対面、オンライン、SNS、アンケート）					
	(5) モデル事業の分析及び課題整理						実施（ヒアリング）			
会議体等	(6) 検討委員会		● 第1回	● 第2回			● 第3回	● 第4回	● 第5回	
	(7) 報告書等作成 (概要版、子ども向け版含む)							▲ 報告書案	▲ 報告書	→ 子ども向け版 意見収集

第2章. 国内の先進事例の調査

1. 調査概要

(1) 調査目的

国の政策における子どもの意見聴取、反映方法の検討の参考とすることを目的として、国内の先進的な取組に関する調査を実施した。

(2) 調査対象

基礎自治体（市・区・町）に加え、都・県も調査対象とした。また、計画や条例等での規定制度化まで実施されている事例から、アンケートやSNSによる意見収集・反映まで、幅広い取組内容を調査対象とした。文献調査により候補自治体を抽出した上で、検討委員会の委員からの推薦や情報提供も踏まえ、16自治体を調査対象として選定した（図表2-1）。

図表 2-1 調査対象一覧

No	自治体	取組の概要
1	ニセコ町 (北海道)	子ども視点でのまちづくりと子どもたちの参加を目的に「小学生・中学生まちづくり委員会」「子ども議会」を設置し、子どもの意見反映に取り組んでいる。
2	石巻市 (宮城県)	石巻市子どもセンターらいつでは、「子どもセンター運営会議」に定期的に子どもが参加して児童館の運営に子どもの意見を反映している。また、「子どもまちづくりクラブ」「まきトリーク」「子ども会議」などの子ども参加事業があり、指定管理者の選定においても子ども委員を設置しこどもの意見を反映している。
3	遊佐町 (山形県)	中高生が有権者となり、選挙で少年町長及び少年議員を選出するほか、少年議会において、独自予算（45万円）で政策を立案、実現させている。
4	千葉市 (千葉県)	子どもが模擬的なまちを企画・運営する「子どものまちCBT」、市政やまちづくりに反映することを目指して開催する「子ども・若者の力ワーキングショップ」、子ども・若者がよりよいまちづくりのために活動する「子ども・若者市役所」や、それらの活動成果を発表する場である「子ども・若者フォーラム」など、幅広い年齢、参画レベルで取組を実施している。
5	豊島区 (東京都)	「豊島こども大学」「利用者会議」「スキップ子ども会議」など、子どもの社会参加を促すための場づくりが進んでいる。また、「としまこども会議」では、区職員がファシリテーターを務めて検討の助言をするなど、提案された意見の反映を目指している。

6	世田谷区 (東京都)	区長の附属機関である「子ども・青少年協議会」(区民、区議会議員、学識経験者、関係行政庁職員、および専門委員)を通じて、区政への子ども・若者の声を反映している。具体的には、ユースミーティング世田谷で青少年から意見を聴取し、ユースミーティング世田谷委員が子ども・青少年協議会小委員会に参加することにより、検討内容をフィードバックしている。
7	町田市 (東京都)	職員と共に市政を考える若者グループ「町田創造プロジェクト(MSP)」や、子どもセンター利用者が市長と語り合う「若者が市長と語る会」、子どもセンターを利用する子ども達が館内のルールやイベントを検討する「子ども委員会」、市民と有識者で構成する評価人チームが市の事業を評価する「市民参加型事業評価」など、幅広い年齢、参画レベルで取り組みを実施。「市民参加型事業評価」では、高校生の評価人が、市の全事業から評価対象事業を選定するとともに、有識者や市民評価人と一緒に事業を評価している。
8	立川市 (東京都)	夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議こども委員、子ども委員会(子ども 21 プランの推進にこどもが参画)、こどもとおとなのはなしin 市議会議場(こどもの「やりたい」を提案してもらい、おとなと話し合って、お金を出して実現)等の取組を実施している。
9	八王子市 (東京都)	名称や内容を改善しながら、20 年以上に渡り、継続的にこどもがまちづくりについて考え、発言する場を創出している(現在の名称は「子ども☆ミライ会議」)。
10	川崎市 (神奈川 県)	こども主体の「子ども会議」、大人とこどもで構成される「学校教育推進会議」「子ども運営会議」など、市政等へのこどもの意見反映を目指し、意見表明をする場の整備が進んでいる。
11	新城市 (愛知県)	市長の附属機関である「若者議会」が年間上限 1,000 万円の予算で政策を企画、市議会承認を経て政策を実現している。
12	名古屋市 (愛知県)	こどもの社会参画のよりどころとなる指針を策定するとともに、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」にてこどもの権利の回復を図る取組を実施している。
13	奈良市 (奈良県)	「奈良市子ども会議」は、テーマ検討段階から関係各課を巻き込むことで、関係各課が反映にコミットする体制に特徴がある。また、奈良市生涯学習財団と連携し、「もっともっとおもしろい奈良をつくる100人会議」「子ども奈良 CITY」等のこどもの社会参画も推進している。
14	尼崎市 (兵庫県)	若者・市民の交流の場として「尼崎市立ユース交流センター」を運営し、様々な体験プログラムを運営するとともに、ユースカウンシル事業として若者が自ら若者の課題や解決方策を考える「Up to You!」プ

		ログラムを展開している。
15	東京都	こどもシンポジウム「ティーンズ・アクション TOKYO」を開催し、子ども・子育て支援施策等に対する意見聴取に取り組んでいる。2021年度には東京都こども基本条例を施行し、こどもの意見を都政へ反映する取組を一層強化した。2021年度以降、「子供・子育て支援総合計画の中間見直しに向けた「子供の意見を聞く」取組」、「東京都こどもホームページ作成に向けた意見反映」が実施、検討されている。
16	滋賀県	こどもが県政に対する意見や提言ができる場づくりとして「子ども県議会」を設置。多くの若者が県政への関心を高め、県政参加のきっかけとすることを目的として2017年度から「青少年広報レンジャー」の活動を実施している。

(3) 実施時期・調査方法

対面またはオンラインによるヒアリング調査及び有識者からの情報提供により調査を実施した。

まず、ヒアリング調査については、下表の11自治体12者を対象として2022年9月～10月に実施した。

図表 2-2 国内先進事例に関するヒアリング調査の実施時期・調査方法

日程	ヒアリング対象	方法	主担当
9月12日	奈良市	オンライン	奈良市子ども未来部子ども政策課
9月14日	千葉市	対面	千葉市こども未来局こども未来部こども企画課
9月20日	二セコ町	オンライン	二セコ町教育委員会こども未来課
9月21日	尼崎市	オンライン	尼崎市立ユース交流センター
9月22日	八王子市	オンライン	八王子市子ども家庭部青少年若者課 八王子市子ども家庭部子どもしあわせ課
9月22日	名古屋市	対面	名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部 子ども未来企画室 名古屋市子ども青少年局企画経理課
9月27日	石巻市	対面	石巻市福祉部子育て支援課 石巻市子どもセンターらいつ
9月30日	町田市	対面	町田市子ども生活部児童青少年課青少年係 町田市子ども生活部児童青少年課こどもセンターまあち
10月20日	滋賀県	オンライン	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室
10月20日	東京都	対面	東京都福祉保健局少子社会対策部計画課
10月21日	東京都	対面	東京都子供政策連携室子供政策連携推進部 事業推進課
10月31日	立川市	対面	立川市子ども家庭部子育て推進課子育て推進係 立川市子ども家庭部子ども育成課子ども育成係

また、検討委員会の委員を通じて得られた情報をもとに、下表の5自治体についても調査を実施した。

図表 2-3 検討委員会の委員からの情報提供により調査した自治体一覧

調査対象	情報提供者	調査対象とした取組の所管部署
遊佐町	土肥委員	遊佐町教育委員会社会教育係
新城市	土肥委員	新城市市民自治推進課
豊島区	林委員	豊島区子ども若者課管理・計画グループ
世田谷区	林委員	世田谷区子ども・若者支援課
川崎市	林委員	川崎市こども未来局青少年支援室

(4) 調査項目

調査項目は、以下の Q1～Q9 の 9 項目とした。

Q1. 意見聴取機会の確保方策

Q2. Q1 の取組を実施するに至った経緯、背景

Q3. 参画することもや若者の選び方

Q4. 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた聴く体制の在り方

Q5. 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた配慮事項

Q6. 声をあげにくい子どもから意見を聴く工夫

Q7. 聴いた意見の政策への反映方法

Q8. 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック

Q9. これまでの取組の成果や課題、展望

2. 調査結果

(1) 各自治体の取組の概況

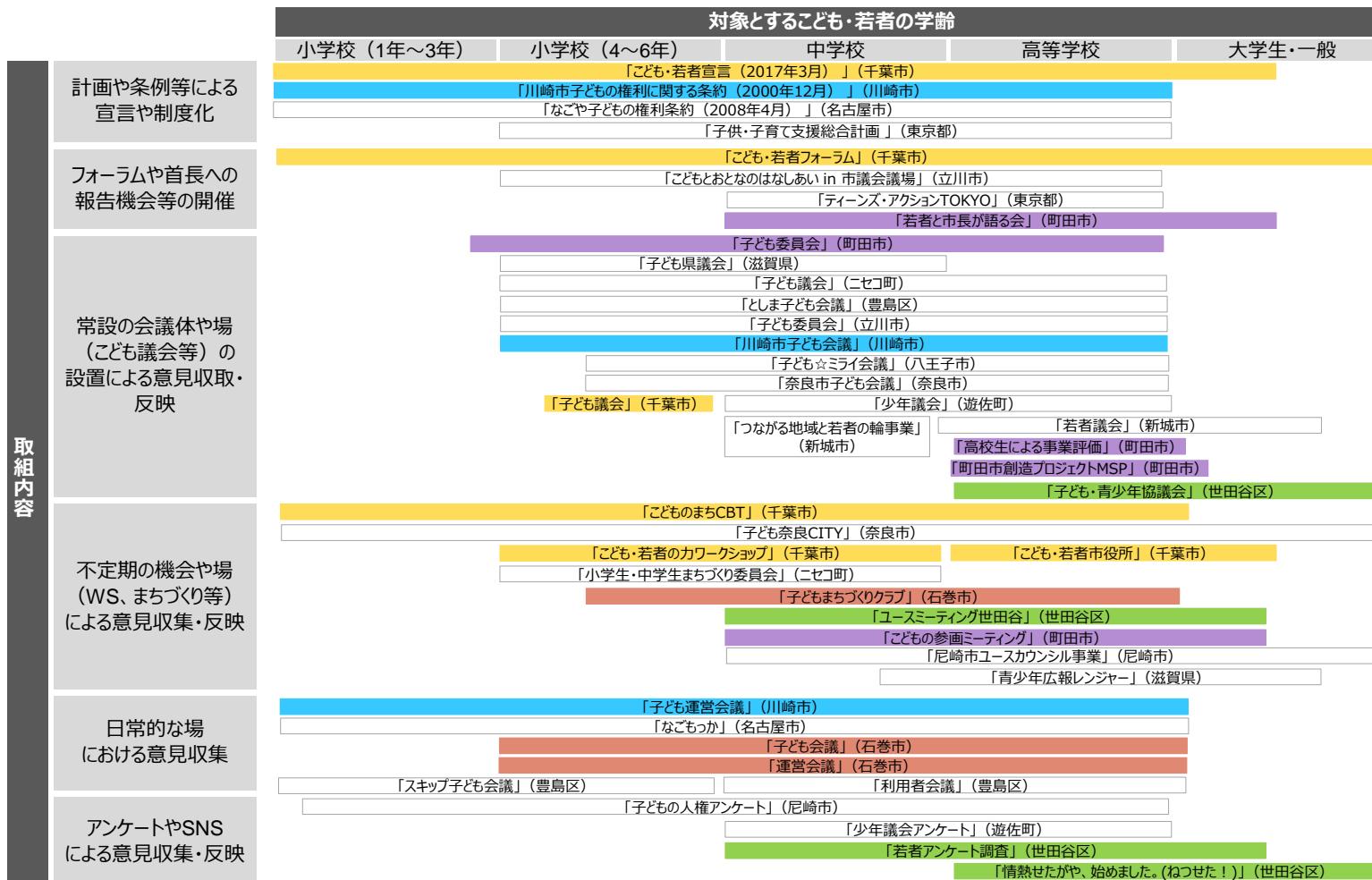
今回の調査の結果、自治体が子どもや若者の意見を聴く取組としては、子ども議会等の常設の会議体や場の設置、まちづくりの検討を目的とした単発のワークショップやイベントの実施、アンケートや SNS による意見収集・反映など、様々な内容が確認された。子どもの意見を聴く取組の実施を自治体の計画や条例、宣言等で規定している事例や制度化がなされている事例、子どもや若者がより気軽に意見を伝えられるよう工夫を凝らしている事例も見られた。

また、意見聴取の対象とすることもや若者の年齢についても、特定の学齢を対象としたものから、大学生や一般の方を含めた幅広い方を対象とするものまで、自治体や取組によって様々であった。

さらに、千葉市、町田市、川崎市等、制度化された意見聴取の方法から気軽な方法まで、多層的な取組を行っており、幅広い意見収集の機会を設けている自治体もあった。

図表 2-4 取組内容×対象のこども・児童の学齢で分類した取組一覧

※多層的な事例（3つ以上の取組）について同色でセルを着色



※上記の取組は、主要なものを抜粋して掲載しており、調査で把握した全ての取組を掲載しているものではない。

(2) 調査結果のまとめ

1) 取組を実施するに至った経緯、背景

意見聴取機会の設置の目的は様々みられた。主には、政策や事業へ子どもの意見を反映すること、子どもの成長を促す体験機会や地域・社会への参画機会を提供することである。参画機会の提供や教育的意義に重きを置く取組等では、必ずしも聴取した意見を政策や事業へ反映することを意図しない事業も少なからずみられた。

図表 2-5 意見聴取機会の設置の目的の分類

意見聴取機会の設置 の主な目的	取組の例
政策や事業へ子どもの意 見を反映すること	<ul style="list-style-type: none">「子ども議会」(ニセコ町)「川崎市子ども会議」(川崎市)「高校生も評価人として参加する市民参加型事業評価」 (町田市) 等
子どもの成長を促す体験 機会、地域や社会への参 画機会を提供すること	<ul style="list-style-type: none">「子どものまち CBT」(千葉市)「子ども☆ミライ会議」(八王子市)「子ども県議会」(滋賀県)「子ども奈良 CITY」(奈良市) 等

また、子どもの意見表明や社会参加を含む計画や条例等の制定を契機に、会議体等を設置している自治体がある。例えば、千葉市では、「子ども・若者宣言」を表明し、「子ども・若者市役所」を設置した。町田市では、1996年に「町田市子ども憲章」を制定し、1999年度から「子ども委員会」を開催する等、全国に先駆けて子どもの意見反映に取り組んできた。

図表 2-6 「こども・若者宣言」(千葉市)³

わたしたちが通う学校がある千葉市。
学校での生活、友達との出会い、家族や地域での思い出、自然とのふれあい・・・
ここ千葉市には、楽しさやぎわい、安らぎなど、わたしたちにとってかけがえのない
宝物がたくさんあります。

加曾利貝塚やオオガハス、千葉氏の足跡、海辺など、千葉市の歴史が示してくれるように、
はるか昔からの時の流れの中で、千葉市は発展し、わたしたちも成長してきました。
そして、未来があり、わたしたちには明るい未来に向けての、願いや意志があります。

この千葉市を、さらに夢があふれ、活気やぎわいがあり、子どもから高齢者まで、全て
の世代の方々が住みみたい、住み続けたいと思えるような魅力ある「まち」にしていくために
は、私たちこども・若者も、もっと「まち」に目を向けて、自ら考え、自ら行動していくこ
とが大切です。

未来世代であるわたしたちは、いま、ここに、「千葉市こども若者市役所（通称：ちばシ
ティーンズ未来センター（CCFC））」を立ち上げ、小学生から大学生くらいまでが関わり、
『千葉市こども・若者宣言』によるまちづくりを推進していきます。

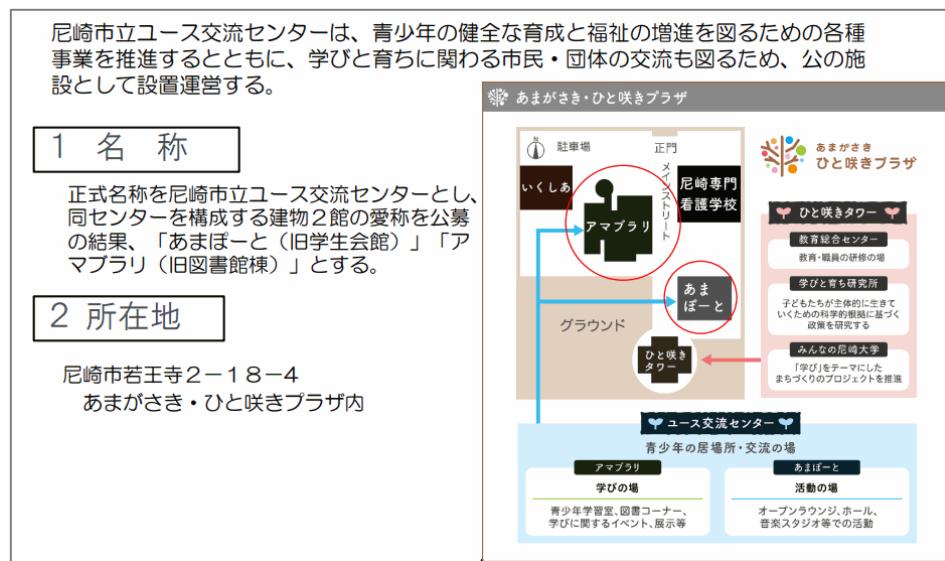
1. わたしたちは、千葉市の魅力を学び、積極的に発信していきます。
1. わたしたちは、こども・若者が参画していく「まち」を目指します
1. わたしたちは、こども・若者が主役になれる「まち」を目指します
1. わたしたちは、いろいろな人との交流・つながりがある「まち」を目指します
1. わたしたちは、みんなが互いを思いやり、支え合う優しい「まち」を目指します

さらに、子どもの居場所や社会参加の拠点となる施設の新設やリニューアルを契機
に、会議体等を設置している自治体もある。例えば、尼崎市では、青少年センターをユ
ース交流センターへ改称し、指定管理者制度を活用してユースカウンシル事業等を開始
した。

³

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/documents/sengen.pdf>

図表 2-7 尼崎市ユース交流センターの概要⁴



2) 意見聴取機会の確保方策

対面形式の定員制の会議体を子どもの意見聴取のベースとしている自治体が多い。こども議会等の会議体については、3~5回程度の限られた場で一定の意見形成をするものから、年間を通じて定例会議を毎月複数回開催するものまで、活動量には違いがみられた。

図表 2-8 対面形式の定員制の会議体の開催例

自治体名	取組名	取組の概要（対象学齢、開催頻度、活動期間等）
二セコ町	子ども議会	小学4~6年生、中学生20名程度が1年間活動
石巻市	子ども会議	小学4年生~高校生が毎月2回程度活動
遊佐町	少年議会	中学生、高校生が少年町長や少年議員を選挙で選定
町田市	子ども委員会	小学3年生~18歳を対象とし、毎月第1・3土曜日に活動
川崎市	川崎市子ども会議	小学3年生~18歳を対象とし、毎月2回程度定例会を開催
新城市	若者議会	16歳~29歳を対象とし、委員20名等で1年間活動

4

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/894/youth_overview.pdf

上記のように、こどもや若者だけで開催する会議体に加え、立川市の夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議のように、こどもと大人が対等に話し合う会議体も存在する。

また、会議体に加え、その目的や対象に応じ、グループワーク、アンケート、SNS などによる意見聴取機会を設定している自治体もあった。

図表 2-9 グループワーク等の取組例

種類	取組の例
グループワーク	<ul style="list-style-type: none">「こども・若者のワークショップ」(千葉市)
アンケート	<ul style="list-style-type: none">東京都こどもホームページでアンケートを実施（東京都）「若者アンケート調査」(世田谷区)子どもの人権アンケートを実施（尼崎市）
SNS	<ul style="list-style-type: none">LINE を活用した若者による情報発信（世田谷区）

グループワークなどを実施する際、特に初回は、十分にアイスブレイクの時間を確保することが肝要である。例えば、千葉市では、グループワークの専門家に運営を委託することで、アイスブレイクの質を保っている。

また、こどもセンターや児童館など、日常的にこどもや若者が訪れる施設を拠点とすると、活動が定期的に開催できるとともに、活動への参加者が集まりやすい。石巻市子どもセンター、千葉市子ども交流館、町田市子どもセンター、尼崎市ユース交流センター等、日常的に使われる拠点での活動例がみられる。

教育委員会等と連携し、学校における授業や学校現場での取組を通じた意見聴取機会を設けている自治体もみられた。例えば、千葉市では、出前授業や学校現場での取組を行っている。また、東京都では、小学校での出前授業を通じた意見聴取を行った。

体制や予算が許せば、目的や対象に合わせて複数の場を複合的に組み合わせた多層的な意見聴取、表明、参加の場を設けることが理想である。例えば、石巻市、千葉市、川崎市や町田市等では、「子ども議会」等の常設の会議体を運営するとともに、不定期にワークショップ等で子どもの意見を聴取する機会を設けたり、日頃からこどもが集まる施設で日常的に意見を聴取したりと、多層的にこどもや若者が意見を表明し、社会参加する機会を提供している。

千葉市等では、全庁的な取組とするための工夫として、子どもの意見反映状況をチェックシート化したり、職員向けに夜間講座を開催したりしている。

【コラム：自治体が経験した課題と学び】

■ 経験した課題

子どもの意見を聴取するグループワークの場を初めて設置した際、グループワークで検討するテーマ設定も含めて子どもに全て任せた結果、グループワークでの検討がなかなか進まなかった。翌年度に開催したグループワークでは、テーマ設定は大人が行うことで子ども達がワークに集中することができ、検討が進んだ。

■ 原因と学び

グループワークの開催時間や開催回数が限られている中で、自治体と子ども双方に経験が足りなったり、事前の情報提供や場の整備が不十分なままに、テーマ設定から子どもに任せるという判断は難易度が高すぎたのではないか。このケースのように、まずはその機会で検討する範囲を絞る、開催方法を工夫する、必要な情報提供や場づくりのサポートを行うなど、子どもが検討しやすい環境を整えることや経験を踏まえて段階的に活動の内容を充実化することが肝要である。

3) 参画することもや若者の選び方

定員枠がある会議体等で子どもや若者を選定する場合、原則として公平性を重視しつつ、年齢、居住地域や経験有無等のバランスを考慮している。例えば、千葉市や滋賀県では、参加者の居住地域が市役所や県庁近辺の都市部に偏らないよう配慮している。

グループワークの開催回数が少ない場合やオンラインで開催する場合、より活発な意見交換の場とするため、近い年齢でグループ分けをする、学校単位でグループ分けする等の工夫を行う自治体もある。

4) 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた聴く体制の在り方

規模が大きい自治体や子ども参画の事業を複数行う自治体では、子ども会議等の会議体やワークショップの企画・運営を、地域のNPO法人や大学関係者など、子どもの意見聴取に関する知見を有する組織や人材に委託していることが多い。例えば、立川市では、児童館や学童保育の運営等を行うNPO法人に子ども委員会の運営を委託している。千葉市では、ワークショップの企画・運営を地域の大学教員に委託している。

また、子どもの意見聴取や子どもの参加・参画に関する知見を有するスタッフを体制に含めることで、意見を表明しにくい子どもからも日常的に意見を聴取できる機会が増える。例えば、町田市では、市内にある「まあち」等の子どもセンター全てに、

市の職員である児童厚生員がスタッフとして勤務している。尼崎市では、センター職員であるユースワーカーが子どもの意見聴取や反映をサポートし、子どもたちから出された「やりたい」を実現するために、他部署との調整などを行っている。

さらに、石巻市では、ワークショップに参加する大人がチャイルドファシリテーター研修を受講していた。東京都では、子どもへのインタビュー調査を担当するファシリテーターに対し、子どもの権利についての研修を実施するとともに、子どもたちに不利益が生じないよう、マニュアルの用意や、子どもの権利を守るためのルールを定めていた。

5) 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた配慮事項

年齢や発達段階等による子どもの能力差は、子ども同士の協力で解消できることもある。例えば、ニセコ町では、中学生が同じグループの小学生に対して発言しやすいようサポートをする等、発達段階によって生じる理解力、言語化能力の差は子ども同士で助け合うことで解消できている。また、川崎市では、年長者にあたる高校生等が自主的に年少者の意見を聞き出すように、配慮しながら意見交換を進めた事例がみられた。

あらゆることの意見を聞くためには、子どもや若者が気軽に無理なく発言できる環境や場を作ることが肝要である。例えば、世田谷区では、SNSを使った情報発信の仕組みを設ける等、若者が気軽に参加し発言しやすいような会議の雰囲気づくりや、気さくに交流できる関係性の構築を心掛けている。また、町田市では、大人はあくまで子どもが実現したいことを支援するサポーターとして、介入は必要最低限とともに最大限配慮している。

6) 声をあげにくい子どもから意見を聞く工夫

声をあげにくい子どもとしてどのような子どもが想定されるかは、地域の特性などによる面もあり、子どもが抱える困難や事情に配慮した意見聴取の工夫が求められる。例えば、調査対象の自治体からは、保護者が外国籍であるなど日本語が不得手な子どもや、不登校の子ども、障害のある子ども、といった属性が挙がった。

図表 2-10 声をあげにくい子どもの属性に関する自治体担当者の見解のまとめ

属性の例	概要
日本語が不得手な子ども	<ul style="list-style-type: none">外国人労働者が多い地域などにおいて、保護者が外国籍で日本語が不得手な子どもの場合、機会や場に参加しづらかったり、参加していても発言しにくかったりするおそれがある
不登校の子ども	<ul style="list-style-type: none">不登校の子どもに機会や場に関する情報が届かなか

	<p>たり、知っていても参加しづらかったりする</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の子どもが過ごす場に出向いて意見を聞く、匿名やオンライン等で気軽に意見を伝えることできる場の設定などが必要である
障害のある子ども	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもには個の特性に応じた配慮をした上で機会や場を設定することが必要である

実際に、子どもセンターや児童館など、日常的に子どもや若者が訪れる施設を拠点とすることで、声をあげにくい子どもの意見を聴取する機会となっている自治体がみられる（石巻市、町田市等）。

図表 2-11 石巻市子どもセンターらいつ（石巻市）



- 所在地：宮城県石巻市立町
- 開館時間：9時30分～19時
- 利用対象：0歳～18歳未満の子どもとその保護者、子ども支援等に係る団体
- 「子ども会議」がセンターの運営方法や使い方について意見を出し合い、「運営会議」で子どもと大人と一緒に検討

図表 2-12 子どもセンターまあち（町田市）



- 所在地：東京都町田市中町
- 開館時間：10時～21時
- 利用対象：0歳～18歳までの子どもとその保護者
- 子どもたちで組織された「子ども委員会」が運営ルールの検討やイベント企画を行う
- 児童厚生員がスタッフとして常駐

7) 聴いた意見の政策への反映方法

子どもが意見表明を行う会議体等に予算や権限を付与し、意見反映の実現性を高める取組がみられる。例えば、新城市では、若者議会を市長の附属機関に位置付け、上限1千万円の予算提案権を付与している。これにより、図書館のリノベーションが行

われ、学習スペースが増える等の目に見える成果も出ている。

図表 2-13 新城市若者議会の仕組み・政策立案過程⁵



町田市では、市民参加型事業評価に高校生評価人も採用し、評価事業選定、評価、事業改善案作成を、高校生を含めて行っている。過去には、約1,200ある市の事業がワークショップやミーティングを経て6事業まで絞り込みを行い、評価を実施した後、高校生等と所管課職員で事業改善案の作成を行った。

⁵ <https://wakamono-gikai.jp/whats>

子どもの意見聴取を推進する部署（子ども支援課等）が、庁内の関係部署に対する理解を拡げ積極的に取り組んでもらうように働きかけことで、より広い政策へ反映される可能性が拡がる。例えば、千葉市では、庁内の職員向けの研修を実施している。

また、子どもの意見を政策や事業に反映していくためには、反映に必要な体制、予算等を予め整え、ある程度の余白を用意しておくことが必要である。例えば、石巻市では、不測の事態や新規の取組にも対応できるだけの体制や予算が整えば、より子ども参加や子どもの意見反映の取組を推進していくことができるとの話が聞かれた。

さらに、年度内に実施が予定されている具体的な事業を検討対象としていることで、より迅速に子どもの意見を反映することが可能となる。例えば、奈良市では、子ども会議のワークテーマを子どものあそび場づくりとし、8月に検討した結果を10月に実際に反映した。

8) 参画する子どもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック

子ども議会等の対面形式の会議体において、首長、教育長、議会等が参画することで、自分たちの意見がしっかりと伝わっているとの実感につながる。例えば、千葉市では、成果の発表の場に市長や有識者が参加し、子どもや若者と具体的な意見交換を行っている。市長等から、千葉市を担う子どもや若者に対して心がけてほしいことや、アドバイスを伝える等、直接的なフィードバックがなされている。

図表 2-14 2021年度「子ども・若者フォーラム」の様子（千葉市）⁶



⁶ <https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kodomo-wakamono-forum.html>



また、聴いた子どもの意見については、その反映結果にとどまらず、検討の状況や過程についても丁寧にフィードバックすることが肝要である。例えば、奈良市では、子どもの意見のうち、反映できたものとできなかったものの状況を子どもたちに伝える機会を設けているほか、東京都では、出前授業の施策の方向性、実現に向けた課題を子どもたちに共有したり、子ども向けのパブリックコメントに対して所管部署からの回答をホームページに公開する予定である。

【コラム：自治体が経験した課題と学び】

■ 経験した課題

他の自治体の開催方法を参考とし、子ども会議を開催した後、子どもたちによる提案内容を市長へ報告する機会を設定していたが、毎年開催を重ねていく中で、その後に提案内容がどのように反映されたかが不明瞭であるとの意見が子どもたちからあがるようになった。

■ 原因と学び

子どもたちからの提案を政策や事業へ反映するための工夫が不足していたことと、市長への報告後の状況について子どもたちへフィードバックする機会がなかったことが原因であった。市長のリーダーシップのもと、各提案内容を政策や事業へ反映することについて各課で検討するとともに、検討結果をチェックシートに取りまとめ、子どもたちへフィードバックする仕組みを設けることで、たとえ政策や事業へ反映できなかった場合でも、提案した子どもが「自分たちの意見に大人がしっかりと対応していると感じられる」との反応を示すようになった。

9) これまでの取組の成果や課題、展望

子どもや若者の意見が政策やまちづくりに直接的な影響を及ぼしている取組が複数みられた。例えば、遊佐町では、少年議会の意見によりJR東日本がダイヤを組み換え、高校生の帰宅時間帯の電車が増便されたり通学タクシーの整備につながったりするなど、実際の制度やサービスに好影響を与えている。

こどもや若者が日常的に訪れる施設の運営方針をこどもが主体となり決定している取組も複数みられた。例えば、町田市では、子どもの意見により、町田市立子どもセンター「まあち」の開館時間を21時まで延長する変更がなされた。また、石巻市では、子どもの意見により、石巻市子どもセンター「らいつ」にWi-Fiが設置された。

また、こどもや若者の意見を聴取する機会を設けたことの成果として、こどもや若者が自分たちのまちに関心を持ち、主体的に行動するこどもや若者が増えた自治体がみられた。例えば、尼崎市では、若者の意見によりスケートボードパーク設立に向けた活動が行われるとともに、スケートボードチームの組成につながる等、若者が主体となった自主的な活動につながった。

一方で、こども会議等を継続して運営する過程で、参加経験者が一部固定化したり、取組の目新しさが薄まったりする影響か、応募者数の減少が課題となっている自治体もみられた。学校等との連携を強化しこどもに広く取組を周知する、子どもの参加動機を高められるような取組内容とする等、取組を持続・発展していくための工夫が必要となる。

また、こども会議等を継続して運営することで、会議等の参加経験者が後にサポートスタッフや運営スタッフとして参加する好循環が生まれることがある。長年にわたり取組を継続している千葉市や八王子市、石巻市では、参加経験者が大学生になってサポートスタッフとして協力している事例や職員として取組に携わっている事例もみられた。

いずれの自治体においても、こどもや若者の意見聴取や政策への反映の機会を、一時的な取組に終わらせず、実施の形態を時代やニーズに応じて変えながら、継続、拡充して取り組むことで、制度や政策に好影響をもたらすとともに、こどもや若者の成長につなげる努力をしていることが確認された。

第3章. 諸外国の取組事例

1. 調査概要

(1) 調査目的

こどもや若者の意見聴取の機会を確保し、政策に反映している海外の取組事例を調査し、我が国こども施策においてこどもの意見聴取や反映方法の検討の参考とすることを目的とした。

(2) 調査対象

政策決定過程におけるこどもや若者の意見反映に関わる諸外国の動向を調査（以下、動向調査）するとともに、先進的な取組事例がある3か国の調査（以下、対象国調査）を行った。

諸外国調査の実施に先立ち、第2回検討委員会において、公益財団法人 日本ユニセフ協会より、国連児童基金（ユニセフ）本部各種資料や同本部担当者への照会、各ユニセフ国内委員会担当者への照会等を通じて収集された諸外国の先進的な取組に関する情報が提供された。同協会の情報収集の結果、先進的と言われる欧州においても、こどもの意見表明だけでなく政策への反映まで至っている事例は多くなく、その中でも政策への反映、常設の仕組み及び特定の目的のための取組、対面やオンライン等の手法の効果的な活用、多様なこどもの声を聞く取組等の観点を考慮し、欧州連合（EU）、英国、アイルランド、フィンランド、ニュージーランドの以下のような取組が先進的な事例として紹介された。

○ EU

- ・こどもの権利の戦略「EU Strategy on the Rights of the Child」策定に向けた1万人規模の意見聴取を実施した調査「Our Europe, Our Rights, Our Future」

- ・EU戦略の優先事項の一つであるこども参加を促進するために構築中の「EU Children's Participation Platform」

○ 英国

- ・選挙で選ばれる若者議員で構成する常設の若者議会「UK Youth Parliament」
- ・全国の学校が協力し、11～18歳を対象に毎年実施され若者議会の活動にも活用されるオンライン調査「Make Your Mark」

○ アイルランド

- ・各州のユースカウンシルの代表で構成する国レベルのユースカウンシル「Comhairle na nÓg」。こどもたちが採択した優先事項を基に関係省庁に具体的提言を行い、関係省庁からの意見聴取にも対応する。

○ フィンランド

- ・20代以下を対象に、国や自治体が設定するテーマについてオンライン上で議論する参加型プラットフォーム「Digiraati」

○ ニュージーランド

- ・子ども・若者のウェルビーイング戦略策定に向け、オンラインや対面を組み合わせ様々なかどもたちが参加した調査「What makes a Good Life」
 - ・多様性に配慮して選考される 12 人のユースが、教育に関する提言を大臣に行う教育省の「Ministerial Youth Advisory Group」
- 動向調査は、下記を対象とした。

図表 3-1 動向調査の対象と選定理由

調査対象	発行主体	選定理由
児童の権利委員会一般的意見第 12 号 一般の意見第 12 号	国連児童の権利委員会	意見を聽かれることの権利について、児童の権利条約の規定や実施の在り方に関する解釈を示しており、今後、国や地方自治体においてこどもや若者の意見を聴取、反映するための措置の具体化にあたり参考となる。
子ども参加のための 9 つの基本的要件 意味のある、倫理的な子ども参加のために	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	児童の権利委員会一般的意見 12 号において意見を聽かれることの権利を実施するための基本的要件としてまとめられた 9 つの要件について、こどもの意見が聴かれ、参加するプロセスの質を確保する実践の参考とする。
私たちのヨーロッパ、私たちの権利、私たちの未来	欧州委員会 (EC)	欧州委員会が「EU 子どもの権利戦略 2021-2024」を策定するため 11~17 歳のこども 1 万人以上に意見を聴いた大規模調査。今後の大規模調査の参考とする。
EU 子どもの権利戦略 2021-2024	欧州委員会 (EC)	すべてのことの権利を保護・権利の実現を支援し、EU の政策立案の中心にこどもを据えるため、欧州委員会が 2021 年 3 月に策定した戦略。國の方針づくりの参考とする。
EU における政治的・民主的生活へのこども参加に関する調査	EU 司法・消費者総局 (DG JUST)	EU 加盟 27 力国及び英国におけるこどもの政治や政策参加のための取組、仕組みについての実態調査。EU におけるこどもや若者の意見を直接聴く仕組みや関係機関の基礎情報の収集のほか、EU におけるこども・若者参画の動向を把握する。
OECD における若者参画とエンパワメントの現状調査	OECD 公共ガバナンス委員会	加盟国の若者政策と若者参画の取組状況を把握する。

対象国調査は、以下の基準を踏まえてアイルランド、フィンランド、ニュージーランドを対象国に選定した。

- 国レベルの取組がある
- 多くのこどもや若者の意見を聴いている
- こども・若者から広く意見を聴取するため、単独の取組に留まらず重層的な取組がなされている
- デジタルプラットフォームを活用するなど、幅広く多様な意見を聴こうとしている
- こどもや若者から意見を聞く取組が実際に機能している

図表 3-2 調査対象国と選定理由

調査対象国	選定理由
アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもや若者の参加・参画に関する国レベルの方針が定められている ・ すべての地方に設置されているユースカウンシルからの代表者が国に対する意見表明や国からの意見照会に対応する等有効に機能している
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもや若者の参加・参画に関する法律が定められている ・ こどもや若者が意見を表明し、政策に反映するためのオンラインプラットフォームがある。設計思想を変えて別のプラットフォームに移行中
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くのこどもや若者の参加により国レベルの戦略を策定している ・ こどもや若者の意見聴取に関し、重層的な取組がなされている ・ 上記 2 力国以外の地域の取組である

(3) 調査時期・方法

動向調査は専ら文献調査により、また、対象国調査は文献調査、オンラインヒアリング調査及びメールによる問い合わせにより、それぞれ、実施した。

図表 3-3 ヒアリング調査の実施時期・調査方法

日程	ヒアリング対象	ヒアリング方法	主な担当事業
2022年 11月 14 日	首相内閣庁こどもウエルビーイング・貧困	オンライン会議、	こども・若者ウェルビーイング戦略

	削減グループ ⁷ (ニュージーランド) 青少年開発省 ⁸ (ニュージーランド)	メールでの問い合わせ	
	こども・若者政策		
2022年 11月22日	子ども・平等・障害・統合・若者省 若者改革戦略参画ユニット ⁹ (アイルランド)	オンライン会議、 メールでの問い合わせ	政策・戦略、調査、コーラナノーグやドーンナノーグ等におけるこども・若者の活動支援・関係機関との調整
	ハブ・ナノーグ ¹⁰ (アイルランド)		研修やキャパシティービルディング、声をあげにくい立場のこどもや12歳以下、乳幼児等のコーラナノーグ等の常設の枠組み外のこども・若者の参画支援
2022年 11月28日	教育文化省初等教育、総合中等教育、生涯教育局 ¹¹ (フィンランド)	オンライン会議	7歳から15歳の義務教育
	教育文化省若者スポーツ政策局 ¹² (フィンランド)	オンライン会議、 メールでの問い合わせ	若者政策、ユースワーク
	教育文化省高等教育、職業学校、訓練局 ¹³	オンライン会議	16歳から18歳の教育政策

⁷ Child Wellbeing & Poverty Reduction Group, Department of the Prime Minister and Cabinet(DPMC)

⁸ Ministry of Youth Development(MYD)

⁹ Strategy and Participation Unit, Department of Children, Equality, Disability, Integration and Youth(DCEDIY)

¹⁰ Hub na nÓg

¹¹ Ministry of Education and Culture, Department for Early Childhood Education, Comprehensive School Education and Liberal Adult Education

¹² Ministry of Education and Culture, Department for Youth and Sport Policy

¹³ Ministry of Education and Culture, Department for General Upper Secondary

	(フィンランド)		
2022年 12月8日	社会保健省 ¹⁴ (フィンランド)	オンライン会議	国家こども戦略
	司法省 民主主義・選挙ユニット ¹⁵ (フィンランド)		オンラインプラットフォーム Digiraati

(4) 調査項目

対象国調査の調査項目は、下記の通り国内先進事例と基本的に同様である。加えて、こどもや若者の参画を進めることに社会的合意を形成した背景、こどもや若者の参画に関係してどの程度予算を確保しているか、先進的とされる取組をしている中の成果や課題をどう捉えているかなどについてもヒアリングを行った。

こども・若者参画の目的と参画促進に至った背景

- 意見聴取機会の確保方策
- デジタルツールの活用
- 参画するこどもや若者の選び方
- 参画するこどもや若者の年齢や発達段階に応じた聞く体制の在り方
- 参画するこどもや若者の年齢や発達段階に応じた配慮事項
- 声をあげにくいこどもから意見を聞く工夫
- 聞いた意見の政策への反映方法
- 参画するこどもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック
- これまでの取組の成果や課題、展望
- こども参画に係る予算

2. 調査結果

(1) 動向調査¹⁶

1) こどもの意見表明権

意見表明権は児童の権利条約において「意見を聽かれる権利 (the rights of the child

Education and Vocational Education and Training

¹⁴ The National Child Strategy of Finland, Ministry of Social Affairs and Health

¹⁵ Unit for Democracy and Elections, Ministry of Justice

¹⁶ 調査結果の詳細は資料集第3章-1「【諸外国の取組収集】調査対象国以外の動向 報告書」を参照

to be heard)」(第12条)として定められている(意見表明権の「意見」とは、原文(英語)では「view(s)」であり、非言語(遊びや身振り、絵等)で表現される意見も含む)。意見表明権は、いわゆる4つの一般原則の一つに位置付けられていることから、それ自体で権利として定められているだけでなく、他のあらゆる権利の解釈や実施において考慮されるべきものとされている。また、意見表明権は自己に影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利と、これらの意見をその子どもの年齢および成熟度にしたがって正当に重視される二次的権利で構成されている¹⁷。

意見表明権の解釈や実施の在り方について参考になるのは「児童の権利委員会一般的意見第12号」¹⁸(以下「一般的意見12号」という。)である。一般的意見には法的拘束力はないものの、児童の権利委員会が締約国から提出される報告書の分析や審査の経験に基づいて、児童の権利条約の条文や規定に含まれる主題についての解釈を提供するものであり、児童の権利条約の実施を促進し、かつ締約国が報告義務を果たす際の指針となっている¹⁹。

一般的意見12号は、法的分析(意見を聽かれる子ども個人の権利について)、A(司法上及び行政上の手続き等において権利を全面的に実現するための要件)、B(第12条と他の3つの一般原則(差別の禁止に対する権利、生命および発達に対する権利、子どもの最善の利益の第一義的考慮)との結びつき及び他の条項との関係について)、C(様々な場面および状況における意見を聽かれる権利の実施)、D(意見を聽かれる権利を実施するための基本的要件)、E(結論)で構成される。

意見を聽かれる権利が効果的に実践されるために段階的措置をとる必要があるとされており、「5つの段階的措置」としてまとめられている(パラ40-47)。

¹⁷ 児童の権利委員会 一般的意見12号 A.法的分析

¹⁸ 児童の権利委員会一般的意見第12号 "UN Committee on the Rights of the Child (CRC), General comment No. 12 (2009)"

(https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fGC%2f12&Lang=en)

¹⁹ ユニセフ(https://www.unicef-irc.org/portfolios/general_comments.html)

図表 3-4 5つの段階的措置

(a)準備	適切な情報提供
(b)聴聞	意見を表明しやすい励ましに富んだ環境の用意、談話の形式、秘密が守られる条件下での実施
(c)子どもの力の評価	自己の意見をまとめる力があるときの正当な考慮
(d)フィードバック	意見がどの程度重視されたかに関する説明
(e)苦情申し立て、救済措置および是正措置	権利が侵害された場合の苦情申し立てや救済措置を提供するための立法、苦情の声をあげるためオンブズマンまたはこれに相当する役割を果たす者に相談することの保障、及びその者についてとアクセス方法についての情報提供

また、一般的意見 12 号において「意見を聽かれる子どもの権利を実施するための基本的要件」として「9つの要件」がまとめられている。これらの要件に沿って大人が実践するため、国際的な子どもの権利団体であるセーブ・ザ・チルドレンが実践ガイド²⁰をまとめている。基本的要件の解説とあわせて具体的な実践事例や子ども参加の計画と評価のためのチャートが整理されている（図表 3-5）。

例えば、要件 1 「透明性があり、十分な情報がある」が満たされた基本的な状態は、「子どもには意見を表明する権利があり、その意見が聽かれ、尊重されるということを、子どもが明確に理解しています。子どもは、なぜ自分がこの活動やプロジェクト、プログラムに関わっているのか、参加することでどういう成果がもたらされるのか、また自分の意見や参加がどのような決定や計画に影響を及ぼすのかを把握しています。関わっている活動、プロジェクト、プログラム、組織、主要な用語の意味、参加のプロセスなどを理解するために役立つ情報や必要な支援などにアクセスもできます。また、子どもは具体的に自分に何が求められ、共有した情報がどう扱われるのか、誰がその情報にアクセスできるのかを理解しています。さらに、質問をし、説明を求め、懸念やアイディア、提案を自由に述べられると認識しています。」と定義している。そのための実践における具体例として、「どのような機会や制約があるかが、子どもとともに明確にされている」、「子どもの役割と責任が明確にされている

²⁰ セーブ・ザ・チルドレン (2021)

(<https://resourcecentre.savethechildren.net/document/nine-basic-requirements-meaningful-and-ethical-childrens-participation/>)

る」などが挙げられている。

図表 3-5 意見表明権を実施するための基本的要件の主なポイント

透明かつ十分に情報が提供される	こどもにやさしい情報提供をする（言葉づかい、フォーマット）
任意である	関わるかを決めるだけの時間と情報を提供する、いつでも辞退できる、大人とこどもの力関係の不均衡に対処する
尊重される	こどもの用事（学校、しごと、遊び）を考慮する、文化やジェンダーに配慮して進める、支えになり情報提供する大人がいる
こどもたちの生活に関連している	こどもに関わりがあるテーマである、こどもがトピックを決めるサポートをする、プレッシャーをかけない
こどもにやさしい	こどもが参加しやすい方法やアプローチをとる、会場はこどもに配慮され、アクセスしやすい場所である
インクルーシブである	ジェンダー、年齢、背景、能力が異なるこどもが関与している、安全なスペースを別に用意する、差別的ではないプロセス・方法・ツール
トレーニングによる支援がある	スタッフやパートナーはこどもに関わる自信と技術がある
安全でリスクに配慮されている	リスクアセスメント、子どものセーフガーディング計画を作成する、必要なヘルプをどこで受けられるか明確にする
説明責任が果たされる	進歩確認や評価方法を検討する、こどもが評価プロセスに関与する、こどもとのコミュニケーションやフォローアップ方法を決めておく、参加の結果をこどもが確認できるようにする

「こども参加のための9つの基本的要件」のほか、こどもとのイベント企画やファシリテートする際のガイドもまとめられている。

2) 欧州のこども・若者の参画状況

こどもや若者が政策決定過程に参画する取組は欧州が最も進んでいるとされる。先進的な地域がどこまでこどもや若者の政治・政策参加を進めているか把握するには、「EUにおける政治的・民主的生活へのこども参加に関する調査」²¹（以下、EU調査）が詳しい。EU調査では、政策及び法制化の企画、設計、実施、評価のあらゆる段階においてこどもが関与するための機会を対象に、政治や政策へのこどもや若者の参加状況、そのための仕組みや好事例

²¹ EU 司法・消費者総局（2021年2月）“Study on child participation in EU political and democratic life”(https://ec.europa.eu/info/study-child-participation-bibliography_en)

について EU 加盟 27 力国及び英国における実態を網羅的に調査している。

EU 調査によると、こども・若者の政治・政策参加を促進している主な仕組みは、こども若者評議会（ユースカウンシル）、こども若者議会、オンブズパーソン等の政府が主導して設置した常設の仕組みである。また、学校現場では定期的な取組や随時の取組が行われている。

しかし、仕組みはあるものの大人主導であり、こどもや若者の関与は企画段階ばかりで政策の実施や評価段階への関与事例が少ないと、参加することもや若者から聴いた意見を政策に反映することが課題で影響力を發揮するまでに至っていないと総括している。

また、こどもや若者の参画が公正であるかも問われている。ジェンダーバランスは考慮されているが、多くの場合 12 歳以上向けの仕組みが多く、より年齢層の低いこどもや、障害や民族の問題、難民、性的マイノリティ等の困難を抱え、不利な立場にあるこどもの関与については課題が残るとまとめている。

EU 調査では全体動向で述べた課題に対する好事例も併せて報告されている。例えば 6 歳までのこどもを対象とするスペインの幼児プログラムや知的障害のあるこどもをサポートするブルガリアのプログラム、500 万ユーロ（約 7 億 500 万）²²もの規模の予算の使途をこどもからの政策プロポーザルと投票で決めるポルトガルのこども参加予算、10 歳前後のこどもが 4 条から成る法案を作成し国会議員が法律化するフランスのこども議会等である。

EU 自らのこども・若者の参画の取組としては、「EU 子どもの権利戦略 2021-2024」²³が挙げられる。同戦略は、すべての子どもの権利を保護・権利の実現を支援し、EU の政策立案の中心にこどもを据えるため、欧州委員会が 2021 年 3 月に策定した。

6 分野を定め、こどもの声とそれを踏まえて EC が取るべきアクション及び加盟国への推奨事項がまとめられている。

²² 1 ユーロ 141 円換算

²³ 欧州委員会（2021 年 3 月） “The EU Strategy on the Rights of the Child 2021-2024”(https://ec.europa.eu/info/files/eu-strategy-rights-child-graphics_en)

図表 3-6 6つの戦略分野

1	政治及び民主的生活への参加：子どもが主体的な市民および民主社会の構成員となるためにエンパワーするEU
2	社会的経済的包摂、健康、教育：子どもの貧困と闘い、インクルーシブで子どもに優しい社会、健康、教育を推進するEU －子どもの貧困と闘い、機会の平等を促進する －ヘルスケアを享受する権利をすべての子どものために確保する －インクルーシブで質の高い教育システムを構築する
3	子どもに対する暴力との闘いと子どもの保護：子どもが暴力のない世界で育てるよう手助けするEU
4	子どもに優しい司法：子どもの権利とニーズを守る司法制度を備えたEU
5	デジタルと情報社会：子どもが安全にデジタル空間を行き来し、その機会を享受できるEU
6	グローバルな側面：危機や紛争時を含め、グローバルに子どもを支援し、保護し、エンパワーするEU

戦略の策定にあたり大規模調査が実施され、11歳から17歳の1万人以上の子どもが関与した。ChildFund Alliance, Eurochild, Save the Children, UNICEF, World Visionの5つの子どもの権利団体のファシリテーションにより、オンラインアンケートやグループディスカッション（障害・貧困・社会的養護などの状況にある子ども）で関わっており、学校生活や食生活、メンタルヘルス、生活上の困難、参加、ネット利用、コロナ禍の生活、EUの優先事項等についての子どもの声が戦略づくりに直接反映された²⁴（図表 3-7）。

図表 3-7 私たちのヨーロッパ、私たちの権利、私たちの未来で聞かれた子どもの声とアクション

子どもの声	現状とアクション
聴いてほしい	自分たちに関係することを決めることに関わりたいが、めったにその機会はない → 最低限、子どもの参画を戦略の中心とする
権利を尊重してほしい	ほぼ全ての子どもは子どもの権利について聞いたことがあるが、尊重されることに問題がある。親や教師以外にソーシャルワーカーや警察、司法関係者で尊重してくれると感じている子どもは4人に1

²⁴ 欧州委員会（2021年2月）"Our Europe, Our Rights, Our Future"(<https://www.unicef.org/eu/reports/report-our-europe-our-rights-our-future>)

	<p>人に過ぎない</p> <p>→最低限、学校や就学前施設で子どもの権利の教育を行い、子どもに関わる全ての専門職は研修を受ける</p>
公平に包摂してほしい	<p>3人に1人の子どもは、差別や排除を経験している。障害児、移民、少数民族、LGBTQ+の子どもの場合は 50%にのぼり、学校が最も問題が生じる場所になっている</p> <p>→最低限、差別の問題と公平性の確保を戦略の土台にする、差別についての欧州指令を子ども中心にする</p>
将来に役立つ教育に変えてほしい	<p>学校は好きだが、多くの子どもは自分たちのニーズは満たされておらず変革に向けた考えは無視されていると感じている。年齢が高い子どもは将来に必要なツールやスキルを与えられておらず、ライフスキルや芸術、スポーツ、子どもの権利を学びたい。3人に1人が修学旅行に行くことや教科書を買うことができておらず、社会的排除につながっている。</p> <p>→最低限、EU 加盟国に質が高く、包摂的で安全に教育を受ける環境を子どもに保証するよう求める。現在と将来のニーズに役立つ教育となるよう設計すること、カリキュラム、教育方法、学校環境について子どもの意見を考慮することが重要</p>
身体と心の健康をサポートしてほしい	<p>3人に1人は必要なヘルスケアサービスにアクセスがなく、多くの子どもがメンタルヘルスの問題や落ち込み、心配を抱えている。5人に1人の子どもは、将来への不安、いじめ、学校や孤独などのメンタル不安を感じている。</p> <p>→最低限、すべての子どもが無料でヘルスケアとソーシャルケアサービスにアクセスできるよう予算を投じる</p>
健康的な食事をしたい	<p>20%の子どもが、必ずしも毎日十分な食事をとれておらず、移民や失業している親の子どもはさらに高い割合である</p> <p>→すべての子どもが健康で手に入りやすい値段の食事を未就学施設や学校でとれるようにする</p>
家とコミュニティを安全な場所に	<p>マイノリティーグループの子どもの多くは過密・騒音・寒さ・Wi-Fi アクセスなど住宅の問題に直面している。ホームレスやストリートチルドレン、施設で育った子どもはより多くの困難を経験している。</p> <p>→最低限、利用可能で低価格な住宅を必要な子どもに提供する。公共空間で女の子が危険であることを認識し安全が守られるように政策を策定する</p>
遊びたい	4人に1人以上の子どもが遊びやスポーツ、文化的な活動や芸術を

	経験できず、周縁化されたグループの子どもでは半数にのぼる →加盟国全てに子どもが安全なレジャー施設を利用するための投資をするよう求める
安全でアクセスしやすいデジタル世界を保障する	インターネットは教育、遊び、情報、家族や友人とのコミュニケーションで不可欠だが、半数の子どもがインターネット接続やデバイス、データ利用に問題がある →最低限、EUと加盟国はオンライン世界における子どもの権利の実現を強化すると同時に、オンラインプラットフォームやゲーム、アプリは子どものプライバシーや安全を守られる仕様とするよう求める
子どもに対する暴力を止める	子どもは家や学校、学校への通学路や近所で暴力を受けた経験があり、暴力を止めることは子どもたちの最も高い関心事の一つ →最低限、子どもに対するあらゆる暴力の根絶を戦略の土台にすえる
私たちの未来のために気候を守る	多くの子どもが気候変動を気にかけ、気候変動を止めるためのキャンペーンに関わっているが、グローバルな議論はめったに子どもの生命や権利への影響や子どものアクティビストの意見を聞くようしてくれない →最低限、EU気候変動アプローチはより子どもにフォーカスをあて、気候変動や環境保護に関する政策については子どもの権利を組み込む

また、EU子どもの権利戦略について、すべての子どもがアクセスし、何が自分たちの権利でEUが何を子どものためにしようとしているのかを明確に理解することを重視しており、各国語で公表されるとともに、イラスト入り版、子どもにやさしい版(4ページのショート版、10ページのロング版)、動画などの多様な形態で公表されている。多くの子どもがアクセス可能であるとともに、戦略策定に関わった子どもに対するフィードバックとしても使うことができる。子どもにやさしい版は子どもとのパートナーシップにより作成され、アイルランドの2つの学校がこれに協力し、言葉づかい、ビジュアル、何を例として挙げるかなどについてアドバイスをした。また、子どもにやさしい版は、視覚障害者向けにも作成されている。

図表 3-8 6つの戦略分野（子どもにやさしい版）

The top 6 things that the EU plans to do to put **Children's Rights** into practice

To DO

- Children will have a say in decisions about them.
- Children will get good education and healthcare and families will have enough money.
- Children will be kept safe and get help if they have been harmed.
- All children will be able to use the internet and enjoy it safely.
- Police, judges and lawyers will treat children fairly and listen to them.
- Children all over the world will be helped to enjoy their rights.

Did you know?

When making the plan the EU talked to lots of people, including 10,000 children.

36

図表 3-9 EU こどもの権利戦略 2021-2024 公表彰態

■本編（各國語） ■本編（イラスト入り版）



■子どもに優しい版
(4ページ版、10ページ版)



■紹介動画（1分55秒）



3) ガバナンスギャップとしての若者参画

OECD では「若者」に着目して若者参画や若者の力をつける（エンパワメント）ための加盟国の取組を調査している。「OECD における若者参画とエンパワメントの現状調査」²⁵によると、若者は経済成長の果実を公正に受け取れていおらず、グローバルな課題の影響を受けている。それゆえ、若者の政治・政策への関与や意見反映はガバナンス上の問題と捉えられており、他の世代に比べて公正に意見が反映されていない若者世代の「ガバナンスギャップ」に各国が取り組む必要があるとしている。

²⁵ OECD 公共ガバナンス委員会（2018 年 4 月）" Youth Stocktaking Report: Engaging and empowering youth in OECD countries- How to bridge the "governance gap"(https://ec.europa.eu/info/study-child-participation-bibliography_en)

とりわけ、政治的な立場を高齢者が占めており、既存の政策決定手法のままでは多くの若者が政治的不関与に陥るリスクが生じていると警鐘を鳴らしている。今後の取組課題として、若者が社会的・政治的問題について活用しているデジタル技術（ソーシャルメディア、ブログ、オンライン請願）の活用や国レベルでの若者政策の戦略作り、新たな法律や制度の若者への影響を分析する「ユースチェック」、若者意見を予算配分に反映する「参加型予算」が紹介されている。

(2) 対象国調査²⁶

1) 各国の取組の概況

アイルランドのこども・若者参画は、2000年に策定した国家こども戦略に基づいて全31自治体に設置されたユースカウンシル「コーラナノーグ（Comhairle na nÓg）」（12歳から17歳対象）が中核となり組織的に活動が行われている点や、国や基礎自治体にそれを支援する体制がある点が特徴である。

フィンランドは、憲法第6条にこどもを個人として平等に扱うことが定められていることをはじめ、こどもや若者の参画や意見表明、意見聴取が権利あるいは関係機関の義務として各種法律に定められており、法律に基づいて参画の仕組みが社会に実装されていること、また基礎自治体のほかNPOや教会など政府以外の市民社会がこども・若者参画の場を提供する担い手となっており、日常的なユースワークを通じて、意見表明や意見聴取だけでなく社会包摂が進められている点が特徴である。

ニュージーランドは、こどもの貧困対策をきっかけにこどものウェルビーイングの向上に向けた検討が近年進み、国主導で戦略策定や実践に向けた取組が行われている点が特徴である。

3か国に共通していることは、関係機関共通のビジョンを国家戦略として策定し共有することに取り組んでいる点である。その背景には、こども・若者参画は基礎自治体や各分野で取り組まれているものの、「先進的」な基礎自治体や分野だけでなく、全てのこどもが意見表明権を行使できるようにするために関係機関が共通のビジョンを持ち実践する必要があるという考え方がある。いずれの国でも、国家戦略づくりにこどもや若者が広く参画し、策定した戦略は共有され、戦略に基づいて計画を策定し実施状況を定期的に報告、あらかじめ設定した評価指標に基づいて評価が行われている。

²⁶ 調査結果の詳細は資料集第3章-2「1【諸外国の取組収集】調査対象国の取組 報告書」を参照

図表 3-10 調査対象国のことども・若者参画の概況

		アイルランド	フィンランド	ニュージーランド
参画推進の制度的基盤		国家戦略 国家戦略に基づき全地域に設置されたユースカウンシル	憲法及び各種法律 国家戦略（政権にかかわらず遵守が求められる長期政策方針）	国家戦略
国による参画推進の背景		国連子どもの権利委員会政府報告審査	欧州評議会によるこども参画評価	こどもの貧困が与野党を通じて政治問題化
国の参画推進担当		子ども・平等・障害・統合・若者省(DCEDIY)内、国家参画事務所	社会保健省国家こども戦略担当	青少年開発省(MYD)
国の役割の重点		ビジョンの共有（戦略策定）、戦略の実行支援（組織・人・予算・参画フレームワーク・研修等）	ビジョンの共有（戦略策定）、全てのこども・若者の参画機会の保障（法整備・仕組み・予算）	ビジョンの共有（戦略策定）、戦略に基づくPDCAサイクルの仕組みづくり
意見聴取方法	常設の公式の場	全地域に設置されたユースカウンシル	若者アドバイザー ユースワーク拠点 オンラインプラットフォーム（試行中）	アドバイザリーグループ（各省庁） 政府と連携する若者グループ（Hiver）
意見表明機会	常設の公式の場	若者議会 ユースカウンシル全国委員会 全国ユースアセンブリ（特定テーマ）	若者議会 ナショナルユースカウンシル連合 オンラインプラットフォーム（試行中）	若者議会
	日常的な場	全地域に設置されたユースカウンシル	若者議会（学校：議会クラブ・学生自治会） ユースワーク拠点	不明 (インタビューではローカル活動に言及できなかった)
多様な意見聴取や意見表明促進		各ユースカウンシルを通じたアウトリーチ活動	ユースワークを通じた社会包摂	政府と連携する若者グループ（Hiver）

図表 3-11 調査対象国の国家戦略

国名	戦略名
アイルランド	国家こども戦略 National Children's Strategy: Our Children - Their Lives 2000-2010" (2000) ²⁷
フィンランド	国家こども戦略 National Child Strategy (2021) ²⁸
ニュージーランド	こども・若者のウェルビーイング戦略 Child and Youth Wellbeing Strategy(2019) ²⁹

<コラム：アイルランドの参画フレームワーク>

参画フレームワーク（正式名称：こどもや若者の意思決定への参画のための国家フレームワーク）³⁰は、関係機関がこどもや若者の声を聴き、意思決定に影響を与えることについてより良く実践するため、クイーンズ大学ローラ・ランディー教授の概念的フレームワークを用いて、ランディー教授とアイルランド政府（DCEDIY）、ハブ・ナノーグの協働で開発された。参画フレームワークで使われている参画モデルはランディー教授にちなみ「ランディー・モデル」と呼ばれることがある。

このようなフレームワークが必要だった理由として、政策決定過程における参画の意味が明確ではなかったこと、権利に基づくアプローチの実践方法のガイダンスが必要であること、こども・若者参画に対する理解が不十分であったこと、日常的な空間、サービス、活動で意見を表明することへの挑戦の必要性、国家全体のガイダンスの必要性が挙げられている。

なお、本フレームワークで意思決定における参画とは、「こどもや若者の生活に直接的にあるいは間接的に影響する事柄についての決定に、積極的に関与し、真に影響を与えるプロセス」と定義されている。

参画フレームワークは児童の権利条約、障害者の権利に関する条約及びアイルランドの

²⁷ 最初に策定された国家戦略であり、以後、政策枠組みや戦略が定期的に策定されている。最新の戦略は「意思決定へのこども・若者参加に関する国家戦略」

(<https://assets.gov.ie/24462/48a6f98a921446ad85829585389e57de.pdf>) があり、現在 2023 年 1 月の公表に向けて「こども・若者のための国家戦略枠組み」（Policy Framework for Children and Young People 2023-2028" (2023)）を策定中である。

²⁸ <https://www.lapsenoikeudet.fi/wp-content/uploads/2021/04/child-strategy-ENG.pdf>

²⁹ <https://www.childyouthwellbeing.govt.nz/resources/child-and-youth-wellbeing-strategy>

³⁰ <https://hubnanog.ie/participation-framework/>

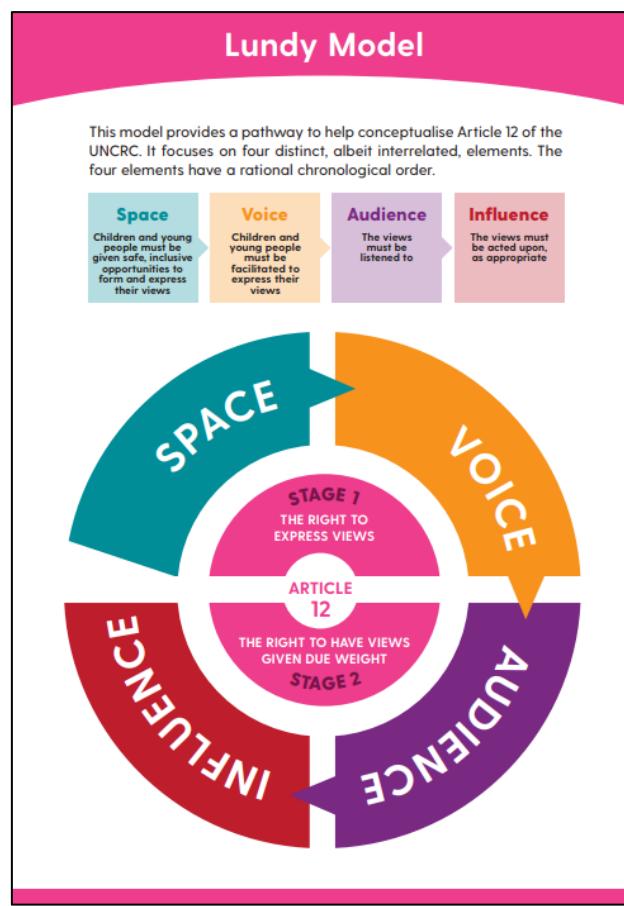
参画戦略に基づいており、児童の権利条約第12条に相互に関連する4つの要素（空間、声、聞く、影響）に焦点を当てている。ランディー・モデルを実践するためのチェックリストや参画した若者が参加後に評価する評価フォーム（アンケート）も開発・公開されている。（計画段階チェックリスト、評価段階チェックリスト、日常空間におけるチェックリスト）

<意見を表明する権利>

- Space：自分の意見を形成し表現するための安全で包摂的な空間を与えられなければならない
- Voice：適切な情報が提供され、子どもや若者の意見表明はファシリテートされなければならない

<正当に考慮される権利>

- Audience：子どもや若者の意見は耳を傾ける責任がある人に伝えられなければならない
- Influence：子どもや若者の意見は真摯に受け止められ、適切に対応がなされなければならない



2) こども・若者参画の目的と参画促進に至った背景

アイルランドとフィンランドは、意見表明権に基づいて、自己に影響を与える事項についてこどもや若者が意思決定に参加することを重視しており、それに関する第三者評価がきっかけとなって取組が進められてきた。

図表 3-12 こども参画の意義

国名	ヒアリング内容
アイルランド	こどもの意見を意思決定に反映することはアイルランド政府の優先事項である。こどもや若者は権利の主体である。「現在の市民」であり、将来の市民というだけの存在ではない。こどもや若者は自分の生活について専門性を持っている。大人もこどもや若者の生活について知っているがこどもが何を感じ、何を考え、何が好きかということを大人は常に知っているわけではない。だからこそ、意志決定過程においてこどもや若者の考えに重きをおく義務がある。
フィンランド	児童の権利条約第12条の通り、自己の意見を形成することができるこどもに対して、自己に影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、これらの意見はその子どもの年齢および成熟度にしたがって正当に重視される。
ニュージーランド	こどもや若者にとってニュージーランドが世界一暮らしやすく、幸福であるために何をすれば良いかについて、大人が決めるよりもこどもや若者が関わった方が良い結果を生むという考えがある。また、デジタル化に伴いこどもや若者は情報にアクセスしやすくなり、より多くの参加を求めている。

アイルランドでは、児童の権利条約の実施状況に関する定期報告に対する第1回総括所見が厳しい評価であったことが国家こども戦略を策定する契機になった。フィンランドの場合は、児童の権利条約を踏まえて欧州評議会が作成したこども参画評価に基づくアセスメント（Child Participation Assessment Tool）³¹においてこども参画が不十分と評価されたことが背景にある。

ニュージーランドは、2017年の国政選挙において与野党ともに子どもの貧困が大きな争点となり貧困対策を法制化することになったことが背景にある。議論を進めるうちに、貧困を単

³¹ https://oikeusministerio.fi/-/lasten-osallistumisoikeuksia-arvioitusuomessa?languageId=en_US

独で対応するのではなく子どものウェルビーイング向上に向けた包括的な取組が必要だという認識に至り、子ども・若者ウェルビーイング戦略が策定された。

<コラム：子ども参画評価に基づくフィンランドに対する主な評価>³²

- 子ども参画の権利は包括的に法律で規定されているが取組が散発的で分散的である
- 子ども達は参画する権利についての情報を十分に与えられていない
- 関係機関が子どもと協議する義務があることを十分に知らない
- 子どもの権利に関する政策について、政府レベルで強い調整機能が必要
- 子ども参画に関する多くのフォーマルな仕組みが地域、地方、国レベルで存在するが、参画する子どもが限られている
- 特に脆弱な状況にある子どもへの相談や参画について、法律の実行が不十分である
- 協議するための仕組みは多くの場合複雑であり、子どもにやさしくない

なお、国家戦略策定後の影響として、アイルランドでは、国家戦略後 20 年以上かけて計画的かつ組織的に子どもや若者の参画を進めている。最初の国家戦略の結果、第 1 回若者議会が 2001 年に開催され、国レベルのユースカウンシルが 2002 年に全 31 地方に設置された。各ユースカウンシルから選ばれた 1 名の代表で構成される「コーラナノーグ全国委員会」も同年から開催され、若者議会の議決で決まったテーマについて国レベルで具体的なアクションを起こすために活動する。また、関係機関が若者と協議する際、ユースカウンシルが対象者を紹介する等、ユースカウンシルは若者が国レベルの意思決定に参画するための制度的基盤である。これらの活動を支援する国の機関も段階的に整備されており、2001 年時点では国家こども事務所 (National Children's Office) であった機関が 10 年後の 2011 年に省へ格上げされ、2021 年には所管官庁として子ども・平等・障害・統合・若者省 (DCEDIY) 及び子ども参画を担う国家参画事務所 (National Participation Office (NPO)) が DCEDIY 内に設置されるとともに、国家戦略の実行を担う中核組織であるハーブナノーグ (Hub na nÓg) が設置された。

また、フィンランドでは、その後の政治状況にかかわらず国家戦略が踏襲される仕組みとなっている。フィンランドの国家こども戦略の策定作業は国会に議席を有する与野党の国会議員で構成させる国会委員会で進められ、完成時には全政党の代表者の署名が付される与野党の合意文書である。国家こども戦略は子どもの生活全般に関連する事項について包括的な政策方針を示した内容となっており、いずれの党が政権についても当該政権の任期ごとに実行計画を作成し、計画で設定した指標に基づいて評価し、進捗報告することになっている。

³² フィンランド政府提供資料に基づく

3) 意見聴取機会の確保方策

意思決定過程において、こどもや若者の意見を聞くための機会と、大人がテーマを設定するのではなくこどもや若者が主体的にテーマ設定や意見を言う意見表明の機会の双方が確保されている。また、意見表明機会は常設の公式の場のほかに、日常的に意見を表明し、意見を聞いてもらう場もある。

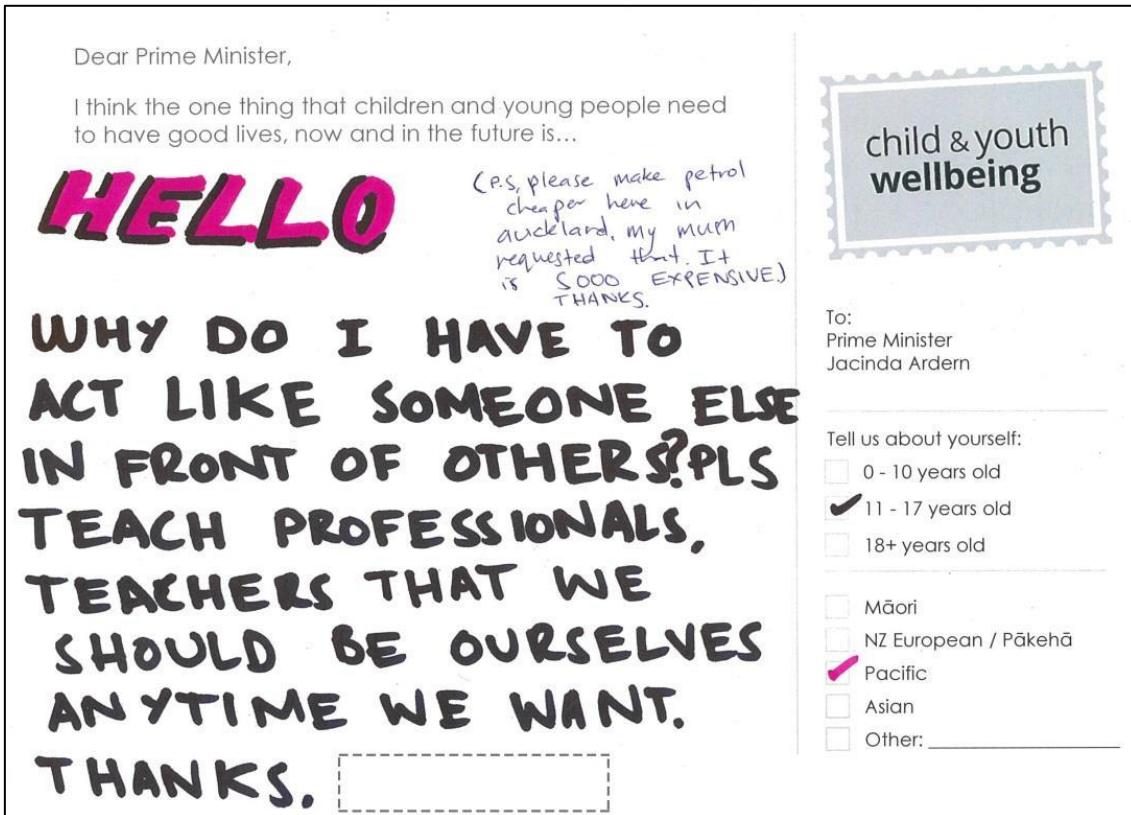
アイルランドでは、全地域に設置されたユースカウンシルが関係機関からの意見聴取機会の周知ルートとなり参画する若者が選ばれるほか、こどもや若者が自らに影響があるサービスや施策や地域の問題について意見を表明し、主体的に活動する日常の場にもなっている。また、ユースカウンシルから選ばれた代表が隔年の若者議会で活動すべきテーマを決め、全国委員会で若者に影響を及ぼすような活動を行うほか、若者が継続的かつ直接関与を希望するテーマについては全国ユースアセンブリを通じて声を集めし政府の担当部署から情報提供を受けたり、協議を行ったりする。

フィンランドでは、若者法に規定された若者の成長、自立、社会的包摶を援助する取組としてユースワークが位置付けられており、国の助成を受けてユースセンター等のユースワーク拠点で日常的に活動するほか、政府からの意見聴取の場にもなっている。また、8年生・9年生（15歳から16歳）を対象に、若者世代に重要な事柄について関与し意見表明を促進するために、全ての基礎自治体で若者議会を設置することになっており、多くの場合学校の議会クラブや学生自治会の活動の一環で日常的な活動が行われている。その上で、2年に1度、国レベルの若者議会の総会が国会で開催され、学生議員と学生ジャーナリストに立場を分けて、国会議員等と議論や交流を行う中で意見形成や意見表明の機会となっている。また、オンラインで意見聴取・意見表明できる常設の場としてオンラインプラットフォームの構築が行われ試行中である（後述）。

ニュージーランドでは、各省庁に設置された若者のアドバイザリーグループが意見聴取のための常設の公式の場となっている。このほか、意思決定者と若者の間で双方のコミュニケーションを橋渡しする「ハイバー（Hiver）」という任期1年で活動する若者グループ（後述）があり、若者世代の意見聴取のための常設の場として機能している。

意見聴取の手法については、施策の目的や内容、意見を聞くこどもや若者が置かれている状況や特性、希望に応じて複数の手法を組み合わせて多様な意見を聞くようにしている。上述したユースカウンシル、ユースワーク拠点、若者アドバイザリーグループや特定の若者グループ等の常設の公式の場のほか、国家戦略策定や国連児童の権利委員会報告等の機会の場合は大規模なオンラインアンケート、協議の場、フォーカスグループ、ワークショップ、個別ヒアリング、学校や地域の集会等の生活や活動の場に出向いて意見を聞く場合もある。ニュージーランドのこども・若者のウェルビーイング戦略策定の際は、首相宛てのはがき、絵や動画、写真、詩集等の表現を通じた意見表明機会も用意された。

図表 3-13 首相へのはがき（ニュージーランド）



4) デジタルツールの活用

こどもや若者の意見聴取や意見表明にあたり、コロナ禍やデジタルサービスの増加に伴いデジタルツールを活用する機会は各国で増えている。いずれの国も、交通の便が必ずしも良くない地域に住む者も公平に参画できる機会の提供を重視しており、オンライン会議が用いられている。オンライン会議の場ではグループワークや投票などの双方向ツールが使われることもある。また、ウェブアンケートによりこどもや若者の意見を聞くことも増えており、学校経由で案内・回答することで短期間に多くのこどもや若者の意見を聞くことができている。このほか、フィンランドでは特定のテーマについてこどもや若者が議論を行った上で、意見をまとめて表明するためのデジタルプラットフォームを開発中である（下記コラム参照）。

一方、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）は主に意見聴取や意見表明機会についての情報提供や情報発信ツールとして使われており、アイルランドではコミュニケーション担当を設け SNS を含めて認知度向上を図っているが、国が直接意見を聞くための手法として使う例はヒアリングでは言及がなかった。また、SNS が情報提供のツールとして使われる際も、国のアカウントから直接発信することもあるが、こどもや若者の社会参画や支援に取り組む NPO 等や若者団体等、こどもや若者と接点を持っている団体を通じて行われる

ことが多い。

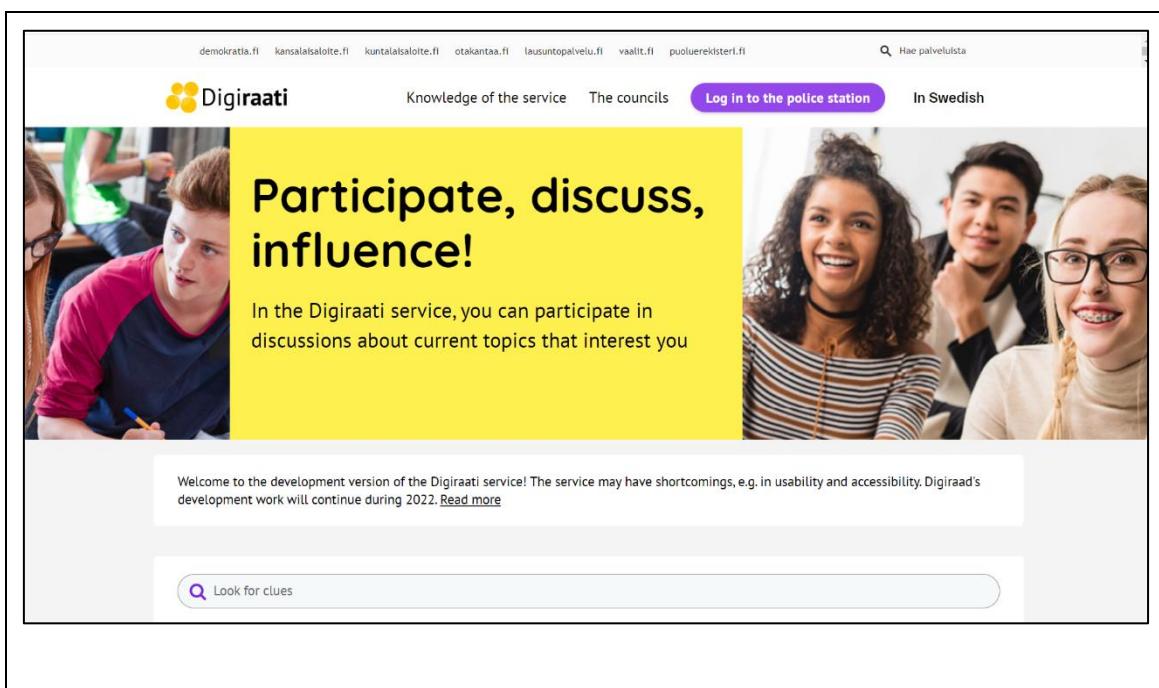
<コラム：デジタルプラットフォーム Digiraati（フィンランド）>

こどもや若者が自由に議論するためのデジタルオンラインプラットフォームである。29歳以下の全てのこどもや若者の平等な政治参加の機会を提供し、異なる年齢や背景の人々の間の相互作用を増やすことを目的に、国家こども戦略を推進するツールとして、司法省がパートナー団体であるタンペレ大学（オールユース研究プロジェクト）、教育文化省、国家こども戦略担当、若者包摂センター、フィンランド赤十字と共同開発した（2022年4月よりパイロット版開始。調査時点で試行段階）。

参加希望者はユーザー登録が必要。トピックごとに登録者を招待し、匿名で議論を行う。議論するトピックは省庁や地方自治体、非政府組織などが主催者となり準備する。議論に必要な情報提供も行う。トピック立ち上げ時に登録者に招待メールを送る。関心があるトピックに参加した若者は2~3週間話し合った後、最終の声明文を作成し、意思決定者と共有したり、ソーシャルメディアで発信したりする。若者がトピックの主催者となることも可能である。

研修を受けたトレーナー（ファシリテーター）がトピックごとに参加することになっており、議論の進行や安全性、円滑な会話が行われるようにしている。

過去にeデモクラシーの取組の一環で「Nuortenideat」が運用されており、各省庁がオンラインアンケートを実施する機能とこども・若者が自由に発言する機能があった。担当者にヒアリングしたところ、構想自体は良かったものの、意見を言う一部の若者しか利用せず、利用率が低迷した。また、挙げられた意見の中はマクドナルドが近くにほしい、給食が美味しいといった感想も混じってしまい、議論にはならなかったという。関係省庁との相互作用もほとんどなく、若者の影響力の発揮にはほど遠かった。そこで、Digiraatiではテーマを設定して議論をする場とし、登録制・招待制とした。議論に関する情報を主催する組織が提供し、ファシリテーター数名も議論に加わる設計とした。現在試行中であり、ユーザー評価を踏まえて改良していく予定である。



5) 参画することもや若者の選び方

こどもや若者の選定方法は、一般公募、立候補、選挙、学校や若者団体からの推薦、クオータ制のように特定の背景を持つグループからの選定などの例がある。例えば、アイルランドのユースカウンシルであるコーラナノーグでは、2年間活動するメンバーを選定するが地域の実情に応じてその方法が異なっている。選挙による場合と公募による場合、学校や若者団体からの推薦の場合に分かれている。

ユースカウンシルやこども・若者議会に関わることもや若者は活動的で積極的に意見を述べることもや恵まれた家庭環境の生まれである場合が多いことから、いずれの国も多様な背景や経験をもつこどもが関わることで多様な意見を反映させることを課題と考えている。一般公募や推薦であっても年齢やジェンダー、地域、声を聴かれにくい子どものバランスを考慮して選定している。選定された代表とは別に特定の関心や専門性、社会経済的背景を持つ若者を客員メンバーとして加える場合や、募集の際に一般公募枠とは別に、特定の若者グループを設けて公募する場合もある。ニュージーランド教育省による全国共通カリキュラム刷新の際は、①マオリ、②太平洋諸島、③新規定住者、難民・保護・新規移住経験者、④障害のある若者の4つの区分を設けて募集した。

大規模アンケート調査の際は回答者の偏りを考慮して、主に困難な状況におかれているこどもや若者からの対面での意見聴取を併用している例がある。ニュージーランドの幸せな暮らし調査のアンケートの際は、支援団体や地域団体など既にこども達と関係性を構築している人々の協力を得て、マオリ、貧困、社会的養護、障害者、田舎や孤立地帯の居住者、3歳以下のこども、難民の家庭のこども、性的マイノリティ、最近の移民、精神疾患罹患者、少年犯罪者、不登校・ニート等に対して対面インタビューやフォーカスグループインタビュー

一が行われた。

いざれにせよ、意見表明や参画機会についての情報が公平に行きわたることが重要であり、学校（いわゆる普通校以外を含む）や支援団体などを通じた情報提供が行われている。

<コラム：ハイバー（Hiver）の選定方法（ニュージーランド）>

ハイバー（詳細は次のコラムを参照）はソーシャルメディア等を通じて公募するほか、学校、若者団体、コミュニティーグループを通じて募集案内及び推薦を受ける。ウェブの申請フォームは4つの質問に回答するだけの簡易な内容（①あなたが Hiver になると良い理由は何か、②友達はあなたのことをどのように表現するか、③あなたが参加しているコミュニティは何か、④どのような課題に最も関心があるか）となっており、現役のハイバー及び運営を担う Curative 社の担当者と面接をして決定する。2022年は177名の応募に対して、16名を選定した。

応募者の多くは女性、ヨーロピアン、都市部に偏るため、選考においては地方在住者、太平洋諸島やマオリ、性的マイノリティ、移民を特にターゲットとして、多様な若者が Hiver に選定されるようにしている。

<2022年の応募者構成>

- 年齢：15-17歳（55%），18-21歳（35%），22-25歳（10%）
- ジェンダー：女性（69%）、男性（18%）、その他（13%）
- 居住地：地方（25%）、都市（75%）
- 民族：ヨーロピアン（43%），マオリ（13%），太平洋諸島（9%），その他（中国、インド、マレーシアン、アイルランド、アフリカ系等）（35%）

6) 多様な意見聴取や意見表明を促進する方法

意見を言うことに関心がある子どもや若者に意見表明する機会や経験を提供すること、それぞれの社会の中で声をあげにくい立場に置かれている子どもや若者への配慮をすることに加えて、意見表明自体に関心が必ずしも高くない多くの子どもや若者の参画をどのように促進するかは3か国共通の課題である。

アイルランドのユースカウンシルで活動するメンバーは、平均28人のうち66%が女性である³³。そこで、所管省庁の子ども・平等・障害・統合・若者省（DCEDIY）内にコミュニケーション担当を雇用するほか、参画5か年開発計画³⁴で「届くことと影響を与えること」を第一の目標に掲げ、学校や他の教育機関を通じて多様なメンバーの募集に力を入れている。

³³ アイルランド政府より提供された Comhairle na nOg 開発基金年次報告 2021 (Draft)

³⁴ <https://www.comhairlenanog.ie/wp-content/uploads/2021/07/Comhairle-na-nOg-Five-Year-Development-Plan-1.pdf>

また、非メンバーによる意見表明の機会づくりや正式チャネルを作ることを計画している。フィンランドでは、若者の社会包摶を目的とするユースワークが誰にでも開かれた日常の場として用意されており、余暇活動や教育・雇用機会の探索とあわせて市民教育や政府からの意見聴取の場が設けられている。ニュージーランドでは、意思決定者と若者のコミュニケーションを橋渡しするハイバーが、分かりやすいジュアルや言葉で政策について若者向けに「翻訳」して発信することで、政治や政策に関心が高くない若者が関わるきっかけづくりに寄与している。

<コラム：ハイバー（ニュージーランド）>

“Hiver”（ハイバー）とは、若者と政策決定者の間の双方向コミュニケーションを取る役割を担う若者グループで、若者の声プロジェクトの一環で青少年開発省が公募する。誰もが自分に影響を与える問題について発言できるようにすること、人口の20%を占める若者の意見を政策に反映させることを目的としている。

ハイバーに選ばれた若者16名が、分かりやすいビジュアルや言葉で政策発信の仕方を考え、若者にSNSなどで意見を言うことを促す。また、発信された若者の意見をまとめ、意思決定者につなぐ「かけ橋」の役割を担う。

16-25歳を対象に募集。2022年は177名の応募者からの多様なバックグラウンドを持つ若者16名が、任期1年でHiverとして選定され活動。年間1,000NZドル（約83,300円³⁵）の謝金が支払われる。政府からのコンサルテーション等に対応した場合は個別に謝金が支払われる。

生物多様性戦略策定の際は、ハイバーの活動を通じて281件の意見が若者から寄せられたが、84%は初めて政府に意見表明した若者であった。このほか、養子縁組法改正やCO2排出削減計画にも、若者たちから寄せられた意見が反映されている。

³⁵ 1NZドル83.3円換算



7) 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた聴く体制の在り方

政府関係者や大人は子どもに対して強い立場にあることを自覚する必要があると考えられている。そこで、意見を聴く側の姿勢として、各国は子どもや若者を見下すことなく、子どもや若者はその経験を通じた専門家（エキスパート）という態度で対等に接することを重視している。アイルランドが開発した参画フレームワークでは、子どもは権利の主体であること、いつか社会を担う将来の市民というよりもむしろ「今の時代の市民」であると捉えることが意思決定過程における子ども参画を進めるために重要であるとしている。

意見を聴く体制として、真摯に耳を傾けるほか、参加している子どもが安心して意見を言いやすいようファシリテーターを用意する、発言した内容を先入観なく記録するため担当部署とは独立した立場の記録者を用意する工夫もある。ファシリテーターは専門のファシリテーターの場合もあれば、日常的に子どもや若者と接し一定の信頼関係を構築しているユースワーカーや支援団体や活動団体の職員などがファシリテーター役を務める場合やそのような団体に委託する場合もある。

また、意見を聴く場での体制に加えて、アイルランドでは、若者の意見表明や意見聴取活動についての政府横断的な調整、関係省庁やユースカウンシルや若者団体のネットワーキング支援、トレーニング等を行うマネジメント役（国家参画事務所（NPO））を所管官庁の中には設けており、意見を表明しやすく聴かれやすくするための前提条件の整備を担っている。

<コラム：参画フレームワークに記載されているチェックリスト（アイルランド）>

参画フレームワークに基づいて実践するためのチェックリストが策定されている。計画段階、評価段階、日常空間の3つの場面ごとに用意されており、聴く体制を作る上で参考になる。

■計画段階のチェックリスト³⁶

1) Space (空間)

- こどもや若者ができるだけ早い段階で関わる機会をどのように確保するか
- 彼らの関わりをどのように持続的にするか
- このテーマに直接的に影響を受ける人とどのように関与するか
- プロセスがインクルーシブでアクセスしやすくなるためにどのようなステップで何を確保するか
- こどもや若者が意見を表明しても安全で安心と感じられるようどのようにサポートするか
- 心配になったり、気分を害したり、不安になったりしたこどもや若者にどのようなサポートを用意するか

2) Voice (声)

- こどもや若者の意見を聴きたいトピックについて明確なリストを作ったか
- 意見表明の主なプロセスがテーマに沿ったものとなるようどのように工夫するか
- 参加は任意でありいつでもやめることができるなどをどのように知らせるか
- 年齢に適切な情報かつ事前に提供することを含め、意見を表明しやすいよう、どのようなサポートを提供するか
- 意見を述べるためのニーズや選択にもっとも合致する手段を選べるよう幅広い選択肢を提供しているか
- こどもや若者が話したいテーマを話せるようなプロセスか

3) Audience (聴く)

- こどもや若者は意見がいつ、誰に、どのように伝えられるかをどのように知るか
- こどもや若者の意見を知り、反映することへのあなたのコミットメントをどのように示すか
- 関係する意思決定者をどのように特定し、関わらせるか（変化を生むための責任をもつ人）
- 報告書やこどもや若者の意見の概要は、いつ、どのようにまとめられるのか
- 自分の意見が正確に記録されていることをこどもや若者が確認できる機会をどのように

³⁶ https://hubnanog.ie/wp-content/uploads/2021/04/5611-Hub_na_nOg-planning_checklist.pdf

に確保するか

- こどもや若者が自分の意見を伝えるためのサポート方法についてどのような予定をしているか

4) Influence (影響)

- こどもや若者が意思決定に影響を与えられる範囲と限界をどのように伝えるか
- サービスや政策の決定過程の重要な場面において、アクセスしやすく年齢に応じた内容のフィードバックをどのように得られるか
- こどもや若者の意見が意思決定に影響を与えることを保障するための計画は何か
- 自分たちの意見がどのように使われたかや決定の理由について、こどもや若者が年齢に応じた分かりやすい内容のやすい説明を適切なタイミングで受けるための方法は何か
- こどもや若者がプロセス全体について評価する機会をどのように確保するか

8) 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた配慮事項

意見を求められてすぐに意見を言えることや若者ばかりではないため、意見を述べても安全だと感じるための空間や体制の工夫、意見を言いたくなるまでの十分な時間を設けることのほか、絵や動画、写真などの非言語的な表現を通じた意見表明機会を用意した例もある。また、小学生の場合、意見を直接聞く代わりに将来何になりたいかと問うことで、背景にある生い立ちなどから意見を類推するような対話をした例もある。学校に通っている子どもの場合、学業への影響を考慮して夜や週末、長期休暇に意見を聞く場を設けたりするほか、平日日中に活動が発生する場合は「出席扱い」になるように学校に依頼することや、学校に政府関係者が出席することもある。調査対象国は、学校と関係性を築くことで、こどもや若者参画に教育的意義があることについて理解を得られるよう工夫している。

9) 声をあげにくいこどもから意見を聞く工夫（公正な意見聴取）

どの国においても参画の機会が構造的に少なく、意見表明や参画に多くの障壁に直面することや若者について意見を聞くために特段の配慮を行うことで、公正な意見聴取を実現しようとしている。どのようなこどもや若者を対象とするかは国の歴史や文化、社会情勢によって異なるものの、考慮すべき対象をある程度明確化しており、合理的配慮の必要性の認知や取組の具体化に寄与している。

図表 3-14 調査対象国の声をあげにくい子どもや若者

国名	内容
アイルランド	いじめ、虐待、ケアを受けている、少数民族、ホームレス（そのリスクを含む）、仮住まい、入院中（精神疾患を含む）、性的マイノリティ、貧困、辺境暮らし、メンタルヘルス、依存症の親、緊迫した家族関係、不登校、身体・精神障害、難民・亡命希望者、アイリッシュ・トラヴェラー、失業、ヤングケアラー等
フィンランド	スウェーデン系フィンランド人、サーミ人、性的マイノリティ等 ³⁷
ニュージーランド	マオリ、太平洋諸島、貧困、社会的養護、障害、地方・孤立地帯の居住者、3歳以下の子ども、難民の家庭の子ども、性的マイノリティ、最近の移民、精神疾患罹患者、少年犯罪者、不登校・ニート等

声をあげにくい子どもの意見を聞く際に行われている工夫の一つが、専門家や支援に携わる団体とパートナーシップを構築することである。ニュージーランドの幸せな暮らし調査では、信頼関係を構築している団体を通じて意見を聞くことで、必要なサポートを受けつつ安心して意見を言う機会が作られた。また、アイルランドでは声が聽かれにくい立場の子どもや若者に対する適切な配慮の在り方について実践ガイドをまとめている。

このほか、アイルランドでは若者によるアドバイザリーグループを設置し、どのように意見を聞くべきかプロセス設計から検討するなど、声をあげにくい子どもからの意見聴取に時間がかかることを考慮したプロセスとなっている。

状況に合わせて多様な意見聴取の方法が用意されており、1対1や少人数で聞くこと、オンラインや匿名で話せる環境を用意することも行われる。ニュージーランドでは、SNS（インスタグラム）を使った簡易で迅速なパルスサーベイを通じて意見を伝える手段を作れないと検討している。

上記は声をあげにくい子どもについて集団として意見を聞く工夫であるが、子どもや若者の意見を聞く場の中で声をあげにくい子どもが個人として意見を言いやすくするための「インクルーシブ」な配慮も同時に重視されている。

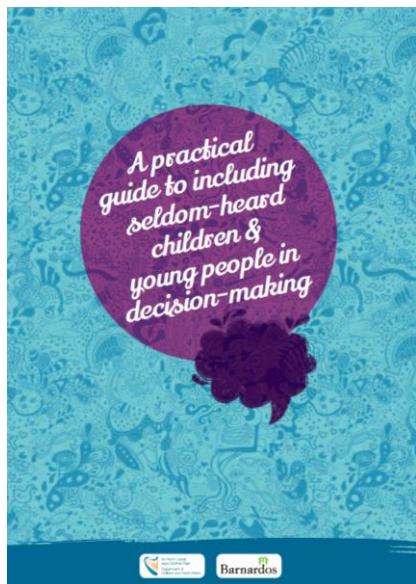
<コラム：声を聽かれにくい子どもや若者を含めるための実践ガイド（アイルランド）>

「意思決定において声を聽かれにくい子どもや若者を含めるための実践ガイド³⁸」は、子ども・若者問題省（現在の子ども・平等・障害・統合・若者省（DCEDIY））が脆弱な立場に

³⁷ ヒアリングで言及された内容であるため、声をあげにくい子どもとして対応している対象として網羅的ではない。

³⁸ <https://www.comhairlenanog.ie/wp-content/uploads/2014/10/Seldom-Heard-toolkit.pdf>

ある子ども向けの慈善団体 Barnardos と 2013 年 7 月にパートナーシップを結び、2015 年に公表した。



このガイドは 8 歳から 18 歳の脆弱な立場にある子どもや若者がどうすれば意思決定に関わられるかについて、参画の意義、マネジメントの役割及び実務者向けの豊富なツールキットで構成されている。実務者向けツールキットには事例（例：インフォーマルな参画の事例、フォーマルな参画の事例）、ツールキットを使う際のコツ（例：相談 consultation と参画 participation の違い）、ツール（例：安全でフレンドリーな環境づくりのチェックリスト、アイスブレイクのゲーム）が含まれており、それぞれに対象年齢も明記されている。

「声を聽かれにくい」とは、どの子どもや若者もそのような立場にあると言えなくもないとしつつ、本ガイドラインでは「参画の機会が相対的に少なく、参画しようとするとより多くの障壁に直面することども」とされており、網羅的ではないものの、多岐にわたる属性や状況にある子どもや若者が列挙されている。

- いじめを受けている
- ケアを受けている
- 虐待を経験している
- 少数民族出身
- ホームレスかホームレスになるリスクがある、仮住まいに住んでいる、不良住宅に住んでいる
- 入院中（精神疾患を含む）
- LGBT
- 貧困状況で暮らしている
- 辺境で孤立して暮らしている
- メンタルヘルスの問題を抱えている

- 依存症の親と暮らしている
- 緊迫した家族関係
- 不登校
- 身体及び知的障害者
- 難民及び亡命希望者
- アイリッシュ・トラヴェラー
- 失業者
- ヤングケアラー

周囲からの嘲笑を受けた経験や両親のサポートを受けられない可能性、説明や資料が難しい可能性、自分の事で心がいっぱいに他者の意見を聞くことが難しい可能性、話したことを見られてたくない可能性など、声を聽かれにくい子どもや若者の側で留意すべき点のほか、子どもや若者の話を聞くことで情緒不安定に陥る可能性や専門外のことに対する責任を負う必要はないことなど聞く側の留意点も詳細にまとめられている。

10) 聴いた意見の政策への反映方法

いずれの国も子どもや若者から聴いた意見が意思決定に影響を与え、子どもや若者が影響力を発揮することを重視している。子どもや若者の意見を「参考情報」として扱うだけでは意見を聴いたというアリバイ作りになりかねないからである。

こどもや若者の意見が反映された例としては、アイルランドでは特定のテーマについて継続的かつ直接関与したいという要望から「全国ユースアセンブリ（National Youth Assembly of Ireland）³⁹」が設置されたことや、若者議会の提言やその後のコーラナノーグ全国委員会の活動を通じて実現した「メンタル相談に行こう」キャンペーン⁴⁰、若者トラベルカード⁴¹、教師向けのオンライン・ライブラリー「私の声、私の学校」⁴²、学校で個性を尊重するためのソーシャルメディアキャンペーン#TeachMeAsMe が挙げられる。フィンランドでは、生徒の意見が反映された結果、「教育の質フレームワーク」に向けたガイドライン

³⁹ 関係省庁から情報提供を受け、直接対話し提言する機会である。各テーマについて最大年4回開催される。これまでに設置されたテーマは気候変動、地方分権、農村開発、AIである。

⁴⁰ 最も重視されていたテーマであるティーンエージャーのメンタルヘルスへの対策として、気軽に相談に行くことを促すキャンペーンが2015年に実施され、全国31地方において「メンタル相談に行こう」をテーマにした音楽、スポーツ、アートイベントが開催された。

⁴¹ 若者のために低運賃で公共交通機関を利用可能にする取組で、若者が気候変動対策として交通省に提案。2021年度予算に組み込まれ2022年に導入された。

⁴² 学校運営において子どもの意見に耳を傾け意思決定過程への若者参画を目指す教師向けのライブラリーである。

ン作りにおいて生徒の福祉と生徒・教師のウェルビーイングが教育の質に関わる 4 つの主要分野に含まれられた。また、国家こども戦略の策定に向けたオンライン調査では、子どもの意見を聞くため国が実施すべきことについて寄せられた 150 の意見が 14 のアイディアに整理され、投票の結果 4 つが予算化されて実現される予定である。ニュージーランドでは、こども・若者のウェルビーイング戦略に先立って実施されたパイロット調査の結果、調査名が「ウェルビーイング (well-being)」から「良い人生を送る(having a good life)」に変更されたこと、親や親戚の幸福が子どもの幸福に影響を与えるとして戦略の重点に加えられたことが挙げられる。

こどもや若者から聴いた意見を全て反映することはいずれの国でも想定されていない。アイルランドの参画フレームワークでは「全ての権限をこどもや若者に明け渡すこと」、「こどもや若者が自分の人生の唯一の専門家と考えること」、「自分の安全を脅かすことや権利を侵害することを放任すること」はこども参画ではないと明確に否定している。重要なことは、こどもや若者の意見を正当に考慮することである。例えば、ニュージーランドでは、こどもや若者の意見や好事例を省庁間で共有することや、各省庁にユースアドバイザリーグループを設置してアドバイザリーグループ同士の連携を強化することに取り組んでいる。

11) 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック

いずれの国においても、意見を聴いたこどもや若者に対して意見がどう扱われたのかフィードバックすることを重視しており、アイルランドでは意見を聴いた関係省庁の義務とされている。こどもや若者は意見を言うことでそれが考慮され変化が生まれることを期待するが、意見は必ずしも取り入れられるとは限らない。またこどもや若者が意見を言う機会は 1 回ないしは一定の任期の期間であるのに対し、政策決定プロセスにはより多くの時間がかかることが多い。そのなかで、適切なフィードバックがなければこどもや若者は意思決定に関与するモチベーションを失うことにもなりかねない。そこで、例えばアイルランドでは、フィードバックの義務と関連して、こどもや若者の意見がどのように政策や実践に取り入れられたのかを観察し記録し、フィードバックを提供する独立した記録者を設けることが推奨されている。また、フィードバックの形式として、文書形式に加えて画像や動画を使うなどこどもや若者が理解しやすい形式や言葉づかいであることも重視されており、その在り方についてこどもや若者のアドバイザリーグループと検討する例もある。

<コラム：ランディー教授4つのFs（アイルランド）>⁴³

参画フレームワークの策定に協力したランディー教授は効果的なフィードバックの在り方について4つのFを提唱している。

①Full（フル）：どの意見が取り入れられどの意見が取り入れられなかつたのかとその理由を伝えること②Friendly（フレンドリー）：こどもや若者が理解できる形式と言葉づかいをすること

③Fast（迅速に）：こどもや若者の貢献に感謝し、進捗を説明し、次のステップがどうなるのか情報をできるだけ早く提示すること

④Followed-up（フォローアップ）：政策決定過程の全般にわたり継続的にフィードバックと情報提供すること

<コラム：記録者（アイルランド）>

アイルランドの参加フレームワークでは、全ての政府機関はこどもや若者の意見がどのように政策や実践に取り入れられたのかを観察し記録するための担当者（独立した記録者）を置くことが推奨されており、その記録に基づいてフィードバックされる。所管官庁ではなく、独立した記録者が記録することは、こどもや若者の参画を着実に実施するとともに、こどもや若者の意見を勝手に「解釈」しないために重要とされている。

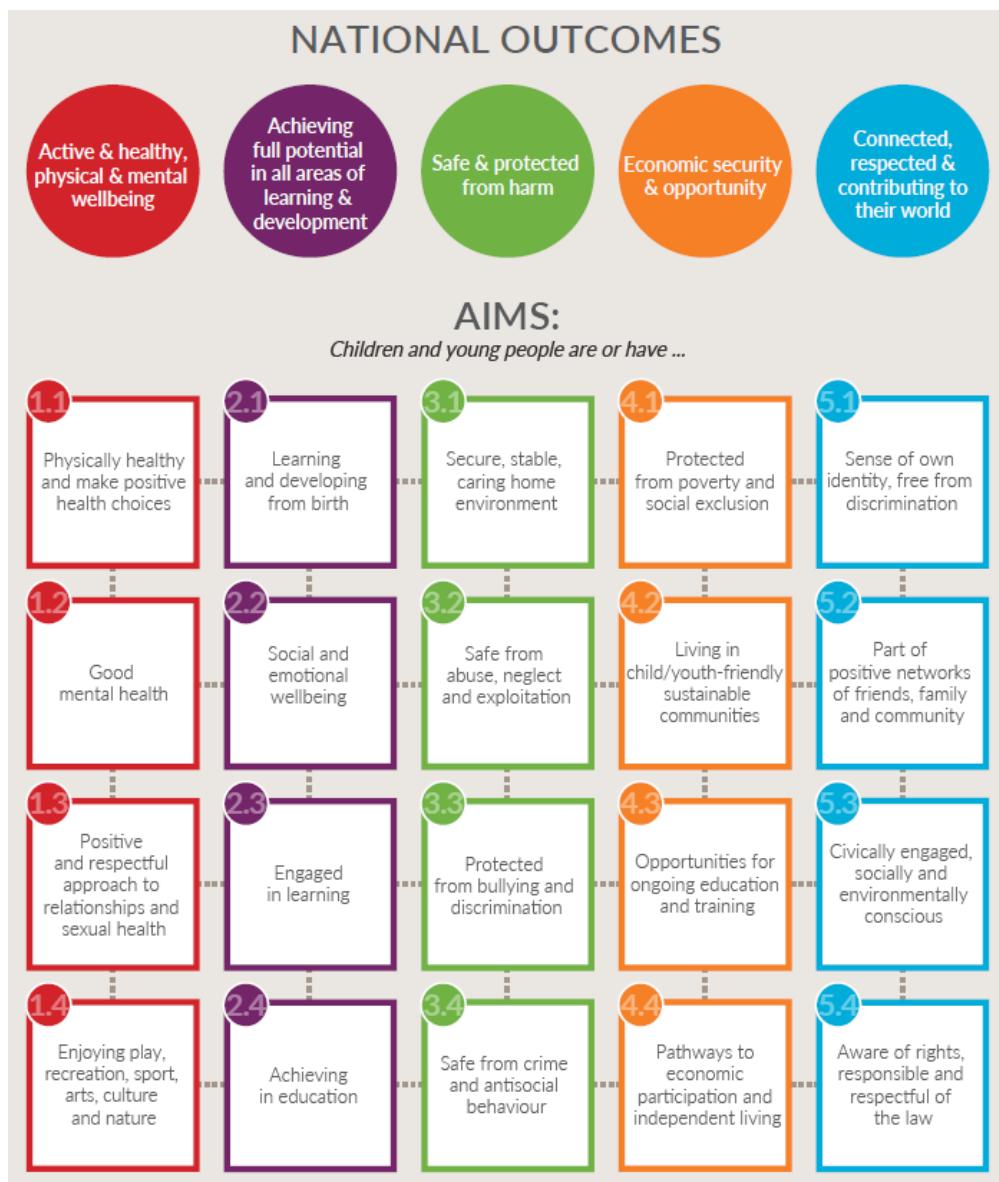
記録者は多くの場合フリーランスライターであり、一般競争入札を通じて通常2年任期で登録される。こどもや若者に意見を聴取する機会が発生すると、子ども・平等・障害・統合・若者省（DCEDIY）を通じて登録している記録者が紹介され、条件（費用、空き状況、専門分野、特定のこども対応可否等）に合う記録者が選定される。

12) 評価の仕組み

国家戦略や政策枠組みのなかで到達目標が設定され、達成度を測る指標とデータソースが設計されており、指標に基づいて目標の達成状況をモニタリング・評価し報告する仕組みが組み込まれている。

⁴³ Lundy, L. (2018). In defence of tokenism? Children's right to participate in collective decision-making. *Childhood*, 25(3), 340.

図表 3-15 アウトカムと目標（アイルランド）⁴⁴



⁴⁴ よりより成果、より明るい未来：こども・若者のための国家政策枠組みの評価指標
[\(https://www.gov.ie/en/publication/c9ad0-better-outcomes-brighter-future-indicator-set-report-2022/\)](https://www.gov.ie/en/publication/c9ad0-better-outcomes-brighter-future-indicator-set-report-2022/)

図表 3-16 こども・若者参画に関連する主な評価

国名	出典	目標	評価
アイルランド	よりより成果、より明るい未来：こども・若者のための国家政策枠組み	市民参加、社会・環境への意識	世界に前向きな貢献ができると信じること(65)、ボランティア・利他的行為(66)、18歳から24歳の地域・地方・国・欧州の選挙や住民投票の投票率(67)
フィンランド	国家こども戦略実行計画	こどもに関わる専門家やこどもと関わる従業者とのこどもの権利やこども参画に関する能力向上	実施事項：専門家向けの子どもの権利（特にこども参画について）についての研修パッケージ作成(26)
		こどもや若者の考えを意思決定者につなぐ、国家こども戦略をこどもや若者にとって意味のある方法で実施する	こどもや若者に自分の権利を促進するためのアイディアを募集するキャンペーンの実施(27)
		社会課題について年齢や背景が異なるこどもや若者に平等に意思決定に参加する機会を増やす、こどもや若者の権利の実施を長期にわたり可能にする仕組みの創出	デジタルパネルを活用した意思決定過程への参加をサポートする運用モデルの開発(28)
ニュージーランド	こども・若者のウェルビーイング戦略	こども・若者の参加及び能力発揮(成果⑥)	他者のための活動割合、総選挙の登録率・投票率、飲酒率、犯罪率

13) これまでの取組の成果や課題、展望

取組を始めて比較的年数が浅いニュージーランドは、従来は断片的な取組だったところ、国家戦略を立てたことにより、国全体でこども・若者参画の重要性の認識を共有し、統合的に取組を進められるようになった点を成果として挙げていた。また、長年にわたり取組を進めてきたアイルランドやフィンランドでは、政権によらず将来にわたりこども・若者参画を

進めるための仕組みや体制が社会に実装され、子どもや若者の意見が社会に影響を与えて いる。

一方、ニュージーランドでは子どもや若者が意思決定に関与するタイミング、子どもや若者が期待するスピード感やニーズの変化のスピードと政策決定過程にかかる時間の折り合 いをいかにかけるか、省庁間の調整や予算・体制確保が課題であり、試行錯誤をしながらこども・若者参画を進めている。フィンランドでは、意見は聴取されてもその反映や影響力の 行使に課題があると若者から指摘を受けている。アイルランドでは、活動的な若者とそれ以 外の若者やユースカウンシル対象年齢未満の若者、声をあげにくい子どもなどとの溝を埋 めることが課題となっており、認知度向上や多様化に取り組んでいる。

このような自国の取組の成果や課題を踏まえ、調査対象国は、これから子ども・若者参画 を進めていく子ども家庭庁について、子どもの意見を聴取し反映するための根拠として法 整備されている点を評価しつつ、全ての国や地方の関係機関がビジョンを共有し、計画的かつ 分野横断的に進めることやそのための仕組みと体制が必要であると指摘した。また、既存 の取組の中で聴いた子どもや若者の意見や地方自治体での取組を収集・整理し、国が検討す べき事項を整理すること、地方自治体だけでなく子どもや若者の団体や支援団体、有識者と パートナーシップを構築して子ども・若者参画を進めることといった助言もあった。

14) 子ども・若者参画に関わる予算

子ども・若者参画に関わる予算は子ども戦略策定や実行予算の一部である場合や既存の 事業は戦略予算とは別建てになっており、対象国共通で参画に関わる予算を把握することは できなかった。図表 3-172 は、子ども・若者参画に関わる個別事業について調査で把握 した予算額をまとめている。

図表 3-17 子ども・若者参画に関わる予算

費目	内容（国）	年間予算額 ⁴⁵
所管部署予算	DCEDIY（アイルランド）	250 万ユーロ（約 3.5 億円）
調査費用	幸せな暮らし調査（計 3 年）（ニュージーランド）	100 万 NZ ドル（約 8,330 万円）
若者議会	3 日間実費（ニュージーランド） ⁴⁶	35 万 NZ ドル（約 2,916 万円）
若者グループ	ハイバー（ニュージーランド） ⁴⁷	34 万 NZ ドル（約 2,832 万円）

⁴⁵ 1 ユーロ 141 円、1NZ ドル 83.3 円換算

⁴⁶ 経費（交通費・宿泊費・飲食代・会場費・イベント関連運搬費・諸設備等）のみ。人件 費や外部評価費用除く。

⁴⁷ 1 人年 1,000NZ ドル（83,300 円）の謝金含む

国庫補助	ユースカウンシル（アイルランド） ユースワーク ⁴⁸ （フィンランド） 余暇文化活動（フィンランド）	62万ユーロ（約8,742万円） ⁴⁹ 8,100万ユーロ（約114億円） 14.5百万ユーロ（約20.4億円）
------	---	---

⁴⁸ 8,100万ユーロの内、3,920万ユーロは宝くじ基金から拠出されている。

⁴⁹ 各ユースカウンシルに約2万ユーロ（282万円）が配分される。年間予算の内、55%は人件費（各ユースカウンシル1名）が占める。

第4章. 有識者ヒアリング

1. 調査概要

(1) 調査目的

こども・若者から意見を聴取すること、また、聴取した意見を政策に反映することについて、様々な分野の有識者に対してヒアリングを行うことで、国の政策における子どもの意見聴取、反映方法の検討の参考とする。

(2) 調査項目

以下の設問を中心に、それぞれの専門分野に関連する内容についてヒアリングを行った。

Q1. 子どもの意見を聞く場面や子どもが参加する取組

Q2. 子どもの意見聴取や参画の意義・重要性

Q3. 意見聴取機会の確保方策

Q4. 参画することもや若者の選び方

Q5. 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた聞く側の体制の在り方

Q6. 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた配慮事項

Q7. 声をあげにくい子どもから意見を聞く工夫

Q8. 聞いた意見の政策への反映方法

Q9. 参画することもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック

Q10. その他参考となる取組について

Q11. こども家庭庁への期待

(3) 調査対象

政策決定過程における子どもの意見聴取とその反映及び子どもや若者の参画に関し、7分野16名の有識者に対してヒアリングを実施した。

分野については、子ども・若者の意見反映の根拠となる主な観点として「若者の社会参画」「主権者教育」「子どもの権利、人権」の3分野を、意見反映にあたって特に配慮が必要と考えられる属性として「声をあげにくい子ども」「乳幼児」の2分野を、意見反映の実践・先行事例が豊富な「こども参画のまちづくり、環境づくり」「海外動向」の2分野をそれぞれ扱うこととした。

図表 4-1 有識者ヒアリング調査の対象

分野	氏名（敬称略）	所属
若者の 社会参画	両角 達平	日本福祉大学社会福祉学部講師 (独) 国立青少年教育振興機構研究員
	室橋 祐貴	一般社団法人日本若者協議会代表理事
	松下 啓一	地方自治研究者・政策起業家 元相模女子大学・大阪国際大学教授
主権者 教育	小玉 重夫	東京大学大学院教育学研究科教授
	古野 香織	認定 NPO 法人カタリバ職員
子どもの 権利、人権	甲斐田 万智子	元日本ユニセフ協会職員 文京学院大学外国語学部教授、 認定 NPO 法人国際子ども権利センター代表理事
	平野 裕二	Action for the Rights of Children 代表
声をあげにくい 子ども	中村 みどり	NPO 法人キーアセット職員 Children's Views&Voices 副代表
	影近 卓大	合同会社 Life is 代表社員、理学療法士
	風間 晓	一般社団法人スワローポケット代表理事、 保護司
	山口 久美	有限会社 SNOW DREAM 取締役
乳幼児	伊藤 唯道	順正寺こども園園長
	秋田 喜代美	学習院大学文学部教授
子ども参画の まちづくり、環 境づくり	木下 勇	大妻女子大学社会情報学部教授
	南 博文	立命館大学 OIC 総合研究機構教授
海外動向	小原 ベルファリ ゆり	OECD 就学前・学校教育課長

(4) 調査時期・調査方法

有識者ヒアリング調査は、2022年9月から11月にかけて、対面またはオンライン会議、いずれかの形式にて実施した。

図表 4-2 有識者ヒアリング調査の実施時期・調査方法

日程	ヒアリング対象（敬称略）	方法
9月14日	松下 啓一	オンライン
9月22日	山口 久美	オンライン
9月27日	影近 卓大	オンライン
9月28日	秋田 喜代美	オンライン
10月5日	小原 ベルファリ ゆり	オンライン
10月12日	小玉 重夫	対面
10月12日	伊藤 唯道	オンライン
10月17日	木下 勇	オンライン
10月18日	風間 晓	対面
10月19日	室橋 祐樹	対面
10月19日	甲斐田 万智子	オンライン
10月21日	古野 香織	オンライン
10月28日	平野 裕二	対面
10月31日	中村 みどり	オンライン
10月31日	南 博文	オンライン
11月8日	両角 達平	対面

2. 調査結果

(1) 論点

有識者ヒアリングの結果を踏まえた政策決定過程における子どもの意見聴取とその反映及び子どもや若者の参画に関する論点は下記の通りである。

図表 4-3 有識者ヒアリング調査の論点

- こども・若者の意見聴取や参画について
- 意見形成の機会確保にあたって工夫すべきこと
- 子どもの意見聴取が求められる政策
- 意見聴取・表明方法
- 参画することも・若者の選定
- 声をあげにくいこどもから意見を聞く工夫や配慮事項
- 聽く側の体制の在り方
- 聴いた意見の政策への反映
- 適切なフィードバック

- 政策の評価
- 国の役割、こども家庭庁に期待すること

(2) 示唆・考察

1) こども・若者の意見聴取や参画について

こども・若者の意見聴取や参画は「権利」であり、こども・若者を保護の対象とだけではなく、権利の主体・政策決定の対等なパートナーとして考える必要があるという点については分野を問わず見解が一致していた。特に、こども・若者が当事者となる制度や政策に関しては、まさに当事者たるこども・若者の意見を聴き、反映することで、課題の発見や解決に繋がることが期待されている。こども・若者の意見聴取や参画に関しては、若者の社会参画を専門とする立場の一部からは、参画方法や施策を検討する際には、こどもと若者は分けて考える必要があるという意見が出された一方で、「こども参画のまちづくり、環境づくり」を専門とする立場からは、中学生と高校生、大学生など、異なる年齢帯のこども同士の相互作用によって意見が引き出されるという報告もあった。

また、意見表明を求められたところで誰もがその場で意見を言えるわけではない、という点についても指摘がされている。意見聴取の機会を確保するだけでなく、意見を形成することについても支援が行われるべきであり、具体的にはその時の議題に対して意見を持つにあたって必要となる前提知識や関連データに加えて、発達の段階に合わせた手法により日常的に「意見を聽かれたり、反映されたりする経験」をする機会を提供することが求められる。加えて、こども・若者は、意見を聽かれたり、その意見が尊重され反映されたりするという経験を通して自己効力感・自己肯定感を高め、社会の構成員としての自覚が育まれるという効果も期待できると言われている。

上記をはじめ、こども・若者の意見を聞くこと、こども・若者が政策決定に参画することには多くの意義があるが、それを実現するためには大人がその意義を理解している必要がある、という点についても指摘があった。制度を整えると同時に、それが形骸化することのないよう、大人への啓発活動も求められるだろう。

さらに、今後こども・若者の意見聴取や政策決定への参画が進んだ際、こども・若者の意見と大人やそれ以外のステークホルダーの意見が対立することは十分に考えられる。海外動向に詳しい専門家からは、そのようなことが起きた時に、ステークホルダー全体に対して、どういった優先順位で誰の意見を組み入れて決めたのかというトレードオフについて説明できるよう、準備を整えておく必要があるという指摘もなされている。

図表 4-4 こども・若者の意見聴取や参画についての有識者の主な意見

- こども・若者が自身の声が聴かれることは基本的な権利である。そして、権利を意味のあるものとするためには、それを自覚し、社会活動に参画することが求められる。
- こども・若者を保護の対象として見なすだけでなく、権利の主体と見なしてエンパワ

メントしていく必要がある。「こどもは未熟で大人が教育しなければならない」というだけではなく、こどもの疑問に真摯に向き合い一緒に考える姿勢を持つことが重要である。

- 意見を聽かれたり、反映されたりするという経験はこども・若者の自己効力感・自己肯定感を育み、また、社会の構成員としての自覚を持つことにも繋がる。逆に、そういった経験が乏しいと政治に対する不信感を募らせてしまう恐れがある。学校、就学前施設、家庭など、小さいコミュニティの中で日常的に「こどもの声を聴いてその声を尊重し、結果として返していく」という一連のサイクルをまわしていく機会があることが望ましい。
- 意見表明を求められたところで、誰もがその場で意見を言えるわけではない。意見聴取の機会を確保するだけでなく、意見を形成する機会を充実させていくことも重要である。
- こども・若者が関わる制度や政策については、当事者として課題を発見することが期待される。その際、政策提言に耐える検討にするため、前提となる統計的な知識や客観的なデータについては事務局が収集したり、事前学習の時間を設けるといったサポートがあると良い。
- 参画のはしごモデル⁵⁰については、過度に意識して尺度で成績を付けることが自己目的化することがないよう留意すべきである。
- 大人の価値観を変える必要がある。こども・若者から意見を聞くことについて大人が意義を感じていないと、制度を作っても形骸化してしまう恐れがある。
- こどもの意見と大人の意見が対立した時にそれをどう扱うのかを検討する必要がある。ステークホルダー全体に対して、どういった優先順位で誰の意見を組み入れて決めたのかというトレードオフについて説明できなければならない。

2) 意見形成の機会確保にあたって工夫すべきこと

意見形成の機会に関しては、機会確保自体が重要なのはもちろん、意見を言えるようになるための情報提供や能力育成も必要であるという意見が分野を問わず寄せられている。

同時に、主権者教育や海外動向に詳しい立場からは、意見形成の際は希望することを一方的に主張するのではなく、公共性を考えるなど、意見が受け入れられるために検討すべきことがあるということも同時に伝える必要があるとの指摘もされている。

機会確保の方法としては、発達段階に応じて様々手段が用意されていることが望ましいとする意見が分野を問わず寄せられた。加えて、若者の社会参画を専門とする立場の一部からは若者団体の支援が有用だという提案も受けている。

⁵⁰ ロジャー・ハートが著書「子どもの参画」内で提唱するモデル。子どもの参画の状態について、「操り参画」から「子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する」まで、8つの段階に分けて捉えている。

図表 4-5 意見形成の機会確保にあたって工夫すべきことについての有識者の主な意見

- 意見表明以前に、自分の意思に気づくこと、意思や困り事を言語化することなど、発達段階に応じたステップを踏んで意見を言えることども・若者に育てていくことが重要である。
- こどもが意見を言えるようになるために、子どもの権利に関する情報提供や啓発が求められる。
- ノンフォーマルな組織も含めて、若者団体が持続的に存続できるような財政支援、技能的支援、ネットワーク、若者政策の整備が求められる。その際、地域や学校の枠を超えて横で繋がるような仕組みを設けることも有用である。
- 高校生から大学生にかけて、主権者教育が途切れることなく接続されていることが望ましい。
- 意見表明することども・若者の側も、一方的に意見を受け入れてくれと求めるのではなく、公共性を考えるなど、どうすれば意見が受け入れられやすいのかについて、意見形成の段階で検討をするべきである。

3) こども・若者の意見聴取が求められる政策

若者の社会参画を専門とする立場からは、こども・若者が当事者になる政策や、気候変動のような長期的なスパンの政策については、特にこども・若者の意見聴取が必要という意見があった。また、乳幼児や「こども参画のまちづくり、環境づくり」を専門とする立場からは「教育」「保育」「まちづくり」といった分野の政策はこどもにとって身近に感じられるため、当事者意識を持ちやすいという意見もあった。

このように、各論では様々な分野について言及があった一方で、特定の分野に限定せず、あらゆる政策について意見聴取の機会があることが望ましいとする意見が分野を問わず幅広く聞かれており、特に、若者の社会参画や主権者教育を専門とする立場からは、大人が決めたテーマに対してこども・若者の意見を聞くだけでなく、テーマ選定や方法論といった議題の枠組み自体についての意思決定の段階からこども・若者が参画することが望ましいという指摘もなされている。

図表 4-6 こども・若者の意見聴取が求められる政策についての有識者の主な意見

- 大人が決めたテーマに対してこども・若者の意見を聞くだけでなく、テーマ選定や方法論といった議題の枠組み自体についての意思決定の段階からからこども・若者が参画することが望ましい。
- 特定の分野に限定せず、あらゆる政策について意見聴取の機会があることが望ましいが、身近に感じられて当事者意識が持てる「教育」「保育」「まちづくり（都市計画に限らず、福祉や環境整備も含めた全体政策）」といった分野がこどもはより意見を

持ちやすいと考えられる。また、その他の分野についても、こども・若者が当事者意識を持てるよう、身近なことに結び付けて考えられるように工夫する必要がある。

- こども・若者に関わる制度・政策については、当事者であるこども・若者から意見を聞くことで、当事者にとって利用しやすい制度になることが期待される。自分たちの生活に関わることについては、当事者自身で決めていくということを尊重する必要がある。
- 気候変動のように長期的なスパンの政策が求められる領域については、特にこども・若者の意見を聞くことが求められる。
- 地球規模のことや全国的に共通する課題について検討する場合も、実践はローカルな地域でなされることが想定される。いきなり全国的な政策について検討しようとするのではなく、自治体レベルの取組から始めることが現実的である。

4) 意見聴取・表明方法

意見聴取・表明の方法としては、「説明会、意見交換会」「シンポジウム、フォーラム」「ワークショップ」「アンケート」「ヒアリング」「パブリックコメント手続」「審議会等への委員への市民の選任」「ユースカウンシルなどの代表制」「大人と共同して意思決定・行動していくコ・マネジメント/コ・プロダクション」「公的な議論の場における若者の参画(熟議参画)」「キャンペーンやデモといったアクティビズム」「デジタル参画」など、様々な手法の紹介を受けた。そのうちのいずれが優れているのかというよりも、意見表明の主体や議題にあわせて、都度適切な手段を検討・選択することが重要という点が分野を問わず共通した見解である。

特に、若者の社会参画や子どもの権利、人権を専門とする立場からは、持続的・定期的な参画の機会があることや、大人の議会に参考人として呼ばれるのではなく、こども・若者が主役となるような場があることが重要であるという指摘も受けている。

また、海外動向に詳しい立場からは、直接の意見聴取だけでなく、データによってこども・若者の状況を読み取ることで、こども・若者の実情を把握することができるという提案がなされている。

図表 4-7 意見聴取・表明方法

- 意見表明の方法を検討する際は、「参画のはしご」で高い段階にあるかどうかよりも、その場の目的や意見を聴く対象の特性にあった手段が選べることが望ましい。そのため、「説明会、意見交換会」「シンポジウム、フォーラム」「ワークショップ」「アンケート」「ヒアリング」「パブリックコメント手続」「審議会等への委員への市民の選任」など、多様な意見表明の選択肢が用意されていることが肝要である。
- 欧州では「ユースカウンシルなどの代表制」「大人と共同して意思決定・行動していくコ・マネジメント/コ・プロダクション」「公的な議論の場における若者の参画(熟

議参画)」「キャンペーンやデモといったアクティビズム」「デジタル参画」といった手法も取られている。

- こども・若者から意見を聞く取組については、一回限りのイベントとするのではなく、一定期間持続的に参画できる仕組みや、定期的に参画できる仕組みとするほうが望ましい。
- 大人の議会にこどもが呼ばれて参画するという形ではなく、こども・若者だけが参加する、こども・若者が主役となって意見を表明できる場があるほうが望ましい。
- 直接声をあげにくいこども・若者については、適切な代弁者を選任して代弁する（アドボカシー）ということも考えられる。
- 選挙権年齢だけでなく、被選挙権年齢を引き下げるのも考えられる。教育委員会の委員についても年齢制限を引き下げるなど、当事者が参画できるようにすることが望ましい。
- 少人数のグループのほうが意見を表明しやすい。多人数で実施する場合も、少人数のグループに分かれて議論し、その内容を全体に戻すという構成が望ましい。
- オンラインで実施する場合は、使うツールの選択にあたって、こども・若者の間で普及しているものを選択する必要がある。
- こどもにとって楽しい催しで参画を促し、そこで体験したことから得られた気づきを意見として聴取するような仕組みがあると良い。
- 「データ」もこどもの意見や状況を反映するうえでは重要なエビデンスになる。特に格差についてはデータから明らかになることも多く、「それがこどもにとってどういう意味を持つのか」「それをどう変えていきたいのか」という議論をデータに基づいて行なうことが重要である。

5) 参画することも・若者の選定

参画することも・若者の選定にあたっては、特定の属性が当事者性を持つような分野の場合、その分野の当事者の意見は必ず聴かれなければならないという点については、声をあげにくいこどもについての有識者を中心に指摘する声が上がっている。

ただし、選定の際は、自発的に意見表明することも・若者の属性には偏りがあることから、多様性や代表性を担保する工夫が必要だという指摘も分野を問わず受けている。具体的な解決方法としては、主権者教育を専門とする立場から、一例として、学校単位で集団を選定し、その全員に意見を聴取することで自発的には意見表明しない層からも意見の聴取をすることが可能だという提案があった。

また、若者の社会参画を専門とする立場からは、誰が参画するのかについて検討する段階からこども・若者と協議して決めるべきだという意見も出された。

図表 4-8 参画することも・若者の選定についての有識者の主な意見

- 「誰が参画するのか」「どのように意見聴取を実施するのか」についても、若者団体などと協議して決めることが望ましい。
- 自発的に意見表明しようとする子ども・若者は、もとから政策参加に意欲的な一部に限られることが予想されるため、意見聴取の対象を無作為抽出にしたり、参加したくなるような動機づけを工夫することも考えられる。
- 発達の段階で画一的に区切るのではなく、乳幼児も含めてそれぞれの方法で意見が聴かれる必要がある。
- 一定の多様性を持った子ども・若者を選定する手段として、学校単位で聴取対象を選定するという方法も考えられる。
- 参画することも・若者の代表性・正当性が重要である。個人として参画して自分の体験談だけを話すのではなく、所属するテリトリーの同世代の代表として、アンケート等で全体を把握した結果を伝えるべき立場であるという自覚を持ってもらう必要がある。また、声をあげにくい子ども・若者などについては、自然に思い至らないこともあり得るため、考えるきっかけを提供する必要がある。
- 一般の感覚では子ども・若者の範囲に30代までは含まれないため、意見聴取の対象に含めるのであればその旨を明確に示す必要がある。
- 保育・教育・医療・保健・防災など、障害や社会的養護といった特定の属性が特に当事者性を持つ領域の政策については、その属性の子ども・若者に対する意見聴取の機会が特に設けられている必要がある。例えば、防災の領域においては、災害が発生した際に医療的ケア児が支援から取り残されることがあるため、必要な支援について当事者の意見を聞くことが求められる。

6) 声をあげにくい子ども・若者から意見を聞く工夫や配慮事項

総論としてはまず、声をあげにくい子ども・若者への「配慮」よりも「エンパワメント」の文脈で、意見表明を積極的に捉えるべきだと、声をあげにくい子どもの事情に詳しい立場からだけでなく、子どもの権利、人権を専門とする立場からも指摘された。

また、広く意見を聞く枠組みの中でなるべく声をあげにくい子ども・若者の声を拾い上げる工夫と、声をあげにくい子ども・若者に個別に意見聴取に行くことの両方の取組が必要であるという指摘もなされている。

具体的な工夫は個々の事情に応じて様々に考えられるが、意見を表明することも・若者それぞれの背景や特性に合わせた合理的な配慮がなされているかということが重要であるという点については、声をあげにくい子どもの属性に依らず共通して指摘されたことであった。こうした配慮を実現するためには、本人にどのような配慮が必要か確認したり、属性ごとの代表的な配慮事項のガイドラインが用意されていると良いという提案があった。

また、声をあげにくい子ども・若者と一般の人を繋ぐ「仲介者・翻訳者」の役割が大事で

あり、当事者・経験者が聴き手を務めたり、事情・背景を事前に学んで理解するといったことが有効であるといった提案もなされている。

図表 4-9 声をあげにくい子ども・若者から意見を聴く工夫や配慮事項についての
有識者の主な意見（総論）

- 配慮が必要な状況の子どもの意見表明に際しては、慎重になりすぎて声をあげさせないより、リスクを予想した体制を用意しつつ、適切な方法で話せる機会を確保することが重要である。自身の体験を話すことをサポートすることが、エンパワメントにつながるという側面もある。
- 広く意見を聴く枠組みにおいてなるべくマイノリティの意見が聴けるように配慮すること、マイノリティに個別に聴き取りに行く取組、どちらも重要である。
- ユースカウンシルや若者議会といったフォーマルな形態での参画では社会的マイノリティの課題が見逃されやすいため、ノンフォーマルの視点を持つことや個人にフォーカスして意見を聴く機会もあることが求められる。
- 声をあげにくい子ども・若者に関しては、意見表明の機会を広く周知するだけでは情報が行き届かない懸念があるため、支援者に仲介してもらうなど、多様なチャネルを通して意見表明の機会を確保する必要がある。
- 声をあげにくい子ども・若者には、それぞれの背景・特性に合わせた合理的配慮が必要であり、それを関わる人の間で共通の認識として持つことが重要である。また、当事者本人に、事前に配慮してほしい事項を聴いたり、当事者自身が自分で言えるようになっていくということも大事である。
- 事情について理解のある当事者・経験者が聴き手を務めることも有用である。当事者・経験者以外が聴き手になる場合は事前に当事者の事情・背景について学んでおく必要がある。また、当事者だけが参加するクローズドな意見表明の場を設けることも考えられる。
- ヒアリングそのものが脅威で、対面の場に来ることが困難な場合があるため、オンラインで完結する意見聴取の手段もあることが望ましい。
- 当事者固有の言語や感覚を政策決定者に対して説明し、それに対するレスポンスを当事者に届けるような「仲介者」の存在も重要である。
- 属性ごとに必要な合理的配慮についてのガイドラインがあると有用である。
- アドボカシーにあたっては、こどもアドボカシーの原則に謳われる「こども中心」「エンパワメント」「守秘」「独立性」「平等」「こども参画」に気を付ける必要がある。特に「こども中心」が重要であり、大人が解釈しないことが求められる。

(乳幼児の場合)

乳幼児については、絵、写真など言語以外の表現手段や観察を通して意見を読み取ること

が有効だという意見があった。また、意見がその場ですぐに表明されるとは限らないため、聴取には一定の時間や期間が必要だという指摘もなされている。

図表 4-10 声をあげにくいこども・若者から意見を聞く工夫や配慮事項についての
有識者の主な意見（乳幼児の場合）

- 乳幼児とコミュニケーションを取るときは、写真やイラストを使って伝えたり、どういうものがあるとこどもたちに伝わりやすいかを考えて準備する必要がある。
- 乳幼児の場合、言語化していることは氷山の一角であるため、絵を描いたり写真を撮ることを通して意見を表明してもらったり、人形などに投影して意見を伝えてもらうといったことも考えられる。また、レッジョ・エミリアのように芸術活動・創造活動を通した意見表明の機会もあることが重要である。
- 観察を通してこどもの意見を読み取ることも有用である。例えば教育的ドキュメンテーションと言われる手法があり、こどもたちのやりとりや動作、表情を記録していく、それを観ることでこどもの考えていることを読み取るという手法である。
- 乳幼児の場合、いつでも意見を言えるタイミングにあるとは限らないため、ある程度長い時間をかけて意見を聴取するということも重要である。
- 大人が乳幼児の意見を代弁する場合、保育施設の代表者だけでなく、保育者・保護者の意見も聽かれる機会が求められる。その際、PTAなどの組織の代表としてではなく、日常の生活者としての意見を聽かれることが望ましい。

(社会的養護のこども・被虐待歴がある子どもの場合)

社会的養護施設では外部との連絡が自由に行えないため、意見を聴取するためには施設に出向いて直接話を聞く必要があるという指摘があった。

また、意見聴取の際にはフラッシュバックなどのトラウマ反応に対応できる準備をすること、聞き手の価値観によって聴取対象を傷つけることがないようにすること、といった配慮も求められている。

図表 4-11 声をあげにくいこども・若者から意見を聞く工夫や配慮事項についての
有識者の主な意見（社会的養護のこども・被虐待歴がある子どもの場合）

- 一時保護所では通信機器の持ち込みが制限されているため、施設に出向いて直接話を聞く必要がある。また、施設で話を聞く際は、職員や他の人に会話を聞かれることがない環境を用意する必要がある。
- 意見を聞く側が、家族観や価値観に違いがあることを意識し、自分と違う考えが出てきても受け止める心構えを持つ必要がある。
- 社会的養護や被虐待について「かわいそうな人」という先入観を持たないように注意

する必要がある。

- 聴き手はトラウマについての対応や、アサーションについての研修を事前に受けることが望ましい。また、フラッシュバックが起きた際の対応についても事前に準備しておく必要がある。
- アンケート方式で意見を聞く際は、保護者の同意や家族との同居を前提とした設問としないよう留意すべきである。

(重度障害の場合)

重度障害があるこども・若者から意見を聴取するにあたっては、ICTの活用が有効であるという意見があった。

また、やむをえず第三者が代弁する場合も十分考えられるが、その際は家族だけでなく、それ以外の関係者の視点も入れて、多角的に状況を捉える必要があるという指摘も受けている。

**図表 4-12 声をあげにくいこども・若者から意見を聞く工夫や配慮事項についての
有識者の主な意見（重度障害の場合）**

- 重度障害のある人の意見を特別扱いするでもなく、かといって下にみることもなく、対等な意見として扱うことが大事である。意見を言うことのできる一人の人間として尊重するということが大事である。
- 病気や障害に対する先入観から定型文的に対応するのではなく、その人に合わせた配慮が必要である。対話が大事であり、意見を聞く背景や思いを事前に伝えておくと良い。
- 瞬きではい、いいえを伝えることができる「スイッチ」などを使いながら意見を聽いたり、機器を使わなくても、表情、瞬き、親指の状況ではい、いいえを伝えることができる場合もある。ICTを活用し、本人の能力を最大限に使えるツールを用いる必要がある。
- 重度障害の場合、意見表出に時間がかかることが多い。本人から何らかのアクションが出るまで待つ必要があることを理解しなくてはならない。
- 当事者から意見を聞く際は、複数の当事者がいる場の方が話しやすい。
- 本人以外の大人が意見を代弁する場合、家族だけでなく、支援者なども含めた多様な観点を総合して本人の意見を検討する必要がある。

(発達障害の場合)

発達障害に関しては、障害の種類によっても特性が異なるため、聴取したい相手の特性に合わせて適切な工夫をする必要があると指摘されている。

図表 4-13 声をあげにくいこども・若者から意見を聴く工夫や配慮事項についての
有識者の主な意見（発達障害の場合）

- 発達障害の特性を理解し、本人を代弁できる「通訳者」が関わることが求められる。
- その場で意見を言うことが難しいASD（自閉症スペクトラム症）の人に対しては、聴きたい内容を事前に伝えることやいつ終わるかを明確にすることが大切。
- ADHD（注意欠如・多動症）の人に対しては気が散りにくい慣れている空間や場所で議題を視覚的示す。
- LD（学習障害）の人に対しては読む・書く・聞く・計算するなどそれぞれの苦手なことに配慮することが考えられる。
- 知的障害に関しては、参加者を年齢で一律に区切るのではなく、発達の段階を基準に考えるといった配慮も考えられる。

7) 聽く側の体制の在り方

聴く側の体制に関しては、心理的な安全性が確保された場であることが必要であると、分野を問わず複数の有識者から指摘されている。具体的な方法としては、アイスブレイクを取り入れたり、フォーマルな装いを避けたり、少人数のグループにしたり、学校や家以外の場で聴くといった工夫が提案されていたが、何よりもその場にいる大人が、こども・若者と同等の立場であるという認識を持つことが重要であるという指摘があった。また、こういった状況に配慮・対応できるファシリテーターの養成が必要だという点についても分野を問わず複数の有識者から指摘されている。

図表 4-14 聽く側の体制の在り方についての有識者の主な意見（総論）

- こども・若者が意見表明をする際、その場にいる大人も対等な立場にあるのだという共通認識が必要である。こども・若者に対して殊更に配慮をするのではなく、大人と対等な立場だと捉える必要がある。
- 話を聴く際、出てきた意見を否定したり、否定的な立場の意見を代弁して伝えてしまうと、こども・若者が委縮してしまうおそれがある。
- こども・若者の心理的安全性を確保するため、立ち会う大人に対しては事前研修や支援の機会を設ける必要がある。
- 話を聴く際は一方的に質問をするのではなく、趣味の話をするなど、聴き手も自己開示をして双方のやり取りを挟むことが有用である。雑談を通して信頼関係を築いたり、雑談の中で本音が言えることもある。
- こども・若者と接する際は、服装など外見についても親しみを持ってもらいやさしいよう工夫すると良い。
- 対面のグループワークで意見聴取をする場合、少人数のグループにした方が意見を

言いやすいと考えられる。

- 参加することも・若者の人数に対して、意見を聴いたり立ち会う大人の人数の方は同数以下の方が望ましい。
- いきなりグループディスカッションを行うのではなく、まずはそれぞれで考えてもう時間は設けると良い。
- 同じグループ内で年齢帯の異なる参加者が混在していると、お互いに遠慮して意見を言いにくくなるおそれがあるため、小・中・高・大学生以上で分けるなどの工夫をした方が良い。一方で、異年齢間の相互作用から新たな意見が出てくることも期待される。また、中高生から意見を聴く際に大学生など年齢帯の近い存在がファシリテーターとして参加することで意見表明を促進する効果が得られることがあるため、異なる年齢帯から刺激を受けられるような工夫もあると良い。
- 自分の意見に固執したり、特定の参加者だけが話し続けるといったことがないよう気を付けるべきである。
- 学校の中で意見を聞く場合、先生同士でお互いに意見を言い合える、聞いてもらえるという信頼関係が形成されていることも重要である。また、先生と生徒の固定的な関係性による影響を減らすために、第三者が仲介することが有用である。
- 学校と家庭のような大人の力が強い場所以外のサードプレイスで話を聞くことも有用である。また、まったく新しい場所を設けてそこで話を聞くよりも、既にこども・若者がいる場所、集まっている場所を活用する方が良い。
- 聴き手の育成としては、こどもに関する学科でファシリテーターの養成をすることが考えられる。また、プレイリーダーやチャイルドライフ・コミュニケーターなど、既存の技能者をファシリテーターとして活用することも考えられる。

(若者の場合)

若者の社会参画を専門とする立場からは、若者から意見を聞く場合については、若者にテーマの選定、プログラムの進行、集約方法などを任せられるようになるのが最も理想的であり、その能力を備えた若者団体を育成する必要があるという意見が挙がっていた。

図表 4-15 聽く側の体制の在り方についての有識者の主な意見（若者の場合）

- 若者の声を集約する実行委員会を若者を中心とした構成員で設置し、テーマの選定、プログラムの進行、集約方法なども任せて、大人は事務局としてファシリテートに徹するという方法も考えられる。そのためには、任せられた時に主体となって実行できる若者団体を育てていく必要もある。

(まちづくりの場合)

まちづくりの分野でこども・若者が参画する場合、こども・若者だけに閉じるのではなく、

専門家や地域の他の住民も参画する場である必要があると指摘されている。また、そのような場が持続的に継続していくような制度を作る必要があるという指摘もなされていた。こういった意見は「こども参画のまちづくり、環境づくり」を専門とする立場からだけでなく、若者の社会参画を専門とする立場からも、地方自治体での若者参画に関わってきた実践知として同様の指摘がなされている。

図表 4-16 聽く側の体制の在り方についての有識者の主な意見（まちづくりの場合）

- こども・若者が意見表明をする場に、専門家だけでなく、地域の人たちやそれを支えるNPOも参加することが望ましい。
- こども・若者が意見表明できる制度を作った後、それを維持できるように、支える人や担う人を評価する仕組みも重要である。
- 自治体職員の異動によってこども・若者が参加できる体制が途切れないよう、引継ぎをルール化する必要がある。

8) 聴いた意見の政策への反映

こども・若者から聴取した意見に関しては、聞いただけで良しとせず、政策に反映させる必要があるという点については分野を問わず共通した見解である。

その際、主権者教育や海外動向に詳しい立場からは、全ての意見を一度に政策につなげるには難しいため、優先順位についても同時に検討することや、行政内で横断的に調整する機能があることが有用であるといった指摘もなされている。

図表 4-17 聴いた意見の政策への反映についての有識者の主な意見

- こども・若者から聴取した意見については、聞いただけで良しとせず、政策に反映させる必要がある。
- こども・若者から問題提起された場合、それを表面的に捉えるのではなく、背景にある根本的な問題は何かを考えて政策に反映する必要がある。
- 自治体の首長に対して政策提言の機会を設けたり、複数の意見が対立した際の対話の場を定例化することが有用である。
- 聴いた意見を政策に反映するにあたっては、行政内で横断的に調整する権限を持つ専門家がいることが望ましい。
- 全ての意見を一度に政策につなげることは難しいため、優先順位についても聴取し、実現可能なことから着手すると良い。

9) 適切なフィードバック

フィードバックについては、最も意見の一致が見られた。こども・若者の参画にとどまらず、政策決定過程自体を透明化する必要があること、また、フィードバックの際には全て実

現できるわけではないことも含めて丁寧な説明が大事であること。議論が進んでいかつたり、結果が出るまでに時間がかかる場合についても定期的な報告があった方が良いこと。フィードバックの対象については、できるだけ本人にフィードバックすることが重要であると同時に、興味関心が低い層や一般向けの広報も必要だということ。これらの指摘が、分野を問わず広く挙げられていた。

図表 4-18 適切なフィードバックについての有識者の主な意見

- こども・若者の参画に限らず、政策決定過程自体を透明化することが重要である。
- 意見を聞く段階から、聴いた意見が全て反映されるわけではないことを丁寧に説明しておくことが重要である。そのうえで、意見がどう反映されて何が実現したのかを説明することが望ましい。また、実現が難しいことについても、なぜ実現が難しいのかについて説明しなければならない。
- 議論や検討の状況について定期的に説明する機会があることが望ましい。議論や検討が進んでいない場合でも、なぜそうなっているのか、現状を説明する必要がある。
- こども・若者の意見を聴取して報告書にまとめる場合、作成の途中段階でフィードバックをして、そこで得た意見を更に反映するというプロセスを設けることが望ましい。
- 意見聴取した本人に対しては直接のフィードバックすることが望ましい。その際、本人に希望するフィードバック方法について尋ねるとよい。また、インターネットで公開して、URLを知らせるという方法も有用である。
- 興味関心が低いこども・若者に対しても情報が伝わるよう、こども・若者にとって日常的に触れやすいチャンネルを活用することが有用である。
- 「こども・若者の意見を聴いたことでこうなりました」と広く伝えることで、一般の人にもこども・若者の参画を実感してもらえるという効果が期待できる。

10) 政策の評価

こども・若者から聴取された意見が反映された政策については、実行に移せば良いというわけではなく、評価も必要だという点については、若者の社会参画や海外動向に詳しい立場からを中心に複数の有識者が指摘している。具体的な方法については、ネガティブな影響も含めてチェックや評価する仕組みを予め設計しておく必要があると指摘されており、また、新たにデータを取得せずとも既存の統計データを活用することで変化を捉えることが可能だという提案もあった。

評価の観点については、最初は「こども・若者から意見聴取する仕組みがあるかどうか」から始めて、「こども・若者の意見を受けて決まった政策が実行されているかどうか」「こども・若者の意見を受けて実行された政策の効果は表れているか」と、段階的に高度化していくことが提案されている。また、若者の社会参画を専門とする立場からは、評価の過程にお

いても子ども・若者が参画していることが重要であるという指摘もなされている。

図表 4-19 政策の評価についての有識者の主な意見

- 意見聴取の取組についても評価をする仕組みがあることが望ましい。評価の観点については、最初は「子ども・若者から意見聴取する仕組みがあるかどうか」から始めて、「子ども・若者の意見を受けて決まった政策が実行されているかどうか」「子ども・若者の意見を受けて実行された政策の効果は表れているか」と、段階的に高度化していくことが考えられる。また、評価の過程においても子ども・若者が参画することが重要である。
- ある政策がターゲットとしている目標を達成したとしても、別のところでネガティブな影響が出ることもある。科学的なインパクト評価をあらかじめデザインしておく必要がある。
- 国全体の政策について考えるのであれば、日本では全国統計や追跡調査が充実しているので、既存のデータを活用することで十分変化を捉えることができる可能性がある。何のデータが既にあるのかを調査しておくと良い。

11) 国の役割、子ども家庭庁に期待すること

子ども家庭庁に期待することとしては、「子ども中心」の理念を大切にしてほしいという意見が分野を問わず複数の有識者から挙がっていた。

具体的な役割としては、子ども・若者参画についての一般への啓発、省庁横断的な取組を先導すること、地方自治体の取組を促進すること、支援者支援を充実させることなどが期待されている。

図表 4-20 国の役割、子ども家庭庁に期待することについての有識者の主な意見

- 家庭も大事だが、何よりも「子ども中心」であることについて子ども家庭庁にはぶれずにいてほしい。大人の意見、家族の意見、第三者の意見が強く出てしまいがちなので、子どものために考えて議論してもらいたい。
- 保護的な観点だけでなく、子ども・若者も主体的に参画する主体なのだという観点を広げていくべきである。子ども・若者の参画を日本全体で文化にしていく必要がある。
- 子どもの権利についての教育を学校での教育内容に組み込んだり、大人に対する研修活動に予算を付けるなど、国を挙げて普及啓発に取り組んでほしい。
- 省庁間の連携を強化し、政治に関する教育や子ども・若者の政治参画の取組を省庁横断で実施していくことが期待される。例えば、各省庁が検討している政策や法案を子ども家庭庁が情報集約してそれに対して子どもたちが意見を言えるようにしたり、他省庁で子どもの声を聴いていないということがあった際に子ども家庭庁が勧告し

たりといった役割を担うことも考えられる。

- 国のあらゆる政策について子ども・若者の参画の機会を確保すると共に、子ども・若者にとって身近な参画の機会である地方自治体の取組みを促進していくべきである。一例として、地方自治体単位で子どもの代表を選出することも考えられる。
- 「子どもの声を受け止めることができる大人」を増やすため、子どもと第一線で関わる大人への支援も望まれる。やる気も技能もある人たちが一定程度生活できるような制度設計をしてほしい。
- 声をあげにくい子ども・若者の代弁者（アドボケイト）や、意見表明を促進するようなサポーターを増やすことについても支援がなされるべきである。
- こどもたちの空気感が肌で感じられるよう、こども家庭庁の分室をこどもがいる場所の近くや気軽に立ち寄れるところに設けてはどうか。
- 学齢期から障害を持つ人と健常者が極力一緒にいられる場面をもっと作ってもらいたい。日常生活の中で障害を持つ人に接する機会をもっと増やしてほしい。

第5章. モデル事業

1. 実施概要

(1) モデル事業の全体像

本調査研究においては、国の政策へのこども・若者の意見反映に関する仕組みづくりに活かすため、実際にこども・若者から意見を聞く取組としてモデル事業を実施した。モデル事業実施の趣旨は、様々な手法で行うことにより、意見聴取の手法等に関する課題を抽出すること、「どのような仕組み／環境があれば、国の政策に対して意見が言いやすいか」をテーマとすることにより、国の政策への意見反映に関して、モデル事業に参加するこども・若者から意見を聞くこと、の2つの観点から整理することができる。

モデル事業は、全てのこども・若者を対象に以下の3つに分けて実施し、延べ2,361名のこどもや若者が参加した。

図表5-1、図表5-2を参照。

① 広く公募し、こども・若者から意見を聞く

内閣官房ホームページにて広く公募し、対面、オンライン、チャット、Webアンケートの4つの手法の意見聴取の機会を設け、「意見の言いやすさ」をテーマに意見を聞く。

② 個別に出向いてこども・若者から意見を聞く

多様なこども・若者の意見を聴取することを目的に、困難を抱えているなど、公募による意見表明の機会に参加することには障壁が伴うと考えられるこども・若者の意見を聴取するため、個別に出向いてのヒアリング等を実施した。本調査では、不登校のこども、児童養護施設で生活するこども、児童相談所一時保護所で生活するこども、困難を抱える若者を対象に、「意見の言いやすさ」について意見を聞いた。

また、上記手法及び①のみでは政策に対して意見を言うことに特段興味・関心がない多くのこどもの意見が把握されにくいのではないか、という視点を踏まえ、こどもが日常過ごす場である児童館を利用するこどもへのヒアリングも実施した。

さらに、内閣府ユース政策モニターを対象とした「ユース・ラウンド・テーブル⁵¹」もオンラインで開催した。

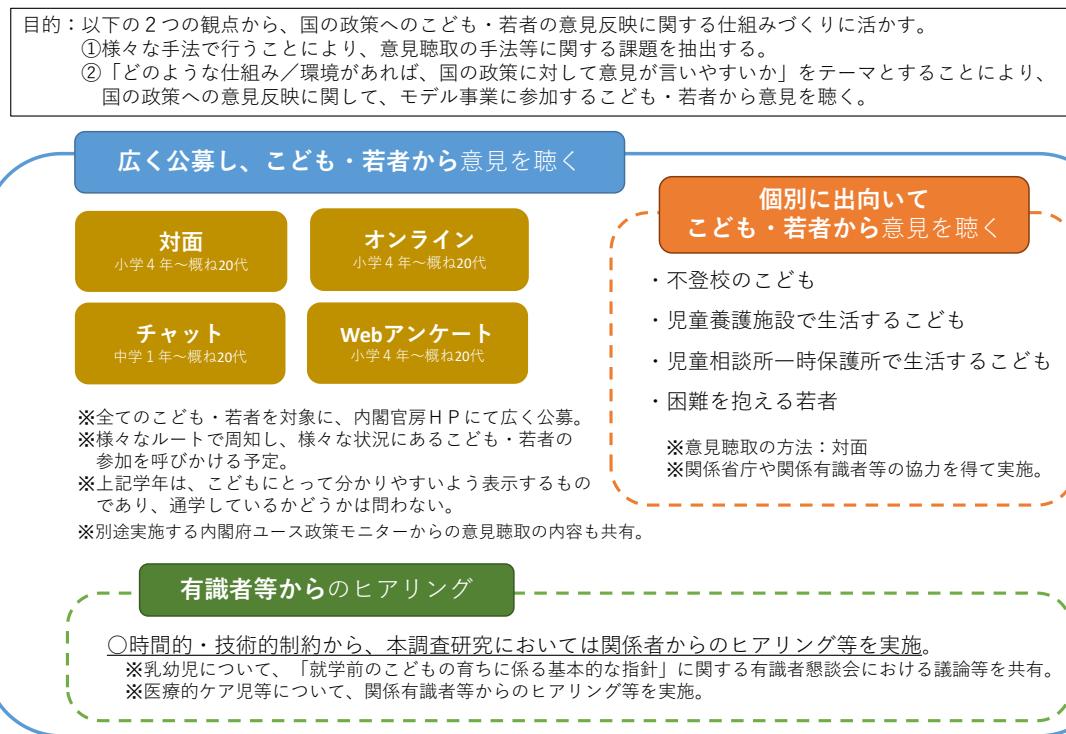
⁵¹ 内閣府では、こども・若者に関する施策をより充実させるとともに、こども・若者の社会参加意識を高めるため、小学校5年生から20代を対象に「ユース政策モニター」を公募し、社会の様々な課題についての意見を募っている。「ユース・ラウンド・テーブル」は、ユース政策モニターを対象に、政策や社会課題についての意見交換、対話をを行うもの。

③ 有識者等からのヒアリング

多様なこども・若者の意見表明の機会を確保する観点からは、乳幼児や障害児・医療的ケア児からの意見聴取も重要であるが、本調査研究においては、時間的・技術的制約から、関係者からのヒアリング等により、現状や課題の把握、考慮すべき事項等について調査した。今後、こうした分野における更なる検討が期待される。

図表 5-1 モデル事業の全体像

こどもの政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究
本調査研究におけるモデル事業について<全体像>



図表 5-2 モデル事業参加者内訳

	未就学	小学生 世代	中学生 世代	高校生 世代	高校卒業 以上世代	計
対面	0	8	7	7	26	48
オンライン	0	10	9	7	25	51
チャット	0	0	20	7	26	53
Web アンケート	0	581	317	362	859	2,119
個別・グループ ヒアリング	2	31	25	17	14	90
計	2	630	379	400	950	2,361

※この他、Webアンケートにおいて、30歳以上の方計49名からの回答があった。

(2) 公募事業の実施概要

1) 趣旨・前提

本調査研究の結果を踏まえ、こども家庭庁において、こども・若者の参加・参画のための仕組みを設けることを目的として実施した（当該仕組みは、こども家庭庁や関係府省が行うこども政策が対象となることを想定）。

モデル事業においては、「意見の言いやすさ」をテーマにして、意見を言う機会はある（と感じている）のか、どのような機会なのか、意見の言いやすさ、言いにくさをどのように感じているか、どのような機会・方法があれば意見を言いやすいなどを聞くものとした。

また、意見表明だけでなく、意見形成や意見反映についても考慮した。

2) 4つの手法

対面、オンライン、チャット、Webアンケートの4つの手法を用いて意見聴取を行った。

手法ごとの特性を踏まえることで、事業の結果を、こども家庭庁が設けるこども・若者の参加・参画のための仕組みをどのような手法とすればよいか、手法ごとにどのようなことを工夫・考慮する必要があるかを検討するための材料とする目的として実施した。

各手法の特性は、図表5-3のとおり。

図表5-3 4つの手法の特性

対面	オンライン	チャット	Webアンケート
相手の表情が見える、場を共有することができる	参加者が地理的制約を受けにくい、移動が困難な事情があっても参加しやすい	こども・若者にとって日常的なツールであり、顔が見えないことで、気軽な意見表明が可能。24時間いつでも参加できる	回答者の匿名性を確保、多くのこども・若者の意見を聞くことが可能、参加者の属性のバッティング回避しやすい

3) 参加者募集方法

内閣官房のWebサイト上に募集ページを作り、公募により参加者を募った（募集期間は、2022年10月6日（木）～2022年10月28日（金））。対面、オンライン、チャットの手法や計6回の実施日程を提示し、参加を希望する回を第1希望から第3希望まで回答してもらう形式とすることで、募集枠が埋まらない場合の調整等が可能となるよう工夫した。

また、案内文で、こども家庭庁が何をしたいのか、なぜ今回の取組を実施するのか、参加者にどのようなことを期待しているのかなどについて、参加者に分かりやすく伝わるよ

う工夫するとともに、低年齢のこどもにも読みやすいように、文章をできるだけ平易にし、ふりがなをふった（募集要項の文面は、資料集第5章1モデル事業募集要項 参照）。

今回は、初めての取組ということもあり、モデル事業の実施内容や募集文面の検討等にも時間を要し、十分な募集・周知期間を設けることができなかつたが、短い期間の中で多様なこども・若者にモデル事業の情報を伝え、応募・参加につなげるため、内閣官房の公式Twitterなどを活用して情報拡散に努めるとともに、ユース政策モニターや国内事例調査の対象自治体への周知、検討委員会委員の関係先への周知など、個別周知にも力を入れた（メールでの周知の際に、前述のTwitterのツイートをリツイートしていただくよう併せて依頼した）。周知にご協力いただいた方々の一覧は、資料集 第5章11 モデル事業協力者・団体のとおり。

図表 5-4 モデル事業参加者募集ページの一部（スクリーンショット）

対象者

小学4年生世代からおおむね20代
(意見を聞く方法によって募集対象が異なります)

テーマ

自分の意見を伝える方法は、身近にどんなものがあるか。どのような仕組みや環境があつたら意見を言いやすいか。

意見を聞く方法

(1) 対面		(2) オンライン (Teams)		(3) チャット (LINEオープンチャット)	
A 11/13(日)	B 11/27(日)	C 11/17(木)	D 11/22(火)	E 11/15~21	F 11/15~21
5人 ×6グループ	10人 ×3グループ	5人 ×6グループ	10人 ×3グループ	5人 ×6グループ	10人 ×3グループ

進め方 (A~F共通)

1. プログラム説明
2. 参加者自己紹介 (じこしょうかい)
3. ディスカッション (1) (自分の意見を伝える方法、身近にどんなものがある?)
4. ディスカッション (2) (どのような仕組みや環境があつたら意見を言いやすい?)
5. 振り返り・アンケートの記入

補足

- A~Fのプログラムにおける進行役は、特定非営利活動法人 こども哲学・おとな哲学 アーダコーダが務めます。
- 参加が確定した方には、別途メール等でくわしいことをお伝えします。事前学習の機会も設ける予定です (資料の送付やオンライン説明等)。
- (1) 対面参加の場合、ご希望に応じて、ご自宅等からの交通費を支給します (参加者本人分のみ、往復、国内に限る)。支給にあたり、住所等を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

応募・参加にあたってのお願い

- (1) 対面については、当日、内閣官房等による写真や動画の撮影 (さつえい) を行う予定です。また、(2) オンライン、(3) チャットについては、実施の内容を画像として記録・保存する予定です。撮影した写真や動画は今後の広報のために使用することがあります。顔が分かる写真や動画に映ることを希望しない方は、参加決定の連絡とあわせて希望の有無を確認しますので、その際にお知らせください。
- その他、参加にあたっては、内閣官房からお願いすることを守ってください。(例: 担当者が説明している間、静かに話を聴くなど)
- 今回の取組に参加できるのは一人1回までです (A~Fに重複して参加することはできません)。
- 参加者から聴かせていただいた意見は、内閣官房での検討に活用し、報告書にまとめ、公開されることがあります。あらかじめ、ご了承の上ご応募ください (参加者の意見を報告書で取り上げるときは、個人が特定されないよう編集などを行います)。
※応募・参加の際にいただくお名前等の個人情報は、内閣官房こども家庭庁設立準備室及び調査研究と一緒に行っている(株)NTTデータ経営研究所が適切に取り扱います。

4) 実施内容（対面、オンライン、チャット）

対面、オンライン、チャットの3手法は、それぞれ5人程度の少人数グループの回、10人程度の大人数グループの回の2回実施し、計6回（各手法2回）実施した。各回の実施方法、対象者、開催日時等の一覧は、エラー！参照元が見つかりません。のとおり。

図表 5-5 対面、オンライン、チャット事業の実施概要

	対面①	対面②	オンライン会議①	オンライン会議②	チャット①	チャット②
実施方法	対面@NTTデータ経営研究所会議室		Microsoft Teams		LINEオープンチャット	
対象者		小学4年生世代～おおむね20代			中学生1年生世代～おおむね20代	
テーマ		自分の意見を伝える方法は、身边にどんなものがあるか。どのような仕組みや環境があつたら意見を言いやすいか。				
参加人数		各回30人				
意見交換方法	<5人×6グループ> グループ①：小学生 グループ②：中学生 グループ③：高校生 グループ④：18,19歳 グループ⑤：20代前半 グループ⑥：20代後半	<10人×3グループ> グループ①：小学生+中学生 グループ②：高校生+ 18,19歳 グループ③：20代前半+ 20代後半	<5人×6グループ> グループ①：小学生 グループ②：中学生 グループ③：高校生 グループ④：18,19歳 グループ⑤：20代前半+ 20代後半	<10人×3グループ> グループ①：小学生+中学生 グループ②：高校生+ 18,19歳 グループ③：20代前半+ 20代後半	<5人×6グループ> グループ①：小学生 グループ②：中学生 グループ③：高校生 グループ④：18,19歳 グループ⑤：20代前半+ 20代後半	<10人×3グループ> グループ①：小学生+中学生 グループ②：高校生+ 18,19歳 グループ③：20代前半+ 20代後半
開催日時	11/13（日） 15時～16時半	11/27（日） 15時～17時	11/17（木） 17時～18時半	11/22（火） 19時～21時	11/15（火） 17時～ ～11/21（月） 19時	

※開催日時はいずれも 2022 年。

プログラム設計の考え方は、以下のとおりである。

(ア) 参加者の対象年齢、年齢層分布

対面、オンラインについては、小学4年生世代～概ね20代（1993年4月2日生まれ～2013年4月1日生まれ）までの年齢層を対象とした。小学3年生以下も含めること、中学生以上とすることについても検討したが、今年度のモデル事業の中では、国や自治体への意見反映というテーマを理解できる年齢の目安として、小学4年生以上と対象とすることが適当と判断した。また、こども施策に対しては広くこども・若者からの意見を聴取・考慮・反映するものであるため、概ね20代という表現で20代後半までを対象として参加者を募集した。幅広い年齢層が同一の会場、同一のオンライン会議システムに参加する形式としたが、各回の小グループは年齢が近いこども・若者で構成した。

チャットについては、LINEオープンチャットを利用する場合、LINE社が提示するLINEの利用推奨年齢が12歳以上となっているため、中学生世代以上を対象とした。

(イ) 各回の参加人数、所要時間、日次

各回30人で2回開催し、1グループあたりのこども・若者の人数5人程度（5～6グループ）の回、10人程度（2～3グループ）の回を設定した。

1グループの人数を少なくした方がこども・若者が話しやすい環境をつくることができ

ると考えられるが、ファシリテーターの人数確保の制約などの観点から、人数が増えても特段の問題なく実施できるかどうかを考察するため、少人数の回、大人数の回双方を試行して比較検証することとした。

学校の授業（1コマ45分）を目安とした90分のプログラムを標準とするが、グループ内の人数が多くなる回や中高生以上で構成されるグループについては長めの時間設定（120分程度）とした。

こども・若者の参加のしやすさを考慮し、開催日時は対面：日曜日の午後、オンライン：平日の夕方から夜とした。チャットについては、1回あたり、7日間チャットルームを開設し、好きな時間・タイミングでコメントをしてもらうとともに、1日1回参加者が集まりやすい任意の1時間を「コアタイム」として設定し、ファシリテーターが集中的に対話に参加する形式とした。時間を決めて集中して対話することで、対話を活性化させること、ファシリテーターの負荷を下げることが狙いであった。

（ウ）実施場所、利用ツール

<対面>

実施会場の選定にあたっては、ヒアリングをした有識者からの「子どもの普段いる場所に入り込まないと、本音で意見を言ってもらえないのではないか」、「地域の偏りを解消するために都内会場のみではなく地方会場での実施も考えられないか」といった意見もあり、地域の学校や児童館などに出向いて実施する方法についても検討した。しかし、今回は、予算やスケジュール、運営体制等の兼ね合いから東京都内のオフィスビル（最寄駅：永田町）内の会議室で実施することとし、参加者には希望に応じて自宅等からの交通費を支給した。

ただし、会議室であるため会場の雰囲気が堅苦しく、心理的なハードルとなる可能性を考えて、会場内に飾り付けをする、事務局やファシリテーターなどの大人はカジュアルな服装で参加する、等の工夫を行った。

<オンライン>

オンライン会議ツール Microsoft Teams（以下、Teams）を利用した。

少人数のグループに分けて議論する際には、Teams のブレークアウトルームの機能を活用した。予め参加者の氏名・ログイン用のメールアドレスを取得しておき、ルームに振り分ける作業を実施した。なお、オンライン参加者は本名ではなく任意のユーザー名で参加することを可とした。またビデオカメラのオン/オフも選択可能とした。

<チャット>

手法の特性に応じた比較検証を行うために、以下の3つの要件を満たすSNSを用いることとした。

- ✓ 「子ども・若者にとって日常的なツール」
- ✓ 「顔が見えない、テキストによる短文メッセージでやり取りできる」
- ✓ 「24時間いつでも利用できる」

また、モデル事業としてコントロールされた環境下で多人数との会話をを行う必要があることから、

- ✓ 不特定多数にオープンではなく、クローズドなグループで会話が可能なものの

ことも必要であった。

若年層の利用が多いSNS（LINE、Twitter、Youtube、Instagram、Tiktok、Discord）を候補に検討したところ、不特定多数にオープンではなく、クローズドなグループで会話が可能なものは、LINEオープンチャットとDiscordのみであった。Discordは高校生以上世代を中心心に5割程度の普及率に達しており有力候補ではあったが、「令和3年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」によれば、10代及び20代のLINEの利用率は9割以上であることから、今回はLINEオープンチャットを活用することとした（図表5-6エラー！参考元が見つかりません。参照）。

また、チャットルームに入るためのQRコードを参加者のみにメールで送ることとし、参加者以外はチャットに参加できない（クローズドな環境で実施する）よう工夫した。

図表5-6 LINEとDiscordの比較

	高校生～概ね20代までの利用率	使い勝手		
		利用のハードル	匿名性	閉鎖的グループへの参加方法
LINE（オープンチャット）	LINE自体の利用率は90%以上と推定 ¹ *1 総務省「令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」によると10代、20代のLINE自体の利用率は、それぞれ93.7%、97.7%。	新規登録にはSMSもしくは通話認証が必須。原則、携帯電話を所持していることが必要。 →ただし、高校生以上は99.1%が専用のスマートフォンを所持しているため、特に影響ない。	オープンチャット経由でのLINE友だち追加はできないため、匿名性が担保される。 普段使っているLINEアカウントが相手に知られる事はない。普段異なるプロフィール（ニックネーム等）を設定できる。	「パスコード」による認証または、「承認制」（管理者の承認があつて初めてトークに参加できる） ※なお、その場合、年齢認証をしていないユーザー（格安SIM利用者等）は、全体公開のオープンチャットにしか参加できない。
Discord（プライベートチャネル）	5割を若干下回る推定 ² *2 東京工科大学は2022年5月24日、新入生にコミュニケーションツールの利用状況などを尋ねる調査で、Discordの利用率は、男子53.5%、女子21.1%であった。	登録やアプリのダウンロード不要で、通話やチャットに参加できる。 PC版であれば、ニックネームの入力だけでブラウザから通話等ができる。 アプリ版（PC版・スマート版）の場合は、メールアドレスが必要。	匿名（ニックネーム）で参加できる。 なお、運営者側がメールアドレス以外の個人情報を取得していないため、個人情報流出リスクが少ないと言われている。	プライベートチャネルは、特定のロールを付与されたメンバーだけが参加できる。 ※ロールとは、ギルド内の役職のことで、ギルドマスター、サブマスター、幹部、小隊長など。ロールによって権限（メッセージの閲覧、書き込みができるなど）が変えられる。

なお、本モデル事業では、上記検証を行うためにSNSを利用するものであり、今後子ども・若者の意見を聴取・反映する仕組みとしてデジタルプラットフォーム等を実装するために、SNSを含めてどのような方法を利用することが望ましいかは、別途検討が必要と考える。

また、SNS を利用したモデル事業は、子どものスマートフォン利用に伴うトラブル（「誹謗中傷やいじめ」「個人情報の流出」「SNS を通じて知り合った人からの誘い出しによる性的被害」「意図しない有料サービスの利用」等）の危険性を十分認識したうえで実施する必要がある。本事業の参加者募集に当たっては、総務省 HP 「上手にネットと付き合おう！ 安心・安全なインターネット利用ガイド」

(https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/) を示し、インターネット上で発信するときの誹謗中傷等のリスクや、ネット上だけの知り合いとのやり取り時の注意点等には気をつけるよう、補足として明記した。

（工）対話のテーマ

特定の政策テーマを対象とせず、「意見の言いやすさ」自体を題材とした。最終的な目的は、子ども・若者がどのような環境や手法があれば意見を言いやすいのかを明らかにすること、特定の政策をテーマとすることにより、意見の言いやすさへの意見が特定の政策に引っ張られてしまわないようにすることが狙いである。

（オ）ファシリテーターの配置と役割

参加者の会話を促進し、どのような意見も尊重されるといった安心・安全な場づくりを行う役割としてファシリテーターを配置した。今回は、哲学対話の実践やファシリテーターの養成等に取り組む特定非営利活動法人 こども哲学・おとな哲学 アーダコーダに、ファシリテーターの派遣と当日プログラムの企画設計、全体ファシリテーションを委託した。少人数・大人数ともにグループ毎に1人のファシリテーターを配置（オンラインはルーム毎、チャットはトーカルーム毎に1人）。単に、聴き手として話を聴くだけでなく、「意見を言いづらいのはどういうとき？」「どうしてそう思ったの？」「他の考え方はあるかな？」「言い残したことがあったら何でも教えてね」など、意見を受け取るコミュニケーション、意見の背景や具体的なシーンを深掘りするための質問、意見が出にくいときの例示や体験談を交えた呼びかけ、特定の参加者に発言が偏らないための場のコントロール、多様な意見を引き出すための観点の提示などを行った。

また、ファシリテーション時の留意事項として、以下の3点を重視した。

- チャイルド・セーフガーディング⁵²等のガイドラインを参考にする（今回、ファシリテーター及び運営スタッフは、事前にチャイルド・セーフガーディングに関する研修を受講した）。
- 研修では、広報活動における写真・画像等の安全な取扱い（本人、保護者のいず

⁵² こどもに関わる関係者による子どもの権利に反する行為や危険を防止し、子どもが安心・安全に参画できる活動を運営するための取組。

れから承諾を得ること)、事業実施中に誰かの言動で傷ついたり差別的な発言をされたと感じたりすることがあった場合の報告・相談体制の確保、こどもが出来ることを必要以上に手伝わない、不用意に身体的接触(肩をたたくなど)をしない、事務局やファシリテーターが参加したこどもと事後に個人的な接触をしないこと、などを学んだ。

- こども・若者の意見の否定や誘導的な質問は避け、発言の深掘りをする。
- 差別的な発言をしない(こどもの意見を政策決定過程に反映させるためのプロジェクトであるということ、ファシリテーターの良い関与がこども・若者の参加・参画の保障につながるということを理解する)

(力) 板書係の配置と役割

参加者が、今何について話しているのか、他の人はどんな意見を言っているかを理解し、自分の考えを整理し発言しやすくする工夫として、板書係を配置した。少人数・大人数ともにグループ毎に1人の板書係を配置(オンラインはルーム毎に1人)。

対面では、会場に模造紙を貼り出して、その場で発言を書き留めていく方法とした。オンラインでは Microsoft Word 等の文書作成ソフトを用いて書き留めつつ、Teams の画面共有機能を使って板書記録を参加者が見ながら参加できるようにした。チャットは、チャットの履歴を画面上で確認することができるため、板書係は設けなかった。

(キ) プログラム設計

■事前準備

参加・参画することも・若者に対し、意見を聞く理由やモデル事業の目的について、事前に説明を実施した。

説明内容：①こども・若者の意見を聞く理由、②モデル事業の目的、③こども家庭庁の役割

説明方法：参加・参画することも・若者の拘束時間を極力増やさないよう配慮し、事前課題などは示さなかった。一方、事業実施の趣旨や目的を伝えるため、確認任意の資料として、こども家庭庁設立準備室からこども政策担当大臣メッセージ動画の URL を含むスライドを参加者に事前送付した(

図表 5-7 参照)。

図表 5-7 モデル事業参加者への事前送付資料（抜粋）



■当日の流れ

<対面、オンライン>

身近なことを起点として、具体的な意見の言いやすさ、言いにくさについて考えてもらったうえで、ではどのような仕組みがあれば良いのかという論点に昇華させていくアプローチとした。また、話しやすい雰囲気づくり・ファシリテーターを含む参加者同士の関係構築を重視し、冒頭にアイスブレイクを実施した。

具体的には、原則 90 分で、主にアイスブレイク・自己紹介、ディスカッション①（今ある身近な意見表明）、ディスカッション②（どのような仕組みがあつたら意見を言いやすいか？）、感想の全体共有、アンケートの実施という流れで実施した（

図表 5-8 参照)。

図表 5-8 対面、オンラインの当日の流れ（90 分の場合）

経過時間	分	内容
0:00	10	開会のあいさつ、今日の流れ、グランドルールの共有（安心安全な場づくりのための認識合わせ）
0:10	10	アイスブレイク/自己紹介
0:20	25	ディスカッション① 今ある身近な意見表明 個人ワーク（5分）シートに記入する形で自分の意見を整理する（意見形成支援） ディスカッション（20分）具体的な質問例： ➢ 今、学校でアンケートなど自分の意見を伝える機会はあるか？それはどういう手段（アンケート、学活で手を挙げて発言するなど）、どのような頻度、名前が分かるか、生徒から集めた声のフィードバックはあるのか、その結果何かが変わったか。 ➢ 学校以外に、意見を伝える機会はあるか？例えば、児童館の運営、地域のスポーツ活動など ➢ 今ある仕組みで意見を伝えることはできているか。意見を言いたいと思うか。
0:45	10	休憩
0:55	20	ディスカッション② どのような仕組みがあつたら意見を言いやすいか？ ➢ どんな場所、手段だったら自分の意見を言いたいと思うか？ ➢ 今日はどうして参加したいと思ったか？ ➢ ここに来ていない友達などの声を聞くにはどうしたら良いだろう？ ➢ （国の政策に限定せず）どんなところが変わったらもっと良くなると思うか？ など
1:15	15	こども・若者から感想を聴く（数人）、（こども・若者の感想を受けて）こども家庭庁設立準備室職員からのフィードバック、アンケートの記入
1:30		終了

今回は意見交換のテーマが「意見の言いやすさ」についてであったため、最初に、「意見を言うってどういうこと？」について説明をしたうえで、プログラムを開始した。意見を言うことの意味を整理するための資料（図表 5-9）を投影した。なお、資料では、「自分の考えを相手に伝えること」が意見を言うこと、と整理しているが、こどもは意見を表明する権利を有しており、「事実の確認」「感想を述べる」などの明確な意見とならない声も尊重されるものであることから、当日の運営でも、司会役から、考え方としてまとまっていないこともどんどん発言してほしいとの補足説明を行った。

図表 5-9 当日投影資料「“意見を言う” の解説」

意見を言うってどういうこと？

意見を言う＝考え方を相手に伝えること

- 「事実を言う」とはちがう
→客観的に見てすぐわかることではなく、そこから自分の頭で**考えたこと**
ex. 「犬の足跡がある」 □ ↔ 「犬の足跡があるから、ここには犬がいた」

- 「感想を言う」とはちがう
→感じたことではなく、理由を伴った自分の**立場や主張**
ex. 「犬がかわいい」 ↔ 「犬がかわいいから、大切にした方がいい」



また、心理的安全性を確保するためのグランドルールとして、「思ったことや考えたことはまとまっていなくても言ってみよう」「他の人の言ったことへの質問をしてみよう」「自分が言ったことが誰かを傷つけないか気に留めよう」の3点を説明した（図表5-10参照）。

図表 5-10 当日投影資料「グランドルール」

3つの心構え
<ol style="list-style-type: none">1. 思ったことや考えたことはまとまっていなくても どんどん言ってみよう2. 他の人の言ったことで気になったことがあれば どんどん質問してみよう3. 自分の言ったことが誰かを傷つけないか 気に留めよう <p>※写真撮影はNGです</p> 

アイスブレイクでは、開始前に記入してもらったワークシートを活かして、「呼ばれた
い名前」「今週あった大きめのできごと」の2点について話してもらった（

図表 5-11)。

図表 5-11 当日投影資料「自己紹介とアイスブレイク」

自己紹介

1. 呼ばれたい名前
2. 今週あった自分にとって大きめのできごと



個人ワークにて、ワークシートに沿って「意見が言いやすかったときってどんなとき？」「意見が言いづらかったときってどんなとき？」を考えてもらった後、全体ワークでファシリテーターの進行に沿って共有していくという進め方をした。

図表 5-12 当日配布資料「ワークシート」

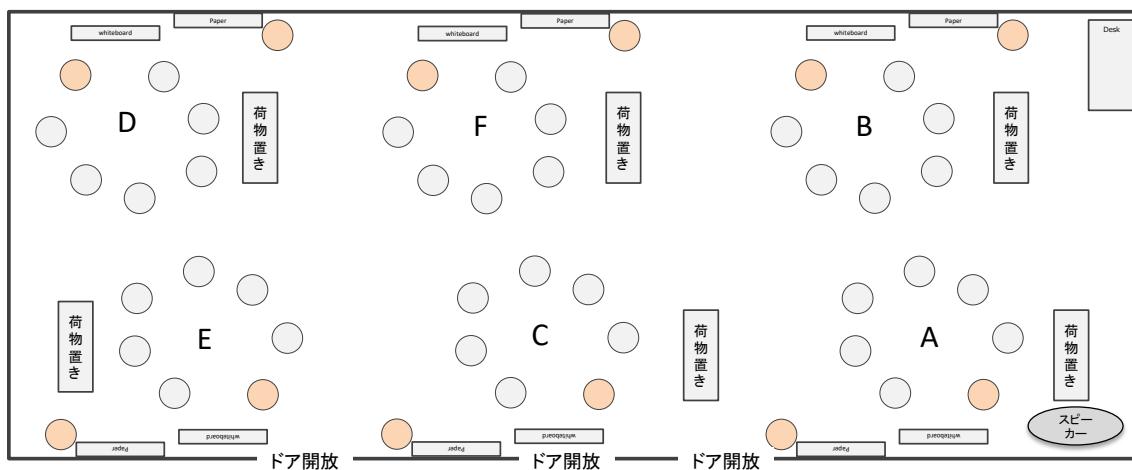
ワークシート①				ワークシート②			
※このワークシートはワークショップがはじまるまえに、書いておこう！ ◎この1週間にどんなときでどんなことをしていたかな？みんながしたことを思い出して書いてみよう！				※このワークシートはワークショップの途中に書くよ！ ◎この1週間に意見がたくさん言えたときってどんなとき？逆に意見が言いづらかったときはどんなとき？			
	朝 (7:00-12:00くらい)	昼 (12:00-17:00くらい)	夜 (17:00-22:00くらい)				
11/11(金)							
11/12(土)							
11/13(日)							
11/14(月)							
11/15(火)							
11/16(水)							
11/17(木)		こども家庭庁 ワークショップ					
よ (呼ばれたい) なまえ 名前				よ (呼ばれたい) なまえ 名前			

■会場レイアウト（対面）

対話しやすい環境とするため、机は置かず椅子のみを車座となるように配置し、各グループの前に板書用の模造紙を貼り付けた。机を設置しない代わりに、参加者には筆記用のクリップボードを貸与した。

また、「こども家庭庁のチャレンジ」ロゴを大きめにプリントアウトし、壁に貼り付けた。周囲に紙製の花かざりを装飾したり、こども・若者に人気の楽曲をBGMとして会場に流したりするなど、場の雰囲気を柔らかくする工夫を施した。

図表 5-13 会場レイアウト（一例）



図表 5-14 当日の会場の様子①



図表 5-15 当日の会場の様子②



©内閣官房こども家庭庁設立準備室

<チャット>

基本的な考え方は、対面、オンラインと同様。プログラムを7日間で遂行するため、各日での参加者にコメントしてもらいたいこと（問い合わせ）を分けて実施した（

図表 5-16 参照)。

図表 5-16 チャットの7日間の流れ

Day1	Day2~3	Day4~6	Day7
開会・スケジュール説明 ✓流れ・スケジュールの説明 ✓グランドルールの共有（安心安全な場づくりのための認識合わせ）	自己紹介・アイスブレイク ✓自己紹介 ✓軽い遊び	今ある身近な意見表明の機会に関する意見聴取 ✓今、学校でアンケートなど自分の意見を伝える機会はあるか？ ✓学校以外に、意見を伝える機会はあるか？ ✓今ある仕組みで意見を伝えることはできているか。意見を言いたいと思うか、など	意見の言いやすい仕組みに関する意見聴取 ✓どんな場所、手段だったら自分の意見を言いたいと思うか？ ✓今回はどうして参加したいと思ったか？ ✓ここに来ていない友達などの声を聞くにはどうしたら良いだろう？ ✓（国の政策に限定せず）どんなところが変わったらもっと良くなると思うか？
			振り返りシート・フィードバック ✓モデル事業の感想を振り返りシートに記入（アンケートフォーム等） ✓（子ども・若者の感想を受けて）ファシリデータからのフィードバック

図表 5-17 チャット画面のイメージ



5) 実施内容（Web アンケート）

（ア）参加者の対象年齢、人数

小学4年生世代～概ね20代まで、1,000人程度 ※1,000人以上の場合でも回答受付可能とする

（イ）実施期間、アンケート実施方法

回答期間：2022年11月16日から11月30日まで

募集方法：内閣官房ウェブサイトに、アンケートのURLを直接掲載し、回答を募る

募集要項：資料集第5章4 Web アンケート募集要項参照

短い実施期間の中で多様なこども・若者にモデル事業の情報を伝え、応募・参加につなげるため、内閣官房の公式Twitterなどを活用して情報拡散に努めるとともに、ユース政策モニターや国内事例調査の対象自治体への周知、検討委員会委員の関係先への周知など、個別周知にも力を入れた。

図表 5-18 モデル事業（Web アンケート）参加者募集ページ（スクリーンショット）

対象

小学4年生からおおむね20代の方
(1994年4月2日～2013年4月1日生まれの方)

回答募集期間

2022年11月16日（水）正午～2022年11月30日（水）18時00分

回答について（回答することも・若者のみなさんへ）

※よく読んでから回答してください。

- このアンケート調査には、できるだけみなさんが自分で答えてください。
ただし、自分で答えることが難しい場合には、おうちの方などに手伝ってもらい回答しても構いません。
- このアンケートはテストではありません。また、あなたの名前などの個人情報を誰かに知られるはないので、安心してあなたの素直な気持ちや考えを教えてください。
- 回答にはだいたい10分ほどの時間がかかります。
- 16歳未満の方は、保護者もしくは責任のある成人的の同意をもらってから回答してください（回答フォーム内に同意確認のチェックボックスがあります）。
- 本アンケート調査の結果は、内閣官房での検討に活用し、「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」の報告書としてホームページ等に公表させていただく予定です。
あらかじめ、ご了承の上回答してください。（個別の回答を報告書で取り上げるときは、個人が特定されないよう必要に応じて編集などを行います）。

保護者等おとなの方へ

- 16歳未満の方が本アンケートに回答する場合、保護者もしくは責任のある成人的の同意が必要です。お子さんが回答することに同意する場合は、回答フォーム内にある同意確認のチェックボックスにチェックを入れていただくようお願いいたします。
- 保護者等の方は、本アンケート調査の趣旨や目的をご理解の上、お子さんが本人の気持ちや考えを自由に回答できるよう見守っていただき、必要に応じてサポートをしてください。
- 本アンケート調査の実施及び結果のとりまとめにあたり、回答者の個人情報を収集すること並びに公表することは一切ございません。

（ウ）留意事項

一般社団法人社会調査協会倫理規程等に則り、16歳未満の者が回答する際は、保護者もしくは責任のある成人的の同意を得ることを必須とした。ただし、保護者同意が回答のハードルを高めることとなるよう、同意の確認は簡単なチェックボックス形式とした（モデル事業参加者募集の際も同じ）。

（エ）設問内容

意見反映プロセス構築に向けたるべき仕組みへの要望をテーマに計25問の設問を設けた。具体的な設問は、図表5-19のとおり。

図表 5-19 Web アンケート設問項目一覧

番号	設問内容	回答対象者	回答形式	必須/任意
Q1	現在、あなたは内閣府「ユース政策モニター」ですか。	全回答者	単一選択	必須
Q2	あなたの学年／年齢を教えてください。	全回答者	単一選択	必須
Q3	その他を選択した方は、その内容を教えてください。	Q2で「その他」を選択した方	自由記述	必須
Q4	あなたの通っている学校の種類を教えてください。	小中学生世代	単一選択	必須
Q5	学生・社会人のうち、当てはまるどちらか一方を選んでください。	高校生以上の方	単一選択	必須
Q6	あなたが在籍している学校の種類を教えてください。	学生の方	単一選択	必須
Q7	あなたの現在の仕事を教えてください。	社会人の方	単一選択	必須
Q8	あなたの保護者等の仕事を教えてください。（保護者等が複数名いる場合は、1人目について教えてください。）	全回答者	単一選択	必須
Q9	あなたの保護者等の仕事を教えてください。（保護者等が複数名いる場合は、2人目について教えてください。）	全回答者	単一選択	任意
Q10	あなたの性別について教えてください。	全回答者	単一選択	必須
Q11	あなたが住んでいる場所を教えてください。	全回答者	単一選択	必須
Q12	あなたは誰と一緒に住んでいますか。	全回答者	複数選択	必須
Q13	あなたの暮らし向き（衣・食・住・遊びなどの物質的な生活レベル）は、世間一般と比べてみて、上から下までのどれにあたると思いますか。あなたの実感でお答えください。	全回答者	単一選択	必須
Q14	あなたは、こどもが意見を表明する権利について知っていますか。	全回答者	単一選択	必須
Q15	国や自治体（こども家庭庁などの国の機関や都道府県庁、市区町村の役所・役場など）では、社会のみなさんの生活をより良くするため、様々な制度や政策に取り組んでいます。あなたは、ふだん国や自治体の制度や政策について、どのように情報を得ていますか。主なものを3つまで選んでください。	全回答者	複数選択	必須
Q16	あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。	全回答者	単一選択	必須
Q17	そう答えたのはどうしてですか。当てはまるものを全て選んでください。	Q16で「そう思う」「ややそう思う」と回答した方	複数選択	必須
Q18	そう答えたのはどうしてですか。当てはまるものを全て選んでください。	Q16で「あまり思わない」「そう思わない」と回答した方	複数選択	必須
Q19	どのような方法や手段があれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。当てはまるものを全て選んでください。	全回答者	複数選択	必須
Q20	どのような場所であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。当てはまるものを全て選んでください。	Q19で「対面」と回答した方	複数選択	必須
Q21	どのような相手（年代）であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。	全回答者	単一選択	必須
Q22	どのような相手（性別）であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。	全回答者	単一選択	必須
Q23	どのような相手（関係性）であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。	全回答者	単一選択	必須
Q24	どのような工夫やルールがあれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいと思いますか。	全回答者	複数選択	必須
Q25	その他、このアンケートに関する意見や感想があれば教えてください。	全回答者	自由記述	必須

(3) 個別意見聴取の実施概要

不登校のこども、児童養護施設で生活するこども、児童相談所一時保護所で生活するこども、困難を抱える若者、児童館を利用するこどもを対象に、個別に出向いて「意見の言

「いやすさ」について意見を聴いた。実施方法、対象者、実施場所、実施日時は、図表5-20のとおり。

このほか、

図表 5-21 のとおり、内閣府ユース政策モニターを対象としたオンラインの「ユース・ラウンド・テーブル」を実施した。

図表 5-20 個別意見聴取の実施概要

	不登校のこども	児童養護施設で生活するこども	児童相談所一時保護所で生活するこども	困難を抱える若者	児童館を利用するこども
実施方法	グループインタビュー（施設職員が進行）	グループインタビュー（子ども家庭庁設立準備室政策参与、同室職員が進行）	個別ヒアリング（子ども家庭庁設立準備室政策参与、同室アドバイザーが進行）	グループインタビュー（菊池真梨香委員が進行）	グループインタビュー（子どもの居場所づくりに関する調査研究検討委員会におけるヒアリングに併せて実施）
対象者／人数	・小学生世代14名（3グループ） ・中高生世代13名（3グループ）	・高校生世代3名（1グループ） ・小学生7名（2グループ）	・小中学生6名（小4～中3） ※後に発言の公開を希望しないとの意思表示をした者1名を含む。 ・幼児2名（4歳）	社会的養護を経験した若者、親元から避難した若者（18～21歳）／4名	①中学生1名、高校生3名、施設利用経験のある若者（20代前半）2名（男性5名、女性1名） ②小学生5名、中学生2名、大学生（OB・OG）1名
実施場所	関東近郊のフリースクール	関東近郊の児童養護施設	関東近郊の児童相談所一時保護所	関東近郊	①関東近郊の主に中高生が利用する児童館 ②関西近郊の主に小学生が利用する児童館
実施日時	2022年11月18日（金） 12:15～15:30	2022年10月23日（日）10:00～15:00 ※2023年12月下旬 こどもへのフィードバック、記録内容の説明等を実施	2022年12月2日（金）15:30～17:30 ※2023年1月初旬～中旬 こどもへのフィードバック、記録内容の説明等を実施	2022年9月27日（水）14:15～17:30	①2022年11月19日（土） ②2022年12月10日（土）

図表 5-21 ユース・ラウンド・テーブルの実施概要⁵³

概要	「ユース・ラウンド・テーブル」は、内閣府ユース政策モニターを対象に、政策や社会課題についての意見交換、対話をを行うものであり、本稿では、内閣官房こども家庭庁設立準備室が提起したテーマについて意見交換を実施した結果を報告する。
対象者／人数	ユース政策モニター：27名 (小学生4名、中学生9名、高校生7名、大学生・大学院生2名、正社員・正職員3名、専業主婦(夫)・家事手伝い1名、その他1名) ※年代ごとにグループ分け(1グループ4~5名)
実施方法	オンライン開催(Cisco Webex)
実施日時	2022年11月19日(土)14:00~16:00

(ア) ヒアリングテーマ

以下の2点を中心に話を聴いた。

- ①ふだん、自分の気持ちや考えを伝えることはできているか。自分の気持ちや考えを伝えにくいと感じることはあるか。
- ②子どもや若者がもっと自分の意見を伝えやすくするためにには、どんな仕組みやツール、環境があると良いと思うか。

(イ) ヒアリング資料

子ども・若者にわかりやすいイラストや言葉遣いで、こども家庭庁が取り組もうとしていることや、話を聞きたいことについて説明する資料を用意した(

⁵³ 令和4年度第5回ユース・ラウンド・テーブル実施結果について
(<https://www8.cao.go.jp/youth/youth-opinion/report/pdf/r04/yr5-5.pdf>)

図表 5-22 参照)。

図表 5-22 作成したこども・若者向け資料の一例



(ウ) 場づくりの工夫や配慮

こどもの抵抗感や不安感を軽減する観点から、どの意見聴取の際も、カジュアルな服装とする、名札を着用する、ヒアリングの趣旨や目的、実施の概要を分かりやすく説明する、こどもの年齢や人数に応じたアイスブレイクを行うなどの工夫をした。

一方、こどもが生活／活動している場によっても、職員とこどもとの関係性やこども同士の関係性等は異なるため、協力施設との事前打ち合わせも踏まえ、状況に応じた適当な意見聴取手法を選択した。それぞれの意見聴取において行った主な工夫や配慮の内容は以下のとおりである。

<不登校のこども>

- ・全体の進行、各グループのファシリテーター（グループごとに1名）は、いずれも日頃からこどもたちに関わっている施設職員が担当した。
- ・弊社及び内閣官房の職員は、各グループでメモ取りや適宜ファシリテーターの補助を担当した。
- ・おやつや飲み物を用意し、参加しやすく話しやすい場づくりを目指した。

<児童養護施設で生活するこども>

- ・ファシリテーターは、社会的養護のこどもに関する知見のある内閣官房職員及び政策参与が担当した。他2名の内閣官房職員がメモ取り、適宜ファシリテーターの補助を行った。

- ・インタビュー、記録内容説明時いずれも施設職員は同席しない形で実施した。後日の記録内容説明時に参加者の了承を得た内容のみ、施設に共有した。
- ・おやつや飲み物の用意、カードを使ったアイスブレイクの実施など、こどもが話しやすくなるための工夫を行った。

<児童相談所一時保護所で生活することも>

- ・ファシリテーターは、一時保護下のこどもに関する知見のある内閣官房政策参与およびアドバイザーが担当した。他2名の内閣官房職員がメモ取り、適宜ファシリテーターの補助を行った。
- ・インタビュー、記録内容説明時いずれも施設職員は同席しない形で実施した。参加者から職員への共有の依頼があった内容及び後日の記録内容説明時に参加者の了承を得た内容のみ、施設に共有した。
- ・幼児にはおもちゃを使ったアイスブレイクや遊びを通じた交流を行った。

<困難を抱える若者>

- ・ファシリテーターは、社会的養護を巣立った若者の支援やアドボカシーに携わる菊池真梨香委員が担当した。
- ・弊社及び内閣官房の職員は、各グループでメモ取りや適宜ファシリテーターの補助を行った。
- ・おやつや飲み物を用意し、参加しやすく話しやすい場づくりを目指した。
- ・冒頭の実施趣旨の説明で、言いたくないことは言わなくて良いことも明確に伝えた。
- ・自己紹介時、好きな動物を紹介するなどのアイスブレイクを行った。
- ・付箋や模造紙を活用し、意見の整理や共有に役立てた。

<児童館を利用するこども>

他調査研究におけるヒアリングとの抱き合わせでの実施であり、質問事項が多くなっていたため、こどもの集中力等にも配慮しながらの極力短時間での意見聴取とした。

<ユース・ラウンド・テーブル>

- ・従来のユース・ラウンド・テーブルでは様々な年代の参加者が同じグループに入ることが通例であるところ、今回の取組においては、モデル事業（公募）と同様、参加者の年齢や性別、居住地域に配慮したグループ分けを行った。
 - ・参加者には、実施概要に関する資料（

・図表 5-7 と同様の内容) を事前にメールで送付した。

(エ) フィードバック

不登校のこども、困難を抱える若者、児童館を利用するこどもに対しては、意見聴取の前に、聴いた意見の扱われ方を説明し、同意した者のみがグループインタビューに参加するかたちとした。

聴取施設職員が同席しないかたちでの意見聴取を行った児童養護施設で生活することも、児童相談所一時保護所のこどもについては、後日施設を再訪し、聴いた意見をどうまとめたか、どのように公開するかを説明し、公開の了解を得ている。なお、フィードバックの過程で、表明した意見の撤回や修正の希望を受けること也有った。

(4) 有識者等ヒアリングの実施概要

「乳幼児の意見を聞くこと」について、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会における議論を検討委員会の場で共有した。

医療的ケア児等について、関係有識者等からのヒアリング等を実施した。

2. 実施結果

(1) 公募事業の結果

1) 対面、オンライン、チャット

(ア) 開催実績（参加者数）

対面 48 人、オンライン 51 人、チャット 53 人の合計 152 人が参加した。（図表 5-23、図表 5-24、図表 5-25 参照）

図表 5-23 参加者リスト（対面）

グループ	年齢	学年／職業	性別	お住まい
A	10歳	小学4年	女性	東京都
	10歳	小学4年	男性	神奈川県
	12歳	小学6年	女性	神奈川県
	11歳	小学6年	女性	東京都
B	13歳	中学1年	女性	神奈川県
	13歳	中学2年	男性	新潟県
	14歳	中学3年	女性	神奈川県
	14歳	中学3年	女性	東京都
C	16歳	高校1年	男性	長野県
	16歳	高校1年	男性	東京都
	16歳	高校1年	女性	千葉県
	16歳	高校2年	女性	東京都
D	17歳	高校2年	女性	兵庫県
	18歳	学生	女性	埼玉県
	18歳	学生	女性	東京都
	19歳	学生	男性	新潟県
E	19歳	学生	男性	東京都
	19歳	学生	女性	埼玉県
	20代前半	学生	女性	広島県
	20代前半	学生	女性	東京都
F	20代前半	学生	男性	東京都
	20代前半	その他の社会人	女性	東京都
	20代後半	社会人	女性	神奈川県
	20代後半	社会人	女性	愛知県
G	20代後半	社会人	男性	群馬県
	20代後半	無回答	男性	埼玉県
	20代後半	社会人	女性	千葉県
	20代後半	社会人	女性	東京都
H	18歳	高校3年	女性	徳島県
	18歳	高校3年	女性	東京都
	18歳	学生	女性	東京都
	18歳	学生	男性	東京都
I	19歳	学生	男性	島根県
	19歳	学生	男性	兵庫県
	20代前半	学生	回答しない	千葉県
	20代前半	学生	男性	東京都
J	20代前半	学生	女性	東京都
	20代前半	社会人	女性	東京都
	20代前半	社会人	男性	埼玉県
	20代前半	社会人	女性	東京都
K	20代後半	社会人	男性	東京都
	20代後半	社会人	回答しない	東京都
	20代後半	社会人	女性	神奈川県
	20代後半	社会人	女性	東京都

図表 5-24 参加者リスト（オンライン）

グループ	年齢	学年／職業	性別	お住まい
A	10歳	小学4年	女性	大阪府
	11歳	小学6年	男性	茨城県
	12歳	小学6年	女性	兵庫県
	12歳	小学6年	男性	長野県
B	13歳	中学1年	男性	大阪府
	13歳	中学1年	女性	愛媛県
	13歳	中学2年	女性	愛媛県
	14歳	中学2年	男性	新潟県
C	15歳	高校1年	女性	愛媛県
	17歳	高校3年	女性	秋田県
	18歳	高校3年	男性	大阪府
	18歳	高校3年	女性	大阪府
D	18歳	学生	女性	宮城県
	19歳	学生	男性	熊本県
	19歳	学生	女性	長野県
	19歳	学生	女性	大阪府
E	20代前半	学生	男性	愛媛県
	20代前半	学生	女性	広島県
	20代前半	社会人	女性	愛媛県
	20代後半	社会人	男性	滋賀県
F	20代後半	社会人	女性	岐阜県
	20代後半	社会人	男性	栃木県
	20代後半	社会人	男性	東京都
	20代後半	社会人	女性	千葉県
G	10歳	小学4年	男性	東京都
	10歳	小学4年	男性	東京都
	10歳	小学4年	女性	奈良県
	10歳	小学4年	女性	東京都
H	12歳	小学6年	男性	栃木県
	12歳	小学6年	男性	神奈川県
	12歳	中学1年	女性	東京都
	12歳	中学1年	男性	千葉県
I	13歳	中学2年	女性	東京都
	13歳	中学2年	男性	愛知県
	14歳	中学2年	男性	愛知県
	15歳	高校1年	女性	徳島県
J	15歳	高校1年	男性	埼玉県
	16歳	高校1年	女性	千葉県
	16歳	高校2年	女性	大阪府
	18歳	学生	女性	兵庫県
K	19歳	高校3年	男性	茨城県
	19歳	学生	男性	沖縄県
	19歳	学生	女性	東京都
	19歳	学生	回答しない	神奈川県
L	20代前半	学生	女性	東京都
	20代前半	学生	女性	神奈川県
	20代前半	学生	男性	愛知県
	20代前半	学生	男性	千葉県
M	20代前半	学生	女性	東京都
	20代前半	社会人	男性	東京都
	20代後半	社会人	女性	宮崎県
	20代後半	社会人	女性	大阪府
N	20代後半	社会人	女性	福岡県
	20代後半	社会人	女性	東京都
	20代後半	社会人	女性	東京都
	20代後半	社会人	女性	東京都

図表 5-25 参加者リスト（チャット）

グループ	年齢	学年／職業	性別	お住まい
A	12歳	中学1年	男性	東京都
	13歳	中学1年	女性	滋賀県
	13歳	中学1年	女性	群馬県
	13歳	中学1年	男性	愛知県
B	14歳	中学2年	女性	東京都
	13歳	中学2年	男性	千葉県
	14歳	中学2年	女性	愛知県
	14歳	中学3年	男性	静岡県
C	15歳	中学3年	男性	新潟県
	15歳	中学3年	女性	新潟県
	16歳	高校1年	女性	東京都
	16歳	高校2年	女性	東京都
D	18歳	高校3年	女性	鹿児島県
E	18歳	学生	女性	三重県
	19歳	学生	回答しない	沖縄県
	19歳	学生	男性	秋田県
	19歳	学生	女性	千葉県
F	20代前半	学生	女性	神奈川県
	20代前半	学生	男性	長野県
	20代前半	社会人	女性	富山県
	20代前半	社会人	回答しない	滋賀県
G				
H	14歳	中学2年	男性	兵庫県
	14歳	中学2年	女性	東京都
	14歳	中学3年	女性	愛媛県
	14歳	中学3年	男性	東京都
I	15歳	中学3年	女性	愛知県
	15歳	中学3年	男性	兵庫県
	15歳	高校1年	女性	長野県
	16歳	高校2年	女性	熊本県
	16歳	高校2年	女性	千葉県
	18歳	高校3年	女性	青森県
	18歳	学生	女性	岐阜県
	19歳	学生	男性	埼玉県
	19歳	学生	男性	茨城県
	19歳	学生	女性	神奈川県
	19歳	社会人	女性	徳島県
	19歳	社会人	男性	福島県
	20代前半	学生	女性	神奈川県
	20代前半	学生	女性	宮城県
	20代前半	学生	男性	東京都
	20代後半	社会人	男性	北海道
	20代後半	社会人	女性	海外
	20代後半	社会人	女性	神奈川県
	20代後半	社会人	男性	兵庫県
	20代後半	社会人	女性	石川県

(イ) 評価

意見の言いやすさ等について主観・客観の両面から実施結果を検証するともに、対面・オンライン・チャットの手法ごとの違いについて考察する。

■評価項目

<主観>

- こども・若者にとって意見は言いやすかったか（ツール・環境、大人、ファシリテーター、テーマ、時間、人数など）言いにくかった点は何か
- 実際に意見を言えたと感じたか、言えなかった理由は何か
- 意見を言いたい、という気持ちに前後で変化はあったか

<客観>

- 議論の活発さ、意見の偏りはどうだったか
- 発達年齢によって、意見の出かたに違いがあったか
- ファシリテーターの存在が、どのような効果・影響をもたらしたか
- 意見が出やすかった時間帯はいつか（チャットのみ）

■評価結果

<主観>

- ① こども・若者にとって意見は言いやすかったか、どのような点でそう感じたか

参加者アンケートでは、各プログラムで「伝えやすかった」「時間配分や人数がちょうどよかったです」という回答が最も多かった。また、伝えにくかった、時間配分や内容について良くなかった、人数が多い、少ないなどの回答もみられた。(図表 5-26 参照)

図表 5-26 参加者アンケート結果（意見を言いやすかったか）

質問	結果
あなたが参加した今回の話し合いは、意見を伝えやすかったですか。	<ul style="list-style-type: none"> 各プログラムで「非常に伝えやすかった」「伝えやすかった」との回答が最も多かった。 対面5人グループ、チャット10人グループは「伝えにくかった」「非常に伝えにくかった」との回答はなかった。 その他のプログラムでは「伝えにくかった」「非常に伝えにくかった」との回答が一部あった。
本イベントの時間配分やプログラムの内容についてどう思いましたか。	<ul style="list-style-type: none"> 各プログラムで「非常に良かった」「良かった」との回答が最も多かった。 チャット10人グループ以外のプログラムで「あまり良くなかった」との回答が一部あった。 プログラムで「非常に良くなかった」との回答はなかった。
あなたが参加したグループの人数は、話しやすいものでしたか。	<ul style="list-style-type: none"> 各プログラムで「ちょうどよかったです」との回答が最も多かった。 対面では「少なかった」の回答がなく、チャットでは「多かった」の回答はなかった。

伝えやすかった点として、意見が受け入れられる場の雰囲気、聴く側の姿勢、ファシリテーターの存在などがあげられた。顔が見えることの意義を感じる人もいれば、匿名、対面ではないことに意見の言いやすさを感じる人もいた。チャットに関しては、リプライ機能などが工夫して使われていることも良い点としてあげられた。

図表 5-27 参加者アンケートの結果（伝えやすかった点）

実際のこども・若者の意見（抜粋）							
伝えやすかった点	<table border="1"> <tr> <td>対面</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 言ったことを否定しなかった点。（小学生） 新しいアイデア。アイデアとアイデアの共通点。（中学生） 進行役の方が一回一回話をまとめてくださったのでわかりやすかったです。（高校生） 皆がうなずいてくれたりと、言葉をつなげやすかった。（20代前半） メモが取られていた、頷いて目を見て聴いてくださった。（20代後半） </td></tr> <tr> <td>オンライン</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 同じ気持ちの子がいたから。（小学生） 相手が子どもだったから。（中学生） グループの人たちが頷いてくれたり、賛同してくれたこともあり、途中で、グループは言いやすいか？という話題になり、とても伝わりやすかったです。（高校生） 対面よりは緊張せずに済んだ。（20代前半） 平易な言葉を使って質問していただいた。（20代後半） </td></tr> <tr> <td>チャット</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 匿名だから伝えやすかったのかもしれない。（中学生） 今回はグループチャットだったのが大きいと思います。「色々な意見を取り入れたい」という体制も意見を伝えやすい特徴だと思います。（中学生） LINEで顔を合わせることもなかつたから緊張しなかった。（高校生） ファシリテーターの補助やリプライ機能、またアクション機能があったため、自分の意見が無駄にされていると感じることがなかったから。（10代後半） 常に誰かが読んでくれてアクションしてくれているという感覚は安心した。だれも否定はないし、リプライなどを使って話しがどんどん盛り上がる場面もあって、伝えることで話し合いは進むんだと思えたことがよかったです。（20代前半） </td></tr> </table>	対面	<ul style="list-style-type: none"> 言ったことを否定しなかった点。（小学生） 新しいアイデア。アイデアとアイデアの共通点。（中学生） 進行役の方が一回一回話をまとめてくださったのでわかりやすかったです。（高校生） 皆がうなずいてくれたりと、言葉をつなげやすかった。（20代前半） メモが取られていた、頷いて目を見て聴いてくださった。（20代後半） 	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 同じ気持ちの子がいたから。（小学生） 相手が子どもだったから。（中学生） グループの人たちが頷いてくれたり、賛同してくれたこともあり、途中で、グループは言いやすいか？という話題になり、とても伝わりやすかったです。（高校生） 対面よりは緊張せずに済んだ。（20代前半） 平易な言葉を使って質問していただいた。（20代後半） 	チャット	<ul style="list-style-type: none"> 匿名だから伝えやすかったのかもしれない。（中学生） 今回はグループチャットだったのが大きいと思います。「色々な意見を取り入れたい」という体制も意見を伝えやすい特徴だと思います。（中学生） LINEで顔を合わせることもなかつたから緊張しなかった。（高校生） ファシリテーターの補助やリプライ機能、またアクション機能があったため、自分の意見が無駄にされていると感じることがなかったから。（10代後半） 常に誰かが読んでくれてアクションしてくれているという感覚は安心した。だれも否定はないし、リプライなどを使って話しがどんどん盛り上がる場面もあって、伝えることで話し合いは進むんだと思えたことがよかったです。（20代前半）
対面	<ul style="list-style-type: none"> 言ったことを否定しなかった点。（小学生） 新しいアイデア。アイデアとアイデアの共通点。（中学生） 進行役の方が一回一回話をまとめてくださったのでわかりやすかったです。（高校生） 皆がうなずいてくれたりと、言葉をつなげやすかった。（20代前半） メモが取られていた、頷いて目を見て聴いてくださった。（20代後半） 						
オンライン	<ul style="list-style-type: none"> 同じ気持ちの子がいたから。（小学生） 相手が子どもだったから。（中学生） グループの人たちが頷いてくれたり、賛同してくれたこともあり、途中で、グループは言いやすいか？という話題になり、とても伝わりやすかったです。（高校生） 対面よりは緊張せずに済んだ。（20代前半） 平易な言葉を使って質問していただいた。（20代後半） 						
チャット	<ul style="list-style-type: none"> 匿名だから伝えやすかったのかもしれない。（中学生） 今回はグループチャットだったのが大きいと思います。「色々な意見を取り入れたい」という体制も意見を伝えやすい特徴だと思います。（中学生） LINEで顔を合わせることもなかつたから緊張しなかった。（高校生） ファシリテーターの補助やリプライ機能、またアクション機能があったため、自分の意見が無駄にされていると感じることがなかったから。（10代後半） 常に誰かが読んでくれてアクションしてくれているという感覚は安心した。だれも否定はないし、リプライなどを使って話しがどんどん盛り上がる場面もあって、伝えることで話し合いは進むんだと思えたことがよかったです。（20代前半） 						

伝えにくかった点は、参加したプログラムのメンバーや進み方によって様々であった。参加者が伝えにくいと感じる点も多様であった。オンラインで顔が見えないこと、チャットが文字列のみであることなど、手法に対する意見もみられた。

図表 5-28 参加者アンケートの結果（伝えにくかった点）

実際の子ども・若者の意見（抜粋）	
伝えにくかった点	対面
	オンライン
	チャット

②実際に意見を言えたと感じたか、そう感じた理由は何か

参加者アンケートでは、各プログラムで「十分に伝えられた」「伝えられた」との回答が最も多かった。

「あまり伝えられなかった」「全く伝えられなかった」との回答も一部あった。

図表 5-29 参加者アンケートの結果（意見を言えたと感じたか）

質問	結果
本イベントで、あなたは自分の意見を十分に伝えられましたか。	<ul style="list-style-type: none"> 各プログラムで「十分に伝えられた」「伝えられた」との回答が最も多かった。 各プログラムで「あまり伝えられなかった」との回答も一部あった。 オンラインの参加者からのみ、「全く伝えられなかった」との回答があった。

伝えられたと感じた理由は、自分の考えが思うように伝えられたこと、不安を持って参加したが意見が受け入れられしたことなどがあげられた。チャット参加者からは、「ゆっくり考えて発言することができた」というチャットならではの回答もあった。

図表 5-30 参加者アンケートの結果（伝えられたと感じた理由）

実際のこども・若者の意見（抜粋）	
“伝えられた” と感じた理由	<p>対面</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自分が学校とか家で思ったことをたくさん伝えられたので、考えたことがすっきりしました。（小学生） ✓ 意見がうまくまとまっていたからみんな「うんうん」とうなずいてくれた。とても面白いテーマだった。（中学生） ✓ 同世代の人たち、少人数で話すことで言いやすかった。私自身社会的養護の中で育っていることもあり、話が受け入れられるかが不安だったが受け入れられた事がよかったです。当事者同士だともっと話しやすいと思った。（専門学校） ✓ 哲学対話の方法を使って話す環境を整えてくださったから。ただ話すテーマについて、事前資料から、勘違いしてしまいました。子供や若者が社会政策に意見を言える具体的な仕組みと捉えていたため、事前に充分考えることができませんでした。私が読み間違えていたのかもしれません… 一つの部屋に、複数のグループがあるため、周りの音が少し気になりました。感覚過敏の人がいたら、少しんどいかなと思いました。（20代前半） ✓ コーディネーターの存在が多かった。各人の意見が引き出され、自分の発言があるように感じた。フラットな関係性が終始保たれていた。（20代後半） <p>オンライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 言い忘れたことはない？と聞いてくれたから。（小学生） ✓ いつも通りにできたから。（中学生） ✓ みなさん頷いてくれて、話しやすい雰囲気だった。（高校生） ✓ 聴く側も伝える側も充分相手をリスペクトしているように感じられたから。（20代前半） ✓ 自分の頭を整理しながら考えて発言することができたように感じているから。（20代後半） <p>チャット</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ コアタイム以外でも積極的に意見を言ったから。（中学生） ✓ みんなが優しく対応してくれるし、進行役の方もフォローしてくれるため。（高校生） ✓ ゆっくりと考えて発言することができたため。（大学生） ✓ 自分がお題や会話をされる中で考えたことは伝えられたと思うから。（20代後半）

伝えられなかったと感じた理由は、他の人が話していて自分の話す機会が足りなった点、自分の意見をまとめて伝えることが難しかったという点、事前に想定していた議題と内容が異なっていたという点などがあげられた。チャットでは、参加できる時間帯が合わない、時間が取れない、という参加者も何名かいた。

図表 5-31 参加者アンケートの結果（伝えられなかつたと感じた理由）

実際のこども・若者の意見（抜粋）

“伝えられなかった” 感じた理由	対面	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 時間が足りなくて、二度だけ言えないことがあった。（小学生） ✓ 周りの人しゃべっていて言えなかつた。（中学生） ✓ 1グループの人数が8人とちょっと多くて、個々の発言量はすくなめ。ちょっと言い残した感はあるかもしれない。（20代前半） ✓ ファシリテーターがあまり機能しておらず、同じ人ばかり話していた。（20代後半）
	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前に伝えられていた議題よりも内容が浅く、用意していたことの1割も伝えられなかつた。（小学生） ✓ 周りが色々な意見を言ってるので、その意見に動搖してしまって言いづらかつた。（小学生） ✓ 言える時には言えたけど、一部でゆうことに対して躊躇があつたから。（中学生） ✓ 「どう工夫すれば意見を伝えやすくなるか」の自分自身の答えが確立されていなかつたから（高校生） ✓ 自分が思っていることを結構伝えられたと思いますが、自分の意見をまとめて伝えることが少し難しいと思いました。（20代前半） ✓ こども庁に対する意見を持っているが、それを伝えるタイミングがなかつたから。どうすれば意見を言いやすいかという話だったのでしようがないですが、こども庁に対する要望を持っている人が集まつていると思うので、それを吸い上げるタイミングがなかつたのが勿体なかつた。（20代後半）
	チャット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意見を伝えることが出来たが、なかなか時間が合わなかつたから。（中学生） ✓ 7日間でほとんど話し合えませんでした。（高校生） ✓ チャットでも話しやすいけれど、対面の方がもっと話しやすいとも感じた。（20代前半） ✓ 私生活が忙しくなかなか議題について深く考える時間が取れなかつた。（20代前半）

③意見を言いたい、という気持ちに前後で変化はあったか

参加者アンケートでは、意見を言いたいという気持ちに変化があったとの回答が多かつた。変化があったとの回答割合は、対面、チャット、オンラインの順に高かつた。

図表 5-32 参加者アンケートの結果（意見を伝えたい気持ちに変化はあったか）

質問	結果
本イベントを通じて、意見を伝えたいという気持ちに変化はありましたか。	<ul style="list-style-type: none"> • 対面では、「あった」が79.5%、「どちらともいえない」が13.6%、「なかつた」が6.8%であった。 • オンラインでは、「あった」が55.0%、「どちらともいえない」が30.0%、「なかつた」が15.0%であった。 • チャットでは、「あった」が66.7%、「どちらともいえない」が33.3%、「なかつた」が0%であった。

どのような変化があったか、という問い合わせへの回答では、もっと意見を言いたい、言う必要がある、のようにモチベーションの変化が表れていた。意見を言う必要性や、行政や議員への構えた気持ち、などに気づいたという意見もみられた。

図表 5-33 参加者アンケートの結果（どのような気持ちの変化があったか）

実際の子ども・若者の意見（抜粋）

どのような変化 があったか	対面	<ul style="list-style-type: none">✓ ほかの子が発言しているのを見て、自分もやる気が出きた。（小学生）✓ 先輩や先生などともう少し自分の気持ちを伝えたい。（中学生）✓ 今まで友達や先生に言えなかたことがこの場で言うことができた。（中学生）✓ 自分は意見を明確に持つ人からのみ意見を集めれば良いと思っていたが、そうではなく全員から様々な意見を集め、またその人たちにも自分の意見を伝えたいと思った。（高校生）✓ 社会を自分達で創るために意見はどんどん言いつかなければ、と感じました。（大学生）✓ こども家庭庭を作る人に、直接意見を届けたい（私のグループはしっかり意見を持っている人も多かったので）。（大学生）✓ もっとこども家庭庭のことについてみたいと思った。友人にも自分の意見を恐れず言おうと思う。また私は中学生の時、先生と対面で話すのが苦手だったので、文通していたことを思い出した。（大学生）✓ 意見交換をする中で、自分自身が行政の方や議員さんに対してが思い込みあり構えた姿勢でいることに気づきました。その先入観を取り除いて意見交換したいなと思いました。（20代後半）
	オンライン	<ul style="list-style-type: none">✓ 強くなった。もっと積極的な発信が必要だと思った。（小学生）✓ 先生の不満は学校では言えなくて困っていたから。（小学生）✓ 今まで意見は思いつくけど間違ってると思う不安があつて、でも今日の話し合いで意見を言ったとき間違っても大丈夫という自信がついたからです。（小学生）✓ 今回のイベントに参加する前は「意見を伝えたい」とも思っていたが、そもそも「意見を伝える必要性はなんだろう」とどちらも思っていた。というのも、自分が話さなければ誰にも考えを知られることはないし、自分以外の人に従えば円滑に事が進むからである。（高校生）
	チャット	<ul style="list-style-type: none">✓ 発言すると、流れを変えることができる事が分かった。（中学生）✓ 自分で調べることで、もっと良くするためにどうしたら良いかもっと考えたくなりました！（中学生）✓ 意見を言っていいのかなと思うこともあったけど、他の子も同じように感じていると知れて心強く思えた。これからも意見を伝えたいと思う。（中学生）✓ 意見を聴いてくれる機会があると、伝えたいという気になる。ないと自分の意見を考えずらしないかも…。（大学生）

<客観>

① 議論の活発さ、意見の偏り

いずれのプログラムでも活発な意見交換がみられた。人数が多いグループでは一部の参加者の発言回数が少なくなってしまうケース、チャットでは参加者のタイプや参加できる時間帯の違いによって発言量の差がみられた。今回は評価項目として「活発さ」を設けていたが、発言が少なかった参加者の中にも意見交換の場にいること自体に満足している者はいた。発言を強制されないことも大事であり、議論の活発さのみを評価するべきではないと考えられる。手法ごとの評価は、

のとおり。

図表 5-34 モデル事業の評価（議論の活発さ、意見の偏り）

	議論の活発さ	意見の偏り
対面	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活発な意見交換がみられた。90分の回、120分の回ともに、所定の時間では足りないくらい発言が絶え間なく続いた。 ✓ イベント終了後に、「雑談ベース」での会話が盛り上がり、その中でイベント中よりも本音で会話できているように見えるグループもあった。 ✓ 発言が少なかった参加者の中にも意見交換の場にいること自体に満足している人がはいた。発言を強制されないことも大事。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 偏りなく発言していたグループが大半であったが、1グループの人数が多い（6人以上）の回では、主張が明確で知識が豊富な参加者の発言が多くなり、一部の参加者の発言回数が少なくなってしまうケースもみられた（ファシリテーターの介入やコミュニティボールの活用により解消された部分もあるが）。 ✓ 近い考え方の意見が多かった場合に、異なる考え方の意見が出にくくなるケースもみられた（ファシリテーターの関与により解消された部分もあるが）。
オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活発な意見交換がみられた。ただし、対面に比べて発言するタイミングの難しさ、相手の表情が読み取れないと等から、沈黙が生じる場面も散見された。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大きな偏りはなかった。 ✓ 対面に比べて、発言が重なり場が盛り上がるような会話となりにくいため、ファシリテーターの進行に沿った秩序あるやり取りが行われていた印象。
チャット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活発な意見交換がみられた。ただし、チャットルーム上に会話がどんどん流れていってしまうので、過去の発言を追うことが難しいようであった。 ✓ 特にチャットでは、発言を強制されないことの良さがあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 長文の文章を素早く書き込むタイプの人と、じっくり考えてから書き込むタイプの人とで、発言量の差がみられた。 ✓ 会話が流れていってしまうことで、発言のタイミングを逃し自分の意見を言いそびれるケースもみられた。

② ファシリテーターの存在が、どのような効果・影響をもたらしたか
 全体として、ファシリテーターの存在そのものが、子どもにとって意見を言いやすくするために効果的であった。チャットでは、チャットルーム全体の場をコントロールする役割を果たしていた。

図表 5-35 モデル事業の評価（ファシリテートの効果・影響）

ファシリテートの効果・影響	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ファシリテーターの存在そのものが、子どもにとって意見を言いやすくするために効果的であった。 ✓ 言いたいが言い出しにくい子どもが多い。一人ずつに発言機会をつくる、違う意見があるても良いと促す、反応する、具体的に聴いていく、どちらの意見にも中立（評価しない）存在が発言の安心感をもたらす、などの役割を果たしていた。
チャット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ チャットでは、チャットルーム全体の場をコントロールする役割を果たしていた。この場がどういう場であるか、どのような発言をしてよいのか、してほしいのかを伝える参加者が会話に入りやすくなる手助けをした。 ✓ 個々のコメントに対して深掘りしつつ、あえて違う切り口の質問を投げかけてコメントを引き出すこと、自分の体験に基づいたエピソードを交えて、難しいテーマを身近に感じさせるなどの工夫がなされていた。

③年代によって、意見の出かたに違いがあったか

年齢による意見の出やすさに大きな違いは見られなかった。近い年齢層のみでグループを構成することで意見が出やすいように観察されたが、参加者からは「異なる世代を混ぜた方が議論に多様性が生まれやすい」という意見も出ていたことを鑑みれば、異なる世代を混ぜることの有効性も捨てがたい。

図表 5-36 モデル事業の評価（年代にいおる意見の出方の違い）

年代による違い	
共通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近い年齢層でグループを構成したことで意見を言いやすかったと考えられる側面もある一方で、参加者からは「異なる世代を混ぜた方が議論に多様性が生まれやすい」という意見も出ていた。
対面	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年齢による意見の出やすさに大きな違いは見られなかった。 ✓ こども家庭庁の政策に対する意見というテーマ、その事前説明の内容の難しさが原因となって、小学生世代では冒頭意見の言いにくさが観察されたが、ファシリテーターが学校生活などの身近な体験に置き換えて会話を引き出したことによって、活発な意見が出るようになった。
オンライン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年齢による意見の出やすさに大きな違いは見られなかった。
チャット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年齢による意見の出やすさに大きな違いは見られなかった。 <p>※チャットによる意見交換のみ、中学1年生世代以上を参加対象としている。</p>

④意見が出やすかった時間帯はいつか

今回チャットの事業では、7日間にわたり24時間チャットルームをオープンにしたが、グループメンバーが集まって会話するための「コアタイム」を毎日1時間設けた。コアタイムでは、どの世代でも活発な意見交換が行われた。ただし、コアタイムに集まれない事情がある参加者もいた。コアタイム以外の時間について、発言する時間帯は参加者によって様々であった。中学生世代の場合には、コアタイム以外でも平日は16~18時頃、日曜日は14~16時の間は比較的多くコメントが出ていた。

図表 5-37 モデル事業の評価（チャット事業における意見の出やすい時間帯：年代別）

年齢層	コアタイム	コアタイム以外
中学生世代	【16~17時、17~18時、18~19時、19~20時、20~21時で設定】 ✓ コアタイムに参加できた参加者では活発なやり取りがみられた。	✓ 平日は16時~18時の間は比較的コメントが多く出ていた。 ✓ 日曜日は、14時~16時の間は比較的コメントが多く出ていた。
15~19歳	【17~18時、20~21時、21~22時で設定】 ✓ コアタイムに参加できた参加者では活発なやり取りがみられた。	✓ 発言する時間帯は参加者によって様々 ✓ コアタイム以外の会話は多くない。
20代	【19~20時、19:30-20:30、20~21時、20:30-21:30、21~22時、22~23時、日曜日8~9時、10~11時で設定】 ✓ コアタイムに参加できた参加者では活発なやり取りがみられた。	✓ 発言する時間帯は参加者によって様々（海外在住者のため時差の関係で参加できる時間帯が限られる参加者がいた） ✓ コアタイム以外の会話は多くない。

2) Web アンケートの結果

Web アンケートの結果概要は、図表 5-38、

図表 5-39 のとおり。

図表 5-38 Web アンケート結果概要（その1）

番号	設問内容	結果概要
Q1	現在、あなたは内閣府「ユース政策モニター」ですか。	<ul style="list-style-type: none">16.8%の回答者が内閣府「ユース政策モニター」であると答えた。
Q2	あなたの学年／年齢を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">回答者の学年／年齢では、小学生世代（4年生以上）が27.4%と最多で、23歳～25歳が8.7%と最少であった。
Q3	その他を選択した方は、その内容を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">（省略）
Q4	あなたの通っている学校の種類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">小中学生世代の回答者が通っている学校の種類は、公立の学校が81.6%と最多であった。
Q5	学生・社会人のうち、当てはまるどちらか一方を選んでください。	<ul style="list-style-type: none">高校生世代以上の回答は、学生が60.5%、社会人が39.5%であった。
Q6	あなたが在籍している学校の種類を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">高校生世代以上の学生が通っている学校の種類は、高等学校が47.1%と最多で、次いで大学が37.8%と多かった。
Q7	あなたの現在の仕事を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">社会人と回答した人の仕事は、「正規の社員・職員・従業員」が70.3%と最多で、次いで「パート・アルバイト」が9.1%と多かった。
Q8	あなたの保護者等の仕事を教えてください。（保護者等が複数名いる場合は、1人目について教えてください。）	<ul style="list-style-type: none">1人目の保護者等の仕事は「正規の社員・職員・従業員」が51.8%と最多であった。
Q9	あなたの保護者等の仕事を教えてください。（保護者等が複数名いる場合は、2人目について教えてください。）	<ul style="list-style-type: none">2人目の保護者等の仕事は「非正規の社員・職員・従業員（パートなど）」が28.6%と最多であった。
Q10	あなたの性別について教えてください。	<ul style="list-style-type: none">女性が回答者に占める割合がやや高い。
Q11	あなたが住んでいる場所を教えてください。	<ul style="list-style-type: none">回答者の居住地域は三大都市圏が58.9%、その他の地域が41.1%であった。
Q12	あなたは誰と一緒に住んでいますか。	<ul style="list-style-type: none">回答者が同居している人は母が77.3%と最多で、次いで父親が66.7%、きょうだいが53.6%と多かった。
Q13	あなたの暮らし向きは、世間一般と比べてみて、上から下までのどれにあたると思いますか。あなたの実感でお答えください。	<ul style="list-style-type: none">回答者の暮らし向きは、中のなかが38.3%と最多で、次いで中の上の29.9%、中の下の17.1%が多かった。 ※なお、Webアンケートでは「中の下」「下」の合計が22.8%。内閣府の類似の調査では「どちらかといえば良くなない」「良くない」の合計が25.6%となっており、Webアンケート回答者の暮らし向きは内閣府調査と比較しても大きな差はないと考えられる。
Q14	あなたは、こどもが意見を表明する権利について知っていますか。	<ul style="list-style-type: none">こどもが意見を表明する権利に対する認知度は、「聞いたことはあるが内容は知らない」が37.5%と最多で、「聞いたことがあり、内容も知っている」が26.1%と最少であった。また、「知らなかった」は36.5%であった。
Q15	あなたは、ふだん国や自治体の制度や政策について、どのように情報を得ていますか。主なものをお3つまで選んでください。	<ul style="list-style-type: none">国や自治体の制度や政策に関する情報収取方法は「テレビ（インターネットテレビを含む）」が61.1%と最多で、次いで「ニュースサイト、ニュースアプリ」が34.7%と多かった。

図表 5-39 Web アンケート結果概要（その2）

番号	設問内容	結果概要
Q16	あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> 全回答者では「ややそう思う」が34.8%と最多で、次いで「そう思う」の33.6%、「あまり思わない」の21.5%が多かった。国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいこどもや若者は6割強。 ※なお、それぞれ、意見を伝える意欲、政策決定への参画意欲を聞いていた調査であるため、正確な比較はできないが、既存の内閣府の調査と比較して本事業のWebアンケートの方が意見を伝えたい意欲が高い回答者が多い可能性が示唆される。 また、年代が高くなるほど、国や自治体に意見を伝える意欲は高くなる傾向。三大都市圏でやや高い傾向がみられた。学校の種類では、私立の学校で最多で、その他（フリースクール、学校に通っていないなど）で最小であった。 「暮らし向き」で比較すると、国や自治体に意見を伝える意欲は「上」、「下」、「中の下」の順に高い。 こどもが意見を表明する権利の認知度が高い人ほど、伝える意欲は高くなる傾向にあった。
Q17	【Q16で「そう思う」「ややそう思う」と回答した人に対して】そう答えたのはどうですか。当てはまるものを全て選んでください。	<ul style="list-style-type: none"> 「そう思う」「ややそう思う」理由としては、「伝えなければ相手が分からいかと思うから」が51.6%と最多で、次いで「伝えたい、聞いてほしいことがあるから」が49.1%と多かった。
Q18	【Q16で「あまり思わない」「そう思わない」と回答した人に対して】そう答えたのはどうですか。当てはまるものを全て選んでください。	<ul style="list-style-type: none"> 「あまり思わない」「そう思わない」理由としては、「国や自治体に意見を伝えても反映されないと思うから」が43.3%と最多で、次いで「どのように国や自治体に意見を伝えればよいか分からないから」、「国や自治体が何をしているのか、どのような人がいるのか分からいかから」が多かった。
Q16～18	「その他」の回答	<ul style="list-style-type: none"> 年代を問わず「伝えてもどうせ実現しない」という無力感や「それでも伝えないと分かってもらえないから伝えたい」という思いが数多く寄せられている。また、20代前後の年齢層からは、意見を伝えることに前向きな声も寄せられている。
Q19	どのような方法や手段があれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。当てはまるものを全て選んでください。	<ul style="list-style-type: none"> 意見を伝えやすい方法や手段は、「Webアンケートに答える」が48.4%と最多で、次いで「インターネットのフォームなど」「LINEなどのチャット」が多かった。 「対面」「オンライン」「LINEなどのチャット」「Webアンケートに答える」「インターネットのフォームなど」の回答割合は、年代が高いほど大きくなる傾向があり、「メール」「アンケート（紙）」に答える「手紙」の割合は、年代が低いほど大きくなる傾向があった。<ul style="list-style-type: none"> 「Twitter」「YouTube」「Facebook」「Instagram」では19歳～22歳が最多、「TikTok」では中学生世代が最多であった。「電話や通話アプリ」は26歳～29歳の割合が最多であった。 居住地域による差が最も大きかったのは「対面」で三大都市圏の方が6.9%高かった。2番目に差が大きかったのは「オンライン」で三大都市圏の方が4.1%高かった。 学校の種類による差が最も大きかったのは「インターネットのフォームなど」であり、私立が公立よりも16.4%高かった。2番目に差が大きかったのは「Twitterを使って伝える」であり、回答割合が最も高い「その他（フリースクール、学校に通っていないなど）」が、回答割合が最も低い「公立」も14.3%高かった。 「暮らし向き」で比較すると、「対面」では最多の「上」が最小の「中の下」よりも12.1%高かった。「LINEなどのチャット」は「上」から「下」に向かうにつれて割合が大きくなる傾向があった。「暮らし向き」で比較すると、「Twitter」は「下」の25.0%が最多で、次いで「中の下」の24.9%が高かった。 「その他」の回答（自由記述）としては、学校を通して伝える仕組みがあると良いという意見が学生を中心に数多く寄せられた。また、小・高校生では議員に直接伝えたいという意見も一部あった。オンライン会議/webアンケートについては、幅広い年代で活用に肯定的な意見があった一方で、予め用意された選択肢以外の考えが残るされるおそれがあると指摘する意見もあった。 「自分の学校や職場」が58.7%と最多で、次いで「国や自治体の役所」「公園や児童館、カフェなど、ふだん利用している遊び場や施設」が高かった。<ul style="list-style-type: none"> 年代別みると、「国や自治体の役所」「公園や児童館、カフェなど、ふだん利用している遊び場や施設」の割合は年代が高いほど大きい傾向にあった。「自分の学校や職場」の割合は中学生世代が69.7%と最多で、次いで小学生世代、19歳～22歳が多い。「自分の家、住まい」は小学生世代が26.6%と最多で19歳～22歳が12.5%と最少であった。 「その他」（自由記述）の回答として、対面の際に国や自治体に対して意見を伝えやすい場所に関して、具体的な場所を挙げた「その他」回答は少なかったものの、総じて回答者にとって身近な場所が挙げられている。
Q20	【Q19で「対面」と回答した人に対して】どのような場所であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。当てはまるものを全て選んでください。	<ul style="list-style-type: none"> 「自分の学校や職場」が58.7%と最多で、次いで「国や自治体の役所」「公園や児童館、カフェなど、ふだん利用している遊び場や施設」が高かった。<ul style="list-style-type: none"> 年代別みると、「国や自治体の役所」「公園や児童館、カフェなど、ふだん利用している遊び場や施設」の割合は年代が高いほど大きい傾向にあった。「自分の学校や職場」の割合は中学生世代が69.7%と最多で、次いで小学生世代、19歳～22歳が多い。「自分の家、住まい」は小学生世代が26.6%と最多で19歳～22歳が12.5%と最少であった。 「その他」（自由記述）の回答として、対面の際に国や自治体に対して意見を伝えやすい場所に関して、具体的な場所を挙げた「その他」回答は少なかったものの、総じて回答者にとって身近な場所が挙げられている。
Q21	どのような相手（年代）であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 各年代で「伝える相手の年代にこだわりがない」が最多で、次いで「伝える相手が自分と近い年代」が多い。 「伝える相手が自分と違い年代」の割合は中学生世代が最多で、次いで高校生世代、小学生世代が多い。
Q22	どのような相手（性別）であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 各年代で「伝える相手の性別にこだわりはない」が最多であった。 「伝える相手が自分と同性」の割合は年代が低いほど大きい傾向にあった。
Q23	どのような相手（関係性）であれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 小学生世代では「知り合い、知っている人」が最多で、中学生世代以上では「伝える相手の関係性にこだわりはない」が最多であった。 「知り合い、知っている人」の割合は年代が低いほど大きくなってしまっており、「伝える相手の関係性にこだわりはない」の割合は年代が高いほど大きい傾向にある。
Q21～23	「その他」の回答	<ul style="list-style-type: none"> 対面の際に国や自治体に対して意見を伝えやすい聞き手の属性に関して、「その他」回答で挙げられた具体的な条件は人によって様々だったが、「聞き手の属性は関係ない、それよりもきちんと話を聴いてくれるか重要だ」という声が年代を問わず一定数存在し、数としても最も多かった。また、その中には聞き手の属性だけでなく、その後の政策決定プロセスにおける属性の偏りについて指摘する声もあった。 「その他」（自由記述）の回答は、学生を中心に身近な人を求める声が一定数存在した。また、数は少なかったものの「機械」「AI」といった回答もあった。
Q24	どのような工夫やルールがあれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいと思いますか。	<ul style="list-style-type: none"> 「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が45.1%と最多で、次いで「意見の伝えた方や伝える意見のテーマについて事前に学ぶ機会がある」「伝えた意見がどのように扱われるのか分かる」が多い。<ul style="list-style-type: none"> 年代による差が最も大きかったのは「意見を伝えるときに身近な信頼できる人がそばにいる」であり、小学生世代が23歳～25歳よりも32.0%高い。 「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」「伝えた意見がどのように扱われるのか分かる」「伝えたい内容を引き出す役割の人がある」「他の人の意見を知ることができる」の割合は年代が高いほど大きい傾向にある。 「意見を伝える場に友人や知人と一緒に参加することができます」の割合は年代が低いほど大きい傾向にある。「伝えたい意見のテーマにくわしい人がいる」「伝えた意見が制度や政策に反映されるところまで関わることができます」「伝える意見を他の人と一緒に考えることができます」の割合は年代が高いほど大きい傾向がある。 「自分の意見を身近な人に代弁してもらえる」の割合は年代が低いほど大きい傾向がある。 「その他」（自由記述）の回答としては、参加しやすい時間にすることや、学校や職場での公休制度が存在することを挙げる声が比較的多かった。また、謝礼を求める声も一定数存在した。
Q25	その他、このアンケートに関する意見や感想があれば教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> このアンケートに関する意見や感想としては、「もっとアンケート自体の広報・周知に力を入れるべき」といった声が多く寄せられている。 文字数制限の緩和をはじめとした自由意見欄の拡充に関する要望や、本アンケートを意見表明の機会にしたかったという意見も一定数あった。実際、本アンケートの趣旨からは外れるものの、具体的な政策や身の回りのことに関する要望についても相当数の記載があった。 このアンケートに関する批判的な意見や感想としては、「アンケートの表現が分かりにくい／答えにくい」「どどもに分かりにくいのではないか」という意見が多く寄せられている。この点に関して以下の資料では幅広い年代から例示しているものの、小中学生の年齢帯で「分かりにくい」という声が多数派になっているわけではなく、大人や若者の視点と子どもの視点の違いも見受けられる。（回答途中で離脱している可能性については留意が必要）また、保護者の同意がハートルになっていたのではないかという指摘もあった。

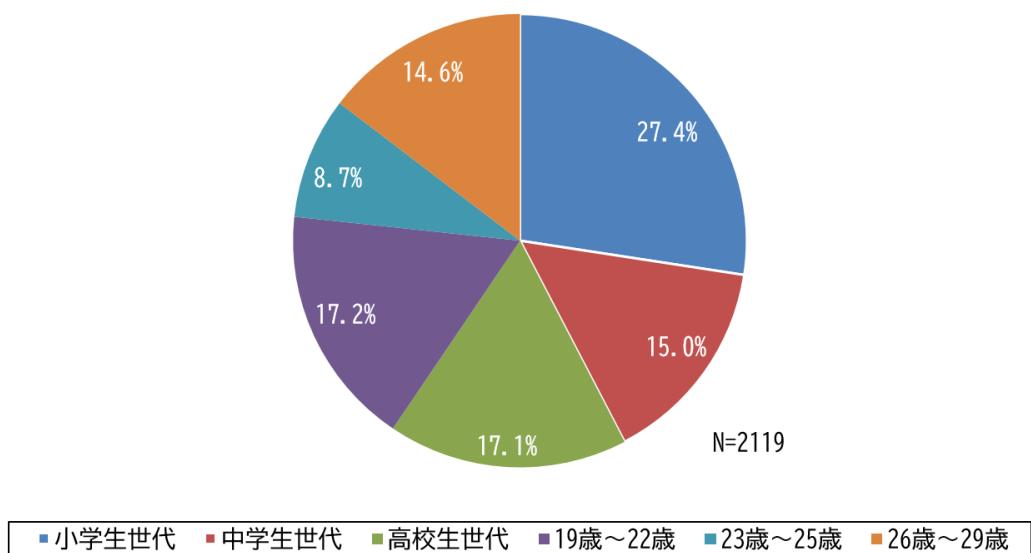
(ア) 回収数および回答者の属性

- ✓ 有効回答数 2,119 (回答総数 2,168 のうち、対象とする小学 4 年生世代～概ね 20 代以外年齢の回答数 49 を除いた数)

①学年、年齢

回答者の学年/年齢では、小学生世代（4 年生以上）が 27.4%と最多で、23 歳～25 歳が 8.7%と最少であった。

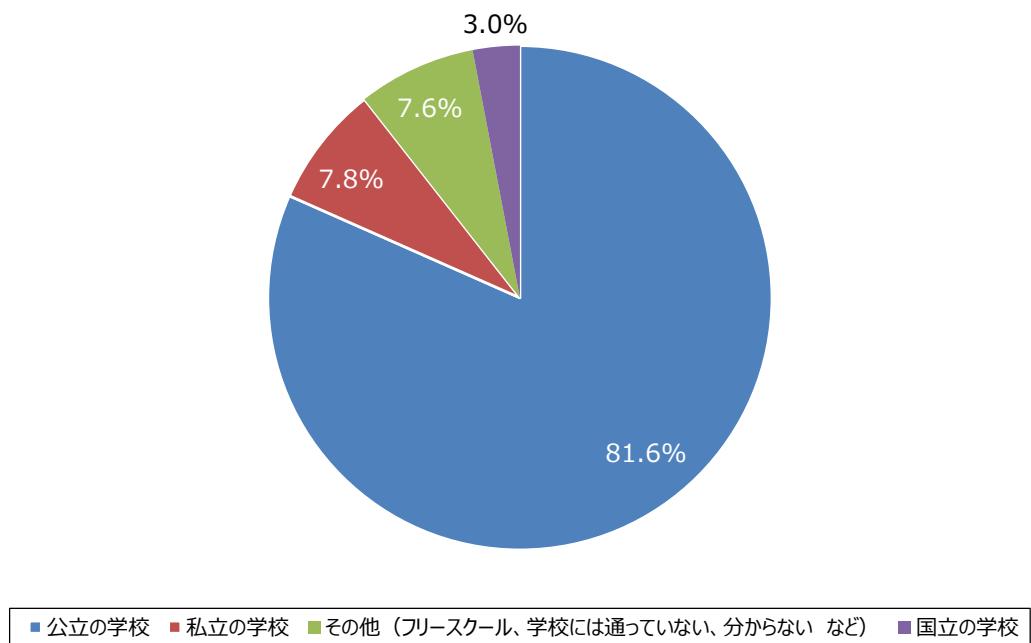
図表 5-40 回答者の学年、年齢分布 (n=2,119)



②学校の種類（小中高世代）

小中学生世代の回答者が通っている学校の種類は、公立の学校が 81.6%と最多であった。

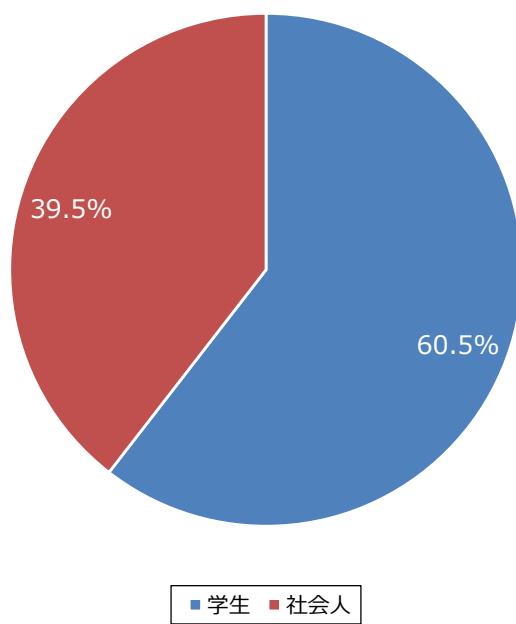
図表 5-41 学校の種類の分布（小中高世代）（n=898）



③学生、社会人の割合（高校生世代以上）

高校生世代以上の回答は、学生が 60.5%、社会人が 39.5% であった。

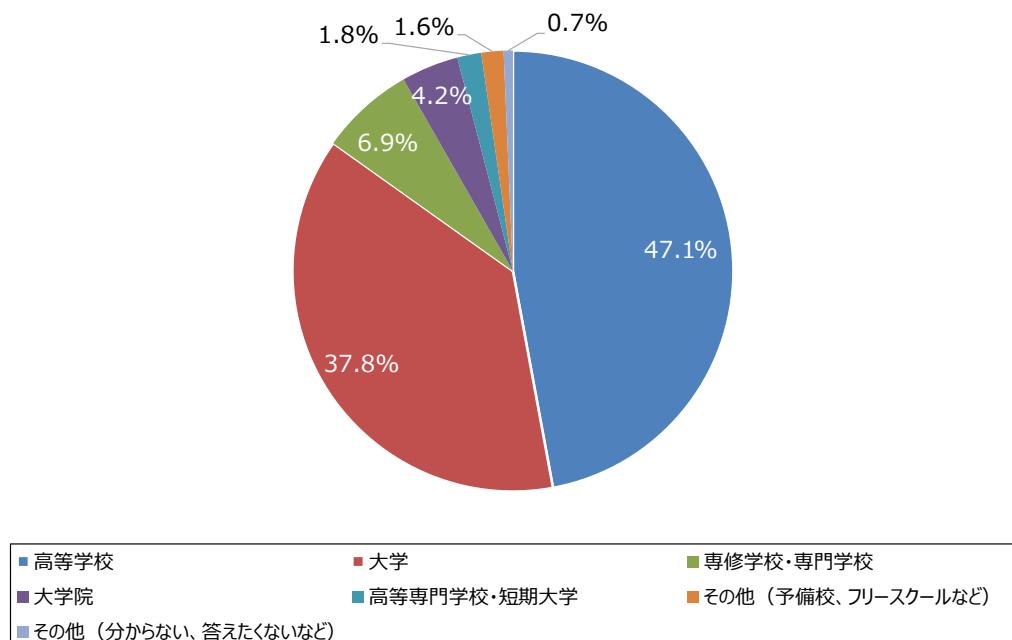
図表 5-42 学生、社会人の割合（高校生世代以上）（n=1,221）



④学校の種類（高校生世代以上）

高校生世代以上の学生が通っている学校の種類は、高等学校が47.1%と最多で、次いで大学が37.8%と多かった。

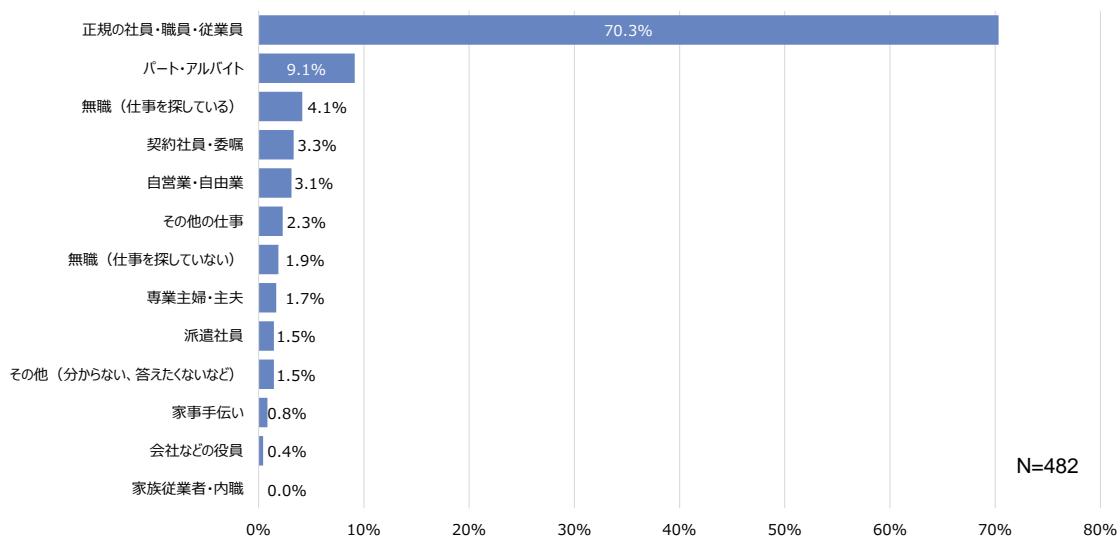
図表 5-43 学校の種類（高校生世代以上）(n=739)



⑤現在の仕事（社会人）

社会人と回答した人の仕事は、「正規の社員・職員・従業員」が70.3%と最多で、次いで「パート・アルバイト」が9.1%と多かった。

図表 5-44 現在の仕事（社会人）(n=482)

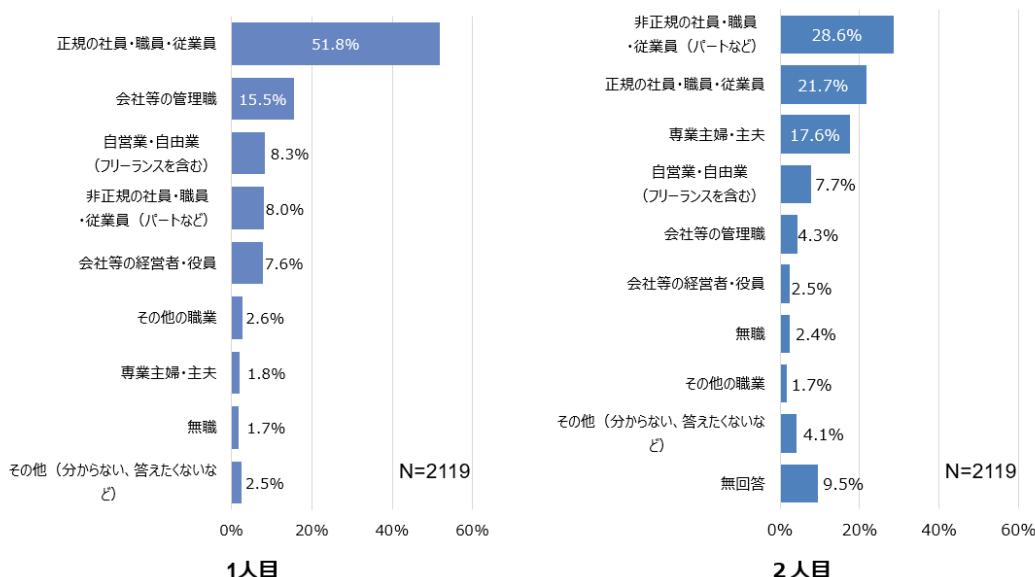


⑥親の仕事（1人目、2人目）

1人目の保護者等の仕事は「正規の社員・職員・従業員」が51.8%と最多であった。

2人目の保護者等の仕事は「非正規の社員・職員・従業員（パートなど）」が28.6%と最多であった。

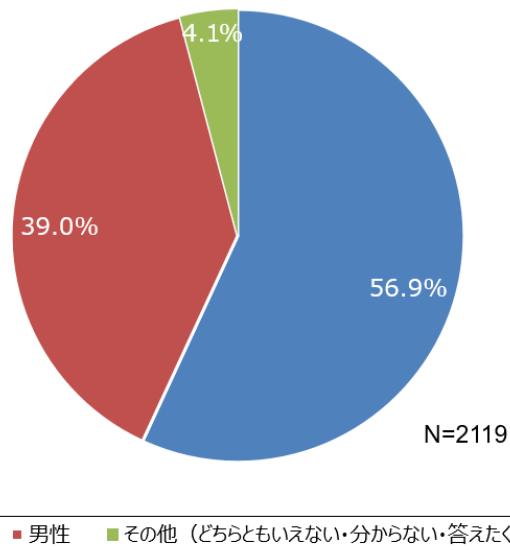
図表 5-45 親の仕事（1人目、2人目）(n=2,119)



⑦性別

女性が回答者に占める割合がやや高い。

図表 5-46 性別 (n=2,119)

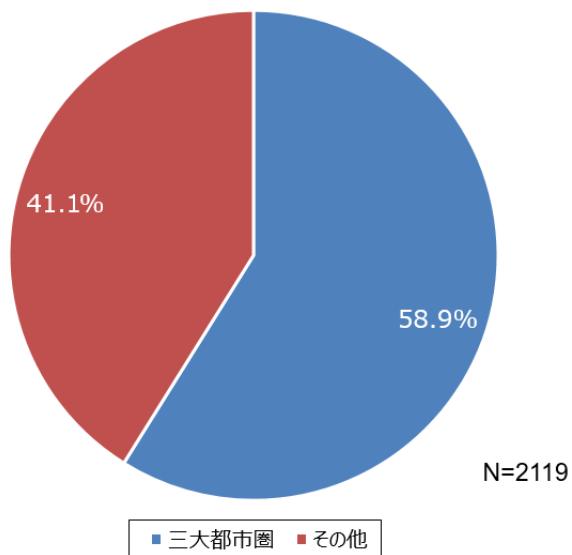


⑧居住地域

回答者の居住地域は三大都市圏（※）が 58.9%、その他の地域が 41.1% であった。

※東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

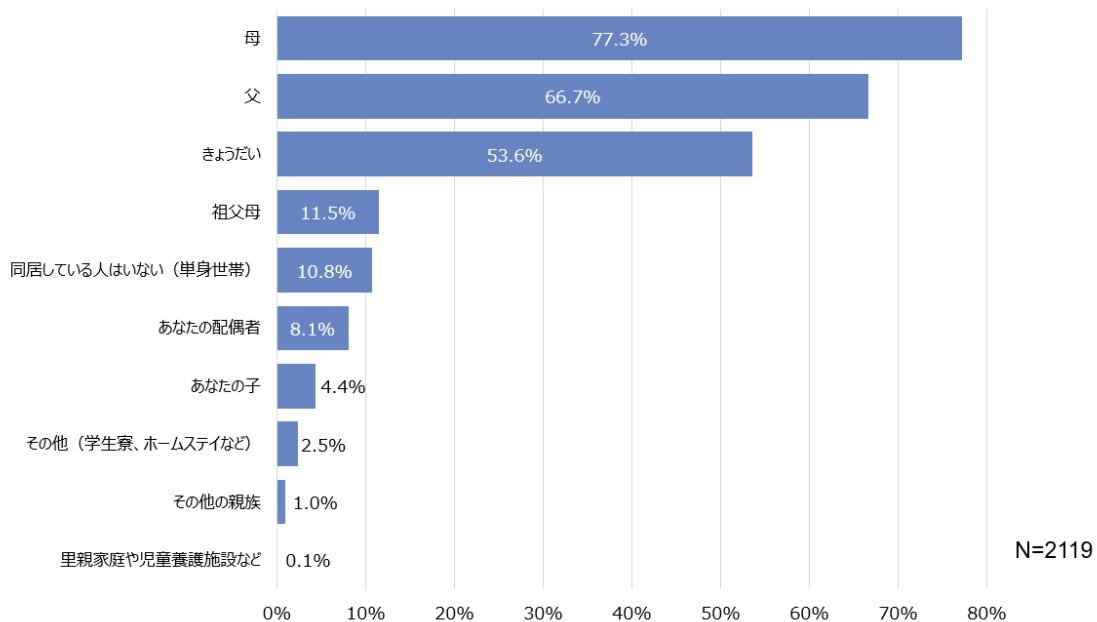
図表 5-47 居住地域 (n=2,119)



⑨同居者

回答者が同居している人は母が 77.3%と最多で、次いで父親が 66.7%、きょうだいが 53.6%と多かった。

図表 5-48 同居者 (n=2,119)

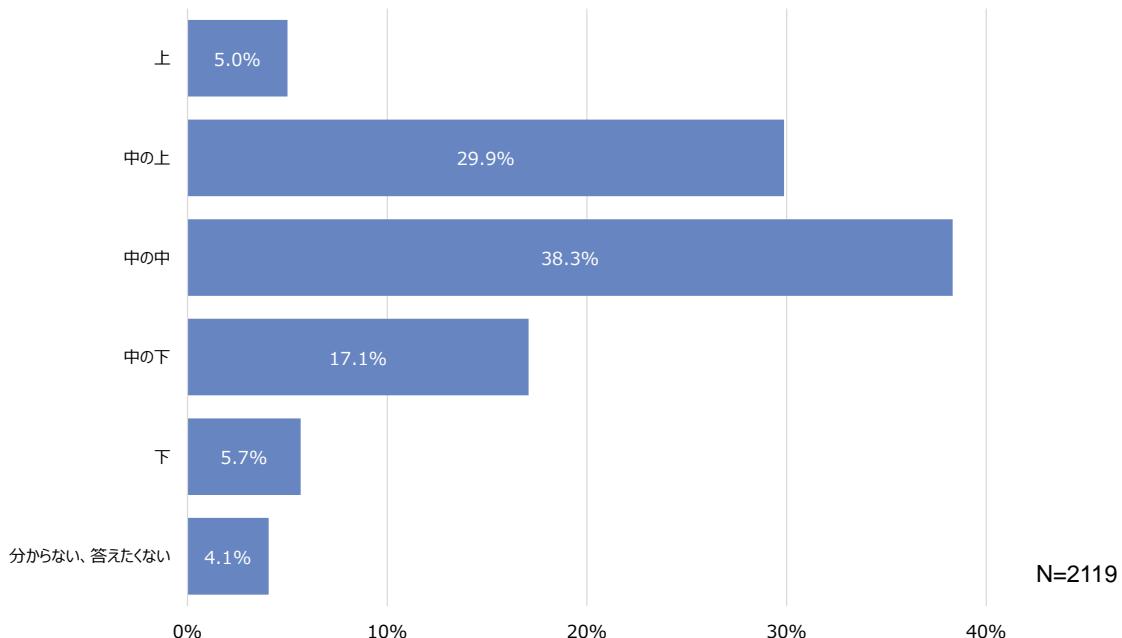


⑩暮らし向き⁵⁴

暮らし向きについての回答は、中の中が 38.3%と最多で、次いで中の上の 29.9%、中の下の 17.1%が多かった。

⁵⁴ Web アンケートの回答者及び回答内容は社会経済的地位（SES）に影響を受ける可能性がある。本調査ではこども・若者に暮らし向きを尋ねることで間接的に SES を把握した。

図表 5-49 暮らし向き (n=2,119)



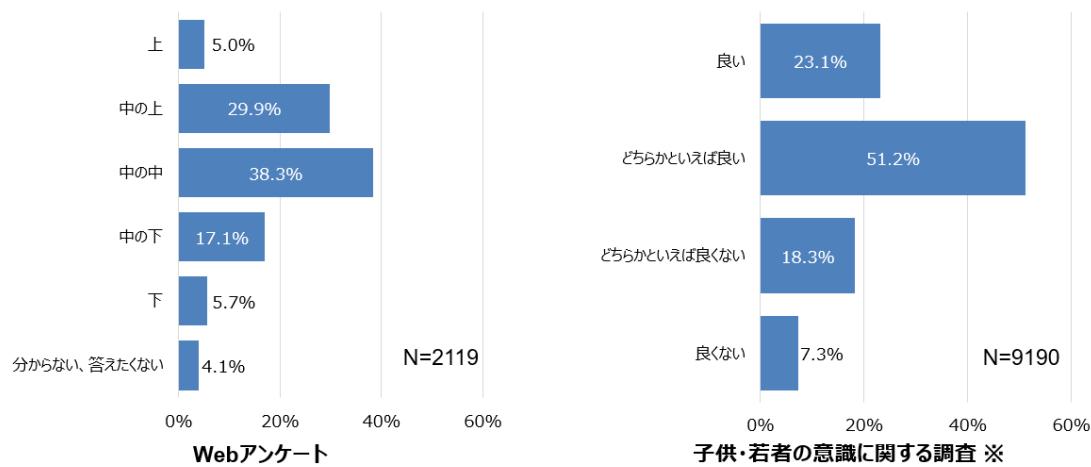
(参考) 外部調査と比較した Web アンケート回答者の暮らし向きに関する傾向

Web アンケートでは「中の下」「下」の合計が 22.8%、内閣府調査では「どちらかといえば良くない」「良くない」の合計が 25.6%となっており、Web アンケート回答者の暮らし向きは内閣府調査と比較しても大きな差はないと考えられる。

図表 5-50 外部調査と比較した Web アンケート回答者の暮らし向きに関する傾向

Q. あなたの暮らし向き（衣・食・住・遊びなどの物質的な生活レベル）は、世間一般と比べてみて、上から下までのどれにあたると思いますか。あなたの実感でお答えください。

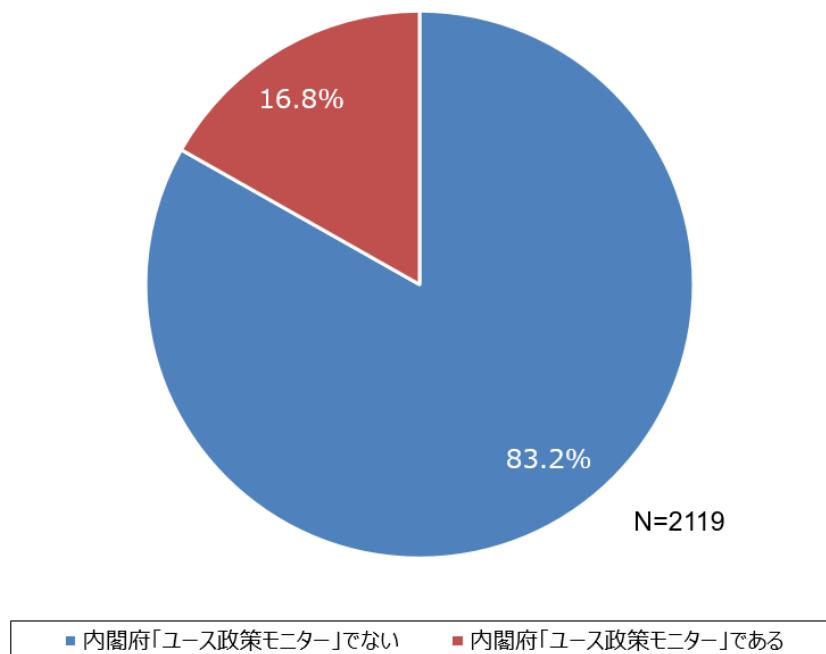
Q. あなたの家の現在の暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）は、世間一般と比べて、次のどれに当たると思いますか。あなたの実感をお答えください。



⑪内閣府ユース政策モニター

16.8%の回答者が内閣府「ユース政策モニタ⁵⁵ー」であると答えた。

図表 5-51 内閣府ユース政策モニター (n=2,119)



（イ）こどもが意見を表明する権利に関する認知

①こどもが意見を表明する権利に関する認知（暮らし向き別）

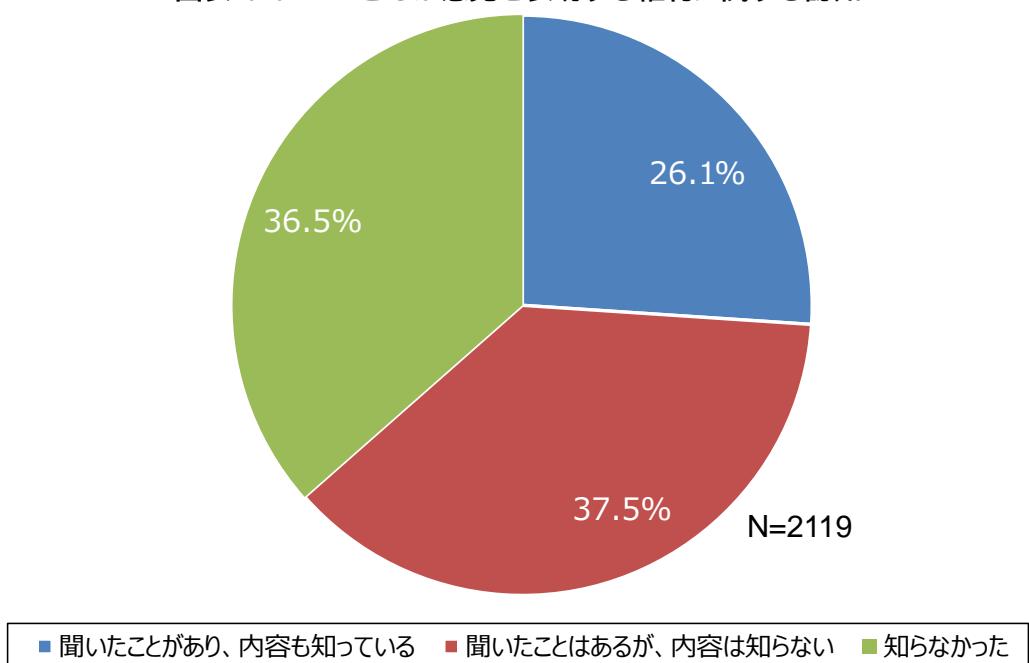
こどもが意見を表明する権利⁵⁶に対する認知度は、「聞いたことはあるが内容は知らない」が37.5%と最多で、「聞いたことがあり、内容も知っている」が26.1%と最少であった。また、「知らなかった」は36.5%であった。

⁵⁵ ユース政策モニター：こども・若者に関する施策をより充実させるとともに、こども・若者の社会参加意識を高めるため、内閣府が小学校5年生から20代を対象に公募し、社会の様々な課題についての意見を募っている。

⁵⁶ こどもが意見を表明する権利について（アンケートに記載した説明文）：

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）第12条では、こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっていると規定されています。その意見は、こどもの発達に応じて、じゅうぶん考慮（こうりょ）されなければなりません。

図表 5-52 こどもが意見を表明する権利に関する認知

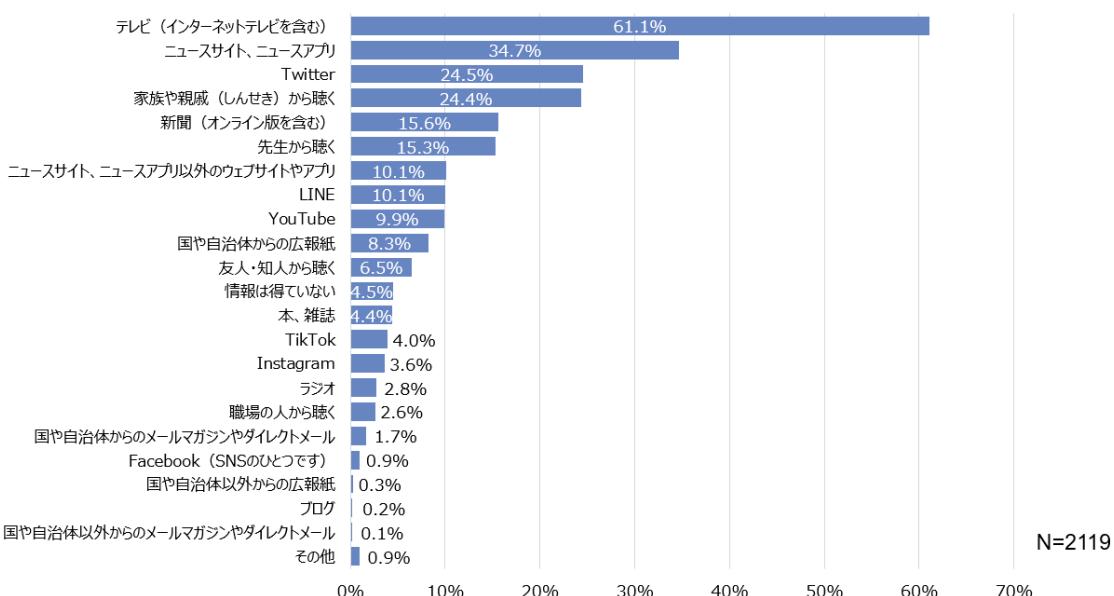


(ウ) 政策に関する情報収集方法、意見表明の意欲

①政策に関する情報収集方法

国や自治体の制度や政策に関する情報収集方法は「テレビ（インターネットテレビを含む）」が61.1%と最多で、次いで「ニュースサイト、ニュースアプリ」が34.7%と多かった。

図表 5-53 政策に関する情報収集方法 (n=2,119)

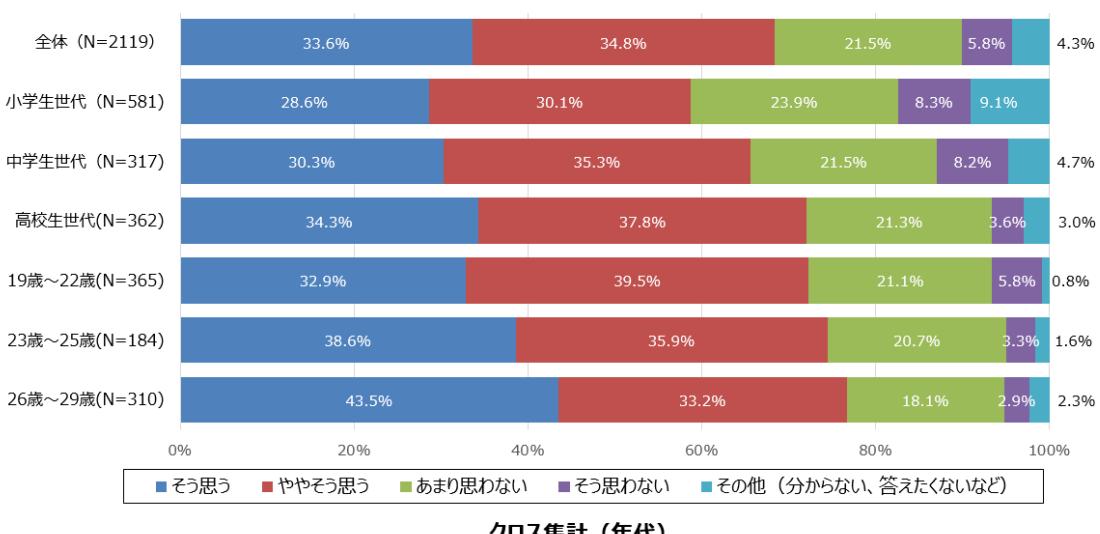


②意見表明の意欲（年代別）

全回答者では「ややそう思う」が 34.8%と最多で、次いで「そう思う」の 33.6%、「あまり思わない」の 21.5%が多かった。

年代で比較すると、年代が高くなるほど「そう思う」「ややそう思う」の合計割合は増加する傾向にあった。

図表 5-54 意見表明の意欲（年代別）

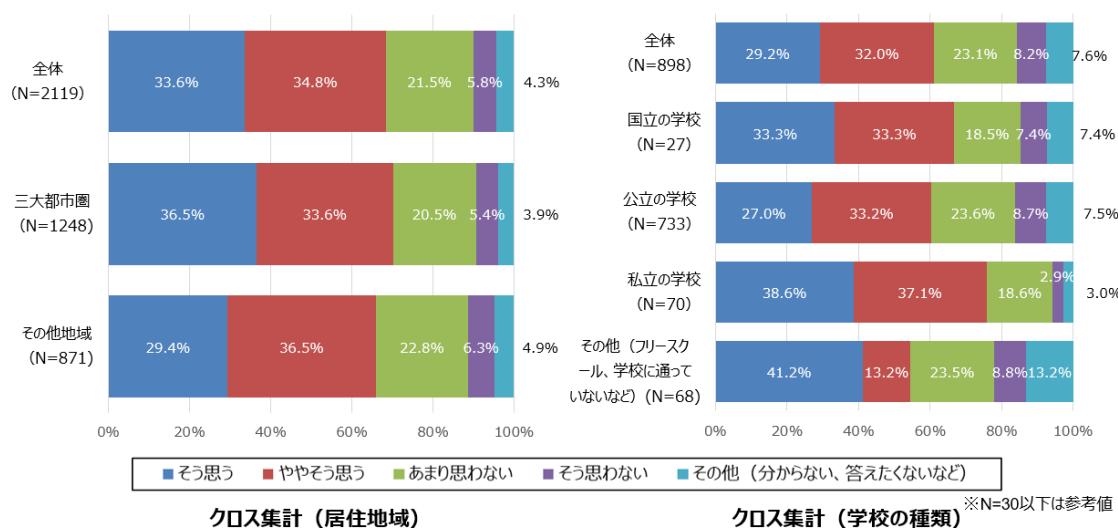


③意見表明の意欲（居住地域別、学校の種類別）

居住地域で比較すると、「そう思う」「ややそう思う」の合計割合は三大都市圏でやや高かった。

学校の種類で比較すると、「そう思う」「ややそう思う」の合計割合は私立の学校で最多で、その他（フリースクール、学校に通っていないなど）で最小であった。

図表 5-55 意見表明の意欲（居住地域別、学校の種類別）

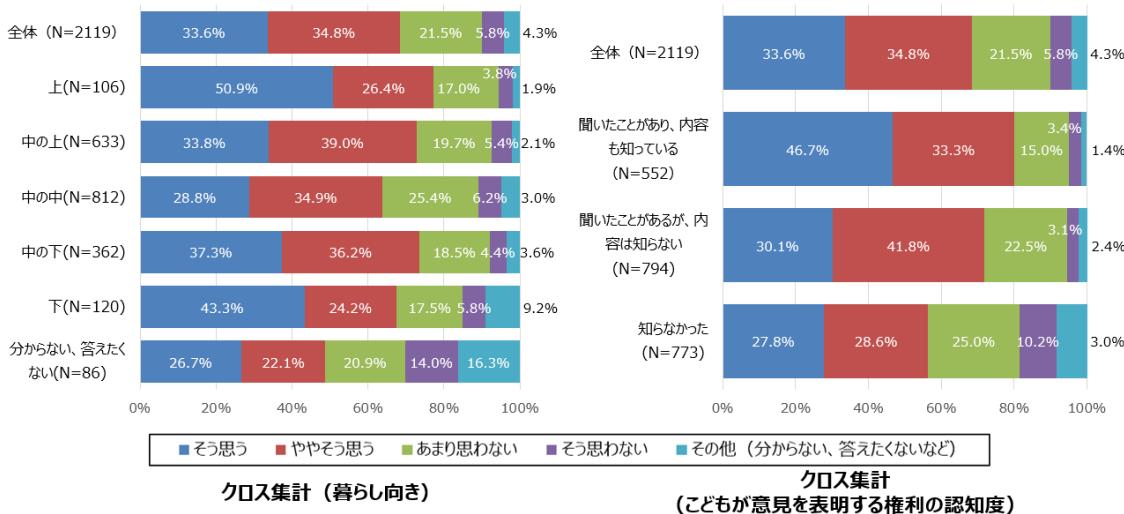


④意見表明の意欲（暮らし向き別、こどもが意見を表明する権利の認知度別）

「暮らし向き」で比較すると、国や自治体に意見を伝える意欲は「上」、「下」、「中の下」の順に高い。

こどもが意見を表明する権利の認知度で比較すると、認知度が高くなるほど「そう思う」「ややそう思う」の合計割合は増加する傾向にあった。

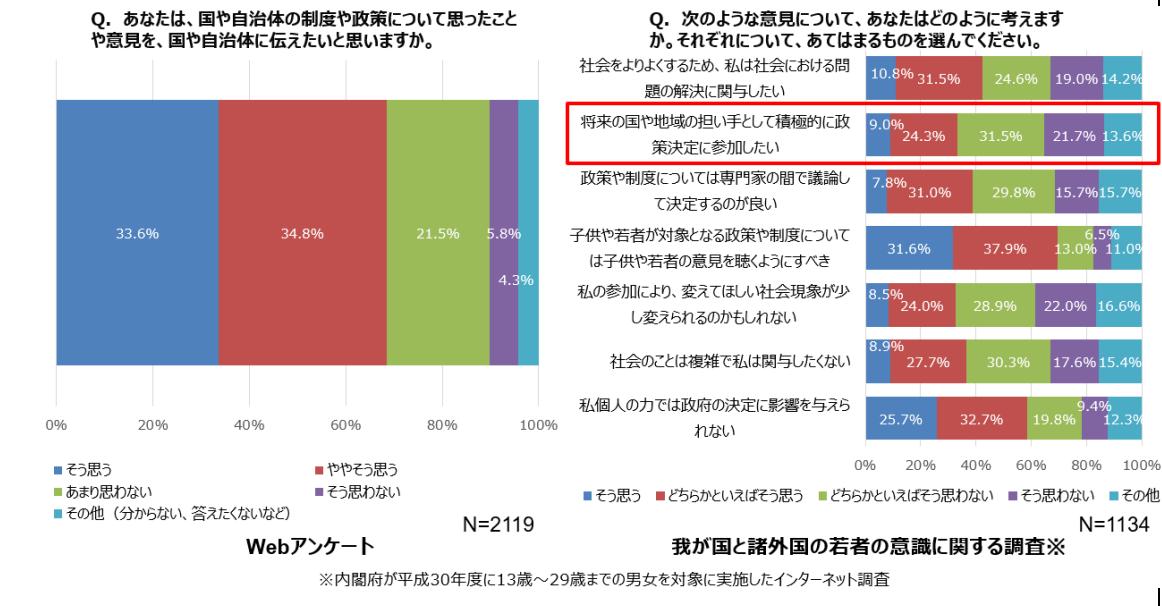
図表 5-56 意見表明の意欲（暮らし向き別、子どもが意見を表明する権利の認知度別）



（参考）外部調査と比較した Web アンケート回答者の意見表明の意欲に関する傾向

それぞれ、意見を伝える意欲、政策決定への参画意欲を聞いている調査であるため、正確な比較はできないが、既存の調査と比較して本事業の Web アンケートの方が意見を伝えたい意欲が高い回答者が多い可能性が示唆される。

図表 5-57 外部調査と比較した Web アンケート回答者の意見表明の意欲に関する傾向

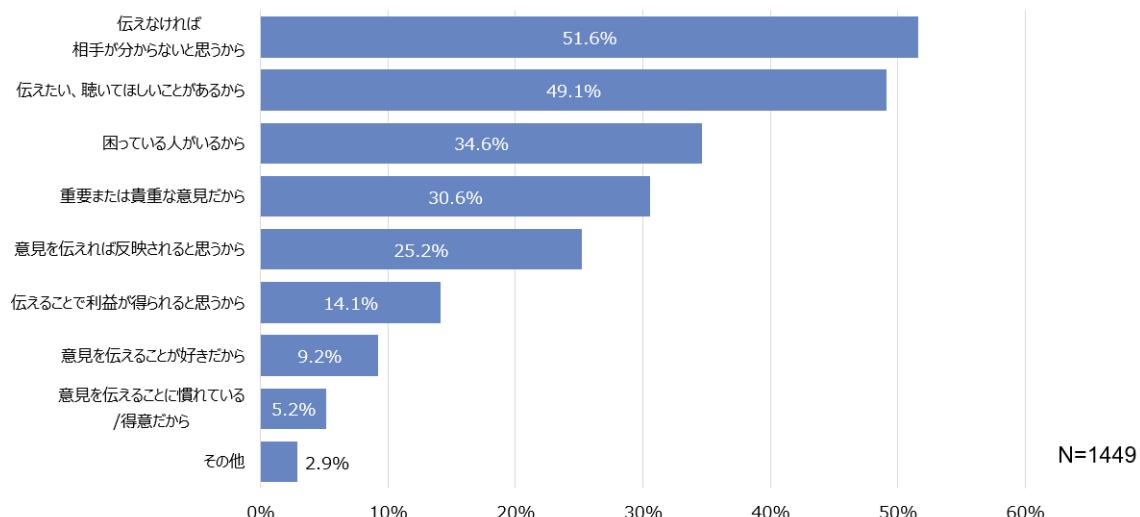


⑤意見表明をしたいと思う理由

「そう思う」「ややそう思う」理由としては、「伝えなければ相手が分からぬいかと思う

から」が51.6%と最多で、次いで「伝えたい、聴いてほしいことがあるから」が49.1%と多かった。

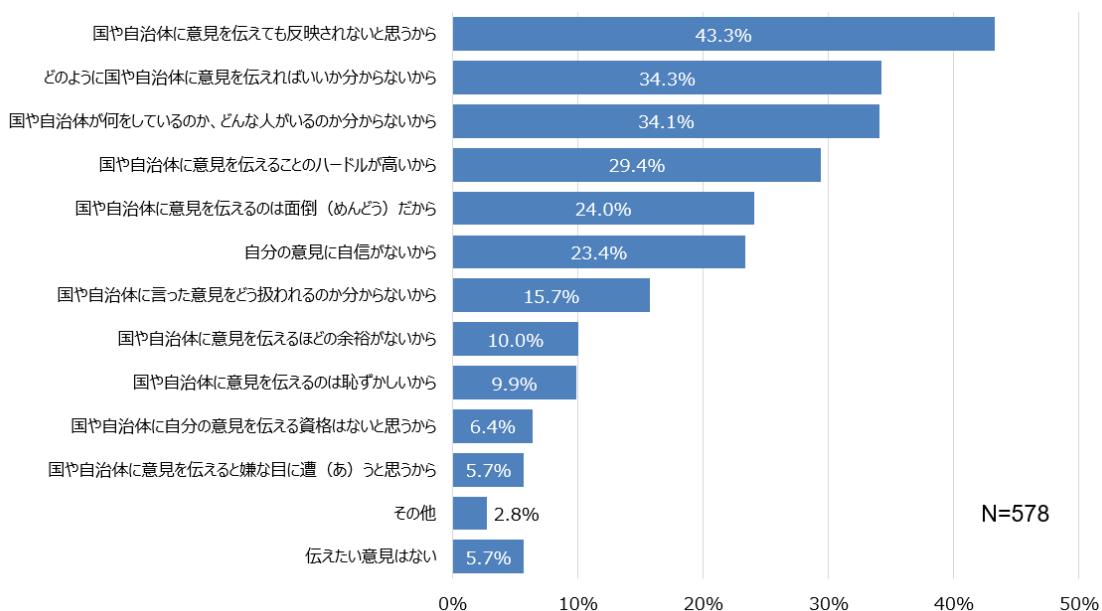
図表 5-58 意見表明をしたいと思う理由 (n=1,449)



⑥意見表明をしたいと思わない理由

「あまり思わない」「そう思わない」理由としては、「国や自治体に意見を伝えても反映されないと思うから」が43.3%と最多で、次いで「どのように国や自治体に意見を伝えればよいか分からないから」、「国や自治体が何をしているのか、どのような人がいるのか分からないから」が多かった。

図表 5-59 意見表明をしたいと思わない理由 (n=578)



⑦意見表明の意欲（その他）

国や自治体の制度や政策について意見を伝えることに関する「その他」の回答としては、年代を問わず「伝えてもどうせ実現しない」という無力感や「それでも伝えないと分かってもらえないから伝えたい」という思いが数多く寄せられている。また、20代前後の年齢層からは、意見を伝えることに前向きな声も寄せられている。

図表 5-60 意見表明の意欲（その他）

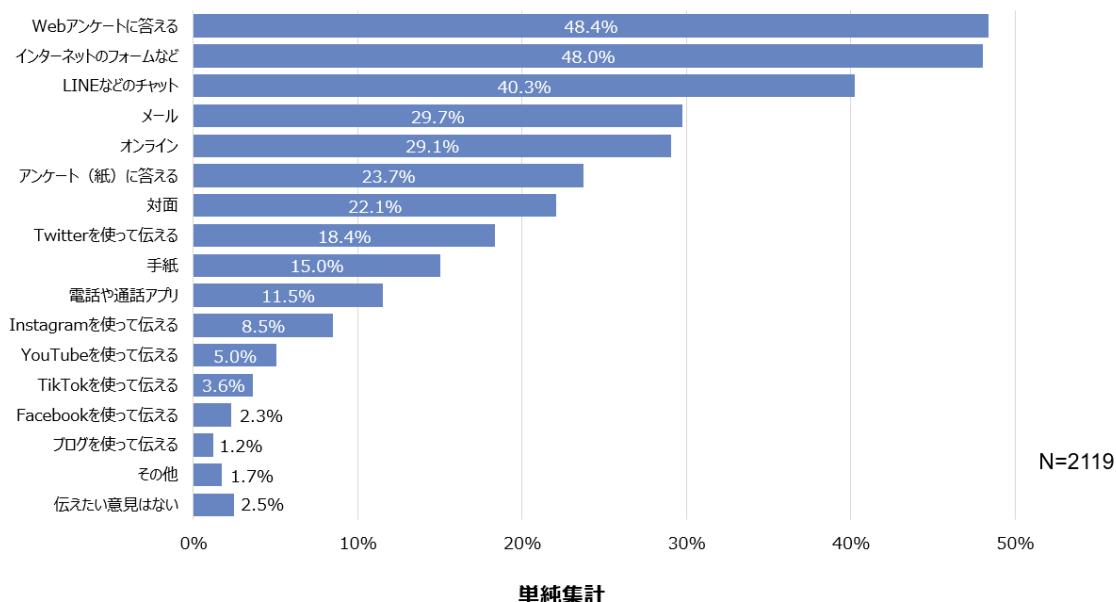
その他の回答	
カテゴリ	こども・若者の意見
意見を伝えたいが 不信感もある	<ul style="list-style-type: none">● 伝えたところで、ほとんど反映されないが、言う場がないとそもそも全く知られないし、見向きもされないとおもう。（アンケート/小学生）● 伝えたいと思うが、聴いても実現するとは思えない。（アンケート/高校生）● 伝えたいと思うけど、選挙権がまだないから意見は反映されないし、高齢者の票が多い分、高齢者を優先した政策になってしまうと思う。（アンケート/高校生）● 伝えたいとは思うがそれによって不都合が生まれたり、相談したとしても適当に聞き流されて終わりなのではないかと思ってしまう。（アンケート/26歳～29歳）など
意見を伝えることに 前向き	<ul style="list-style-type: none">● 自分の考えが誰かの役に立てたら嬉しい。（アンケート/19～22歳）● 周り回って自分に返ってくるとやっとわかった。（アンケート/26～29歳）● 伝えるプロセスそのものが自身の成長の糧になる。（アンケート/26～29歳）など

（工）意見が言いやすい環境、仕組み等

①意見を言いやすい方法・手段

意見を伝えやすい方法や手段は、「Web アンケートに答える」が 48.4%と最多で、次いで「インターネットのフォームなど」「LINE などのチャット」が多くかった。

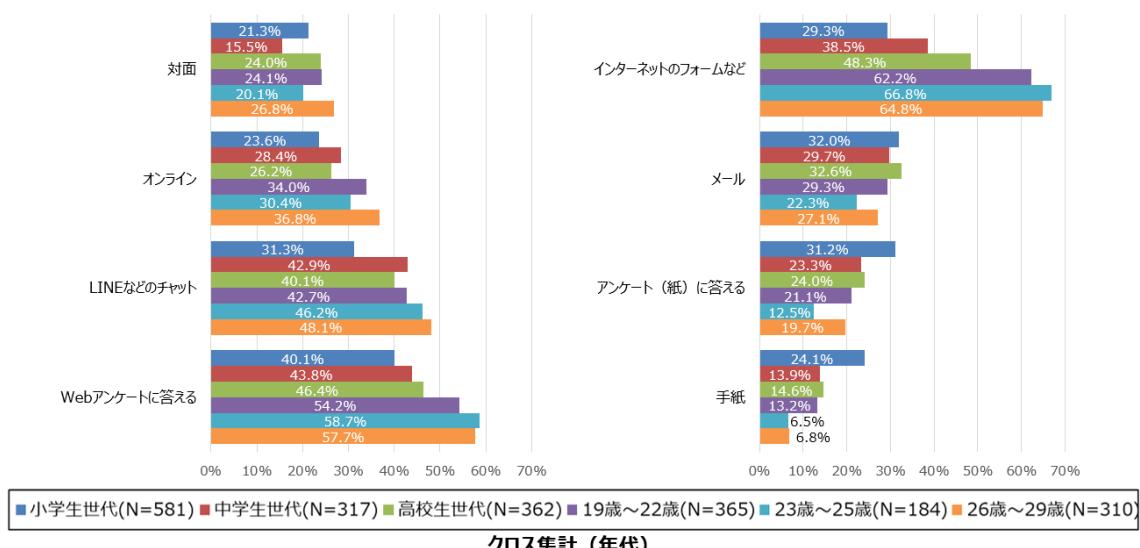
図表 5-61 意見が言いやすい方法・手段 (n=2,119)



②意見が言いやすい方法・手段（年代別）

「対面」「オンライン」「LINEなどのチャット」「Webアンケートに答える」「インターネットのフォームなど」の回答割合は、年代が高いほど大きくなる傾向があり、「メール」「アンケート（紙）に答える」「手紙」の割合は、年代が低いほど大きくなる傾向があった。

図表 5-62 意見が言いやすい方法・手段（年代別）-1

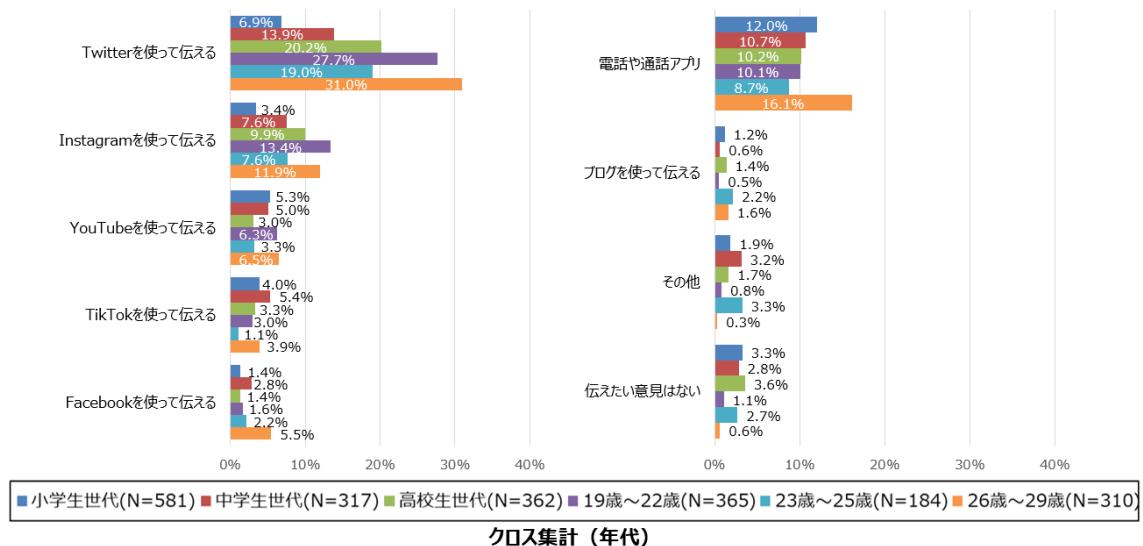


「Twitter」「YouTube」「Facebook」では26～29歳が最多、「Instagram」では19歳～22

歳が最多、「TikTok」では中学生世代が最多であった。

「電話や通話アプリ」は26歳～29歳の割合が最多であった。

図表 5-63 意見が言いやすい方法・手段（年代別）-2

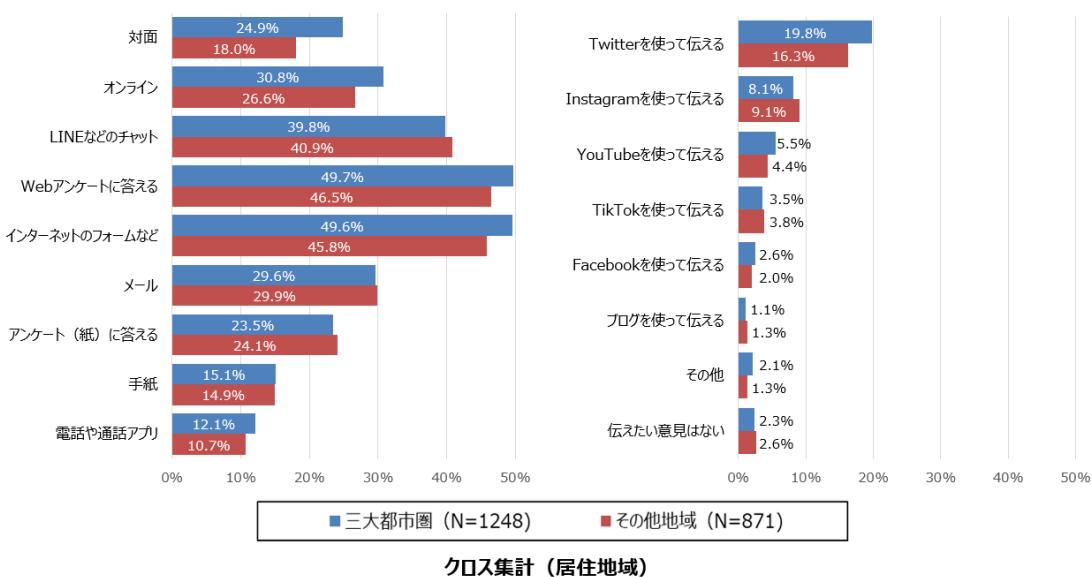


③意見が言いやすい方法・手段（居住地域別）

居住地域による差が最も大きかったのは「対面」で三大都市圏の方が6.9%高かった。

2番目に差が大きかったのは「オンライン」で三大都市圏の方が4.1%高かった。

図表 5-64 意見が言いやすい方法・手段（居住地域別）

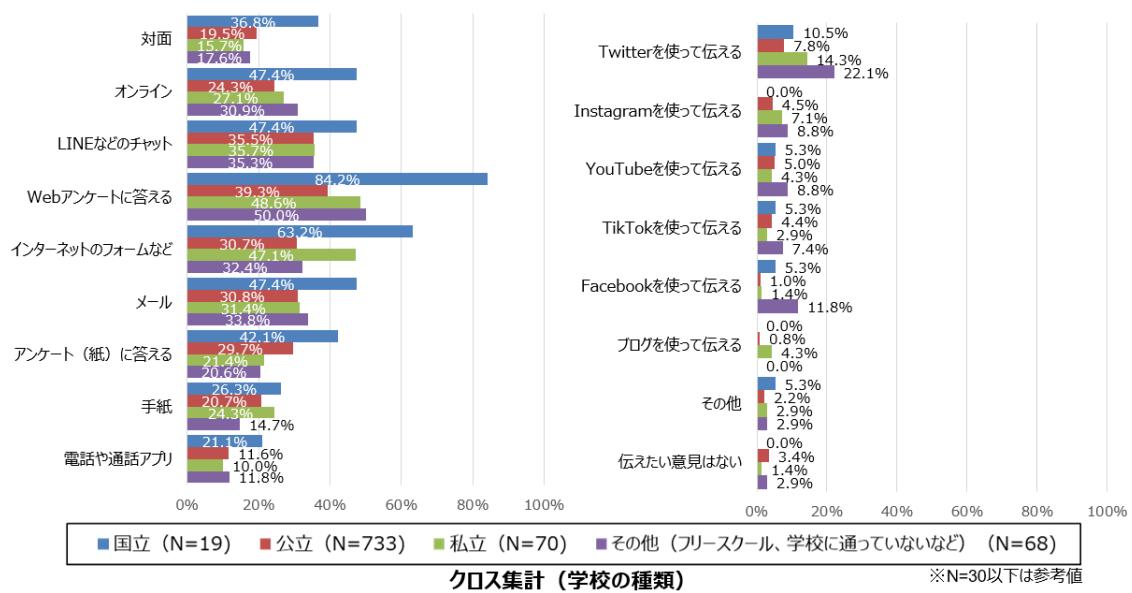


④意見が言いやすい方法・手段（学校の種類別）

学校の種類による差が最も大きかったのは「インターネットのフォームなど」であり、私立が公立よりも 16.4% 高かった。（参考値を除く）

2 番目に差が大きかったのは「Twitter を使って伝える」であり、回答割合が最も高い「その他（フリースクール、学校に通っていないなど）」が、回答割合が最も低い公立よりも 14.3% 高かった。（参考値を除く）

図表 5-65 意見が言いやすい方法・手段（学校の種類別）



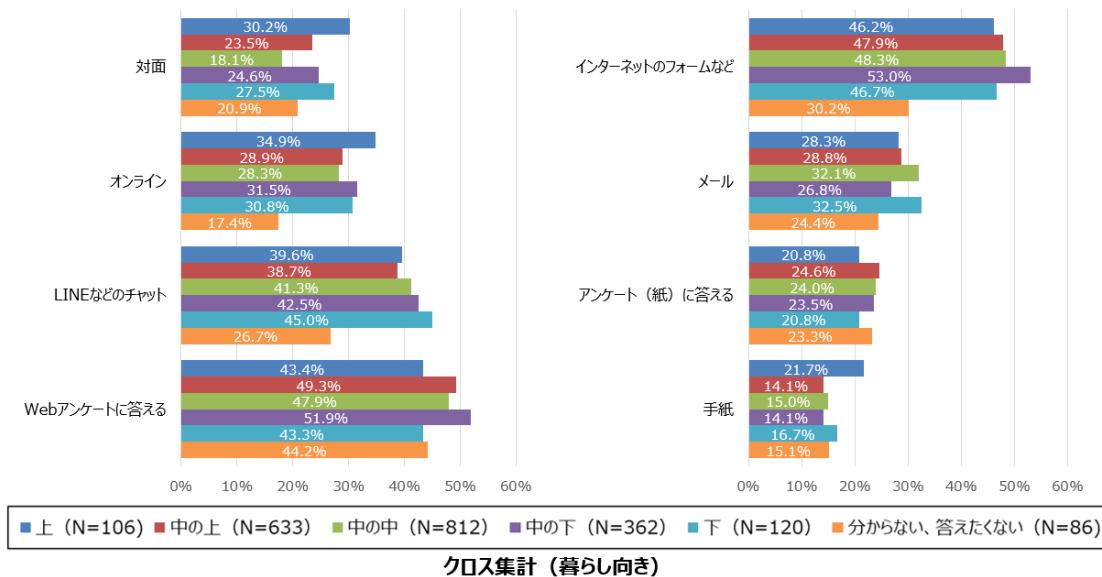
※N=30以下は参考値

⑤意見が言いやすい方法・手段（暮らし向き別）

「暮らし向き」で比較すると、「対面」では最多の「上」が最小の「中の中」よりも 12.1% 高かった。

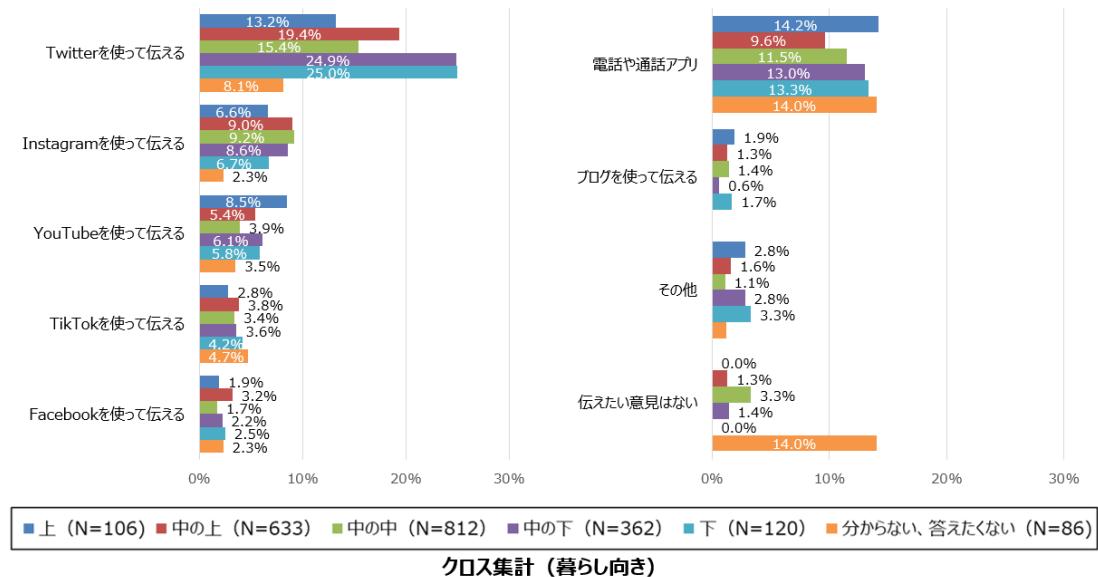
「LINEなどのチャット」は「上」から「下」に向かうにつれて割合が大きくなる傾向があった。

図表 5-66 意見が言いやすい方法・手段（暮らし向き別）-1



「暮らし向き」で比較すると、「Twitter」は「下」の 25.0%が最多で、次いで「中の下」の 24.9%が高かった。

図表 5-67 意見が言いやすい方法・手段（暮らし向き別）-2



⑥意見が言いやすい方法・手段（その他）

国や自治体に対して意見を伝える方法に関する「その他」の回答（自由記述）としては、学校を通して伝える仕組みがあると良いという意見が学生を中心に数多く寄せられ

た。また、小～高校生では議員に直接伝えたいという意見も一部あった。オンライン会議/webアンケートについては、幅広い年代で活用に肯定的な意見があった一方で、予め用意された選択肢以外の考えが蔑ろにされるおそれがあると指摘する意見もあった。

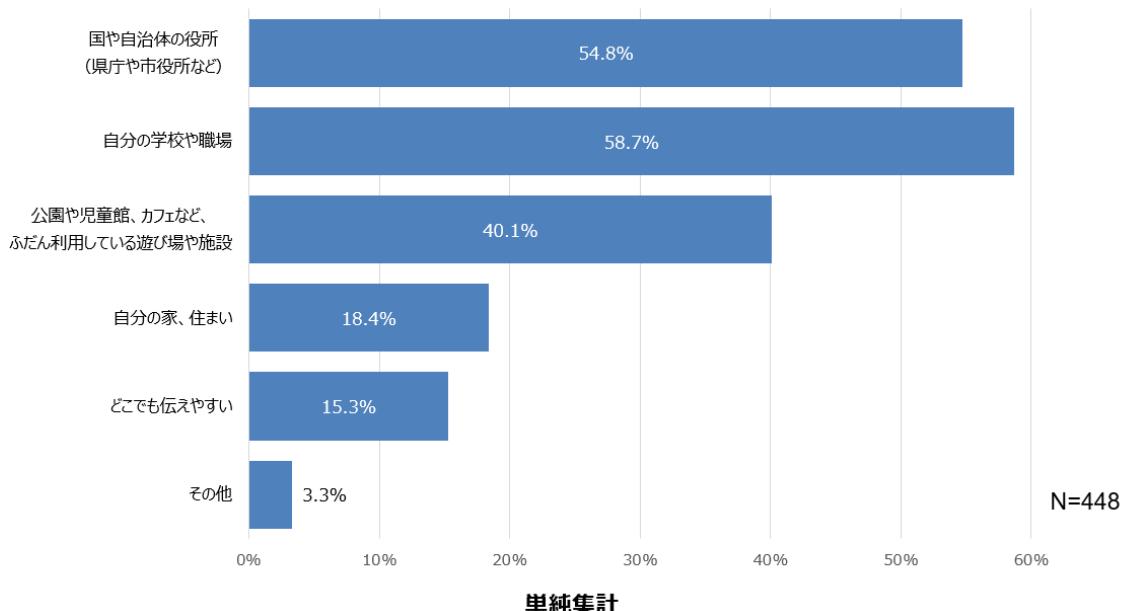
図表 5-68 意見が言いやすい方法・手段（その他）

カテゴリ	その他の回答
	子ども・若者の意見
学校を通して	<ul style="list-style-type: none"> たくさん意見を言える環境があると良いです。例えば学校に意見箱を置いたりすると、みんなが意見を出せてよいと思います。（アンケート/小学生） 学校を通じて全員にアンケートとかを取ったほうが良いと思います（手間はかかると思いますが）。（アンケート/中学生） 実現は難しいかもしれないが、各学校にアンケートを配布し、より多くの子どもの意見を取り入れることができたら良いと思う。（アンケート/高校生）など
議員に直接	<ul style="list-style-type: none"> 直接議員さんにお会いして話す機会があるといいです。（アンケート/小学生） 身近な議員さんなどが、学校にきて私達と関わる機会があると、日常的に、声を届けられるとおもう。（アンケート/小学生） 議員さんなどに直接伝えたい。（アンケート/高校生）など
オンライン会議/ webアンケート	<ul style="list-style-type: none"> Webアンケートだととても回答がしやすくて良い。（アンケート/小学生） 申し込んだら誰でも伝える機会を得られるオンラインミーティング。（アンケート/高校生） TwitterやInstagramなどSNSのアンケート機能を使って答える。（アンケート/23～25歳） アンケートは、絶対にやるべきではない。なぜなら、大人の考えを反映しているから。その他の項目があっても、スルーされる。これもそうだと思うが、一応記入している。自分の意見を、広く、国、地方自治体、児童相談所に言えるようにすればいい。児童相談所の職員を倍以上の人数にして、虐待（子供から）、コロナ等、意見閲覧をし、抽出して、国、地方自治体に広める枠組みを早急に広めるべき。（アンケート/高校生）など

⑦対面の場合に意見が言いやすい場所

「自分の学校や職場」が 58.7%と最多で、次いで「国や自治体の役所」「公園や児童館、カフェなど、ふだん利用している遊び場や施設」が高かった。

図表 5-69 対面の場合に意見が言いやすい場所 (n=448)



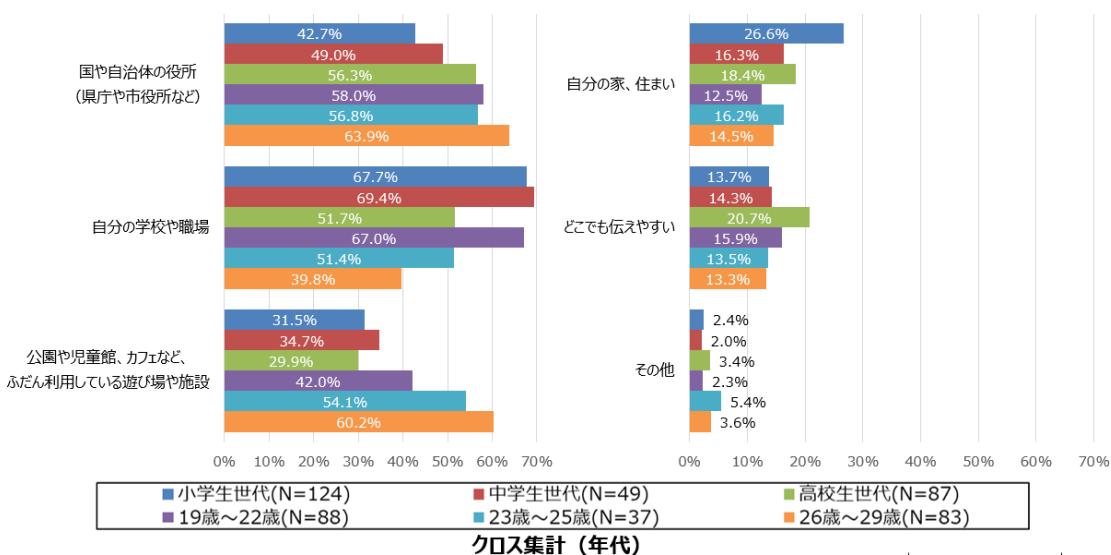
⑧対面の場合に意見が言いやすい場所（年代別）

「国や自治体の役所」「公園や児童館、カフェなど、ふだん利用している遊び場や施設」の割合は年代が高いほど大きい傾向にあった。

「自分の学校や職場」の割合は中学生世代が 69.7%と最多で、次いで小学生世代、19歳～22歳が多い。

「自分の家、住まい」は小学生世代が 26.6%と最多で 19歳～22歳が 12.5%と最少であった。

図表 5-70 対面の場合に意見が言いやすい場所（年代別）



⑨対面の場合に意見が言いやすい場所（その他）

対面の際に国や自治体に対して意見を伝えやすい場所に関して、具体的な場所を挙げた「その他」回答は少なかったものの、総じて回答者にとって身近な場所が挙げられている印象を受けた。

図表 5-71 対面の場合に意見が言いやすい場所（その他）

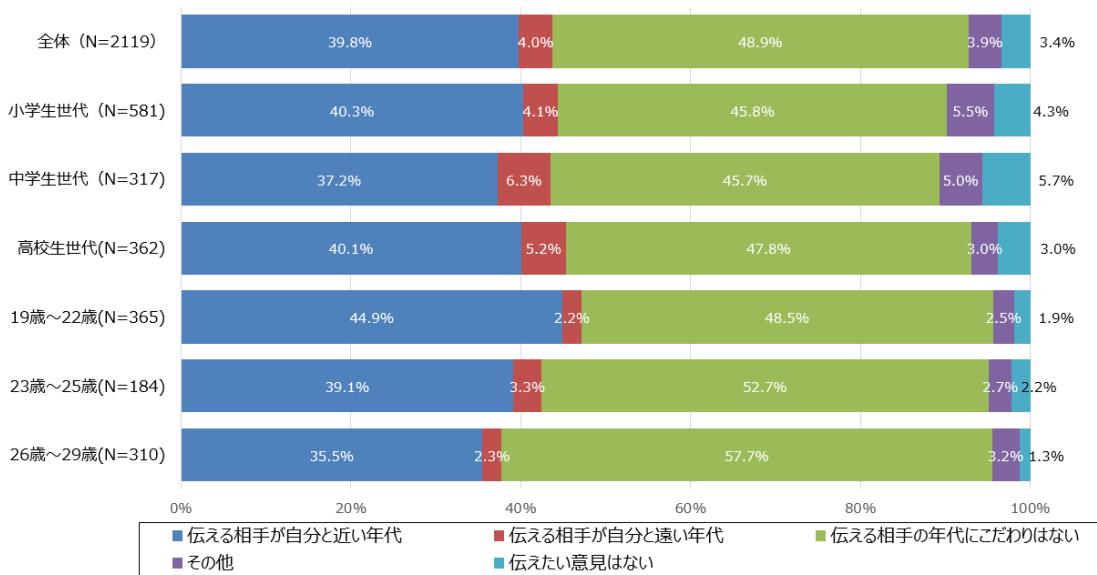
その他の回答	
カテゴリ	こども・若者の意見
身近な場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 区民センター。（アンケート/小学生） ● 図書館。（アンケート/小学生） ● カウンセリングのクリニック。（アンケート/19～23歳） ● 改まった場所以外、気軽に意見を言える空間、場所。（26～29歳/アンケート）など

⑩意見が言いやすい相手の年代

各年代で「伝える相手の年代にこだわりがない」が最多で、次いで「伝える相手が自分と近い年代」が多い。

「伝える相手が自分と遠い年代」の割合は中学生世代が最多で、次いで高校生世代、小学生世代が多い。

図表 5-72 意見が言いやすい相手の年代

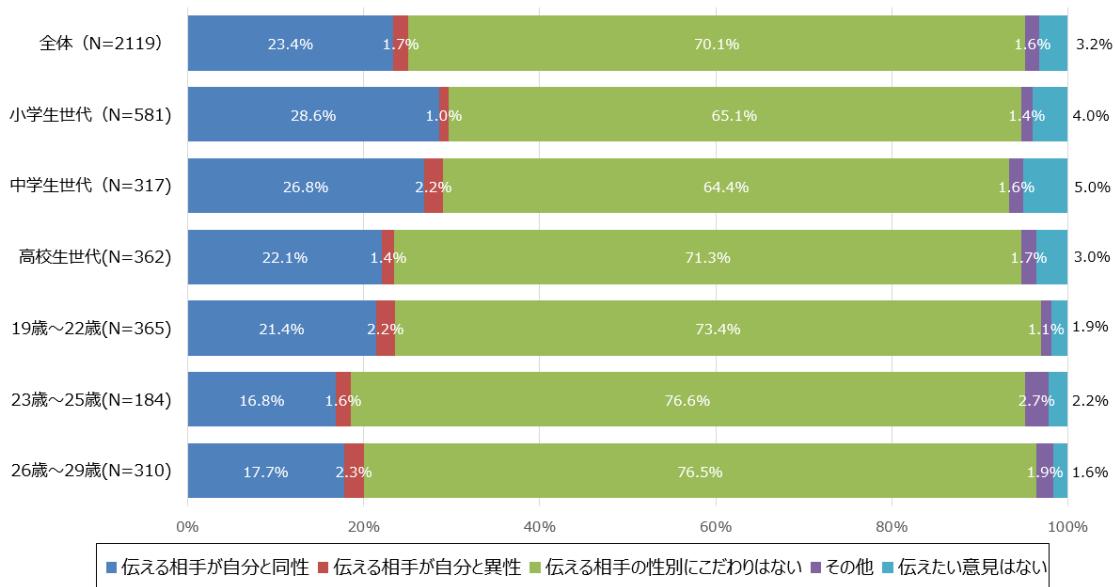


⑪意見が言いやすい相手の性別

各年代で「伝える相手の性別にこだわりはない」が最多であった。

「伝える相手が自分と同性」の割合は年代が低いほど大きい傾向にあった。

図表 5-73 意見が言いやすい相手の性別

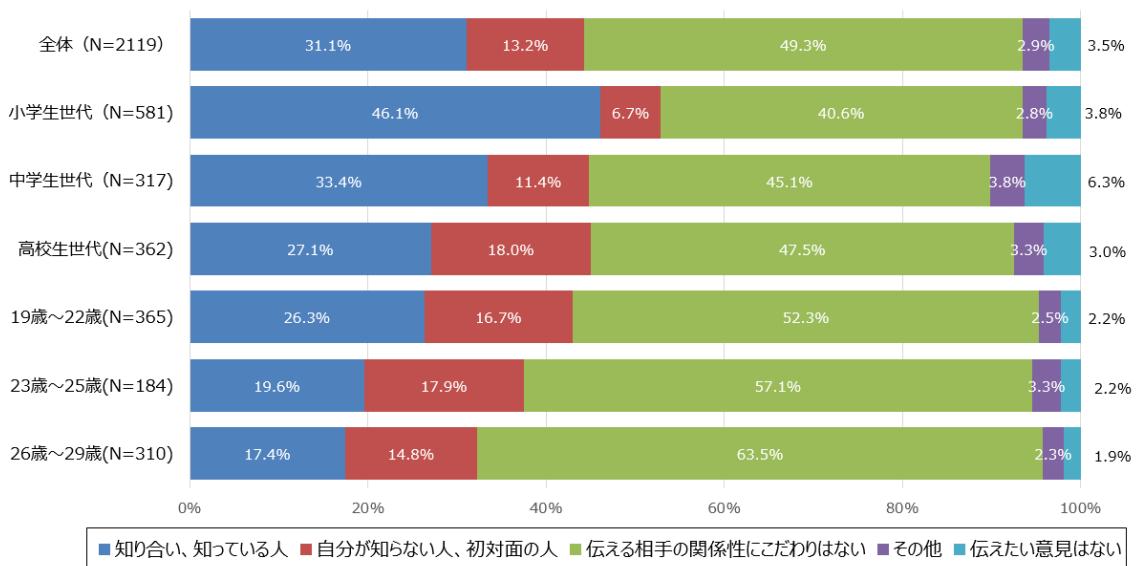


②意見が言いやすい相手の関係性

小学生世代では「知り合い、知っている人」が最多で、中学生世代以上では「伝える相手の関係性にこだわりはない」が最多であった。

「知り合い、知っている人」の割合は年代が低いほど大きくなっている、「伝える相手の関係性にこだわりはない」の割合は年代が高いほど大きい傾向にある。

図表 5-74 意見が言いやすい相手の関係性



⑬意見が言いやすい相手（その他）

対面の際に国や自治体に対して意見を伝えやすい聴き手の属性に関して、「その他」回答で挙げられた具体的な条件は人によって様々だったが、「聴き手の属性は関係ない、それよりもきちんと話を聞いてくれるか重要だ」という声が年代を問わず一定数存在し、数としても最も多かった。また、その中には聴き手の属性だけでなく、その後の政策決定プロセスにおける属性の偏りについて指摘する声もあった。

図表 5-75 意見が言いやすい相手（その他）-1

その他の回答	
カテゴリ	こども・若者の意見
聴き手の属性は関係ない	<ul style="list-style-type: none">● きちんと話を聞いてくれる人。話を聞いてくれる人なら誰でもいいです。（アンケート/小学生）● 年代とかじやなくて、偉そうじゃない人、子供の意見を決めつけたりバカにしない人。学校の成績とか内申に関係がないと保証されてる人。（アンケート/中学生）● 年代にこだわりはないが、自分や国の主張などはいたん抑えて、こちらの意見を真剣に聴き、認めてくれる人がいい。（アンケート/19～22歳）● 年代関係なく、対等に最後まで話を聴き、良い方向にむけて一緒に議論できる人。（アンケート/26～29歳）● はっきり言って性別を議論に持ち込むべきではないかと。（アンケート/高校生）● 伝える相手の性別にこだわりはないが、安全確保が大前提。（26～29歳/アンケート）● 伝え方ではなくて、意見を反映させてくれるかというところが重要。意見を聞く人が同年代で同性だったとしても、その後決める人が政治家に多いおじいさんで、おじいさんの価値観で判断されるなら伝えて意味がない。（23～25歳/アンケート）など

対面の際に国や自治体に対して意見を伝えやすい聴き手の属性に関する「その他」回答は、学生を中心に身近な人を求める声が一定数存在した。また、数は少なかったものの「機械」、「AI」といった回答もあった。

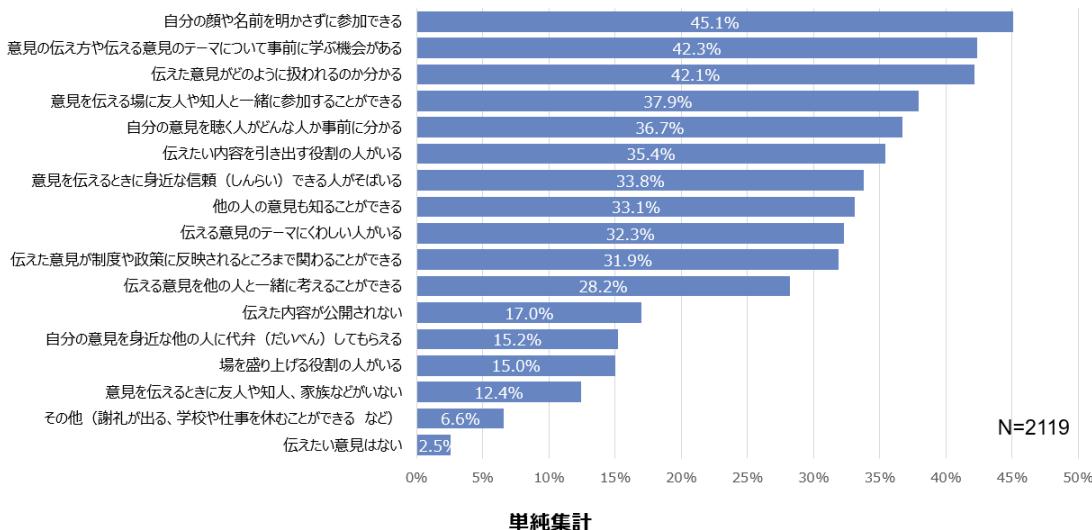
図表 5-76 意見が言いやすい相手（その他）-2

その他の回答	
カテゴリ	こども・若者の意見
身近な人	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校の先生、お父さん、お母さん。（アンケート/小学生） ● できれば知人など。（小学生/アンケート） ● おかあさん、塾長。（アンケート/小学生） ● 恋人。（アンケート/中学生） ● 知っている人で信頼できる人。（アンケート/高校生） ● 受診してる心療内科医。（アンケート/26～29歳） など
機械・AI	<ul style="list-style-type: none"> ● AI。（アンケート/中学生） ● 初対面の機械。（アンケート/高校生） など

④意見が言いやすくなる工夫やルール

「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」が 45.1%と最多で、次いで「意見の伝えた方や伝える意見のテーマについて事前に学ぶ機会がある」「伝えた意見がどのように扱われるのか分かる」が多い。

図表 5-77 意見が言いやすくなる工夫やルール (n=2,119)



⑤意見が言いやすくなる工夫やルール（年代別）

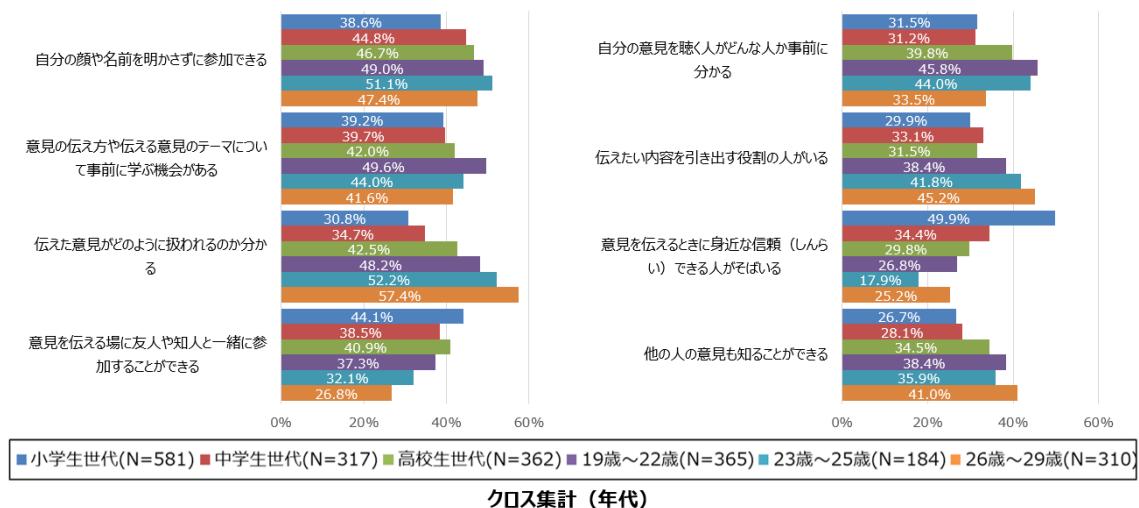
年代による差が最も大きかったのは「意見を伝えるときに身近な信頼できる人がそばにいる」であり、小学生世代が 23 歳～25 歳よりも 32.0%高い。

「自分の顔や名前を明かさずに参加できる」「伝えた意見がどのように扱われるのか分

かる」「伝えたい内容を引き出す役割の人がいる」「他人の意見を知ることができる」の割合は年代が高いほど大きい傾向にある。

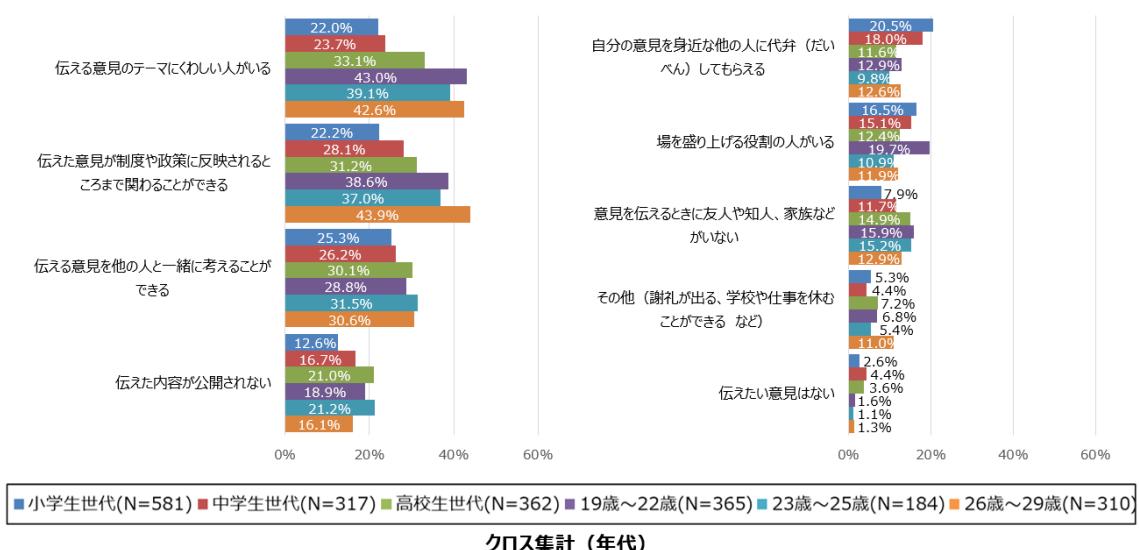
「意見を伝える場に友人や知人と一緒に参加することができる」の割合は年代が低いほど大きい傾向にある。

図表 5-78 意見が言いやすくなる工夫やルール（年代別）-1



「伝える意見のテーマにくわしい人がいる」「伝えた意見が制度や政策に反映されるところまで関わることができる」「伝える意見を他の人と一緒に考えることができる」の割合は年代が高いほど大きい傾向がある。「自分の意見を身近な人に代弁してもらえる」の割合は年代が低いほど大きい傾向がある。

図表 5-79 意見が言いやすくなる工夫やルール（年代別）-2



⑯意見が言いやすくなる工夫やルール（その他）

国や自治体に対して意見を伝えやすくなるための工夫に関する「その他」の回答としては、参加しやすい時間にすることや、学校や職場での公休制度が存在することを挙げる声が比較的多かった。また、謝礼を求める声も一定数存在した。

図表 5-80 意見が言いやすくなる工夫やルール（その他）

その他の回答	
カテゴリ	子ども・若者の意見
参加しやすい時間 /公休制度	<ul style="list-style-type: none">● 学校が欠席扱いになるならいい。（アンケート/中学生）● 学校が公休になつたら嬉しい。（アンケート/高校生）● 以前、区長に意見文を出した際、担当職員とのやり取りが平日5時まで不便だった。平日は6時頃まで、学校にいるのでやり取りしづらい。時間を考えてほしい。（アンケート/高校生）● 学校や仕事が休めるのは参加しやすい。（アンケート/19～22歳）● 仕事の休みに合わせていただけると大変ありがとうございます。有給申請するのも大変なので。（アンケート/26～29歳）など
謝礼	<ul style="list-style-type: none">● お金がもらえる。（アンケート/小学生）● 謝礼が出る。（アンケート/小学生）● 謝礼が出たり、暮らしに余裕が生まれるなら。（アンケート/26～29歳）など

⑰その他 Web アンケートに関する意見や感想

その他、このアンケートに関する意見や感想としては、「もっとアンケート自体の広報・周知に力を入れるべき」といった声が多く寄せられている。

図表 5-81 その他 Web アンケートに関する意見や感想-1

カテゴリ	こども・若者の意見
広報・周知・ アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ● このアンケート自体をもっと宣伝し、多数の人の意見を聞くべきだと思います。（学校で授業として回答するなど）（アンケート/中学生） ● このアンケートの存在をもっと多くの若年層に知つてもらえるようにした方がいいと思う。意見や普段思っていることがある人は多いと思う。（アンケート/高校生） ● この回答フォームのアドレスが、子どもや若者にとってアクセスしやすいところにあるのか疑問です。今回は会社内の人から聞いてアクセスしましたが…。（アンケート/23～25歳） ● このアンケートは、もっと広告を出すべきかと思います。私は知人から伺いましたが、周りには知らない方が多いようです。テレビやSNSの広告で出てきたら少しでも多くの人の目に留まるのではないかと思いました。（アンケート/26～29歳） ● 若者や学生が自発的に内閣官房のサイトやSNSアカウント等にアクセスすることは少ないため、いわゆる意識の高い意見が集まってしまうのではないかと感じた。平等な意見を集めるために調査の広報に工夫が必要ではないか。（アンケート/26～29歳）など

文字数制限の緩和をはじめとした自由意見欄の拡充に関する要望や、本アンケートを意見表明の機会にしたかったという意見も一定数あった。実際、本アンケートのテーマには直結しないものの、具体的な政策や身の回りのことに関する要望についても相当数の記載があった。

図表 5-82 その他 Web アンケートに関する意見や感想-2

カテゴリ	こども・若者の意見
自由意見欄 の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の意見を伝えられる 1 0 0 0 文字以上のアンケートが欲しいです。（アンケート/中学生） ● 意見を書いたが、文字制限があることを書いてから知った。あらかじめ記載してほしかったし、1 0 0 字の文字制限では少ないのでないのではないか。そういうところが、「言っても変わらない」と思われるところなのではないか。（アンケート/26～29歳） ● ここに 480 字打ち込んだら送信できなくなりました、字数制限があるとは書かれていません、NGワードが設定されてるのでしょうか？ 伝えたい事も伝える事ができないならこのアンケートは無意味でしょう。（アンケート/26～29歳）など
直接意見を 表明する機会 としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 改善して欲しいことなどのアンケートだと思って参加したので、これだけ？が正直な感想。（アンケート/19～22歳） ● もう少し自由に意見ができる欄があるとよかったです。（アンケート/26～29歳）など

このアンケートに関する批判的な意見や感想としては、「アンケートの表現が分かりにくい・答えにくい」「こどもに分かりにくいのではないか」という意見が多く寄せられて

いる。この点に関して以下の資料では幅広い年代から例示しているものの、小中学生の年齢帯で「分かりにくい」という声が多数派になっているわけではなく、大人や若者視点でのこどもにとっての分かりやすさとこどもの視点との食い違いも考えられる（回答途中で離脱している可能性については留意が必要）。また、保護者の同意がハードルになつてゐるのではないかという指摘もあった。

図表 5-83 その他 Web アンケートに関する意見や感想-3

カテゴリ	子ども・若者の意見
分かりにくい・ 答えにくい	<ul style="list-style-type: none">● ふりがながついてなくて、読めない漢字があった。ふりがなが付いていたら、答えやすかった。（アンケート/小学生）● 子供にも分かりやすい言葉でアンケートを作つて欲しいです。分かりづらいと親に聞いたりする事で、プライバシーが守られず本当の気持ちを伝えることが出来ないと感じます。子供に分かる言葉を使って欲しいです。（アンケート/中学生）● 長い。まわりくどい。手軽に答えられる雰囲気ではない。子どものことを考えて答えやすい工夫をしているとは思えない内容。（アンケート/中学生）● こんな堅苦しい質問形式でどれだけ子供達が参加してくれるのだろうか？高校生以上ならわかるが、それ以外の子供達は保護者が手伝っても本人が考え回答出来るのだろうか？政府は日本の将来の事を真剣に考えていますか？（アンケート/19～22歳）など
保護者の同意が ハードル	<ul style="list-style-type: none">● 保護者が同意しないといけないアンケートだと親がこういうことに興味ない人が答えられなくて意味ないと思います。そういう人のが悩みがあるんじやないかと思います（偏見だつたらすみません）学校で回答できれば…（中学生/アンケート）● 保護者の許可が無ければアンケートに答えられないのは、保護者の許可を得られない16歳未満を排斥するものなので改めていただきたいです。（26～29歳/アンケート）など

一方で肯定的な意見や感想も多数寄せられており、特に「このアンケート結果を意見反映プロセスの改善につなげてほしい」「新しい取組につながるかもしれない」と期待感を示す回答がみられた。

図表 5-84 その他 Web アンケートに関する意見や感想-4

カテゴリ	子ども・若者の意見
結果の活用/ 未来への期待	<ul style="list-style-type: none"> ● これからもこのようなアンケートを続けて、様々な年代の人からの意見を取り入れて欲しいと感じました。（アンケート/小学生） ● 未来に絶望しかない。あきらめていた。希望がもてるかもしれないと思った！（アンケート/小学生） ● 私達、子供が国や自治体に意見を言うことはすごく難しいと思う。難しいことがわかっているからこそ、国や自治体について興味が湧かない。それを、改善するためにこのアンケートが使われて欲しい。（アンケート/高校生） ● 新たな取り組みに向けてのアンケートとして選択肢も多く、答えやすい内容であった。今後に向け、期待が膨らんだ。（アンケート/高校生） ● こども家庭庁の存在を知らなかったため、初めてだったが、とても素敵なお取り組みだと思った。（アンケート/19～22歳） ● アンケートの内容から、特に若年層の国民の意見を取り入れようとする姿勢を感じられました。ぜひ実現していただきたいと思いました。よろしくお願ひします。（26～29歳/アンケート）など

同時に、アンケート結果がどのように用いられるのか、政策反映までの過程を知りたいという要望も一定数あった。

図表 5-85 その他 Web アンケートに関する意見や感想-5

カテゴリ	子ども・若者の意見
集計結果の公表/ 政策検討過程の 透明化	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども世代の意見を聴いて取り入れるところまでを見せてほしいです。（アンケート/小学生） ● このアンケートの結果や反映のされ方など後で教えてください。（アンケート/中学生） ● アンケートを集計した結果が広く発信されるようにしてほしい。（アンケート/19～22歳） ● アンケートをした以上、声を反映できなくとも、端的に明確な回答を示してください。（アンケート/23～25歳） ● アンケート結果の公開とどのように反映するかを決める場に子ども・若者がいること。また、その決める場を公開すること。（アンケート/26～29歳） ● 意見の取り扱い(意見の公開、政策への反映可否等)や政策反映までの過程のわかりやすい可視化を希望。国や自治体はそのテーマについてどのように考え、政策としてどう取り組む姿勢であるのかを知る機会を得たい。（アンケート/26～29歳）など

その他にも、「少数派意見への配慮」「制度や政策についての予備知識の教育」「国会議員への児童の権利条約の周知啓発」「オランダの制度の参考」を求める声など、様々な意見・感想が寄せられた。

図表 5-86 その他 Web アンケートに関する意見や感想-6

カテゴリ	こども・若者の意見
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● このアンケートがあつて嬉しかったです。それと少数派意見への配慮もして貰えると意見に賛成して貰えなくともホッします。（アンケート/小学生） ● 制度や政策と言われてもピンとこないので、まずは自分に関係のある制度や政策にどんなものがあるのかを知りたい。学校でそういう紹介があったり、クラスのみんなで話し合う授業があつたらいいなと思います。（アンケート/小学生） ● こども権利条約を知ってる議員はどれぐらいいるのでしょうか 若者が意見したところで、国会で議論されても多数決で握りつぶされ、世の中に反映されるとは思えない意見するだけ時間の無駄だと思って声をあげなくなる。（アンケート/高校生） ● オランダに住んでいたことがあります。子供を子供だからではなく1人の人間として尊重してくれる社会でした。国の方も社会人留学とかしてオランダのシステム、文化を取り入れてほしいと思ったほどです。（26～29歳/アンケート）など

(2) 個別意見聴取の結果

(ア) こどもからの意見や声

「ふだん、自分の気持ちや考えを伝えることはできているか。自分の気持ちや考えを伝えにくいと感じることはあるか。」というテーマに関しては、受容的な雰囲気や場、相手であれば言いやすい、匿名性の担保や少数意見の尊重が必要などの意見があがった一方、特に困難を抱えるこどもや若者からは、これまで過ごしてきた抑圧的な環境には言いにくさもあったことがうかがわれる内容も多く聽かれた。

「こどもや若者がもっと自分の意見を伝えやすくするためには、どんな仕組みやツール、環境があると良いと思うか。」については、学校で配布される端末を活用した匿名の意見表明、学校に行っていなくても情報の取得や意見表明ができる仕組みの提案や、聴くだけで終わるのではなく話したことがどうなるかの説明や意見の取り消しができることが必要という意見などが出た。

この他、不登校で生徒手帳を持たない場合の学割証発行、施設生活の規則、虐待についての教育や啓発の必要性等、自身が困難を感じた経験を踏まえての、日常生活に関連する制度等に関する具体的な要望や提言も多くあがった。意見や声の具体的な内容については、3（3）及びこども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会（第4回）資料⁵⁷を参照されたい。

⁵⁷ 資料集 第5章6 モデル事業実施結果の整理・分析（個別に出向いて意見を聴く取組、内閣府ユース・ラウンド・テーブルについて）

（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei_process/dai4/siryou1-2.pdf）

(イ) 対応者の気付き

意見聴取に出向いた職員の気付きの概要を以下に記す。

<不登校のこども>

<聴く側の姿勢、体制、環境>

- こどもたちが普段過ごす場で、信頼関係のある職員のファシリテートのもとヒアリングを進めたこと、参加中に喫食できる軽食を用意したこと、こどもたちはリラックスして話ができたようだった。
- 今回ヒアリングを行ったフリースクールは、意見に対して評価をせず受け止めてくれるところが話しやすさにつながっているようで、改めて、こどもの意見を聴く上では大人の聴く姿勢が大事と感じた。
- 本フリースクールでは、日頃からこどもたちの定例ミーティングが行われており、話し合う経験を日常的に重ねられているため、活発に様々な意見が出てきたものを感じた。
- 「話したくなれば話さなくても良い」という職員からの声かけが最初にあったからこそ参加できたのではと思われることももいた。ファシリテーター役の職員も、意見を無理強いすることなく、こどもの反応を見ながら声掛けしていた（この点は、日頃からこどもたちに接し、性格や状況を把握している職員だからこそ、と感じられた）。
- 参加するがその場で聴くだけで良い、発言を求められないという参加の選択肢も大事かもしれない（参加するが発言しない=不満とは限らない）。

<こどもたちの反応>

- こども達は、これまでの生活の中で、大事なことを聞いてもらえなかった・受け止めてもらえなかった体験、意見を言ったことで嫌な思いをした経験をしていることが伝わってきた。
- 発言はしないが、表情やうなずきで話題に関心がある様子を示すこどももいた。
- こども向けの説明資料：親に渡すと大事そうに持つて帰る子がいた。分かりやすさを尋ねたところ、「頑張っているけどまだまだだね」と、ニヤリと笑いながら感想を言ってくれた。どのような表現がこどもに分かりやすいかも、こどもに事前に相談できるようなこどもアドバイザーグループがあると良いと感じた。

<児童養護施設で生活するこども>

<小学生について>

- ヒアリング前に一緒に食事をしたり遊んだりしたことで、関係を築くことができた。
- 一つひとつのテーマには答えてくれ、言いたいことあるのは分かった。

- 中学年の子と高学年の子とで、話しやすい場や集中力の持続が異なるようであった。
- 意見例が書かれたカードを使ったゲームを行った。意見の呼び水になった一方、勝てなくて嫌になる子も見られ、こども同士の関係性への配慮やリラックスとエキサイティングのバランスの確保が必要と分かった。ゲームをしたくない子に別の役割を用意しても良かった。
- 集中力が切れがちの子、遊びたそうにする子もいたため、予定より早く切り上げて正解だった（子どもの様子に応じて、柔軟な対応が必要）。
- 自分だけの思いではないところを話してくれた子がいた（ゆっくり時間をとてくれるなら言いたい）。

<高校生世代について>

- 時間があればもっと言いたかったのではという参加者がいた。発言量の多い子が刺激になったのかもしれない。
- 人数は今回（3名）を超えると言いにくかったかもしれない。こどもたちは言いたいことも言いたくないこともある。
- 進路選択、施設生活など、テーマごとに意見を聞くべきだったかもしれない。
- 制度政策というテーマは遠かったのでは。様々な課題を抱えているこどもに政策への意見を求めるのは難しい面もある。日常の思いをどう政策に反映していくのかは聞く側の課題。

<全体>

- 職員のいない場、初対面の人と話す場だからこそ聴けた意見も多かったのでは。
- 大人が聞きたいことだけではなく、こどもが話したいことを丁寧に聞くことが求められる。
- 聽く側に、子どもの言動（問題行動を含む）の背景を想像、理解できる人がいることが望ましい。
- 子どもの発言の中には虚言や認識の偏りもあったかもしれない。
- 年長の子が年少の子の声を代弁できると良い。
- 子どもの声を聞くこと、子どもの権利を守ることは大人の負担ではなく、双方を笑顔にする価値ある実践である。
- 年齢等に応じた時間設定について、検討の必要がある。

なお、今回の取組に協力いただいた児童養護施設からは、施設の実情や職員の思いも踏まえながらこどもたちの意見の背景や心境の変化、成長の過程を想像してもらいたいとの趣旨で、以下のメッセージの提供を受けた。

「施設における援助とは」

「ダメなものをダメと言ってくれる職員しか信用できなかった」（当事者の言葉）

子どもからの不満は職員が真正面からぶつからなければ出てこない。
「今まではダメ」と口にすることが本当の愛情であり援助の場合がある。
子どもの思いをかなえる事だけが援助ではない。
「不満」とは援助の結果、という一面があることを理解して欲しい。

<児童相談所一時保護所で生活することも>

<児童相談所一時保護所職員より>

- 紙芝居などを使って分かりやすく事前説明を行い、話しても話さなくても大丈夫であることなどを丁寧に伝えたところ、聴いてほしいという子が多くいた。
- こどもたちは普段の面接のイメージを持っているため、集団よりも個別でのヒアリングの方が良いと判断した。ただし、複数人の方が話しやすい子もいるかもしれないことに配慮し、複数人で話すことも選択できるようにした。
- 話した後は、総じて満足そうにしていた。もっと話したそうにしていた子もいた。
※すべてのこどもに話し足りないことはなかったか確認し、希望があれば個別に話す時間を再度設けた。

<聴く側の姿勢、体制、環境>

- 「聴取」というと構えてしまうこどももいるし、国の人人が来るのだと気合いが入るこどももいる。何でも話せるような気楽な雰囲気づくりは大切。
- パブリックな場で話すことにはハードルがあるこどももいる。一方で、国の施策という大きなテーマにすることで気持ちや考えの抽象化がなされたためか、普段は自分の抱える思いについてなかなか話さないが、今回の取組では自分の考えを話せるようになるこどももいた。
- こども参画が様々などところで取り上げられているが、大人が期待する正解を求めることになっていないか、大人側の自覚が求められる。
- フィードバックの結果、発言の公開を希望しないとの意思表示をしたこども、自分の意見が国に届くことを喜ぶこどももいた。意見は聴いて終わりではなく、その後のフィードバックやフォローアップが重要。

<幼児の声>

- 遊びの中で自己開示をしてくれる兆しが見えてきた。幼児だからといって意見を言えないわけではない。

<困難を抱える若者>

<菊池真梨香委員より>

- 時間めいっぱい意見が出て、一つひとつの声を掘り下げるにはとても時間が足りない

かった。

- 互いの経験や困りごとについては共感することが多い様子だったが、どんな環境や相手であれば話しやすいかについては人それぞれ逆の意見が出ることもあった。同じ人でも状況によっても話しやすい環境や方法は変わるため、「多様な選択肢」を用意することが大切。
- 話すにも、助けを求めるにも、「知る機会」がなければ、声を発するにも至らない。自分の家が普通、叩かれて普通と思っていた、ということには皆が強く共感していた。家以外で多くの時間を過ごす学校が鍵となるのでは。「命に関わること」「守られる権利」などについてもっと触れしていく必要があるのでは。
- 学校で配られる相談先が書かれたカードも、親にスマホの履歴を見られる、家の電話を使うのが怖い、電話している時に親が来たら、などと考えるととても相談できなかつたという声が多くあった。カードに公衆電話の使い方を書いたり、学校に電話相談のための小銭があったら良いかもなどというアイディアも出た。
- 聴き手に関してもとても大事で、話したことがどのように取り扱われるのか、これからどうなるのかきちんと説明されていることが必要。
- 思ってもみない回答もあり、聞く意義が感じられた。
- 大人が先回りして考えるよりも、経験者の生の声を制度政策に反映し、それを仕組み化していくことが大切。
- 「命の恐怖」に怯え続け、声を発したらもっとひどいことになるのではと思い、ずっと我慢をしていることもや若者がいる。保護が遅くなればなるほど子どもたちの傷付く期間は長引き、傷付く時間が長くなるほど、リカバリーにも時間がかかる。やりたいことを諦めたり、心の治療や療養専念しなければならない事態にもつながっている。
- こどもや若者の声に、社会がもっと早くに気付くことができれば、こどもたちが声をあげるべきと気付けるヒントがもっとあれば、変わった人生もたくさんあるのでは。
- 他の子には自分と同じ経験をしてほしくないと話す参加者がいた。

<対応者の気づき>

- 日ごろから信頼関係ができている菊池委員がファシリテートを担当したことでの参加者もかなり話しやすかったように思えた。初対面の相手ではこれほど語ってはもらえなかつたかもしれない。
- 同じ立場・境遇の人が複数いたのも話しやすさに寄与していたように感じた。緊張していたり、集中が続かなそうにしていた人も、周囲の発言に引っ張られて意見を言うという様子も見られた。
- 「どんな環境や方法ならこども・若者は意見を伝えやすいか」に関連する諸々の質問については、政策決定の観点というよりは、「日常的な相談のしやすさ」についての

回答に寄っていたように感じた。特定政策の当事者に意見を聞く場合には後者が有効だが、政策決定全般についても声をあげにくいことや若者の意見を含む多様な声を拾い上げるための方策については、さらなる検討が必要だろう。

- 「今日この場にいるのは参加できた人、しかも4人だけ。これで「こども・若者はこう考えているんだ」と思わないでほしい」と話す参加者がいた。代表性の担保については参加者自身も問題意識を持っており、聴く側としてもしっかり考えなければいけないと改めて痛感した。

<児童館を利用する若者>

- 意見や考えはあるがそれを表明する機会に乏しいことや・若者の存在が多くあることが示唆された。意見表明の意欲や政策への関心が低い子どもを含め、多様な立場や状況の子どもの声を聴く仕組みや日常的に意見表明ができる場、子どもが意見を表明したいと思える雰囲気づくりが重要といえる。
- 「要望を伝えたいと思わない」、「思い浮かばない」といった声が多く聞かれたことは、特徴の一つ。一方で、自分の意見と異なる意見を尊重することの重要性を指摘する意見も複数あり、このような子どもたちがあえて意見を言おうという気持ちになるには工夫が必要では。
- 居場所づくりに関するヒアリングに併せて実施したため、ヒアリング時間が長くなり、子どもの疲れや集中切れを受け早めに切り上げた回があった。大人の都合ではなく、子ども主体のヒアリングとするためには、子どもが話しやすい環境づくりについて再考する必要がある。

(3) 有識者等ヒアリングの結果

<「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会における議論>

内閣官房子ども家庭庁設立準備室が実施する「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会における議論や取組のうち、「乳幼児の声を聞くこと」に関連する内容を記載する。

まず、2022年9月20日に開催された同懇談会第2回では、「子どもの意見を聞くことについて」を議題に、映画「こどもかいぎ」監督である豪田トモ氏による発表、質疑、意見交換を実施している⁵⁸。

ここでは、『「こどもかいぎ」で大切な3つのこと』としては、「聞く。参加した全員が、

⁵⁸ 議事録参照

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_sodachi_yushiki/pdf/2nd_gijiroku.pdf)

しっかり話を「聴くこと」、「発言する。できる限り、参加者全員に「発言する」機会を作ること」、「尊重される。話さない子どもの存在も「尊重」されること」の3点が、『「子どもかいぎ」の影響・効果』としては、「子どもたち自身（聴く力、理解力、思考力、表現力、自己肯定力など）」、「周りの子どもたち（共感性、仲間意識、多様性など）」、「接する保育士や大人（今まで知らなかった子どもたちの世界、心の内、大人と子どもの相互理解など）」の3点が示された。

豪田氏は、「子どもかいぎ」の対象年齢について、言葉が出る年齢であれば何歳からでも良いが、4歳以上くらいがやりやすいだろうと語った。また、「子どもかいぎ」の最重要ポイントはファシリテーターであるとし、その役割として、「話を聴く」、「話を引き出す」、「発言や対話が進むように質問を投げかける」の3点を挙げた。さらに、子どもというのは話せないし、聽けないし、対話もできないと思われてきたかもしれないが、子どもたちは話せるし、聴けるし、話し合いもできる存在であり、そのコツは慣れであるとした。

豪田氏によれば、子どもの話を聴く上で認識すべきポイントは、「あえて「場」を作る」、「話すトピックによって変わる」、「時間がかかる」の3点であり、話の「聴き方」のポイントは、「相手の言葉を否定しない」、「相手の話を最後まで聴く」、「反応が分かるように聴く」の3点であるという。

次に、2022年11月15日に開催された同懇談会第4回では、子ども家庭庁設立準備室がこども園の協力を得て実施・撮影した園児の意見を聴く試みの様子について、豪田氏より映像で報告されるとともに、意見交換を実施している⁵⁹。

報告、意見交換にて挙げられた主なポイントは以下のとおりである。

- ・ 対話することによって物事を考えたり、人とつながったりしていく。対話をする時間を確保することが大事。
- ・ 思案の時間が大事な時間。自分なりに思慮しながら一言出す力、それを見守る力が非常に大事。
- ・ あえて場を設けることが大事。非日常として改めて行い、一人ひとりの意見をしっかりと大事にすることの意義を感じる。一方、時間等の確保については課題。
- ・ こどもたちは家では絶対に話さないようなことを話している。こうした場があることが、安心できる場、心理的な安全性につながる。
- ・ ファシリテーションは、子どもに関わる人や対人援助に関わる人たちが身につけるべきスキルのひとつ。

⁵⁹ 議事録参照

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_sodachi_yushiki/dai4/gijiroku.pdf)

<医療的ケア児等についての、関係有識者等からのヒアリング>

本調査研究では、医療的ケア児の支援に携わる合同会社 Life is 代表社員で、理学療法士の資格を持つ影近卓大氏へのヒアリングを行った。影近氏は、自らも現場で重度障害を抱える人や医療的ケア児のケアに携わっており、コミュニケーションを取ることが困難と思われているこども・若者たちの意思や意見をいかにしてとらえ、地域に暮らす一員として交流を築いていくか、という点で専門的な知見を有する。影近氏からは、重度障害を抱える人や医療的ケア児から意見聴取を行う際の工夫や配慮等について、具体的な助言を多数受けており、詳細は図表 5-87 のとおりである。

図表 5-87 有識者ヒアリング

【声をあげにくいこども】影近 卓大（合同会社 Life is 代表）

《経歴・主な活動内容》

重症心身障害児を対象とした児童発達支援・児童発達支援デイサービス、重度の障害を抱える未就学児と18歳以上の方のための「障害の有無に関わらず地域に暮らす人々が交流できる場所」をコンセプトにした通所施設など複数の事業を運営すると同時に、理学療法士として自身も現場に立つ。

こどもの意見聴取や参画について	場を設定することも意義深いが、なによりも政策の決定プロセスに当事者が参画して決定に至るプロセスに関わることが大事だと考える。運営する通所施設では利用者とともに駄菓子屋の経営を行っている。事業所の運営自体に利用者に参画してもらい、職員とともに考えて協働していく中で、重度の障害を持つ方の意見を一つの意見として対等に聞いていくことに意義があるのではないかと思う。障害の方の問題の一つは将来の選択肢が狭いことである。障害が重いと周囲が作ったレールに乗った選択をしがちである。意見を表すことができるようになると、それはやりたくない。本当はこれをやりたいということを伝えられるため将来の選択肢が広がっていく。また、周囲の大人やこどもが本人の意思決定の場面に遭遇することで、「それならばこういうこともできるかもしれない」と別の選択肢を考えることにつながる。本人による意見表明が周囲に影響を与え、結果的に本人の選択肢が広がっていくことにつながる。
こどもの意見聴取が求められる政策	重度障害の方の意見を特別扱いするではなく、かといって下にみることもなく、対等な意見として扱われるがとても大事である。意見を言うことのできる一人の人間として尊重することが大事である。
意見聴取・表明方法	特に子育て、教育、防災は本人がしっかりと政策に参画して決めてもらいたい。 防災に関しては、医療的ケア児などが発災時にケアの準備ができないと支援の輪から取り残されることがあると聞いている。その結果、仕方なく家にいる、車で過ごすなど後ろ向きの形で支援から外れることがある。発災時にどういう支援やどういう関わりが必要なのか、当事者とともに検討できる機会がもう少しあると良い。
参画することのこども・若者の選定	現状では関係団体に話を聞くことが多いだろうが、地域で暮らしている本人や家族に直接話を聞くことが良い。 例えば東京都であれば特別支援学校のPTAの連合会などがある。また、障害者団体に対して、本人や家族と懇談会をしたいと投げかけてもらうことも考えられる。
聴く側の体制のあり方	担当者が事前に習得すべきこという点ではなかなか難しいだろう。重度障害者とコミュニケーション取るうえで意見表明する手段の選択肢ができるだけ多く設けることが必要ではないか。 健常児を含めて、発達段階の考慮はもちろん必要はあるものが（健常児だろうと重度障害のこどもだろう）こどもだから、ではなく1人の人としてあまり人が決め過ぎない、解釈しすぎないことを気付けるようにしている。意見を言うにはどういう環境が必要なのか、どうすれば話しやすいかを聞いていく。「私たちの意見はちゃんと聞いてもらえる」と本人に実感が生まれるように意識している。

声をあげにくいことから意見を聞く工夫や配慮事項	手段としてICTの活用が考えられる。スイッチコントロールの手法に加えてタブレットや視線も活用できる。本人ができるうる能力を最大限に使えるツールであることが大事。 環境設定という点では、1対1で静かな環境で話した方が良い人もいれば、みんなの意見が飛び交っている中の方が意見を言いやすい人もいる。どういう環境で意見表明しやすいかを考えながら個別対応で進めていくことが必要。 意見表明するとき、部屋の中に他に誰がいるかが関係性という点でとても大事だと考える。家族、ヘルパー、学生時代によくしてくれた先生…。意外と両親よりも兄弟が傍にいた方が素直に話してくれることがある。 重度障害者の意見表明は時間がかかることが多いため、その人からアクションが出るまで、その場にいる全員がしっかり「待つ」という場の空気感を作ることが大事。 当事者と日常的に関わっている支援者は逆に定型的に対応しがち。こういう病気の人はこういう経過をたどるなど知識が邪魔をする部分がある。意見を聞く時はその人に合わせた配慮が必要。いずれにしても対話が大事。一度の接点では難しいが、せめて意見を聞きに来た背景や思いを事前に伝えてもらえると良いのではないか
聴いた意見の政策への反映	全ての意見を一度に政策につなげることは難しい。本人たちが何を優先順位と考えるかをしっかり聞き取ってもらい、実現可能なことから着手してもらえると良い。優先順位を提示することが大事。実現が難しいことであればそれも説明してほしい。 意見を出しても仕方ない、どうせ聞いてもらえないと半分あきらめている人が多くいる。意見を聞いて出された意見については実現できてもできなくても真摯に向き合うプロセスを大事にしてほしい。
適切なフィードバック	個別対応は難しいと思うため、広く周知できる報告書にまとめてフィードバックできると良い。 アンケートに回答しても、その後どうなっているか分からない方もたくさんいる。多忙な日々の中で自分でアンケート結果を探すことは難しい。アンケートを回答した方には結果が掲載されているURLがメールで連絡される・郵送されるなど、何らかの形で直接フィードバックできると良いのではないか。
こども家庭庁への期待	こどもが分けられてしまっている点が気になっている。国連の審査でも指摘されていたが、学齢期に健常児と分けられたこどもが大人になってお互いを尊重して地域社会で暮らしていくには無理がある。極力一緒にいれる場面を作ってもらいたい。分けないでほしい。ただし、それは今の学校環境の中に重度障害のこどもを放り込めばいいという意味ではなく、支援者が教室に入り一緒にいれるような環境は必要。周囲との関係の中で意見は形成されているので、本人と周囲を含めてサポートできるように支援してほしい。 もっと当事者の意見を聴いて政策を決めていくようにしてほしい。最も伝えたいことは本人自身の意見がまず大事だということである。その意見をしっかり表出するために第三者やツールを使うことが大事なのである。言葉を選ばずに言うと、これまでないがしろにされてきたその人自身から生まれた意見を大切に扱っていただきたい。 家庭も大事だが、何よりもこども中心であることについてこども家庭庁にはぶれずにいてほしい。大人の意見、家族の意見、第三者の意見が強く出てしまいがちなので、こどものために考えて議論していただけるとありがたい。
重度障害児者と社会が関わるために工夫	訪問看護やデイサービスをする中、サービス内とサービス外が切り分けられており、分断されていること自体がリスクを感じていた。日常生活の中で重度障害の方に接する機会がないと、関わっていけない、見てはいけないと思われてしまう。現在運営する通所施設ではハード面の工夫として、壁になるものはやめて、反対側まで見えるようにし、オープンにして、いつでも門戸を開くようにしている。積極的に関わってくださいとまではお願ひしておらず、同じ風景を見る、視界の端に重度障害のこどもが映るという程度の押しつけがましくならない関わりを作るよう工夫している。 究極的には障害の有無にかかわらず一人ひとりのこどもに対して特別に支援をすることがインクルーシブを可能にするためには必要だと考えている。

なお、重度障害児、医療的ケア児については、本調査では体制上や技術的・時間的な制約の都合上、当事者の元へ出向いてヒアリングを行うことが難しく、有識者・関係者へのヒアリングにせざるを得なかったという面がある。障害や困難を抱える子どもの意見を聴く在り方については、今後、検討を深めるべき課題のひとつである。

3. 参加したこども・若者の意見

(1) 本調査研究における位置づけ

モデル事業では、「どのような仕組み／環境があれば、国の政策に対して意見が言いやすいか」をテーマとすることにより、国の政策への意見反映に関して、モデル事業に参加するこども・若者から意見を聞くことを目的の1つとしている。

行政が何かを進めたい時に子どもの意見を聞くことが多いが、行政の枠組みに入らない意見は政策に反映されずに終わることもある。また、政策に直結しない声であってもその背景を考えるなど、広く政策決定に取り入れる考え方が必要である。

今回のモデル事業では、「こどもまんなか社会」実現に向けて、こども・若者自身の意見・声を、政策に反映することを重要と考えている。

モデル事業に参加したこども・若者の意見は、第6章にまとめる「政策決定過程におけるこども・若者の意見反映の在り方」を検討する際に十分に考慮した。

(2) 意見収集のインプット

以下の5つの記録等をもとに意見を収集した。

- (ア) 対面モデル事業：ディスカッション①ディスカッション②板書記録（模造紙に板書係が記載したもの）③参加者アンケート
- (イ) オンラインモデル事業：ディスカッション①ディスカッション②板書記録（文書作成ソフトで板書係が記載したもの）③参加者アンケート
- (ウ) チャットモデル事業：ディスカッション①ディスカッション②やり取りの記録（LINE オープンチャットのチャット履歴データ）、③参加者アンケート
- (エ) Web アンケートモデル事業：自由記述回答
- (オ) 個別意見聴取：ヒアリング記録

(3) 意見収集結果

ここでは、カテゴリーごとに幾つかの意見を掲載するにとどめるが、参加者からの意見全件は資料集 第5章7 モデル事業に参加した方の声（一覧）に掲載している。以下に掲載したもの以外の意見についても、本報告書第6章を含むこども家庭庁の政策立案の参考とすべく活用することが望ましい。

なお、以下に記載する意見は、発言者でない者が恣意的な解釈を加えるべきではないことから、できるだけこども・若者の意見そのままの表現を用いている。ただし、板書による記録に基づくものであり、板書の書き漏れ、書き誤りなどがありうる。

【テーマに関する在り方】

(ア) テーマ設定

- 答えがない話なら意見を言えるかも。（対面/小学生）
- 政治の話はバカにしあう印象なので同世代とは話せない。親のほうが話せる。（対面/小学生）
- 政治は若者の意見が構造上反映されないと分かりきっている。（対面/中学生）など
- 自分にとって大事なテーマなら言う。（不登校のこども）（※フリースクールのルールなど、実際に子どもの意見が通った例が複数）
- 大人が聞きたいことと子どもが話したいことは違う。（不登校のこども）
- 社会のルールではなく、自分たちのルールを自分たちで考えたい。（不登校のこども）

(イ) 事前準備・インプット

- テーマによっては知識不足を補足してくれる機会が欲しい。（対面/中学生）
- 事前に資料が共有され、考える時間をもらえると意見を言える。（対面/高校生）
- 準備できるので事前に目的やテーマが明確で知らせられているとよい。（対面/高校生）
- 関連する知識や情報が欲しい。（困難を抱える若者）

【手法の在り方】

(ア) 対面

- ディスカッション、何気ない会話がよい。（対面/小学生）
- 対面は相手の表情やテンポ（反応）がわかるのでよい。（対面/中学生）
- 対面は少人数がいい。（対面/中学生）
- 文章を書くのが苦手な場合は対面の方が良い。相手の顔が見える方が良い。（不登校のこども）
- 対面であれば、相手は正面よりは斜めや横にいる方が話しやすい。（困難を抱える若者）
- カフェは話しやすい（周りの人も話しているから。シーンとした場所よりは良い）。（困難を抱える若者）

(イ) オンライン

- 急用、移動中には便利、親にはれにくいので一步踏み出しやすい。（対面/小学生・中学生）
- マイノリティの場合、遠くの同じ悩みを持つ人と話せる。（対面/小学生・中学生）
- マイクとビデオはオフにしたい場合もある。（対面/小学生・中学生）
- 人数が多いのでしゃべりづらい。自分だけ沢山しゃべってしまうのではないか（出番を読み間違えちゃう、タイミングを間違えちゃう）。（オンライン/高校生・18歳～19歳）

(ウ) チャット

- ・ どんどん別の話になっていって、自分がかかわっている感じがしなくなる。（対面/小学生）
- ・ SNSは意見がすぐに言える、文字で投稿できるのがいい。（オンライン/小学生・中学生）
- ・ （チャットがいい）”表情を変えなくていいから。みんなに合わせなくていいから。（チャット/中学生）
- ・ 考えてる間に議論がどんどん進んでしまって結局自分の意見が言えなかっただってことが多々あるので、確実に意見を伝えられるチャットはありがたいです。（チャット/20代前半）
- ・ グループチャットにしたのは、時間的な制約がないのと参加のハードルが低めかなあと思って選びました。（チャット/20代前半）

(エ) アンケート

- ・ 学校単位でアンケートが行えると良い。その際に学校に来られない人にも別に対応できると良い。（対面/高校生世代・18～19歳）
- ・ アンケートは運営しやすいが、意見を言いたい人だけの声になる。（オンライン/高校生）
- ・ 手法としてはWEBアンケートであれば通勤・通学時間でも入力でき有効であるように感じます。（チャット/20代）

(オ) 声をあげにくいこども・若者の声を聞く方法

- ・ ちょっとずつステップを踏むことが大切（フリースクール、保護者に知ってもらうなど）。（対面/中学生）
- ・ 意見を言いにくい人は普段からなんでも言える人を間にはさむと何でも言える環境になる。（対面/20代）
- ・ 普段接する中で自然に吸い上げる仕組みが必要。（対面/20代）
- ・ 伝えたことで過度な心配をされる可能性。いじめ調査でいじめがあるとは回答しない。（不登校のこども）
- ・ 親の影響が強い年少のこどもたちは、声をあげにくい。声を聞く方法が必要。（不登校のこども）
- ・ 小学生など小さい子たちが話す上では、中高生が同席するなどの配慮が必要では。（児童養護施設で生活するこども）
- ・ 学校では、施設のことは言えない。（児童養護施設で生活するこども）
- ・ 日常の中での声を聞いてほしい。特別な場（面談、カウンセリング）は周りの目が気になる。（困難を抱える若者）

(力) その他の手法

- 限定的な手法だとリーチできる人に限りがあるため、様々な手法で意見を言えることが大事。（対面/18歳～19歳）
- 確実に届き、周囲を気にしないで済む手紙がリアル、オンラインで送れると良い。（対面/小学生・中学生）
- 廊下などに、自由に意見を書ける場所を作つて、こども家庭庁が取りに来る＝直接声が届く。（オンライン/小学生・中学生）
- 学校の道徳の時間とかを使って意見を言い、学校側がそれをまとめてみたいのがあれば言いやすいなあと思います。（チャット/中学生）
- Yahoo!知恵袋の行政版みたいなのがあったらいいなって思う！（チャット/中学生）
- 若者がいつでも自由に意見できるチャット的な窓口を開いておいたらいつでも自由に書き込みできるかも？（チャット/中学生）
- 行政のLINEとかTwitterがあって、いつでも、誰でも参加できる仕組みがあればいいと思います！（チャット/中学生）
- ネットでの24時間受付フォームは今の時代かなり普及しているはずなのに、なかなか国や自治体では取り入れられてない印象。（チャット/20代後半）
- 国や自治体で、こども定例議会をつくつて、月1回など定期開催をして意見を言つたりする。メンバーを一般の人から募ったり、メンバーでなくても生配信などでコメントができると、より門戸が開くと思いました。参加者集めには、そこにすでに参加している若者が中心になって、Twitter、Instagram、TikTok等のSNSを活用できるといいと思いました。（チャット/高校生・18歳～19歳）
- フリーダイヤルで電話ができる窓口があれば、意見を何でも気軽に言うことが出来ると思います。（チャット/高校生・18歳～19歳）
- 学校の先生から案内すれば多くの人に届くが、自分たちのような学校に行つていない人には届かないというのではなくない。（不登校のこども）
- いつでも思い立つたら言える方法。メール、LINE、電話、ツールは何でも良い。（不登校のこども）
- 匿名性のあるSNSやフォームは伝えやすい一方、誰が見ているか分からない不安や恐怖もある。（不登校のこども）
- 吐き出せる場所はネットだけ。ネットなら顔を出さずに言える。（児童養護施設で生活することも）
- 手紙を書いて直接こども家庭庁に届くといい。ヒアリングは面倒と言う子も、手紙なら伝えやすいと思う。（児童相談所一時保護所で生活することも）
- 相手の顔を見て言うのでは、上下関係を考えてしまう。アプリとかで誰が言っているか分からないようになれば気楽に送れるし、素直な考えを言える。（内閣府ユース政策モニター）

- 学校で配られるパソコンを使って、アプリでカウンセラーと話せると良い。対面だと話しにくいこともある。（内閣府ユース政策モニター）

【聴き手の在り方】

(ア) ファシリテーターの関わり方

- 中立的なまとめ役やファシリテーターがいる。（不登校の子ども）
- 「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。（対面/高校生世代・18~19歳）
- 慣れたらタメ口があってもよい。ただ、初対面でタメ口だと下に見られていると感じる。（対面/高校生世代・18~19歳）
- 敬語とかすぎたら話しにくい、自分も敬語を使わなきゃいけないな。（オンライン/小学生）
- 違う解釈をされたりするのが嫌なので、聴き取りが不十分な時はもう一回聴いて欲しい。（チャット/中学生）
- オーバーリアクションの人、大変さにばかりフォーカスする人は苦手。普通にしてほしい。（困難を抱える若者）

(イ) 国や行政職員の関わり方

- 国の組織に「話してもいいんだよ」と言ってくれる人がいてほしい。（対面/高校生世代・18~19歳）
- 子供からしたら、行政によって変わったと思うことが無いから、何を意見すればいいのかもわからない。（チャット/中学生）
- 政策や法令の分かり易い解説動画みたいなものを作るといいと思います。ただ興味はあるけど、今はさらっと学べる物じゃないから手を出しにくい。（チャット/中学生）
- 学校との連携により、役所の人に直接伝えられると良い。役所の人が来て、説明して、その場でこどもが意見を言い、感想を提出する。（内閣府ユース政策モニター）
- 今回のように、行政の人にこどもから直接伝える機会があると良い。行政が積極的に話を聴きに行くのが良い。（内閣府ユース政策モニター）
- どこに言えばいいか分かると良い。こどもたちから行政に声を上げる窓口を1つにして、そこから担当課に振り分けてくれると良い。（内閣府ユース政策モニター）
- 役所の人は忙しいと思うが、こどもたちの声を聞くことをメインの仕事にする人がいると良い。（内閣府ユース政策モニター）
- 市の子ども会議に参加。市の担当者に意見を伝えることができた。以前はこどもたちでテーマを決められたが、今はテーマが決まっている。こどもたちが気軽に市町村・都道府県の職員に伝えられるとよい。（内閣府ユース政策モニター）

(ウ) 聴き手の配慮事項

- 信頼しているお父さん、お母さんにも言えないことがあるので、親に相談できないことを電話した時に親に伝わらないこと。（対面/小学生）
- 誰に開示されるのかプライバシーポリシーで分かりやすく説明する仕組みが必要。（対面/18歳～19歳）
- 親の同意がなくてもいい仕組みが欲しい。（対面/小学生・中学生）
- 意見を言っていいよといわれるといいづらくなる時がある。ある程度意見を言っていいよと言われても、答えられないこともある。（オンライン/中学生）
- 意見を勘違いされて受け止められたとき、受け止めがあるから違うと言いにくい。（不登校のこども）
- 少数意見も聴いてくれる。（不登校のこども）
- 自分から要望は言いづらいので大人から質問してくれると良い。（児童養護施設で生活するこども）
- 気持ちや考えを自由に言いたい、否定や反論をされるとそれ以上言えない。（児童養護施設で生活するこども）
- 「なんでも相談して」と言われると、逆に相談したくなくなる。（児童館を利用するこども）

【場の在り方】

(ア) 場所・空間

- かたくるしい場は言いにくい。（対面/高校生）
- ジャッジされない場所。（対面/18歳～19歳）
- 自分の匿名性や個人情報が守られている場。（チャット/20代後半）
- 緑があったり、置かれている椅子が柔らかかったり、照明がちょうどいい明るさだったり、とりあえず「かたい」印象を受けるもの以外ですかねえ。（チャット/20代）
- コンクールで入賞したとき、「話す場」だったから言えた。（不登校のこども）
- このフリースクールはこうあるべきという決めつけがなく、自由で意見を言いやすい。（不登校のこども）
- 相手の顔が見える場。（不登校のこども）
- 誰でも来ていいい場所をつくって、そこに意見を言う手助けがあるといい。（内閣府ユース政策モニター）

(イ) 時間のゆとり

- 忙しそうにしていると話しにくいので、相手が時間的、心理的ゆとりを持っていることが大事。（対面/20代後半）

- 学校だと時間が限られていて、難しい話はしづらい。しっかり意見交換の時間があって楽しかった。（オンライン/小学生・中学生）

(ウ) グループの人数

- 少人数がよい。大人数だと相手が何を考えているか分からぬ。（対面/小学生・中学生）
- 5～7人の少人数がよい。10人は多い。（対面/18歳～19歳）
- 意見を出す話し合いの場面は、比較的多くでも大丈夫。（オンライン/20代後半）

(エ) グループの年代

- 相手の考えが見えないため、年下との意見交換の方が苦手。（対面/中学生）
- 同世代であると意見が言いやすい。（対面/高校生）
- 意見を聞く時は、違う世代の人と話すと、違う考え方や知識、自分にはないものを得ることができる。（オンライン/18歳～19歳）

(オ) グループ内の関係性

- 仲良い人、信頼している人、友達と一緒によい。（対面/中学生）
- 仲がいい人だと話やすい、知らない人・かかわりがない人だと話は言いにくい。（オンライン/小学生）
- センシティブな話題をするとしたら、似た環境、似た境遇で同年代の人と話せるなら言いやすい。（オンライン/高校生・18歳～19歳）
- 評価する人に対しては言いにくい。先生や上司など、自分がどんな風に見られているのか気にする相手には発言を選んでしまう。（オンライン/20代）
- その場限りの人達であるということ。（チャット/18歳～19歳）
- Twitter等の本名や個人が特定されない場面、不特定多数に向けて自分の素性を隠していると意外と本音の意見が言いやすいなあと思ってます。（チャット/20代後半）
- 同じ経験をした仲間がいると話しやすい。（困難を抱える若者）
- 新たな人間関係の中では言いやすい。（内閣府ユース政策モニター）
- 今後も関係性が続く中で自分の悩みなどを話すのは難しい。（内閣府ユース政策モニター）
- 家の近所や他の場所での関係性を壊したくない。立場の違い、上下関係があると言えない。（内閣府ユース政策モニター）

【意見反映・フィードバックの在り方】

(ア) 意見反映

- 反映されていなくても反映されない理由を伝えてくれれば向き合ってくれていると感じる。（対面/18歳～19歳）
- 反映プロセスを明確化してくれると安心感があり、言った後の未来が明るいと感じる。（対面/高校生世代・18～19歳）
- 若者は 若く弱く少ないので、どうしても意見が通りにくく感じます。（チャット/20代後半）
- 意見を伝えても何も変わらないと思う。話を聴きに来る人がいたり、意見のアンケートに答えたりしたことがあるが、何も変わらず、意味ないと思った。（児童養護施設で生活することも）

(イ) フィードバック

- フィードバックする場、結果を教えてもらう場が欲しい。（対面/小学生・中学生）
- 意見を肯定してくれて、実際に政治に影響しているんだと分かれば、自分たちで国を変えることができるんだと思える。そうすれば言おうと思える。（オンライン/高校生）
- 反映まで行かなくても、「ちゃんと受け取ってくれたんだ、決めるまでの過程で参考に使ってくれたんだ」と分かるのは重要だと思います。（チャット/20代後半）
- 声を聴いただけで終わらないでほしい。話したことがどうなるかの説明などが大事。（困難を抱える若者）
- 話したことを取り消せることも大事。（困難を抱える若者）
- フィードバックは必須。（内閣府ユース政策モニター）
- 公民館のプログラムで、学校で言う機会があつて言ったが、上に伝えます、で終わった。（内閣府ユース政策モニター）
- 聽かれたことが役に立っている認識が重要。（内閣府ユース政策モニター）

【学ぶ機会】

(ア) 学ぶ機会の内容

- 学校の授業などみんなが知れる場として考える機会を与えられるとよい。（対面/中学生）
- 知らない人も多いので子どもの権利を学校で教えてほしい。（対面/小学生・中学生）
- 義務教育場面などで、声を届ける方法を知りたかった（政治・選挙場面）。（オンライン/20代後半）
- 大人が決める文化を変える。（不登校のこども）
- 虐待について学校で学ぶ機会があった気もするが、他のテーマとひとまとめにされていて内容が薄まった。虐待専門の時間として教えてほしい。現実味、実感を持って

るような、これって自分のこと？と思えるような時間にしてほしかった。（困難を抱える若者）

- 自分の家が普通と思っていた。自分が悪くて大人が正しいと思っていたから、相談するという認識にならなかった。（困難を抱える若者）

（イ）学ぶ機会の推進方策

- このような取組の認知を広げるために、年齢層別に発信方法を変えるべき。（対面/高校生世代・18～19歳）
- 参加したくなるメリットがあったら、今関心のない人にも届くかも。SNSで攻める！（オンライン/18歳～19歳）
- 若者のインフルエンサーに宣伝してもらうのもいいかも！（チャット/中学生）
- 制度や仕組みについては、みんなが知っていることが大事だと思う。（不登校のこども、児童相談所一時保護所で生活することも）

【声を聞くことについて】

（ア）声をあげにくいこども・若者の声を聞くこと

- 余裕がなくて来られない本当に困っている人の声も来てほしい。（対面/小学生・中学生）
- なかなか意見を言えない人のために、意見箱など文字で書いて出せるようにする。（オンライン/小学生・中学生）
- 裏垢のツイートこそ、世の中に届いてほしいものが多い気もする。なんで裏垢や1人の時しか意見を言えないんだろう。（オンライン/20代）
- 個人的にはヤングケアラーの子や医療的ケアを必要とする子の意見表明など、まだまだ考えなければならないなと思いました。（チャット/高校生・18歳～19歳）
- 施設のこどもだけでなく、家にいる子でも声をあげられない子はいると思う。（児童養護施設で生活することも）
- 施設の小さい子たちは言葉で伝えるのが難しいから、年長の自分たちが言わないといけないと思っている。でも声をあげても大人がその意味を理解しない。変えてほしいのではなく、分かってほしい。（児童養護施設で生活することも）
- 初対面の人、第三者の方がフラットに聴いてくれると思う。自分たちの意見を聞いて、児童養護施設のことを知ってくれる大人が増えると良い。（児童養護施設で生活することも）
- 周りのこどもはもっと言っていると思う。理由は分からない。他の人は言っているのに、自分は言えないというのは苦しい。（児童相談所一時保護所で生活することも）

- ・ 不安定な状況にあることでも含めて広く意見を聴ける仕組み。（内閣府ユース政策モニター）

(イ) こども・若者に関わる人の声を聞くこと

- ・ こどもだけでなく、こどもと関わる大人の意見も聞いてほしい。（対面/高校生世代・18~19歳）
- ・ 学校でも、子供たちは意見を言えているとは限らない。子供たちの発言がないと進まないような授業があると、言いやすくなる。（オンライン/18歳~19歳）
- ・ 担任の先生は良いが、学年主任の先生が来ると、大人の間でも立場の違いがあるのだと感じる。校長と担任の違いなど。大人の立場も考えてしまう。大人の上下関係も気にする。（内閣府ユース政策モニター）

【具体的な政策に関して】

(ア) 定常的な意見表明の場

- ・ こども会議や意見を言いやすい場所などこども参加地域を全国的に拡大して欲しい。（対面/小学生・中学生）
- ・ 自分の地域でも行われているようにこども・若者と行政が対等で、意見が反映されやすい仕組みを国にも作ってほしい。（対面/高校生世代・18~19歳）
- ・ 決める場にこどもがいないとダメ。30%とまでとは言わないがこどもの人数割合を決めるとよい。（対面/20代）
- ・ こども版の選挙・・・こども宛に選挙の券が届いて、大人と同じように選挙に行つて投票できる。（オンライン/小学生・中学生）
- ・ 文化にするまで染み込ませないと、意見を言うことが身につかないよなあと思います。（チャット/20代後半）
- ・ もし自分が気持ちを言えるなら、言う機会を使って言いたい。（児童相談所一時保護所で生活することも）

(イ) その他の国の政策

- ・ アドボケイトを増やしてほしい。こどもから意見が来るのを待つのではなく、大人から耳を傾けて欲しい。（対面/18歳~19歳）
- ・ 日本の他の省庁もこのようなことをしてほしいです。（チャット/中学生）
- ・ こども家庭庁には本当にこども真ん中の政策をしていただけることを期待しています！（チャット/20代後半）
- ・ こどもを一人でも多く救ってほしい。（児童養護施設で生活することも）
- ・ 大人になるまでに社会が変わってくれたら、自分もこどもを産みやすくなる。（児童養護施設で生活することも）

- 自治体の予算を増やしてほしい。保護所だけではなく、児童館など自治体全体で、子どもの予算を増やして、子どもが使う遊具やおもちゃを頑丈なものにしてほしい。
(児童相談所一時保護所で生活すること)

(4) 調査研究報告書やさしい版（第5回検討委員会時点）についての意見収集

1) 実施概要

発言したことがその後どのように扱われるのかについては、意見を表明したこと・若者に対して具体的に伝えることが求められる。このため、本調査研究の報告書についても、本編、概要版に加え、特に子どもが手に取りやすく分かりやすい「やさしい版」を、実際に子ども・若者の意見を聴きながら作成することとした。

「やさしい版」報告書の作成は当初予定していなかったこともあり、時間や体制の都合上、子ども・若者から聴いた意見を十分に反映するのは難しい状況ではあったが、モデル事業に参加したこと・若者に、聴いた意見をどのように受け止めたかを示し、さらにそれに対する意見を聴くことは、今後の我が国における子ども・若者の意見反映プロセスに対する課題抽出にもなると考え、今回の意見収集を実施することとした。

具体的には、検討委員会（第5回）にて配布した報告書（やさしい版）案⁶⁰に対するアンケートを実施し、子ども・若者から意見を聴取した。

本アンケートはモデル事業の応募者・参加者全員（331名）を対象に、2023年2月22日から2023年3月5日の期間で実施し、読みやすさ、分かりやすさなどについて意見や感想を伝えてほしいとメールで依頼した。その結果、47人の応募者・参加者から意見が寄せられた。

2) 実施結果

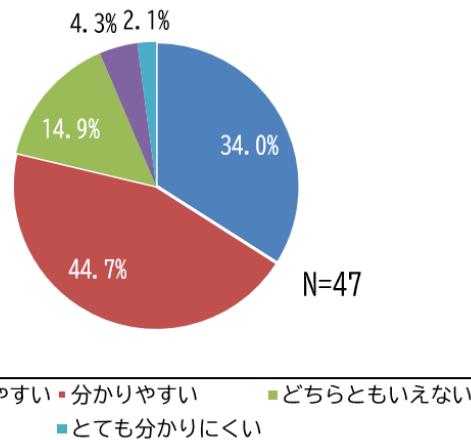
「やさしい版」についてのフィードバックとそれに対する子どもや若者の意見を以下にまとめる。自由記述的回答は一部のみの記載となっているため、すべての意見は資料集第5章 10 やさしい版報告書（第5回検討委員会時点）についての声（一覧）に記載している。

【質問項目及び寄せられた意見や感想】

【寄せられた意見や感想】

▼ 「やさしい版報告書」の言葉づかいや内容は分かりやすいものでしたか。

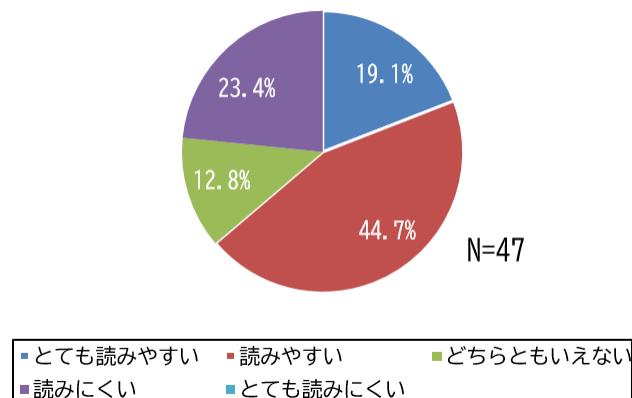
⁶⁰ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ikenhanei_process/dai5/siryou3.pdf



(自由記述回答（抜粋）)

- ・ ひらがなの使用や色使いで工夫されているから
- ・ 難しい言葉多かった。（小4）
- ・ 読めばわかりやすいけど文字が多くて読む気が無くなってしまう
- ・ 私の年齢から見れば分かりやすいが、これが小さい子どもが読むとなったら、また変わってくるのかなと思ったから。

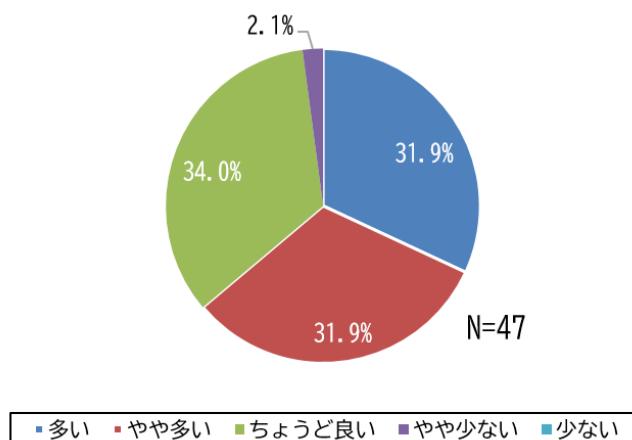
▼ 「やさしい版報告書」は読みやすいデザイン（写真やイラストなど）でしたか。



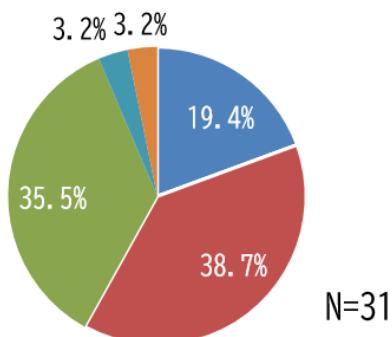
(自由記述回答（抜粋）)

- ・ 文字の量が多くて読みにくいです。もう少し文字を減らすために、イラストや図を増やしてほしいです。
- ・ 文字が小さかったり、沢山書いてあって最後まで読むのが大変。でも内容は理解しやすかった
- ・ 絵が可愛く無い。白黒で少し怖い。漫画風のカワイイものが良い。白と黒と黄色で興面白く無さそう。なんか暗い。
- ・ 長い説明ばかりで読むだけで精一杯でした。なにが言いたいのか意味は頭に入りませんでした。
- ・ canva で作ったのバレバレです できればデザイナーさんにお願いしてほしいです

▼ 「やさしい版報告書」のページ数について、どう思いましたか。

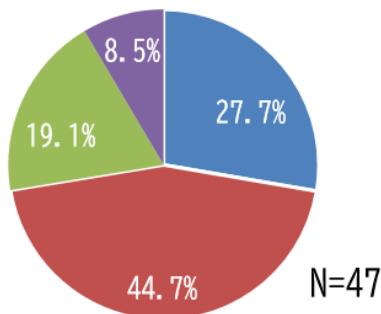


▼（「多い」「やや多い」「やや少ない」「少ない」と回答した方）ちょうど良いと思うページ数について教えてください。



■5ページ以下 ■6ページ~10ページくらい
■11ページ~20ページくらい ■21ページ~30ページくらい
■31ページ~50ページくらい ■51ページ以上

▼「やさしい版報告書」には、あなたの知りたいことが書かれていましたか。



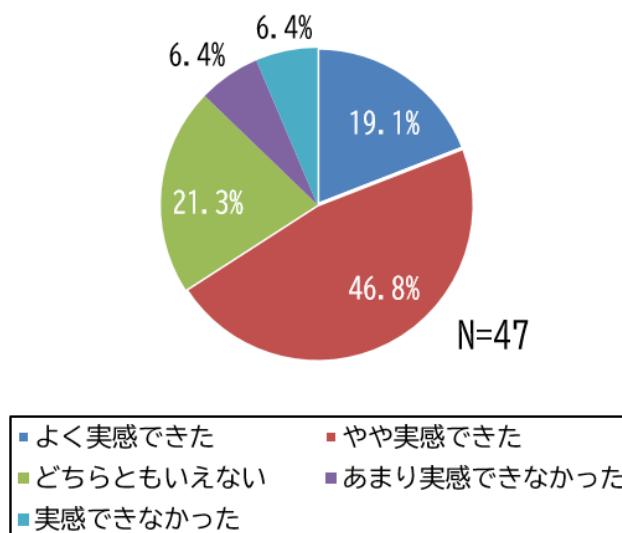
■よく書かれていた ■やや書かれていた
■どちらともいえない ■あまり書かれていなかった
■まったく書かれていなかった

(自由記述回答（抜粋）)

- 自分が話し合った内容がしっかりと反映されていて、とても良かった。
- 名前を書かなくても意見が言える。意見を言ったからと言って、悪い風にはならないと知れて良かった。
- 子ども家庭庁にやってもらいたいことが具体的に書かれていてよかったです。
- 他の人は全体的にどんな意見を言っているのかが気になっていたからグラフや分が書かれていて良かった
- 日本全国の自治体や海外の取り組みが記載されていて良いと思います。

- ・ 国や自治体に意見を伝えても反映されないと諦めている子どもが多い。そんな子どもたちに大人はどのような希望を与えられるのかについて、国や自治体の人の声が聞きたかった。
- ・ もっと具体的な意見や切実な声も、報告者に反映するべきだと思う。ほんやりとしていて、意見を言った人の人間像がうかがえず、またどう活用されるのか想像しづらかった。
- ・ この後どのように政策へと我々の意見が反映されていくのかのプロセスをより具体的に示して欲しい
- ・ このようなデータが取れた、という文章の中に、「このデータを参考にしてこのような行動ができる」という発展部分がありませんでした。
- ・ 事実を受け止める、というだけの文章だと、結局何が伝えたいのかが分からないと感じました。

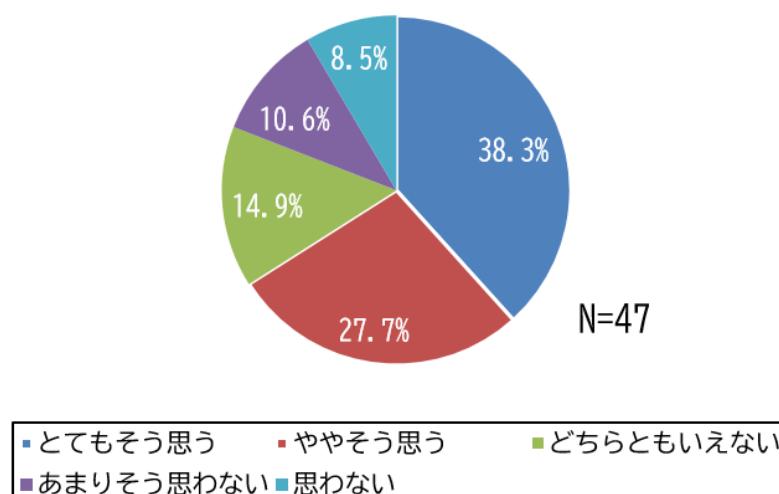
▼ 「やさしい版報告書」を読んで、子どもの声や意見は子ども家庭庁に届いたと実感できましたか。



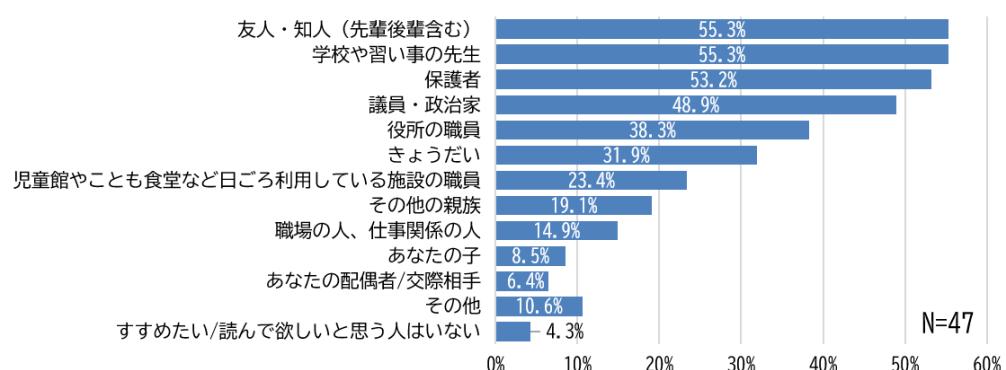
(自由記述回答（抜粋）)

- ・ 結果はまだ出てないので、分からない。
- ・ 参加した人々の意見が沢山書かれていてしっかり届いているんだなと思った
- ・ 行動に反映してくれた（報告書を作ってくれた）という意味では実感できましたが、この情報をこれからどう発展していくのか、まだ不明瞭なのでわかりません

▼今回の「やさしい版報告書」を身近な人にすすめたいと思いませんか。



▼「やさしい版報告書」をすすめたい、読んでほしいと思う人は誰ですか。当てはまるものを全て選んでください。



(その他 (4件))

- ・ 学校の生徒全員（他人）。
- ・ 一時保護所、社会的養育にて育つ子。
- ・ 私が普段活動している地元の子ども会議の仲間や大人、子どもの権利関連のイベントで関わっている人、NPOで活動している方、イベントで知り合った子どもの権利や子ども関連で活動してらっしゃる方、私が自分の活動をよく報告している学校の先生。
- ・ 未婚で子どもがない人にも子どもの意見を知ってもらえたなら、立場が違う人を理解し尊重できる優しい社会の第一歩になると思います。

▼「やさしい版報告書」の良かったところ、改善してほしいと思うところなど、その他意見があれば教えてください。

- ・ もう少し文章のボリュームを絞ってまとめてもらえたと思う。
- ・ 色が暗い。絵が可愛く無い。絵が怖い。
- ・ こういうものは学校で一括配布だったり、図書館に置いておくというのもあります。今後改善されるとは思いますが、小さい子どもでも読みやすい工夫をするべきだと思います。私はこども家庭庁を応援していますので、「こどもまんなか」で頑張ってください！
- ・ 「やさしい版」という聞こえ方によっては本物は大人用の難しいもので、子ども用の「やさしい版」は本物をかみ碎いたもので本物ではないという認識になると思います。つまり、「報告書は大人が読むことが前提であり、それを上から下におろすように子どもにもわかるようにした」というように直感的に子どもが捉えてしまうと思います。私も、「やさしい版」と聞いたときに「え、子ども用が本物で大人用が『大人版』っていう風に子ども中心じゃないんだ」とどこかで直感的に思いました。
- ・ 発達障害の子供や障害のある子供はどんな風に意見を伝えたら良いのか分からぬのが気になった。文字を書けなかったり、耳や目にハンディを抱えた子もいるから。
- ・ 内容は中学生向けだと思いました。もし同じクラスの小学生全員に見てもらうとしたら、動画にしないと理解してもらえないさそうだと思います。この内容を台本に使って、15分ぐらいの「ゆっくり解説」にして、授業中に見たら小学生でも理解しやすいと思います。

4. 意見聴取についての課題

(1) 本調査研究における位置づけ

モデル事業では、様々な手法で行うことにより、意見聴取の手法等に関する課題を抽出することを目的の1つにしている。

本調査研究の中で実施した意見聴取手法は、必ずしも最適な手法でなかった部分も大いにあると考えており、今後意見聴取の仕組みを検討・構築していく中で改善を重ねていくことが重要である。また、今回のモデル事業を通じて得られた気づきや課題は、自治体や学校などの現場でこども・若者の意見聴取を行っている、行おうとしている者にとっても参考になる点があるのではないか。

そこで、モデル事業の事務局、ファシリテーター、参加いただいた検討委員会の委員が気づいたことを以下に課題として整理する。

(2) モデル事業を通じた意見表明・意見反映に向けた課題

【プログラムの設計】

(ア) グループの人数・構成

- 1人1人からじっくり話を聴こうとするなら少人数の方がよいが、人数が多い方が議論が活性化する、共感を生みやすいなどの効果があるため、状況により使い分けを考えたい。
- 人数が多い場合は、時間を長めにとる、ファシリテートする役割の大人を増やすなど工夫が必要。
- 近い年齢層でグループを構成した方がよいという考え方がある一方で、異なる世代を混ぜた方が議論に多様性が生まれやすいという考え方もある。

(イ) 時間の使い方・休憩の取り方

- 休憩は、グループ参加者の年齢層や状態に応じて実施するのがよい（小学生は30分に1回、高校生以上の場合は1時間程度は休憩なしでも問題ないなど）。
- 何を言おう、伝えようと思って参加者は来るため、場が温まる時間を十分に取る、意見が出始めたときに途中で無理にさえぎらないことが重要。

【ファシリテーション、記録】

(ア) ファシリテーターの存在

- ファシリテーターの存在そのものが、子どもにとって意見を言いやすくするために必須。言いたいが言い出しにくい子どもも多い。一人ずつに発言機会を与える、様々な意見があって良いことを伝える、反応する、具体的に聴いていく、どちらの意見にも中立（評価しない）的な存在が発言の安心感をもたらす。

(イ) ファシリテーションの方法

<アイスブレイク、対話しやすい場をつくる工夫>

- 開始前のファシリテーターによる参加者への声かけや、参加者間でのコミュニケーションの誘発がうまくいくと開始後の話し合いもうまくいくようになる。

<問い合わせの設定・投げかけ方>

- 身近なことを起点として、国に対する意見へと昇華させていくことで、個人間の知識レベルの差による意見の違いが生まれにくい。
- 発言していない人がいないか、言いたいことがある人がいないか、常に確認しながら進める必要がある。
- コミュニティボール（発言者を明確にするためのボール型のツール。持っている人が発言するルールで運用する）を活用することによって、発言者が明確になり、参加者の発言機会・発言量を平準化できるというメリットがある。ただし、活発な議

論をするようなグループでは、ボールの受け渡しによってかえって場が冷める可能性もある。

<コメントに対するリアクション（共感・同意・質問）>

- うなずく、話者に体を向ける、視線を合わせるのはもちろん、話を理解して受けとめていることを示すリアクションが重要。
- エンパシー（たとえ自分だったらそのようには感じないだろうと思っても、相手の気持ちをまずは受容すること）は、子どもの権利に基づく子ども支援の基本。「ここでは、なにを言っても受け止めてもらえる」「うまく言えなくても大丈夫」と安心感を醸成する必要がある。

(ウ) ファシリテーション実施後の振り返り

- 全6回のモデル事業のうち、前半は子どもの権利や多様性についてファシリテーターの配慮が不十分なケースもみられたが、途中子どもの権利の専門家からのフィードバックを受けた後改善が見られた。
- 「子どもファシリテートの専門家」というものが存在しているわけではないが、今後は養成していくだけでなく、ファシリテート実施後に振り返りで子どもの権利の視点から精査をしてみることが必要である。

(ウ) 板書係

- 考えを発展させていくうえで板書内容を可視化していくことは有用。記録を可視化することで、今何について議論をしているのかが分かり、これまでにどのような意見が出ていたかを振り返りながら対話することができるため、議論を深めやすくなる。
 - 発言が受け止められたと感じられるためにも有効。
 - 一方、解釈間違えて板書されてしまっても言い出しにくい参加者がいたため「こういうことで合っているかな?」「もし書いたことが伝えたい事と違つたら言ってね」と声かけがあると良い。
- 板書係は、板書をとる役割だけでなく、議論の中身にも参加し、参加者への適宜の質問の投げかけ、曖昧な点の確認、賛同の意思の表明など、ファシリテーターを補助する役割を担うとよい。
- 板書の取り方のデザインについては、今回の取組をもとに一定のやり方を確立したい。
- 板書役はかなり早いテンポの中で参加者の発話内容の要点を掴み、ホワイトボードや模造紙に書いていくことが求められる。ある程度高いレベルの言語運用能力が必要。
 - チャットにおいては、意見が流れてしまいやすいため、Jambordを併用するなどの工夫が必要かもしれない。（実際のチャット参加者からは「Jambordを併用するとよいのでは」との意見が出ていた。）

(工) 記録の体制・予算

- 参加した子どもの発言内容こそが本事業やあらゆることも・若者意見聴取の重要なインプットだが、手書きで記録→データ化を調査の傍らで対応するには体制や時間、予算が十分ではない。記録者が全ての場に配置され、発言が全て記録される、データ化される、報告書に掲載されるための予算、体制、作業時間を確保することが必須。参加者へのフィードバックや参加できなかった子ども・若者が他の子どもはどういうことを考え何を言ったのかを知る意味でもとても重要。

【運営の仕方、手法別の工夫】

(オ) 対面（会場レイアウト、装飾、設備など）

- 部屋の装飾、カジュアルな服装にすること、BGM など、会議室でも少しでもリラックスした雰囲気を出す工夫が有用。
 - BGM 音楽は沈黙をなくし話しやすい雰囲気をつくる効果がある一方で、声が聞こえづらくなる可能性もある。会場の中で物理的距離を確保する、音量を下げる、始まるまでの時間に限定する等の工夫が必要。
- 車座に座る、テーブルをなくすことで対話しやすい。
- 椅子は、子どもの身長等に応じて座りやすいものを用意することが望ましい。

(カ) オンライン（顔出し）

- 顔出し（カメラオン）は強制しない。あえて全員オフにしても対話はしやすくなるケースもある。

(キ) オンライン（関係構築の難しさ）

- オンラインは対面よりも相手の表情が感じ取りにくく、コミュニケーションの量や双方向性が制限されるので、関係構築が難しい。いきなりディスカッションに入るのではなく、アイスブレイクや自己紹介に時間をとってから始めるのも一案か。
- 小学生の場合、大人による機器操作のサポートが必要な場合もあるので、大人がそばにいることを完全に排除するのは難しいが、場の雰囲気に影響する可能性もあるため注意が必要。

(ク) チャット（テキストのやり取りであることのメリット・デメリット）

- 気軽に意見を言えるため、考えがまとまっていなくても発言しやすい特徴がある。
- チャットルームを 7 日間オープンにしていることで、じっくりと会話を進められた。

- 一方、よい対話のためには随時の反応が必要となるため、コアタイム以外の時間帯もチャットの確認・リアクションをすることになるなど、運営負担が大きいことが課題（特に、ファシリテーターの負担が極めて大きいことに注意が必要）。

(ケ) チャット（相手の事情が分からぬことの影響・対策）

- 参加者が匿名で気軽にやりとりできるメリットがある一方で、参加者のキャラクターや置かれた状況、参加のスタンスが見えない不安もある。今日のお昼ご飯を共有してもらう、事前アンケート等で配慮してほしいことや参加の動機を確認してから開始するなどの工夫が必要か。ファシリテーターの負担が極めて大きいことに注意が必要。

(コ) チャット（ファシリテートの方法）

<アイスブレイク、対話しやすい場をつくる工夫>

- 顔が見えないために運営側の態度や参加者への期待が伝わりにくい側面もある。「発言したくない人はしなくていいよ」など、あなたは参加してくれているだけで大切というメッセージを伝えるなど、心理的安全性を確保する工夫が必要。

<問い合わせの設定・投げかけ方>

- チャットがどんどん流れていってしまうので、問い合わせの強調すべきものは埋もれないように対応する必要がある（【】で囲う、アナウンス機能を活用するなど）。

(サ) チャット（時間の使い方）

- コアタイムを設けたことで参加者同士の議論が活発化した。ファシリテーターが集中して対話できる。
- コアタイム以外に発言はあまりなかった。参加者からも「コアタイム以外は話しにくい、誰かが反応してくれるからコアタイムの方が話しやすい」という意見があった。チャットしたら誰かが受け止めてくれるという安心感が大事と捉えることができる。

(シ) 他のグループのディスカッションの内容の開示・共有

- 他のグループのディスカッションの内容を知りたい、他の世代の意見を聞いてみたい、というニーズもあるため、時間があれば全体共有の場を設けることが望ましい。
- 大勢の前で意見・発言をすることに心理的なハードルを感じる参加者もいることから、発表を無理強いせず、本人の意思を尊重することが大事。発表する機会自体が、こども・若者にとって意見表明の力を伸ばす経験になる。

【多様な意見・声を汲み取る工夫】

(ア) 声の大きい（意見がはっきりしていて発言量が多い）人の意見に左右されない工夫

- 普段学校などで積極的に発言するような子が参加していると、ファシリテーターも発言力がある子にひっぱられてしまう懸念がある。多様な参加者がいることを認識したうえで公平なファシリテートに努めたい。
- 今後増えるだろう子どもの意見表明ニーズに対してファシリテートの専門家だけでは追い付かないことが懸念されるが、留意点を共通化しておけば、専門家ばかりである必要はないのではないか。

(イ) 多様なバックグラウンド・難しい家庭環境の子ども・若者がいることへの配慮

- 障害・感覚過敏・家庭環境など、子ども・若者の様々なバックグラウンドが想定されることを理解し、用いる言葉にも注意を払う必要がある。
 - 単発のイベントにおいては、合理的配慮をしたとしても参加者の背景を正確に把握することは困難である。「いろいろな子がきっといる」という意識のもとで、可能な範囲での配慮・介入を心掛けたい。
 - 最初に、「何か配慮した方がいいことがあれば遠慮なく言ってほしい」といった声かけ、あるいは募集時に参加フォームに「配慮してほしいことがあれば記載してほしい」といった質問があるとよいかもしれない。
- 聴き手が日頃から関わりのある先生・人の中だったからこそ意見が言いやすくなるという側面もある。外部のファシリテーター参加の是非についても要検討。

(ウ) 多様な意見・声（意見にならないもの）を汲み取る工夫

- どのような意見も受容されると感じられる、安心・安全な場とすることが重要であるため、意見という形にまとまっていない、感想や疑問なども自由に発言してよいということを伝える必要がある。
- 伝えたいことがあるのにできない／伝えにくい／あえて伝えない人がいた場合に、そのことに気づき、意見を言わない理由や子どもの気持ちを推し量る必要がある。その上で、その子の言葉が出るのを待ったり、促したりすることも必要。

(エ) 多様な参加の仕方について

- 参加した全員が活発に発言をしたわけではない。ただ、発言が少なかった参加者の中にも意見交換の場にいること自体に満足している人がいた。発言を強制されないことも大事。
- 特に、チャットは発言をしていないとのプレッシャーが小さく、その良さがあるのではないか。

(オ) 知識や発達段階に合わせたコミュニケーションの方法

- ・ “こども基本法”など専門用語を使わないこと、別途資料を配布・共有することなどの工夫が必要。
- ・ Web アンケートでは、特に小学生から「長い」「質問が難しい」という感想があった。子どもの年齢に合わせた問い合わせの方法、表現方法を工夫する必要がある。

【参加者の募集】

(ア) 参加者の募集・選定

- ・ 公募にすることで、広く参加者を募ることができる一方で、「応募したい」「意見を言いたい」という意欲をもった子ども・若者に参加者が偏る可能性がある。公募形式をとる場合には、募集プロセスにおいて子ども・若者と関わりのある機関との連携も重要。
 - ・ 「声をあげにくい子ども・若者」が活動する場所やチャネル（支援団体や当事者団体）
 - ・ 教育委員会を通じた学校への周知ルートの確立も要検討。
- ・ 案内文やアンケート設問文、事前配布資料の全てを子どもにやさしい表現にする必要があった。そのためにプロフェッショナルが関わる時間や費用が必要。

(イ) 周知・拡散

- ・ 今回は、内閣官房のWebサイト、公式Twitterといったオウンドメディアでの周知、子ども家庭庁準備室の関係先への周知依頼などを通じて周知をしたが、より幅広い層にリーチするためには周知ルートを広げることが必要である。
- ・ マスメディアやペイドメディアなどを活用した広報・周知も有効であり、そのための予算を確保する必要がある。

(ウ) 保護者の同意の必要性

- ・ 16歳未満の参加に保護者等の同意が必要という点は課題。子どもの状況によっては、保護者等に許可を求める心理的ハードルは高い。また、被虐待経験のある子どもや社会的養護下の子どもなどの場合は、同意前提では回答できないという意見もあった。

(エ) 多様性への配慮、インクルージョン

- ・ ジェンダーの配慮は大事である。男女一緒に参加することで意見が言いづらいことも想定される。
- ・ ファシリテーターについて、どのような属性かによって意見の言いやすさの違いがあると考えられる。特定の属性についてそれぞれどのような配慮が必要なのかにつ

いては個別に習熟を図る必要がある。また、こどもがファシリテーターを決められるような仕組みの有用性も検討に値する。

- Web アンケートについては英語版もあれば良かったのではないか。

【事前の準備】

(ア) 参加者への事前の情報提供・説明

- 事前知識の有無で差が出るテーマの場合は事前インプット必須。
- 事前説明においては、その説明がこどもに分かりやすいように、言葉遣い、用語の使い方、イラストなどが工夫されているとよい。動画での説明も有効。

(イ) ファシリテーターの事前の学習・準備

- ファシリテーターは、「こども基本法」「児童の権利条約」「意見表明権」、「こども家庭庁の理念や役割」などについて最低限の知識を身に付けたうえで参加することが望ましい。今後、マニュアル作成が必要か。
- 主体となる団体は、関係者による虐待や搾取など、子どもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を図るためにルール作りや、既にルールを策定している団体のルール（チャイルド・セーフガーディングなど）について事前のガイダンス（研修）を受けることが望ましい。

【政策に関する意見聴取の対象、方法、フィードバック】

(ア) 意見を聴取する対象について

- 20代の参加者、アンケート回答者の中には、参加者自身・回答者自身の意見の言いやすさではなく、自分より年下のこども達の意見の言いやすさについての意見を出している人も多かった。児童福祉施設で働く若者なども多く参加していた。こども・若者をまとめて1つの対象と捉えるべきか、小学生中学生年代と高校生以上の若者、18歳未満のこどもと大学生年代以上の若者というように年代によって分けるべきか、検討が必要。
- Web アンケートでは、概ね20代までの方を対象にしていたにもかかわらず、30代以上の方からもこども・若者の意見聴取・意見反映について様々な回答が寄せられた。様々な世代からの様々な意見があるが、こども・若者の意見表明機会の確保、こどもの最善の利益の観点から、どのように意見を汲み取るべきか、政策反映への優先順位をどうつけるか、検討が必要。

(イ) 国や政策への意見というテーマへの踏み込み方

- 政策に関する意見を聴取したい場合、参加者の参加目的や前提知識によって方法を工夫する必要がある。
 - 小学生の場合は、「国や政策」といっても具体的なイメージができないため、身近な学校等のシーンにおける意見の言いやすさを議題とするとよい。
 - 政策にフォーカスして意見聴取を行う際には事前の分かりやすい情報提供が必要。
- こども・若者の当事者意識をどう取り上げるか、こども・若者に政策や国の事業に興味を持つもらうかが大きな課題である。そのためにも、若者の生活課題と政策課題の「接点」と「ずれ」を理解していくことが肝要。

(ウ) 意見聴取に伴って特別な対応が必要となった場合について

- 政策に関する意見を聞く中では、こどもや若者から日常生活に関する思いや相談が聴かれることが想定され、中には、いじめや虐待、犯罪など子どもの権利侵害や重大な被害・加害について吐露・開示される可能性がありうる。今回のモデル事業においてはそのようなケースはなかったものの、今後こども・若者から意見を聴取する上では、これらのケースに対し個別の臨機応変な対応が必要となる場合があることをあらかじめ想定し、必要な情報共有のルートや対応について関係部局での連携方法を決めておくことが望ましい。

(エ) 参加者へのフィードバック

- 発言したことがその後どのように扱われるのか、参加したこども・若者に対して具体的に説明することが求められる。本調査研究では、発言したことが調査研究の中で十分に考慮し、こども家庭庁がこども・若者から直接意見を聞く仕組みや場を作るために取り組むべきことや検討すべきことを提案することを説明した。そのフィードバックとして、報告書案に基づいてこどもに分かりやすい「やさしい版」を作成し、検討結果をフィードバックするとともに、「分かりやすさ」等について当事者であるこども・若者視点から意見を求めた点については先に述べた通り。
- しかし、報告書案がある程度完成した後に意見を求めたことで、事業期間内に報告書を完成させるための時間や体制、予算の制約から、年齢や立場の違いによる分かりやすさのパターン分けやデザインを含めた視覚的対応、記載すべき内容などについて十分に意見を受け止めて、反映することができなかつた点が多々生じることになった。
- 例えば、モデル事業の対象世代である小学4年生から概ね20代までを対象にして「やさしい版」を一種類作成するのみであったが、小学生には内容が難しい、文章が多いなどの意見がみられた。本来は、小学生向け、中学生以上向け、など分けて作成することが望ましい。

- ・ また、こどもや若者が手に取るであろう概要版ややさしい版の報告書について、著作権フリーのこどもや若者のイラストを挿入していた。しかし、様々な受け止め方があり、再考が必要となった。どのようなイラストを採用するかを再検討する中で、特定のイラストによって年代やジェンダー、障害の有無、海外ルーツなどすべてのこどもや若者を包摂することは困難で、また固定的なイメージを示してしまうことにもなりかねない点が危惧された。人ではなく物のイラストを採用する案も出されたが、そもそも読み手に伝わりやすいものであるかという点で決めかねた。当事者であるこどもや若者にも関与してもらう時間も、デザイナーに委託する予算もこの時点ではなく、完成は翌年度に持ち越すこととした。
- ・ 読み手から好意的に受け止められるデザインとするためには、そのイラストが伝えたい内容を象徴するものであるか、読みやすいフォントや見やすい配色であるかなど、構成についての丁寧な検討や、イラスト作成やデザイン調整のための体制・予算も必要となる。
- ・ フィードバック期間を長めに設けることや、そもそも EU 子どもの権利戦略の例のように、やさしい版の報告書を作成するにあたり企画段階からこども・若者が参画しともに作成することを検討すべきである。

(オ) 事後のフォロー

- ・ モデル事業に参加したがその場で言いきれなかったことについて、参加者アンケートで一部拾えてはいるものの、事後で意見を伝えるようなフォローを実施していかなかった。今後、事後に意見を拾い上げるような仕組みも用意する必要があるのではないか。
- ・ 一方、発言した内容が公表されることによる影響についても配慮が必要。その場では発言したもののが公表を望まない参加者も想定されることから、後から発言を取り消すことができる対応をすることも必要である。

5. モデル事業実施結果を踏まえた考察

今回のモデル事業は、実際にこども・若者から意見を聴く取組を行うことにより意見聴取の手法等に関する課題を抽出すること、国の政策への意見反映に関して、こども・若者から意見を聴くこと、の 2 つの狙いから実施した。それについて、モデル事業全体を通じた考察を以下に述べる。

(1) 意見聴取の手法等に関する課題抽出

モデル事業を通じて、参加者募集方法から議論を活性化させるためのファシリテーション上の工夫に至るまで多くの課題を抽出することができた。特に注目すべき点は次の 4 点である。

1 点目は、国や政策に関する意見を聴取する工夫の必要性である。政策や国の事業といつても具体的なイメージを持つことが難しいため、身近な学校等のシーンにおける意見の言いやすさを題材にしてイメージを持ってもらうことや、子ども・若者の生活課題と政策課題の「ずれ」を理解し、両者の接点を見出すような工夫が必要である。もちろん、意見聴取を行う際の事前の情報提供も不可欠である。

2 点目は、声をあげにくい子ども・若者の声を拾うことである。今回、個別に出向いての意見聴取では、「伝えたことで過度な心配をされる可能性。いじめ調査でいじめがあるとは回答しにくい」「親の影響が強い年少の子どもたちは、声をあげにくい。声を聞く方法が必要」「日常の中での声を聞いてほしい。特別な場(面談、カウンセリング)は周りの目が気になる」、「匿名性のある SNS やフォームは伝えやすい一方、誰が見ているか分からない不安や恐怖もある」といった声が聴かれている。また、今回は 16 歳未満の参加に保護者もしくは責任のある成人の同意を求めたが、子どもの状況によっては、保護者等に許可を求める心理的ハードルは高い。Web アンケートでも「保護者が同意しないといけないアンケートだと親がこういうことに興味ない人が答えられなくて意味ないと思います。そういう人のが悩みがあるんじゃないかなと思います」という意見がみられた。

3 点目は、多様性への配慮である。意見聴取の参加者には、障害・感覚過敏・家庭環境など様々なバックグラウンドが想定され、ファシリテーターを含む意見を聞く側が配慮することが必要である。一方で、単発のイベントでは合理的配慮に限界があることも事実である。子どもとつながりのある機関や大人と連携した参加者へのフォローや、ジェンダーへの配慮も重要であろう。

4 点目は、今回のモデル事業と同様の取組を広げていくための体制・仕組みの整備である。今回、ファシリテーターと板書係の有用性については十分確認できた一方で、高度な専門性やスキルが求められることが分かった。特にチャットに関しては、7 日間チャットルームをオープンにしていたことで、自由に意見を言いやすい効果があったが、ファシリテーターの負荷が大きかった。人材育成の仕組み、育成が難しい場合の対応方法、体制を確保するための予算確保などが課題として明確化された。

また、全体を通じて言えることであるが、今回は実施することによって課題を洗い出し、今後の取組に活かすことが目的であり、ある意味で「試行的」な側面があった。実施後に振り返りを行い、気づき・問題点を整理して継続的に改善していく PDCA サイクルを回すことが重要である。

(2) 子ども・若者の意見

今回のモデル事業では、2,000 人以上の子ども・若者から意見を聞くことができた。実に多様な意見が集まり、1 件 1 件にそれぞれ意味があり、必ずしもそれらを

統合・集約することが適切ではないと考えるが、全体を俯瞰して共通的な考察ができるそうな点を5つ挙げておきたい。

1点目は、子どもの権利の認知度に関する結果である。Webアンケートでは、子どもが意見を表明する権利に対する認知度は、「聞いたことはあるが内容は知らない」が37.5%、「知らなかった」は36.5%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が26.1%という結果であり、子どもの権利についての認知度が低い現状が明らかになった。子ども・若者の意見を聴取し反映するという行政側の意図とは別に、子ども・若者が意見を言うことが権利であるという認識を持つことができていないということを真摯に受け止めることが重要であろう。単に「意見を言ってほしい」「意見があればそれを反映します」という投げかけをしたり、個別のワークショップを開催して意見聴取をするだけでは、子ども・若者が主体となって参画する政策立案・合意形成プロセスを実現することができないため、学校や家庭を含めた日常的な環境の中で、子ども・若者の意見や声に耳を傾け聞く姿勢を大人が持つことや子どもの権利の学習機会があることが重要といえる。

2点目は、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたい意欲を持たない子ども・若者の存在である。Webアンケートでは、伝えたい意欲を持つ回答者は6割強であったが、外部調査と比較したWebアンケート回答者の意見表明の意欲に関する傾向（図表5-57）を踏まえると、今回の調査では「伝える意欲」が高めに出ている可能性が示唆される。今回集まった声の多くは、自主的にモデル事業に応募・参加した、比較的「意見を言いたい」子ども・若者の声であると考えられる。本事業の結果が日本のことども・若者全般の声を反映しているとは言えないことへの留意が必要であり、意見表明への意欲や政策への関心が必ずしも高くない子ども・若者の声をしっかり聴いていくことも求められる。

意見を伝えたいと思わない理由としては、「国や自治体に意見を伝えても反映されないとと思うから」が43.3%と最多であり、自由記述回答でも、年代を問わず「伝えてもどうせ実現しない」という無力感や「それでも伝えないと分かってもらえないから伝えたい」という思いが数多く寄せられている。子どもの意見を聞く機会を設けるだけでなく、聴いた意見をしっかりと政策に反映したり、政策に直結しない声であってもその背景を考えたりするなど、広く政策決定に取り入れる考え方が必要である。

また、困難な状況にある子どもほど声をあげにくく、虐待などの渦中にいれば声をあげるにも至らないこともある。子どもの声を聞く側は、「こんな子どもからも聴いた」と耳を聴けているつもりになってはならず、最も困難な立場の人の声は最も聴くのが難しいという前提を認識・共有する必要もある。

なお、対面、オンライン、チャットの参加者アンケートでは、「本イベントを通じて、意見を伝えたいという気持ちに変化はありましたかと」いう質問に、「あつ

た」と回答したのは、対面では 79.5%、オンラインでは 55.0%、チャットでは 66.7%、という結果が出ており、意見表明の機会に参加すること自体が、意見を伝える意欲を高める効果があると言えるだろう。

3 点目は、意見を言いやすい環境に関する結果である。「相手の性別や年齢などの属性が条件ではなく、信頼できる人であるか、聴く姿勢を持っている人であるかが大事である」、「対面、オンライン、チャットなどその特性に応じて使い分け、組み合わせることが大事である」といった結果が得られた。聴く手法については、顔が見える方が話しやすい人もあれば、顔が見えない匿名性を大事とする人もいる。チャットのようにテキストのメッセージを自分の好きなタイミングで送る方が伝えやすい人もいる。また、意見表明のテーマ・内容、相手との関係性によっても異なるだろう。より具体的なツールや場所の選好についても、年代によって傾向が異なる。チャットツールは今回 LINE オープンチャットを利用したが、次々と新しい SNS が登場しており、こども・若者が日常でよく使っているものを柔軟に取り入れ活用することも大事になるだろう。

また、国や自治体に対して意見を伝える方法について、学校を通して伝える仕組みがあると良いという意見が学生を中心に数多く寄せられた。こども・若者にとって身近な意見表明の機会として学校の重要性が改めて確認できた。

4 点目は、今回のモデル事業と同様の活動を広げることの必要性である。参加したこども達からも、「こども会議や意見を言いやすい場所などこども参加地域を全国的に拡大して欲しい」「自分の地域でも行われているようにこども・若者と行政が対等で、意見が反映されやすい仕組みを国にも作ってほしい」などの意見があつたほか、Web アンケートでも、「もっとアンケート自体の広報・周知に力を入れるべき」といった声が多く寄せられている。学校、児童館、児童福祉団体などと協力して、身近な意見表明の機会を増やすこと、また、その取組自体を多くの人に知ってもらうことが重要である。今回公募で参加者を募集したが、意欲的なこども・若者に偏っている可能性もある。公平に意見を集めるためにも広報に工夫が必要ではないか。

5 点目は、大人が気付けないこどもの立場を知り・配慮したり、ともに創ることが重要という点である。Web アンケートでは、「ふりがながついてなくて、読めない漢字があった」、「子供にも分かりやすい言葉でアンケートを作って欲しいです。分かりづらいと親に聞いたりする事で、プライバシーが守られず本当の気持ちを伝えることが出来ないと感じます。子供に分かる言葉を使って欲しいです」、「長い。まわりくどい。手軽に答えられる雰囲気ではない。子どものことを考えて答えやすい工夫をしているとは思えない内容。」という意見がみられた。対面のモデル事業に参加したこどもからも、児童の権利条約についての説明が難しくて分からなかつた、という感想も届いている。こどもの意見を聴く側がこどもに分かりやすい表現

を使う、使いやすいフォーマットに合わせるなどの工夫をしていくことが必要といえる。そして、こども・若者にとって何が分かりやすいのか、何が分かりにくいのか、どうすれば分かりやすくなるかについて、こども・若者の声を聴き、ともに考え、ともに創り、こども・若者により広く届けていくための機会も、今後一層重要なになると考えられる。

第6章. 政策決定過程におけるこども・若者⁶¹の意見反映の在り方

1. こども・若者の意見表明と施策への反映

(1) こども家庭庁の創設とこども基本法

こども家庭庁は、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、こうした「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔として設立される。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が何よりも大切にすることは子どもや若者の意見である。こども家庭庁設置法では、こども家庭庁の任務として、「子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本」とすることが明記されている。

議員立法により与野党を超えた賛同を得て令和4年6月に成立し、令和5年4月1日に施行される「こども基本法」は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のために、子どもや若者の声を聴き、その声を、年齢や発達の程度に応じ、その最善の利益を優先して考慮してこども施策に反映することを基本理念として謳うとともに、こども施策の実施等において子どもや若者の意見を反映するために必要な措置を講じることを国や地方公共団体に義務付けている。

- ・ 「全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」(第1条)
- ・ 「全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」(第3条)⁶²
- ・ 「全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」(第3条)⁶³
- ・ 「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、

⁶¹ 「こども」と「若者」が指す年代等については、第1章2（2）「こども」と「若者」について（p.2）

を参照

⁶² 児童の権利に関する条約第12条の児童の意見の尊重の趣旨を踏まえ、子ども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることを規定したもの。

⁶³ こども自身に直接関係する事項以外の事項であっても、子どもの意見が、その年齢及び発達の程度に応じて尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを規定したもの。

当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」(第11条)

また、「児童の権利に関する条約」(1994年に批准)は、その第12条で、子どもは自身に影響を与えるすべてのことに対して、自分の意見を表明する権利をもっており、その意見は年齢や発達に応じて十分に考慮されなければならないと規定している。

子どもや若者に関する施策については、これまで政府を挙げて各般の取組がなされてきたものの、令和2年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、同年の19歳以下の子どもの自殺者数は約800人にのぼった。また、国連児童基金(ユニセフ)の調査⁶⁴では、日本のおどもは、調査国38カ国中、身体的健康は1位だが、精神的幸福度は37位という結果が示されている。

こうした状況の中で設立されることも家庭庁には、子ども基本法の規定を踏まえ施策を着実に進め、子どもや若者の最善の利益を常に考え、政策の対象として子どもや若者を真ん中に据えるだけではなく、子ども施策の決定プロセス自体も子どもや若者中心に変わっていくことが強く求められている。

(2) こども・若者の意見反映の意義

子どもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体である。子どもや若者を「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として捉え、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーなのだという意識を広く共有することが重要である。

子どもや若者の意見を聴き、政策に反映することには、大きく以下の2つの意義がある。
①子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
②子ども・若者にとって、自らの意見が十分に聽かれ、自分たちの声によって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

国や地方公共団体が様々な機会を捉えて子どもや若者の意見聴取に取り組み、そのことを社会全体に広く発信することにより、学校など子どもや若者に関わる様々な場所においてもその意見反映が進み、子どもや若者の参画の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

⁶⁴ ユニセフ『レポートカード16-子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か』(2020年) <https://www.unicef.or.jp/report/20200902.html>

(3) 意見形成支援と意見を聴く文化の醸成

一方で、こどもや若者は、意見を求められてすぐに表明できる者ばかりではなく、そもそもあらゆることどもや若者にとって意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状にある。家庭や学校、地域においてこどもが日常的に意見を言い合える機会や、大人から一人の人として尊重され、意見が聴かれその意見が尊重される機会を乳幼児の頃から学齢期・思春期に至るまで持つことができるよう、大人社会の意識を変え、こどもが自由に意見を表明しやすい環境と文化の醸成に社会全体で取り組むことが重要である。

社会全体で理解や機運が醸成されれば、こどもや若者が社会とのかかわりの中で意見を表明できる大人になっていくことに加え、大人にとっても意見を表明しやすい社会となり、ひいては市民性の涵養や民主主義の成熟にも寄与する。

さらに、「意見を言える機会」以前に、「意見や気持ちを言っていい、表現していい」という啓発や雰囲気づくりが求められる。その出発点として、こどもや若者が、その年齢や発達段階に応じて自身の権利について学び、意見を表明する権利について知る機会を創出することが重要である。同時に、言語化されない意思や気持ちを含めて意見を形成する過程のサポート（意見形成支援）を受け、必要に応じて周囲の大人に支えられながら意見を表明して取組に影響を与えるといった成功体験を積み重ねるなど、大人や社会がその重要性を認識しつつ支援することが求められる。また、こどもや若者による主体的な活動も、意見形成を促す機会となり、こどもや若者の活動の支援は意見形成と社会参画を一体的に促進することにつながる。

全てのこどもに社会参画の機会が確保されなければならないとする「こども基本法」の理念を踏まえ、その方法は発言により意見を表明するような参画だけでなく、例えば周囲の発言を聞きながらうなずきや表情で気持ちを表明するなどの参加・参画の在り方も尊重されるべきである。また、参加するかしないかをこどもや若者が自由に決められることが大切である。

(4) 正当な考慮と反映

こどもや若者から出された意見は、正当に考慮されなければならない。政策への反映については、当該政策の目的等を踏まえ、子どもの年齢や発達の段階、実現可能性、予算・人員の制約等も考慮しつつ、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から判断する必要がある。さらに、政策への反映の検討プロセスや結果を適切なタイミング・方法で、こどもや若者に分かりやすくフィードバックすることが不可欠である。フィードバックは、意見を表明した者への誠実な説明の観点からも、こども・若者への学びの機会の提供や自己有用感の向上の観点からも重要であり、表明した意見がどのように検討され、社会に影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識が高まり、次の意見表明へつながっていく。また、意見を聴き、反映し、結果をフィードバックするというサイクルが構築され社会に向けて広く発

信されることは、「こども基本法」が掲げる、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現にも資するものである。

2. 政策決定における意見聴取と意見反映の在り方

どのようなこども・若者を対象に、どのように意見を聴き政策に反映するのかは、当該施策の目的や内容によって判断されるが、こどもや若者の状況や特性は多様であることを認識し、その最善の利益を第一に考え、安心・安全を確保して取り組まれなければならない。また、意見反映の在り方やプロセス自体にこどもや若者の声を反映し、常に改善をしながら進めることが重要である。

以下では、こどもの意見の聴取から政策への反映までの流れに関して、各段階における考え方や取組のポイントを示す。

【反映までの流れ】

1. テーマ設定と事前の準備

こども・若者に関連する幅広い施策において意見を聞くことに加え、こどもや若者がテーマを設定する機会を確保する。テーマについて十分に意見表明できるよう、事前の情報提供や学習機会の確保が求められる。

2. 意見聴取

多様なこども・若者がそれぞれの状況や特性に応じて意見を表明できるよう、様々な手法や機会を組み合わせて実施すること、聴く側の姿勢や体制の整備を含む安心・安全な環境の確保が重要である。

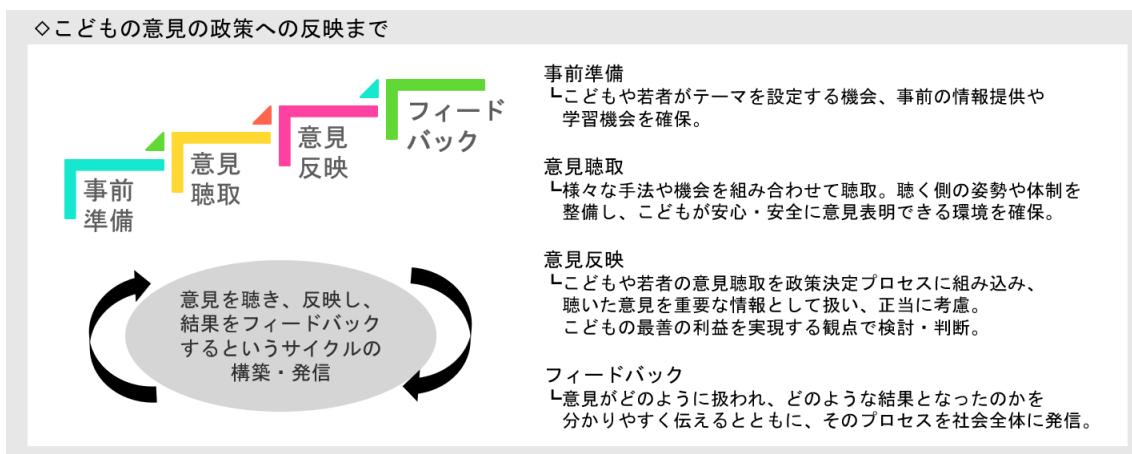
3. 政策への反映

こどもや若者の意見聴取を政策決定プロセスに組み込み、聴いた意見を重要な情報として扱う。聴かれた意見は正当に考慮し、こどもの最善の利益を実現する観点で検討・判断する。

4. フィードバック

こどもや若者の意見がどのように扱われ、どのような結果となったのか、こども・若者に分かりやすく伝えるとともに、そのプロセスを社会全体に発信する。

図表 6-1 こどもの意見の政策への反映まで



(1) 意見を聞くテーマの設定と事前の準備

<考え方のポイント>

○こども基本法上の「こども施策」の範囲の理解

「こども基本法」において国や地方公共団体がこどもや若者の意見を反映するための措置を講ずるとされている「こども施策」には、子どもの成長に対する支援等を主たる目的とする「こどもに関する施策」に加え、若者施策、教育施策、雇用施策など「一体的に講すべき施策」も含まれるとされており、こどもや若者から意見を聞くべき施策は幅広い。例えば、まちづくり、公園や児童館等の居場所等に関することなど、こどもや若者の日常生活に影響を与える計画や制度の策定、活動等において、関係機関と連携しながら、こども・若者の意見を十分に聞く。

○こども・若者自身によるテーマ設定

大人が聞きたいテーマについてだけ聞くのではなく、こどもや若者が重要だと考えるテーマを提起する機会を確保するなど、テーマ設定自体に子どもや若者が参画できるようにする。

○十分な情報提供や学習機会

大人がテーマを設定する場合、設定したテーマに関して、事前に分かりやすい情報を提供したり学習の機会を確保したりすることで、こどもや若者が十分に理解した上で意見を表明でき、また安心して意見聴取の場に参加することができるよう、意見表明への準備のサポートを行う。

<取組のポイント>

- ・ 各府省庁や地方公共団体は、子どもや若者を支援対象とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策において、子どもや若者との関連性を認識し、その策定プロセスの中で適切なテーマ設定を行う。
- ・ こどもや若者の側から広くテーマを募集したり、用意されたテーマの中からこどもや若者がテーマを選定できる仕組みを用意したりすることで、こどもや若者のニーズに即した意見反映と主体的なこども・若者参画を促進する。
- ・ 意見を聞く側は、意見を聴取するテーマに関して、こどもや若者の年齢や発達段階に応じた情報を事前に提供し、こどもや若者がテーマについて学習したり考えたりした上で意見表明ができるよう必要な準備を行う。

【取組事例：滋賀県】

滋賀県では、小学校4年生から中学校3年生を対象に、毎年50名程度の子ども議員を選定し、子ども県議会を設置している。

子ども議員に対しては、約半年間、県内各地での体験活動や議会勉強会を通して学び、自らの意見や提言をまとめる期間を設けている。子ども議員はまとめた意見や提言をもって「子ども県議会」で知事や関係部局に質問を行う。

(資料集 第2章【国内先進事例調査】調査報告書 P136 参照)

<こども・若者からの意見>

- ・ 大人が聞きたいこととこどもが話したいことは違う。(不登校のこども)
- ・ 自分に答えがあるテーマだと意見が言いやすい。(対面/高校生)
- ・ テーマによっては知識不足を補足してくれる機会が欲しい。(対面/18歳～19歳)
- ・ 準備できるので事前に目的やテーマが明確で知らせられているとよい。(対面/20代後半)

(2) 意見聴取

1) こどもや若者の参画機会の確保

<考え方のポイント>

○多様な機会・方法

意見聴取にあたっては、参加するこどもや若者がそれぞれの状況や特性に応じて参加しやすい方法を選択できるよう、多様な参加方法を組み合わせる。

積極的に意見を言える・言いたいこどもや若者がいる一方で、積極的に意見を言わない・

関心が薄い子どもや若者、脆弱な立場に置かれた子どもも含めた様々な状況にある子どもや若者がいることを認識し、こうした子ども・若者が参画できる機会を確保することで、多様な子どもや若者の声を聞くよう努める。

また、意見聴取の機会の周知においても多様な手段やルートで子どもや若者に発信し、平等な参画機会、参加者選定の公平性の確保について意識して取り組む。

○属性等のバランス

意見を聞く子どもや若者を抽出したりグループ分けしたりする際には、年齢や性別、居住地域、社会的背景、置かれている状況等を考慮し、施策の目的や内容、参加者の話しやすさなどを検討の上、属性のバランスをとる。また、子どもや若者の希望やニーズに応じて、子どもと若者とで意見聴取の機会を分けることも考えられる。

子どもや若者は、年齢や発達段階が様々である。意見を表明しやすくするために、例えば年齢や発達段階に応じて参加の場を設定することが求められるが、このとき、一律に年齢で区切るのではなく、本人の特性などにも配慮する。一方で、様々な年代の子どもや若者が話し合うことで、議論が深まったり意見に多様性が生まれたりする効果もある。いずれの場合においても、グループ間、世代間で意見を共有、交流できる機会を設けることは有用である。

子どもや若者の意見やニーズは多様であり、特定少数の子ども・若者の意見を聞くことで子ども・若者全体の意見を聞いたことにしないことも認識しておかねばならない。

○当事者の声を聞く

子どもや若者が置かれている環境は様々であり、例えば保育、教育、医療、保健、防災、障害、社会的養護といった、特定の属性の子ども・若者を支援対象とする施策等については、その属性の子ども・若者の参画の機会を確保し、その状況や特性に応じた意見聴取の場と環境を設定する。

<取組のポイント>

- ・ 公募
 - 意見聴取の対象者を公募で募集する際には、公平性を重視しつつ、その構成は可能な限り年齢や性別、居住地域等のバランスをとり、特定の属性の意見に偏らないよう考慮する。
 - 一方で、同じ属性同士のほうが話しやすい場合もあるため、意見聴取の目的や内容によって募集方法やグループ分けを検討・判断する。
 - ホームページや広報誌への掲載、SNSによる発信のほか、学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など子どもや若者の生活の場や活動の場を通じた幅広い周知により、参加者の多様性や公平性を全体として確保する。

- ・ 教育委員会や学校との連携

様々なこどもたちに参加の機会を広げるに当たって、教育現場との連携は有効である。学校からの推薦や無作為抽出による参加、出前授業の機会を活用した意見聴取、児童・生徒用の端末を活用した GIGA スクール構想との連携などが考えられる。

- ・ 地域のこどもや若者が主体となって活動する会議等との連携

こども議会やユースカウンシル等地域のこどもや若者が主体となって活動する会議等と連携し、当該団体に属することもや若者が中心となって、地域のより多くのこどもや若者の声を集約する。

- ・ 地域のこども・若者から代表を選出

地域のこども・若者を対象にした選挙等によりその地域の代表者を選出する。

- ・ 繼続的な参加の機会

一度きりの意見聴取だけでなく、施策の内容や目的に応じ、政策をより効果的なものにしていくための継続的・定期的な意見交換の場の設定や活動も検討する。

- ・ こどもや若者の活動の場や生活の場における意見交換

児童館や放課後児童クラブ、児童養護施設等こどもや若者が利用したり生活したりしている施設等を訪問する機会を捉えて声を聞く、無作為に抽出して訪問する等の取組を行うことで、積極的に意見を言わない・関心が薄いこどもや若者、脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや若者の参画機会を広げる。

<こども・若者からの意見>

- ・ このような取組の認知を広げるために、年齢層別に発信方法を変えるべき。(公募・対面/高校生世代・18~19歳)
- ・ 参加したくなるメリットがあったら、今関心のない人にも届くかも。SNSで攻める！(公募・オンライン/18歳~19歳)
- ・ 若者のインフルエンサーに宣伝してもらうのもいいかも！(公募・チャット/中学生)
- ・ このアンケート自体をもっと宣伝し、多数の人の意見を聞くべきだと思います。(学校で授業として回答するなど)(アンケート/中学生)
- ・ 伝えたところで、ほとんど反映されないが、言う場がないとそもそも全く知られないし、見向きもされないとおもう。(アンケート/小学生)
- ・ このアンケートは、もっと広告を出すべきかと思います。私は知人から伺いましたが、周りには知らない方が多いようです。テレビやSNSの広告で出てきたら少しでも多くの人の目に留まるのではないかと思いました。(アンケート/26~29歳)

- ・ 若者や学生が自発的に内閣官房のサイトや SNS アカウント等にアクセスすることは少ないため、いわゆる意識の高い意見が集まってしまうのではと感じた。平等な意見を集めるために調査の広報に工夫が必要ではないか。(アンケート/26~29歳)
- ・ 余裕がなくて来られない本当に困っている人の声も来てほしい。(公募・対面/小学生・中学生)
- ・ 学校の先生から案内すれば多くの人に届くが、自分たちのような学校に行っていない人には届かないというのは良くない。(不登校のこども)

2) 聽く側の姿勢、体制、環境の在り方

<考え方のポイント>

○聴く側の姿勢：個人としての尊重と最善の利益の保護

行政職員や民間団体等意見を聴く側は、「こども基本法」や「児童の権利に関する条約」が定める理念や規定を十分に理解し、こどもや若者は保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己決定をしていく主体であることを認識した上で、一人ひとりを個人として尊重する姿勢をもつ。意見をしっかり聞いてもらえたと感じる体験は、意見表明意欲や社会参画へのモチベーションを高める。

こどもや若者が意見を表明する主体であって、大人の都合の良い時だけ都合の良い意見を聴くという姿勢であってはならない。

大人は、自己の権力性（パワーバランス）を自覚し、こどもや若者を見下すことなく、こどもや若者こそがその経験を通じて、こども・若者の専門家なのだという観点で、こどもや若者と対等な目線で一緒に考える。

○聴く側の体制：行政と民間団体・専門家との連携

こどもや若者の意見反映は、事前の準備や場の設定、こども・若者の権利に配慮した意見聴取、出された意見の集約や分析、反映、分かりやすいフィードバックという広範囲な取組により実現するものであり、その一連のサイクルを確実かつ適切に実行することは、相応の体制や予算、時間を要する。必要な体制や予算を確保するとともに、こどもや若者の社会参画に取り組むNPO等の民間団体や大学との連携により体制を整備する。ただし、民間団体等に委託をする場合であっても、行政職員が意見聴取の場において、こどもや若者の声に直接耳を傾ける。

また、こども・若者が意見表明の場に参加したことで、行政職員や場の運営に携わる大人の心無い言動などにより傷ついたりした場合に報告や相談ができる体制を整備することも、検討課題である。

○聴く環境：こども・若者にとって安全で安心な環境の整備

意見を引き出すファシリテーターや、こどもと近い目線・価値観で対応することができる

サポーター、意見を表明しにくい子どもや若者の意見を聴き取り的確に代弁する者の確保等、意見を言いやすい・意見を聞いてもらえる安心・安全な環境づくりを通じ、子どもや若者の心理的安全性を確保する。

同時に、参加することも・若者同士の相互尊重や受容的な雰囲気づくりを行う。これらは、安心・安全に意見を表明できる雰囲気の醸成や意見の深まり、視野の広がりにつながる。

大人は子どもや若者の思いに寄り添い、伴走することを心掛け、必要以上に介入したり口を出したりしない。

<取組のポイント>

- ・ 聽く側の姿勢に関する取組
 - 行政職員や民間団体職員等、子どもの意見を聴く職務に従事する大人に対し、「子ども基本法」や「児童の権利に関する条約」の周知啓発、子ども・若者参画に関する研修を行う。
 - 職員の理解と実践を推進するため、子どもの意見反映についての必要性や重要性、意見聴取の際の留意点等をまとめたガイドラインを作成し、周知する。

【取組事例：石巻市】

石巻市の子ども参画事業においては、子どもの声を受け止めることができる人材育成として、子どもが参加するワークショップに参加する大人はチャイルドファシリテーター研修を受講している。その他にも、子どもセンター職員が子どもに対してしてはいけないこと、留意すべきことをまとめた「行動規範」を定めており、子どもとの対等な関係形成に役立っている。

(資料集 第2章【国内先進事例調査】調査報告書 P23 参照)

- ・ 聽く側の体制に関する取組
 - 子どもに関する専門的知識や経験を有する児童厚生員や児童指導員、放課後児童支援員等の人材を活用する。
 - 児童館や青少年センター、児童養護施設など、子どもや若者の生活の場や活動の場のスタッフやボランティア、OB・OGを人材として活用する。
 - 子どもや若者の社会参画に取り組むNPO等の民間団体や大学と連携し、ファシリテーターやサポーターを確保、養成する。
 - 子どもや若者の意見表明の場づくりを通じてファシリテーターが直面する「子どもの本音を聴けているだろうか」、「この方法でよいのだろうか」などといった迷いや葛藤を、ファシリテーターが共有し振り返る場を設定するといった、ファシリテーターの能力強化も重要である。
 - 専門的知識を有するNPO等の民間団体に事業を委託する。

【取組事例：町田市】

児童青少年課職員として児童厚生員（児童の遊びを指導する有資格者）を採用し、各子どもセンターに配置しているため、日常の活動の中で行政とこどもが意思疎通を図りながら、こども参画を進めることができている。

（資料集 第2章【国内先進事例調査】調査報告書 P69 参照）

・ 聴く環境に関する取組

- こどもや若者が安心できる環境づくりの工夫をする。例えば、匿名性が確保される仕組み、オンラインツールやSNSを活用した非対面での参加、子どもの生活の場や活動の場での意見聴取、聴取の場にいる大人の人数や服装への配慮（子どもの緊張や不安への配慮）、グループの作り方の工夫をする。
- 事前の分かりやすい情報提供、意見交換の際の約束事の設定、意見がどう扱われるのかについて、その開示範囲を含めて明確化すること等で、参加に際しての不安感を取り除く。
- グループワークなどの際には、アイスブレイクのための時間を十分に確保し、参加者同士が意見を言いやすい和やかな雰囲気を醸成する。呼ばれたい名前やニックネームで呼び合う、開始前や休憩時間にファシリテーターから声掛けをするなど、参加者同士のコミュニケーションを活発化させる工夫をする。

<こども・若者からの意見>

- ・ 忙しそうにしていると話しにくいので、相手が時間的、心理的ゆとりを持っていることが大事。（公募・対面/20代後半）
- ・ 「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。（対面/高校生世代・18～19歳）
- ・ 誰に開示されるのかプライバシーポリシーで分かりやすく説明する仕組みが必要。（公募・対面/18歳～19歳）
- ・ 評価する人に対しては言いにくい。先生や上司など、自分がどんな風に見られているのか気にする相手には発言を選んでしまう。（公募・オンライン/20代）
- ・ 少数意見も聴いてくれると伝えやすい。（不登校のこども）
- ・ リアクションがないと、「どうせ言ってもな」と感じてしまう。（内閣府ユース政策モニター）
- ・ 本当に言って大丈夫かの不安があるから、サポートしてくれる人がいること。（内閣府ユース政策モニター）
- ・ 意見を言っていいのかなと思うこともあったけど、他の子も同じように感じていると知れて心強く思えた。これからも意見を伝えていきたいと思う。（チャット/中学生）

- ・ センシティブな話題をするとしたら、似た環境、似た境遇で同年代の人と話せるなら言いいやすい。（オンライン/高校生・18歳～19歳）
- ・ 私自身社会的養護の中で育っていることもあり、話が受け入れられるかが不安だったが受け入れられた事がよかった。当事者同士だともっと話しやすいと思った。（対面/専門学校生）

3) 意見聴取の手法

<考え方のポイント>

○様々な選択肢

こどもや若者の置かれている状況等は様々であり、意見表明の方法や場については、様々な選択肢を用意して、こども・若者がその状況や希望に応じて選択することができるようになる。

また、個々の施策の目的や内容、意見を聞くこどもや若者の状況や特性によっても最適な手法は多様であるため、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聞く機会を確保する。

○適切なタイミングでの聴取

意見聴取においては、反映することまでを考慮し、政策決定プロセスにおいてより反映しやすいタイミングで意見を聞くことが求められる。反映までを十分に想定せず、意見を聴いただけの取組になってはならず、こどもや若者から意見を聴き、政策への反映の是非や内容を判断する、その一連のプロセスを一体のものとして考える。

○自発的な参加を促す仕組み

大人が聞きたいときにだけ聞くのではなく、こどもや若者がいつでも意見を言いたいときに言えるような仕組みや場をつくる。

○事後の表明機会

意見聴取の際、時間や環境の制約等により意見や気持ちを十分に伝えられなかったり、追加の意見が生じたりすることも想定される。継続的な表明の場がない場合などは、事後にもメール等で意見を寄せられる窓口を設けるといった工夫を行う。

<取組のポイント>

- ・ デジタルネイティブ世代のこどもや若者にとって身近で有用な手段であるデジタルツールを有効に活用しつつ、様々な手法を併用し、多様な選択肢を用意する。例えば、以下のようないくつかの取組を組み合わせることが考えられる。
 - ①対面やオンラインでの意見交換、SNSを活用したチャット形式の意見交換。
 - ・ それぞれについて、グループでの意見交換ほか、必要に応じ、個別ヒアリングもあ

り得る。意見交換の人数規模、回数、期間など、多様な在り方を組み合わせる。

- ・ SNSの活用においては、フィルタリングが推奨されるものや、子どもの健やかな育成に関する課題についても様々な指摘があり、インターネットの安全安心な利用の観点から、使用するアプリ等の慎重な検討や、子ども・若者本人に対するITリテラシーの教育強化、保護者への丁寧な説明が必要である。また、IT機器やインターネットを使用できる環境がない、活用が不得手などの子ども・若者への配慮も求められる。

②インターネットによるアンケート、児童館や青少年センター等子どもや若者の居場所を通じたアンケート。

③子ども・若者を対象としたパブリックコメント。

④審議会・懇談会等への子どもや若者の参画。

- ・ 例えば、審議会等において、委員への子ども・若者の登用や、下部組織として子ども・若者からなる会議体の開催。行政の意思決定者の諮問機関として子ども・若者からなる会議体を開催。
- ・ 審議会のように大人の人数が多い話し合いの場では、子どもや若者が話しやすい環境を確保できるよう配慮する。例えば、子ども・若者のみから構成される「子ども審議会」のような会議体を下部組織として設置したり、会議における子ども・若者の人数をできるだけ多くすることなどが考えられる。
- ・ 意見を言いやすいように、子ども・若者の委員の数はできるだけ多くし、一人にしない。
- ・ 参加することも・若者の名前は原則としてイニシャルや仮名として公表するなど、参加することも・若者が特定されないように努める。
- ・ こども・若者とともに審議会に参加する大人には、子どもの権利や、活動が子どもにとって安心・安全に行われるようにするための予防的な取組であるセーフガーディングに関する研修を義務付け、子どもに対してしてはいけないこと、留意すべきことをまとめた行動規範の厳守を徹底し、権利侵害が起きない環境をつくる。

⑤学校、児童館や青少年センター、児童養護施設など、子どもや若者の活動の場や生活の場に出向いた意見交換。

- ・ こどもや若者がいつでも意見を言える仕組みや場を設ける。ただし、自由度の高い発言の場は、こどもや若者の自発的な参加を促す一方で、それだけでは、意見や提案ではなく、制度や政策には直結しない個人的な要望等に終始する可能性もある。聴く側が、政策との相互作用を意識しながら、場づくりやその場の進行を工夫する。

【取組事例：フィンランド】

フィンランドでは、過去に子ども・若者が誰でも自由に発言できる機能をもつオンライン

プラットフォームを設置していたが、意見を言う一部の若者しか利用せず、政策とは結びつく議論にならず、若者の影響力の発揮にはほど遠かった。この反省から、新たなオンラインプラットフォームでは、参加者を登録制とし、省庁や地方自治体が設定したトピックに対し関心のある参加者が一定期間継続的に議論する仕組みとした。研修を受けたファシリテーターが議論の進行を行っている。

(第3章【諸外国の取組事例】 P46 コラム参照)

- ・ 意見交換の場で言えなかったことや訂正したいことなどを後から伝えられるような、フォローアップの窓口や仕組みを用意する。
- ・ 本調査研究では実証的なモデル事業として、対面（リアル・オンライン）、LINE オープンチャット、児童養護施設やフリースクール等に出向いての意見交換、Web アンケートを実施した。その考察については第5章を参照されたい。

<こども・若者からの意見>

- ・ 限定的な手法だとリーチできる人に限りがあるため、様々な手法で意見を言えることが大事。（公募・対面/18歳～19歳）
- ・ ネットでの24時間受付フォームは今の時代かなり普及しているはずなのに、なかなか国や自治体では取り入れられてない印象。（公募・チャット/20代後半）
- ・ 行政のLINEとかTwitterがあって、いつでも、誰でも参加できる仕組みがあればいいと思います！（公募・チャット/中学生）
- ・ 身近な議員さんなどが、学校にきて私達と関わる機会があると、日常的に、声を届けられるとおもう。（アンケート/小学生）
- ・ 今回のように、行政の人にこどもから直接伝える機会があると良い。行政が積極的に話を聞きに行くのが良い。（内閣府ユース政策モニター）
- ・ アンケートは運営しやすいが、意見を言いたい人だけの声になる。（公募・オンライン/高校生）
- ・ 日常の中での声を聞いてほしい。特別な場（面談、カウンセリング）は周りの目が気になる。（困難を抱える若者）
- ・ 初対面の人、第三者の方がフラットに聞いてくれると思う。自分たちの意見を聞いて、児童養護施設のことを知ってくれる大人が増えると良い。（児童養護施設で生活するこども）

4) 声をあげにくいこども・若者から意見を聴く工夫（困難な状況にあるこども・若者等）

<考え方のポイント>

○ 声をあげにくい子どもや若者の存在を認識

国や地方自治体は、意見聴取に当たって、公募などの方法では声をあげにくい状況にあり一定の配慮や工夫が必要な子どもや若者がいることを理解し、どのように意見を聞くべきか、多様な手法を検討する。また、そうした子どもや若者は、広く周知するだけでは情報が行き届かない懸念もある。支援者の協力を得る等、様々な手段を用いて情報を届け、声を聞く機会を確保する。

声をあげにくい状況とは、例えば、いじめの被害を受けている、不登校、孤独や孤立、社会的養護下にある、被虐待経験がある、障害がある、医療的ケアを必要としている、非行、病気（精神疾患を含む）療養中、性的マイノリティ、貧困、居住不安定、ヤングケアラー、外国人の子ども等⁶⁵が考えられる。

より困難な状況にある子どもこそ声をあげにくいことを認識し、意見を聞くことができない子ども・若者が存在することを意識し、可能な限りの工夫を行う。

○特性に合わせた配慮と一人の人間としての尊重

様々な状況にある子どもや若者から意見を聞く際には、本人の特性や状況に応じた合理的配慮と対応を行わなければならない。意見を聽かれることで過去の否定的な体験の想起やフラッシュバックに至ることもある。意見を聞く際には、その可能性を十分に認識し、意見を聽かれることの最善の利益を尊重しながら意見聴取に臨む必要があり、必要以上の聴取やトラウマを与えるようなことにならないよう、慎重に対応する。また、対象となる子ども・若者を年齢で一律に区切るのではなく、発達の段階を基準に対応することが求められる。

置かれた状況や本人の特性に関わらず、一人の人間として尊重し、特別扱いするのではなく対等な意見として扱う。

子どもや若者の状況や特性に対して先入観を持たないように留意し、その背景を含め、様々な価値観があることを理解する。

○幼い子どもの意見表明

幼児など低年齢の子どもも例外ではなく、それぞれに思いや考えを持つ意見表明の主体である。乳児も一人の人間として尊重される存在である。低年齢の子どもは、意見を持たないのではなく、言語能力が発達途上であることから言語で意見を表明することが難しいと

⁶⁵ これらの属性はあくまで一例であり、子どもが声をあげにくい状況や理由、背景要因は様々である。そのため、属性を網羅的に列挙することは難しいが、いずれにしても、困難な状況にある子どもや若者は声があげにくい状況にあることを念頭に置き、様々な工夫や配慮を行うことが大切といえる。

いうことを認識する。

低年齢の子どもは、言葉によらずとも、泣き声や表情、態度等により気持ちを表現している。言語化されていない声や気持ちも認識され、尊重されるべきであり、意見を表明しやすい環境の整備や子どもの特性・状況に応じた支援を行う。幼少期から気持ちを受け止められ、応答される体験の積み重ねは、その後の、学齢期、思春期、青年期における意見の形成の基盤にもなる。

<取組のポイント>

- ・ 支援に携わる者や施設職員等の専門的知識のある者に仲介やファシリテートを依頼するほか、本人の事情について理解のある当事者・経験者が聴き手になることも有用である。
- ・ 本人以外が意見を代弁する場合に、本人の特性を理解した者が、支援者なども含めた様々な関係者と連携し、多様な観点を総合して、本人の意見を検討する。
- ・ デジタルの活用が有用な場合、本人の能力を最大限に使えるツールを活用する。子どもや若者の状況・希望に応じ、他の人に会話を聴かれることがない環境を用意する。オンライン、Webアンケート、SNSなどの手法を活用することで、匿名性を確保し、子どもや若者が参加しやすい意見表明機会を用意する。
- ・ デジタルツールの活用は有効であるが、施設に入所しているなど、通信機器の使用に制約がある場合も考えられるため、子どもや若者の生活の場や活動の場に出向いて意見を聞く。
- ・ 意見の募集や意見表明機会の周知に際しては、ホームページ等における公募等だけではなく、子どもや若者が普段過ごしている生活の場や活動の場を通じた周知、支援を担うNPO等の民間団体等による紹介など、多様なチャネルを活用して、子ども・若者にアクセスする。
- ・ 幼児の場合、保育士等による適切なサポートのもと、言葉による意見表明のほか、絵を描く、写真を撮る、人形などに投影して意見を伝えてもらうといった方法や、観察を通じた把握の活用も有用である。大人が幼児の意見を代弁する場合、幼児教育・保育施設の代表者だけでなく、幼児教育・保育に直接携わる者や保護者の意見を聞く機会を持つ。
- ・ 参加した子どもや若者が意見表明のなかで過去の傷つき体験を想起した際などに備えるため、聴き手に対し、トラウマへの対応やアサーション（相手も自分も大切にする適

切な自己表現のためのコミュニケーションスキル)についての研修を実施する。

- 本調査研究では、児童養護施設、フリースクール、困難を抱える若者向けのシェアハウス、児童館に出向いてこどもや若者から意見を聞くとともに、障害のあるこども・若者や医療的ケア児、幼児については、有識者からのヒアリング等を実施した。その結果及び考察は第5章を参照されたい。

<こども・若者からの意見>

- 余裕がなくて来られない本当に困っている人の声も聴いてほしい。(公募・対面/小学生・中学生)
- なかなか意見を言えない人のために、意見箱など文字で書いて出せるようにする。(公募・オンライン/小学生・中学生)
- 個人的にはヤングケアラーの子や医療的ケアを必要とする子の意見表明など、まだまだ考えなければならないなと思いました。(公募・チャット/高校生・18歳~19歳)
- 言語化が難しい方も意見を伝えられるような仕組み(曲、絵?)があればいいと思う。(公募・オンライン/20代後半)
- 意見を言いにくい人は普段からなんでも言える人を間にはさむと何でも言える環境になる。(公募・対面/20代)
- 普段接する中で自然に吸い上げる仕組みが必要。(公募・対面/20代)
- 親の影響が強い年少のこどもたちは、声をあげにくい。声を聴く方法が必要。(不登校のこども)
- 小学生など小さい子たちが話す上では、中高生が同席するなどの配慮が必要では。(児童養護施設で生活するこども)
- 施設のこどもだけでなく、家にいる子でも声をあげられない子はいると思う。(児童養護施設で生活するこども)
- 自分の家が普通と思っていた。自分が悪くて大人が正しいと思っていたから、相談するという認識にならなかった。(困難を抱える若者)

(3) 政策への反映

<考え方のポイント>

○こどもや若者の最善の利益を実現する観点から判断

こどもや若者の意見は、政策の目的等を踏まえ、その年齢や発達の段階、実現可能性、予算・人員の制約なども考慮しつつ、こどもや若者の最善の利益を実現する観点から、政策への反映の是非や内容を判断する。

政策に関する意見を聴く中では、こどもや若者から日常生活に関する思いや相談が聴か

れることが想定され、中には、いじめや虐待、犯罪など子どもの権利侵害や重大な被害・加害について吐露・開示される可能性がありうる。今回のモデル事業においてはそのようなケースはなかったものの、今後子ども・若者から意見を聴取する上では、これらのケースに対し個別の臨機応変な対応が必要となる場合があることをあらかじめ想定し、必要な情報共有のルートや対応について関係部局での連携方法を決めておくことが望ましい。

なお、当該政策の主たる目的等の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子どもや若者の意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。子どもや若者に対して、聴取された意見がそのまま全て反映されるということではなく、様々なことを考慮しながら、子どもや若者の最善の利益を実現する観点から、反映の是非や内容を検討すること、政策の決定や実現には時間がかかる場合があることなどを、あらかじめ、分かりやすく伝えておく必要がある。

反映へのプロセスの中で、子どもや若者が、自身が表明した意見がどのようにまとめられたり公表されるのかを確認し、必要に応じて削除したり修正することができる機会を確保することも必要である。

○子どもや若者の意見を正当に考慮

子どもや若者が頑張って意見を表明できたかどうかを評価するのではなく、その意見の内容を正当に考慮する。その際、子どもや若者の意見を表面的にとらえるのではなく、背景にある根本的な課題も含めて考慮する。

子どもや若者の意見を大人の都合の良いように解釈したり、意見を聞いただけで終わらせる「参考意見扱い」では、子ども・若者が参画したとは言えない。子ども・若者の意見を踏まえ、子どもや若者の最善の利益の観点から、政策の立案・改善に繋げる。

<取組のポイント>

- ・ 担当大臣や地方自治体の首長等行政の意思決定者への提言・意見交換の場を設定したり、審議会や懇談会等の資料として調査審議に活用したりするなど、政策決定のプロセスに組み込んだ上で、政策決定における重要な情報として扱う。
- ・ 子どもや若者の意見を組織全体に共有し、できる限り反映を促すとともに、子どもや若者の提言を実現するための担当部署を設け、その状況をフォローアップする。組織内において子ども・若者の意見を聞く担当とそれを取りまとめ反映につなげる担当が異なる場合も、連携や情報共有を緊密に行うことで、意見の聴取から反映までのサイクルが滞りなく回るようにする。
- ・ 子どもや若者からの提言を実現するための独自予算を確保することも有効である。

- ・ 行政職員に対し、こどもや若者の意見を政策に積極的に反映することに関して意識づけや研修を行うほか、首長等の意思決定者の強いコミットメントにより、反映を加速化する。

【取組事例：遊佐町】

遊佐町の中学生と高校生で構成される少年議会には、45万円の独自予算が確保されており、少年議員たちはこの予算内で政策提言を行い、実現を目指すことができる。また、予算内で実現できないものも、一般質問として町に要望し、各部署で町の予算としての実現が検討される。

(資料集 第2章【国内先進事例調査】調査報告書 P29 参照)

【取組事例：石巻市】

石巻市子どもセンター「らいつ」は、2018年4月から民間の団体が運営する「指定管理者制度」を導入している。子どもセンターは、こどもたちが企画・デザインし建設され、開館後の運営にも参加していることから、その指定管理者選定の過程においても、こどもたちが意見を伝えられるよう「子ども委員」が設置された。指定管理者を選定する際に、利用者である子どもの声が聴かれている。

(資料集 第2章【国内先進事例調査】調査報告書 P19 参照)

<こども・若者からの意見>

- ・ 政治は若者の意見が構造上反映されないと分かりきっている。(公募・対面/18歳～19歳)
- ・ 子供からしたら、行政によって変わったと思うことが無いから、何を意見すればいいのかもわからない。(公募・チャット/中学生)
- ・ 国民の意見が反映されていないのに、子どもの意見が反映されるのか?不信感がある。(不登校のこども)
- ・ 伝えたいと思うけど、選挙権がまだないから意見は反映されないし、高齢者の票が多い分、高齢者を優先した政策になってしまうと思う。(アンケート/高校生)
- ・ 子ども世代の意見を聞いて取り入れるところまでを見せてほしいです。(アンケート/小学生)
- ・ 意見を肯定してくれて、実際に政治に影響しているんだと分かれば、自分たちで国を変えることができるんだと思える。そうすれば言おうと思える。(公募・オンライン/高校生)
- ・ 反映まで行かなくても、「ちゃんと受け取ってくれたんだ、決めるまでの過程で参考に使ってくれたんだ」と分かるのは重要だと思います。(公募・チャット/20代後半)

- 反映プロセスを明確化してくれると安心感があり、言った後の未来が明るいと感じる。
(公募・対面/高校生世代・18~19歳)
- 決める場に子どもがいないとダメ。30%とまでとは言わないが子どもの人数割合を決めるといい。(公募・対面/20代)

(4) 子どもや若者の年齢や発達段階に応じた適切なフィードバック、ふりかえり、社会全体への発信

<考え方のポイント>

○適切なフィードバック

意見を聴いたままにせず、意見表明した子ども・若者に対し、その意見がどのように扱われ、検討され、どのような結果となったかを伝えることは、意見反映のプロセスの重要な一部であり不可欠である。意見を聞く側は、検討の結果として実現が難しいことについても、なぜ難しいかを子どもや若者に対して説明する。その際には、事前の準備と同様に、子ども・若者の年齢や発達段階、置かれた状況等に応じて分かりやすく、適切な方法を用いる。

適切なフィードバックは、意見表明したことにもとて学びの機会となるとともに、自身の意見が正当に扱われ社会に影響を与える経験を通じて、モチベーションや自己有用感を高めることにつながる。

○振り返り

意見表明の場が話しやすかったかや十分に意見を言えたか等、意見を表明した子どもや若者自身の振り返りは、意見聴取の場や仕組みへの意見として聞く側による取組の改善に反映することができる。

また、意見を聞く側の行政職員やファシリテーターも、様々な視点で振り返りの結果の課題を抽出し、子どもの意見と併せてその内容を取り組みの改善に活かすサイクルを構築することが重要である。

○社会全体への発信、子どもや若者のエンパワメント

どのようなテーマに関しこども・若者から意見を聴き、どのような意見が出てどう反映されたのか、その一連のサイクルそのものを、子ども・若者のみならず、社会全体に広く発信することは、子どもの意見反映に対する社会の理解を広げ、子どもを自己決定の主体と捉える意識を社会の中に築くものであり、大人社会の意識を変えていく土壌となる。

こうした社会的機運の高まりや意識の変化は、広く子ども・若者のエンパワメント（自信を得て、持つて生まれた能力を發揮できるよう支えること）や意見形成の支援にもつながる。

<取組のポイント>

- ・ フィードバックの手法やタイミングは、意見聴取の手法によっても様々である。行政の首長等からのフィードバック、審議会等における検討や資料配布、定期的な状況報告機会の確保、こどもや若者への個別のフィードバック等が考えられる。
- ・ こどもや若者から出された意見をまとめたり公表したりする際には、意見を表明したこども・若者にその内容を確認し、本人の意向に応じて修正や削除に対応する。また、意見の内容によって個人が特定されることのないよう留意し、安心安全を確保する。
- ・ 意見が政策に反映されたかどうか、反映が難しい場合にはその理由を含め、反映のプロセスをこどもや若者に分かりやすく伝える。
- ・ その際、行政機関のホームページ等による公表のほか、SNS等こども・若者が日常的に触れやすい手法を活用して伝える。
- ・ 個々の意見のすべてに逐一の対応を示す必要は必ずしもないが、要約された意見・提案等に対して、検討のプロセスとともに、「意見を反映した」「今後の検討課題とする」などの対応や、「ここまで実現できる可能性がある」といった代替案などが分かりやすく公表する。
- ・ フィードバックの内容は、様々な機会を捉え、広く一般にも発信する。

<こども・若者からの意見>

- ・ フィードバックする場、結果を教えてもらう場が欲しい。(公募・対面/小学生・中学生)
- ・ アンケートを集計した結果が広く発信されるようにしてほしい。(アンケート/19~22歳)
- ・ アンケートをした以上、声を反映できなくても、端的に明確な回答を示してください。(アンケート/23~25歳)
- ・ アンケート結果の公開とどのように反映するかを決める場にこども・若者がいること。また、その決める場を公開すること。(アンケート/26~29歳)
- ・ 意見の取り扱い(意見の公開、政策への反映可否等)や政策反映までの過程のわかりやすい可視化を希望。国や自治体はそのテーマについてどのように考え、政策としてどう取り組む姿勢であるのかを知る機会を得たい。(アンケート/26~29歳)
- ・ 声を聴いただけで終わらないでほしい。話したことがどうなるかの説明などが大事(困難を抱える若者)
- ・ 反映されていなくても反映されない理由を伝えてくれれば向き合ってくれていると感じる。(公募・対面/18歳~19歳)

- ・ 聞かれたことが役に立っている認識が重要（内閣府ユース政策モニター）
- ・ 話したことを取り消せることも大事。（困難を抱える若者）

3. こども家庭庁への提案

こども家庭庁は、同庁設置法において、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とすることを任務とし（設置法第3条）、その任務を達成するため、行政各部の統一を図るための総合調整権限を有すること（同第4条第2項）が定められている。

令和5年4月のこども基本法の施行により、国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（同法第11条）こととなる。

これらにより、こども家庭庁自らが庁内各課において子どもや若者の意見の政策への反映に取り組むことはもちろん、関係府省や地方公共団体の取組を強力に推進することが求められる。

一方で、検討委員会において議論があったように、政府においては、これまで、子どもや若者の意見を政策に反映する取組が十分に検討されてきたとは言い難く、こうした取組は新たなチャレンジである。また、子どもや若者が政策決定過程に参画する取組は、必ずしも日本が遅れ、諸外国が成功を収めているわけではなく、先進的とされる諸外国においても、取組を進める中で様々な課題にひとつひとつ対応し、試行錯誤しながら改善を重ねていることが本調査によって明らかになっている。

こども家庭庁の下で取組を進めるに当たっては、新たなチャレンジとしてまず実施可能なことから着実かつ速やかに進めるとともに、OECD や児童の権利委員会などの国際社会の動向も踏まえつつ、子どもや若者の視点に立って絶えず課題を把握し、子ども・若者の声を聴きながら、ステップバイステップで、取組を企画立案・実施・改善することがこども家庭庁に求められている。

<こども家庭庁において速やかに取り組むべき事項>

こども家庭庁創設後に速やかにかつ着実に実施するべき事項としては、以下が挙げられる。

○「こども・若者意見反映推進事業」（令和5年度予算事業）の着実な実施

こども家庭庁は、その初年度事業として、広く子どもや若者の意見を聴き反映する仕組みの構築等の取組を開始する。同事業においては、以下の点を柱として、こども家庭庁のみならず関係府省や地方自治体の取組を促すことが重要である。

- ・ こども家庭庁や各府省庁の施策における子どもや若者に関連するテーマに関して、対

面やオンラインでの会議、SNSでの意見交換、アンケートなど多様な手法を組み合わせながらこども・若者の意見を聴取し、政策に反映する。

- ・ こども・若者自身が関心の高いテーマを提起し、選択することで、こどもや若者にとってより優先度が高いテーマについて意見交換をする機会も創出する。
- ・ 事業の企画や運営にこどもや若者が参画する機会を設け、こどもや若者の主体的な活動を促進する。
- ・ 意見の表明や情報へのアクセスに困難のあるこども等、意見聴取において配慮が必要なこども・若者については、その特性に応じて必要な配慮や工夫をし、周囲の協力を得て心理的安全性を確保しながら、適切な方法で意見聴取を行う。
- ・ こども・若者が意見を言いやすい環境をつくりその声を引き出すファシリテーターの確保や活動がこどもにとって安心・安全に行われるようにするためのセーフガーディングを含めた体制の整備によって、安心安全な意見聴取の場を創る。
- ・ ファシリテーター等の人材を地方自治体に派遣する等、こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援する。

○「こども・若者意見反映推進のための調査研究」（令和4年度第2次補正予算）の速やかな実施

本調査研究では、声をあげにくい状況のこどもや若者に対しては個別の施設等に出向く形での意見聴取や有識者等によるヒアリングを行ってきたが、更なる検討の深掘りが求められる。この点は、諸外国においても様々な試行錯誤が行われながら取組が進められているところである。

また、こども・若者の意見聴取とその反映には、こども参画の重要性等を理解し十分な技術を有するファシリテーターの養成や確保、こども・若者施策に対する意見を聞く行政の理解促進や意見表明の機会に参加することのこども・若者の安心・安全を守るために体制づくりが不可欠である。

このため、下記について、更なる調査研究を行うことが必要である。

- ・ 様々な困難のあるこどもなど多様な立場のこども・若者や低年齢のこどもからの意見聴取の在り方
- ・ こどもの意見反映に取り組む各府省庁や地方自治体の職員が、その意義や求められる姿勢・体制等について適切に理解し、効果的に取り組むためのガイドライン策定
- ・ 安心安全なこども・若者参画を支えるファシリテーターの養成プログラムの策定

○こども家庭審議会等へのこども・若者参画の推進

こども家庭庁の下に置かれることの家庭審議会をはじめ、各府省庁や地方自治体が設置する審議会等の委員にこども・若者を登用するよう努めることが重要である。政府では、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（いわゆる骨太の方針2021）において、「政策決定過程

において、とりわけ若年世代や世代間合意が不可欠な分野の施策について、若者の意見が積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。」とされている。

審議会等の委員等にこども・若者を登用する際には、こども・若者が安心・安全な環境で意見を表明できるように配慮することが必要である。具体的には、こども・若者だけが集まって話し合う場を設けたり、意見を表明したことで不利益が生じないようにしたりすることが重要である。

こども家庭庁において、関係府省や地方自治体の審議会等のこども・若者委員割合を「見える化」することが求められる。

○取組の推進・拡大のための体制強化

こども家庭庁においては、こども・若者の意見を政策へ反映する取組を推進するための担当係を設置する等、こども・若者の参画を支えるための人員体制の整備と組織の強化、それに必要な資源の投入を進めが必要である。

また、こども基本法第13条においては、国・地方公共団体に対し、関係機関・団体等の有機的な連携の確保に係る努力義務が規定されている。さらに、こども家庭庁設置法案に対する附帯決議（令和4年6月14日参議院内閣委員会）には、「こども施策の検討に当たっては、こどもや若者の意見を把握するために、特定の手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方公共団体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携すること。また、子どもの意見形成を促進するために、子どもの年齢及び発達を考慮し、子どもが理解しやすくかつアクセスしやすい多様な方法で十分な情報提供を行うこと。」「子どもの年齢及び発達の程度に応じ、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮するための方針を早期に具体化し、その実施に当たっては、関係府省庁に対しその趣旨を徹底するとともに、実効性の確保に向けて恒常的な連携を図ること。」が規定されている。政府全体でこども・若者の意見反映を推進するため、こども家庭庁には、こどもや若者に関わる施策を行う各府省庁に対し、こどもや若者の意見の政策への反映に関する啓発、意見反映に係る理念や本報告書に示す取組事例・方向性の周知等を通じて連携を強化し、子どもの最善の利益に照らして必要な協働・調整を行うことが求められる。

○ 地方自治体における取組の促進

こどもや若者にとってより身近な施策を担う地方自治体において、子どもの意見を聴く取組が広く行われることは極めて重要である。国内の先進的な取組事例や体制の在り方等参考になる情報を収集・展開したり、自治体間の交流の機会を創出したりするなど、地方自治体の取組を支援するべきである。

○ 意見反映の周知啓発、社会的機運の醸成

日常の生活の場から国の政策まで、様々な段階で子どもや若者が意見を表明できるよう、社会全体で理解を促進し社会的機運を高めていくことが、子ども・若者の意見反映を持続的かつ実効性のある取組として推し進めるために不可欠である。そのために、「子ども基本法」や「児童の権利に関する条約」、並びに児童の権利委員会の「一般的意見第12号」等の趣旨・内容について、子ども・若者向けの分かりやすい情報の発信やその内容を学ぶ機会の確保、大人への周知啓発が必要であり、さらに子ども・若者から聴いた意見について、政府における具体的な検討状況や見通し、結果を子ども・若者はもちろん社会全体に発信していくことも有用である。

<ステップバイステップで検討すべき事項>

子ども・若者の意見反映の取組は多岐にわたる。できることから速やかに進め、ステップバイステップで拡充・拡大していくことが重要である。

○ 「子ども大綱」への反映

「子ども大綱」は、子ども施策を総合的に推進するために、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、子ども大綱に定めることも施策については、原則として、当該子ども施策の具体的な目標及びその達成期間を定めるものとしている（子ども基本法第9条）。その大綱の中で、子どもや若者の意見の政策への反映が重要な施策として位置づけられ、着実に実施されることが求められる。

また、同法第17条では、子ども家庭庁に置かれる「子ども政策推進会議」（内閣総理大臣を長とする閣僚会議）が子ども大綱の案を作成するに当たっては、子ども及び子どもを養育する者、学識経験者、地域において子どもに関する支援を行う民間団体やその他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすることが規定されている。

○ 子どもの意見表明や積極的な社会参画を促進する機会や仕組みづくり

「子どもの意見を聞く」とは、大人が聴きたいテーマについてだけ聞くことではない。子どもや若者自身から検討したいテーマについて声を上げ、提案し、意見を表明することができる、双方向のプラットフォームのような仕組みや場づくりが広がることが望まれる。

また、子どもや若者が地域社会や児童館などの居場所、学校等において役割を担い主体的な活動をすることで意見が形成され、その意見が活動や仕組みの中に反映されるというサイクルが生まれる。子ども議会や若者議会、またユースカウンシル等をはじめ子どもや若者が主体となって活動する取組を支援することは、意見反映と社会参画の機会を一体的に促進することにつながる。

さらに、ニーズや求められる機会は子どもと若者で異なる場合があることを認識し、年齢や発達段階に応じた参画の機会の創出が求められる。

○権利を学ぶ機会と意見形成の促進

本調査研究で実施したアンケートでは、「あなたは、こどもが意見を表明する権利について知っていますか。」という間に「聞いたことがあります、内容も知っている」と答えたのはわずか 26.1%であり、残りの約 74%（およそ 4 人に 3 人）は「知らなかった」または「聞いたことはあるが内容は知らない」と答えている。こどもの意見反映の促進には、こどもや若者が自らの権利について学ぶ機会や意見形成支援を充実していかなければならないといえる。

多くのこどもに意見形成や意見表明の機会を届けるためには、文部科学省や教育委員会との連携により、こどもが日々の多くの時間を過ごす場である学校における取組を推進していくことが有効と考えられる。教育的意義を踏まえた、こどもに関わるルールの制定や見直し等、身近な課題を自分たちで解決する経験を推進する取組が求められる。さらに、保育所、認定こども園、幼稚園等において、乳幼児期からこどもたち同士が話し合う場づくりが進められることが望まれる。

○ファシリテーター・サポーター等の確保・養成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるためにはファシリテーター・サポーターの存在が重要であり、その確保が求められるところ、人材の養成が課題となっている。ファシリテーター・サポーターに求められる資質や技能を丁寧に検討し、こども・若者参画を支えるファシリテーター養成プログラムの策定に係る調査研究の内容も踏まえながら、長期的視野に立って人材を育成することが求められる。

また、ファシリテーター、サポーターのほか、声をあげにくいこども・若者に寄り添い彼らの声を聴く代弁者（アドボケイト）等を増やすための支援も望まれる。

○こどもや若者の参画に取り組む民間団体等との連携強化

こども・若者の社会参画に取り組む N P O 等の民間団体、地域においてこどもや若者が主体となって活動している会議等、こども・若者の意見反映に知見や経験を有する関係者とのネットワーク構築、こどもに関わる職業に従事する大人（教職員、保育士、児童厚生員、放課後児童クラブ支援員、子どもの医療や福祉・心理に関わる専門職、少年司法関係者、法執行機関関係者など）に対する取組やその意義の周知、研修機会の提供も一層推進されるべきである。

○地方自治体における取組の促進

こども基本法第 10 条では、都道府県又は市町村は、「こども大綱」を勘案して「都道府県こども計画」又は「市町村こども計画」を定めるよう努めることが規定されている。自治体こども計画の策定プロセスにおいても、国の大綱と同様に、こどもや若者の意見を聴き反映させるよう、こども家庭庁が地方自治体の取組を促すことが重要である。また、自治体こど

も計画においてこども・若者参画施策を盛り込むよう奨励することで、こどもの意見聴取や政策への反映の取組が地方自治体において着実に実施されるよう後押しする。なお、こども基本法第10条では、都道府県こども計画、市町村こども計画は、子ども・若者計画や子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条に規定する計画、その他法令の規定により都道府県・市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができると定められている。

さらに、地方自治体においては、こどもの権利に関連する条例の制定に向けた取組等も進みつつある。こども・若者の意見を聞き政策に反映する取組を広げるためには、条例等にこども基本法第11条に基づくこどもの意見表明や社会参画の趣旨や規定が盛り込まれることも意義が大きいため、様々な機会を捉え、こども・若者の意見反映の趣旨が地方自治体において広く周知されるよう国が情報提供を行っていくことも有用である。

また、こども・若者参画に係る予算措置や担当部署の設置、民間団体への委託や連携の在り方などについて情報提供等の支援を行うことも求められる。

○評価の仕組みの構築

多様なこどもから多様な意見を聞き、政策に反映していく上では、聴いたこどもや若者の意見を集約・分析する体制づくりが欠かせない。また、こども・若者の参画や意見反映のプロセスの評価や、施策が意見に基づいて実践されたか、実践したことが結果に結び付いたか等、結果を評価する仕組みの構築も求められる。こどもの意見の聴取や反映について評価の仕組みを整えることは諸外国においても共通の課題であるが、評価の指標の設定や仕組みの構築に当たっては、ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業におけるチェックリストやセーブ・ザ・チルドレンの「子ども参加のための9つの基本的要件」評価チャート、諸外国において行われている法令・政策・計画等の策定前後に当たってこどもの権利にどのような影響が生じ得るかを評価する「子どもの権利影響評価」等の手続きも参考となる。本調査研究の結果も踏まえ、「こども・若者意見反映推進事業」や「こども・若者意見反映推進のための調査研究」が実施されることとなるが、これにとどまらず、こどもや若者の意見表明や参画に関する調査研究や実践は、試行や改善を重ねながら一層充実させていくべきであり、様々な立場や観点からの継続的な研究や事業改善が求められる。

また、評価や検討に当たっても、評価基準を明確にし、当事者であるこどもや若者とともに実施できるよう検討する。

おわりに～検討委員からのメッセージ（50音順）

安部 芳絵（工学院大学教育推進機構 准教授）

施策への子どもの意見反映と国・自治体の役割

こども基本法第11条により、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」ことが求められている。しかし、国・自治体のいずれにとっても新しい挑戦であることから、推進にあたっては多くの困難が予想される。そこで、本報告書では充分に検討しきれなかった点を中心に、法的な枠組み、自治体（事務局）の役割、都道府県の役割、国の役割の4点から今後の課題を述べ、子どもの権利を保障した意見反映プロセスに道を開きたい。なお、何から手をつけてよいかわからない場合は、意見反映の土台となる子どもの権利に関する職員研修から始めることをお勧めする。

1. 法的な枠組み

国レベルでは、こども基本法が施行され、こども家庭庁も発足する。省庁のタテワリをなくし、子ども施策を一元的に担っていくことが期待される。

一方、都道府県や自治体レベルでは、こども基本法あるいはこども家庭庁にあたる法的枠組みや所管部署が存在せず、依然としてタテワリのままというところも少なくない。タテワリにより、子どもの意見がある分野では反映されたにもかかわらず、別の分野では反映されないという弊害が起こりうる。このことから、たとえば子どもの権利条例のように子どもの権利を基盤として包括的に子どもを捉えることのできる法的な枠組みを構築しつつ、子どもを所管する部署を再編しタテワリをなくしていくことも検討されてよい。

2. 自治体、とくに事務局の役割

本報告書では、施策への子どもの意見反映に向けて、ファシリテーターの重要性が各所で強調されている。子どもの参加・意見表明を支えるファシリテーターが重要であることはいうまでもないが、ファシリテーターを活かせるかどうかは、事務局の力量によるところが大きい。施策への意見反映プロセスの成否は自治体の事務局にかかっている。事務局が、権利に基づいた意見表明の重要性をしっかりと認識することから始まり、参加の場のアセスメント、子どもの権利の学習・研修、実際に意見を聞く活動、意見反映に向けた関係各所との連携、子どもへのフォローアップと評価まで、その役割は多岐にわたる。

これらの前提として、自分のまちにどんな子どもたちがいるのかを事務局が把握していることが重要である。ジェンダー、海外とつながりのある子どもの有無、障がいや病気、世帯の経済的状況といったさまざまな背景を有する子どもの存在は、意識的に子どもを見る視点がないと見落としがちである。「うちのまちにそのような子どもはない」ではなく「どんな子どもが

いるか」を把握することから始めたい。また、これまでに実施してきた自治体のアンケートでは、例えば小5・中2のように、ある年齢の子どもだけを対象とすることが多かった。0-18才までのすべての子どもを対象として意見を聞くという視点も忘れないようにしたい。

なお、子どもから出された意見が個別の権利救済や制度改善を要することも予想される。そのようなときにも、子どもの権利条例のような法的枠組みが機能すると思われる。

3. 都道府県の役割

都道府県において施策への子どもの意見反映を展開していくのはもちろんのこと、基礎自治体へのサポートも合わせて検討してほしい。具体的には、子どもの意見表明や参加を促進するための取組、担当部署を設置するための補助金等が考えられる。子どもから出た意見を実現していくための予算措置もあってよい。審議会等への子ども参加を実施する際の技術的な助言や人的サポート等もありうる。都道府県内の好事例の共有や、職員研修など、都道府県内市町村の参加力向上も課題である。基礎自治体が他都道府県の事例を把握するには困難が伴うことから、都道府県がイニシアチブをとって基礎自治体の施策への子どもの意見反映を底上げしていくことが期待される。

ところで、子どもたちから出された意見の中には、子どもの権利の視点から考えて緊急性が高いものの法律の改正など制度改善を伴わなければ実現できないケースがあることも予想される。このようなときに、基礎自治体から出された意見をとりまとめ、都道府県から国にはたらきかけるルートを確保してほしい。

なお、施策への子どもの意見反映は、平時だけでなく緊急時にも求められる。とくに、災害時など緊急事態下では、被災した自治体だけで対応するのは厳しい。都道府県が担当職員を派遣するなど、避難所運営や復興のまちづくりへの取組に子どもの意見を反映するしくみも望まれる。また、平時から、基礎自治体が子どもの意見を聴きながら防災活動を進めること、さらには防災計画策定への子どもの意見反映のサポートも期待される。

4. 国の役割

施策への子どもの意見反映に関する国の役割は大きい。詳しくは、本報告書の第6章「3. こども家庭庁への提案」にゆずり、以下の3点のみ記述する。早急に検討していただきたい。

1点目は、基礎自治体・都道府県のサポートである。多くのまちにとってこの取組は新しいチャレンジである。そのため、基礎自治体・都道府県における事例（失敗含む）の共有と職員・子どもの交流を積極的に担ってほしい。

2点目に、子どもから出された意見が、何らかの権利侵害にかかわるときである。その子どもの置かれている状況なんとかしたいと考えても、子どもの権利の個別救済にかかわる国のしくみは不在である。加えて、子どもから出された意見が法改正や制度改善を必要とするものであるとき、これらを受け止めるしくみもない。いずれも急務である。

3点目は、他の省庁とくに文部科学省との連携によるこども政策と教育の垣根をなくすこと

である。今後、子どもから学校や教育に対する意見が多く出ると予想される。長い時間を過ごす学校は、子どもにとって身近な問題である。「勇気を出して意見を言ったのに学校は全く変わらなかった」では、子どもたちは失望するだろう。学校を子どもの権利が保障された場とするためには、子どもの意見が正当に考慮されることが不可欠である。施策への子どもの意見反映に際しては、文部科学省と連携するとともに、基礎自治体でも教育と福祉のタテワリを超えて実現ができるようなサポートが求められる。

菊池 真梨香（一般社団法人 Masterpiece 代表理事）

1. 自己紹介・活動の背景

東京都内の児童養護施設で児童指導員として勤務。ある時、カナダの権利擁護について学び、アドボカシーという概念に出会う。カナダオンタリオ州では、ケアリーバー自らの声を政府に届け、法や制度を変えるシステムアドボカシーが行われていることを知り感銘を受けた。現在は、社会的養護を巣立った若者のサポート事業をしながら、子どもアドボカシー学会の理事や、子どもアドボケイトとして一時保護所に訪問する活動を行っている。誰もが自分や他人の権利を尊重する文化となることを願い活動している。

2. 虐待などで親を頼りづらい子ども・若者たち

私が特に取り組んでいる分野としては、「社会的養護下にある子ども・若者」または「虐待などを受けて親を頼りづらい子ども・若者」である。いわゆる「声を上げづらい」というカテゴリの一部であるが、子ども・若者たちが直面する課題は一つではなく、他には障害やLGBTQや外国籍といった背景をもつ場合もある。それゆえ、他の専門分野との連携は必須である。虐待を受ける子どもたちに関しては「声を上げづらい」中、身体的心理的に傷を負い、最悪の場合命を落としてしまうケースもある。

3. 子どもの意見が反映されにくい社会について

日本の現状として、一人ひとりの権利が尊重されるというよりは、横並びに成長をすることを優先される教育の中で、子ども・若者は「何でも言って良い」環境が用意されづらくなっている現状であるといえる。今回、こども家庭庁が創設され、子ども・若者たちの声を聴き、制度に意見を反映していくこうといった流れはとても素晴らしいものだといえるが、子ども・若者たちが安心安全の中で「何でも言って良い」という環境や文化を整えていくには、すぐに軌道に乗っていくことではないと思われるため、数年かけて丁寧に吟味されていくことが求められる。

4. ファシリテーターの養成

今後、子ども・若者の声を聴いていく中で、ファシリテーターの養成はとても大きなポイントだといえる。ファシリテーターは子どもと直接話し、傾聴し、時に意見を引き出し、意見をまとめるという重要な役割を担う。ファシリテーターの資格取得で枠を作るよりかは、こども家庭庁が指定する研修を受けたファシリテーターの養成といったところが現実的ではないだろうか。ファシリテーションにおける基本的要素と、それぞれの子ども・若者の分野（障害、LGBTQ、外国籍等）の専門研修を受けていき、現場に出ていくというようなイメージである。また、その現場に出ていくファシリテーターに関して、子ども・若者自身が決めるといった場が必要であると思う。

声を届けてくれた子ども・若者が「声を届けたことによって嫌な思いをした・後悔した」などという経験をすることなく「声を届けて良かった」とエンパワーされる体制づくりや、声を届けた後に心身の体調を崩していないかなどをフォローする体制もまた重要である。

5. 声を聴く環境について

今回、モデル事業にも参加したが、その中で感じたことについて箇条書きでまとめる。

- ・環境・雰囲気・安心安全な環境。周りにいる大人の存在が重要。
 - ・発達障害等をもつ子どもへの配慮。
 - ・声の取り扱われ方について（意見がどのように使われるか、意見を変える・取り消せる）
 - ・子ども・若者の成長や社会情勢によって声は変わっていくため、定期的に調査が行われると良い。
 - ・対面・オンライン・文字によるチャット・Webアンケートどれも必要。
- 色々な聴取方法があることが大事。

6. 今後の子ども・若者参画について

- ・SNS (Twitter、Facebook、Instagram、TikTok)、Youtubeなどの動画、またゲームなどを通じて声を聞く。子ども若者を中心に考え運営する。
- ・子ども若者委員（単発・プロジェクトベース、長期的）色々な関わり方がある。
- ・イギングランドのインターンシップ制度
ケアリーバーの若者がインターンシップ生として雇われる。

7. まとめ

子ども・若者参画を進めていく中で最も重要なことは、企画段階から子ども・若者に参画してもらうことだと考える。大人側で考えたことについて子ども・若者にヒアリングして決めていくとなると、どうしても子ども・若者は受身の存在となってしまう。子ども・若者たちは「全体の中の一部」でしかないと思うことのないように、「自分たちが企画して主体的に行ってい」る環境を整えることが大切である。子ども・若者の参画が「お飾り参加」となってしまわないよう、真に子ども・若者がたちが実現したいことに大人がサポートに入っていくという体制が理想であると思う。

土肥 潤也（NPO 法人わかもののまち 事務局長）

今回の「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会」が発表する報告書は、かなりボリュームのある内容であるが、我が国こどもの意見反映の今後を考える上で網羅的な内容になっている。

約半年間という時間的な制約があるなかでの議論・モデル事業の実施であったことから、もちろん完全とは言い切れない。今後の課題として、私が考える論点を下記に列挙する。

○体系的なこども・若者の意見反映施策の検討

こどもの意見反映は、ひとつの事業、ひとつの取り組みだけで行うのではなく、分野横断的で重層的である必要がある。そのためには自治体の計画や評価指標のなかに、きちんとこども・若者の意見反映を位置付けていく必要がある。

次年度以降、こども大綱の議論もはじまるところから、体系的なこども・若者の意見反映の取り組みの検討を行っていく必要がある。

○こども・若者に意見反映に関わる大人の意識醸成

こども・若者の意見反映において、最も重要なのはこどもや若者と関わる大人の意識の変革である。こどもや若者はある意味、大人が用意した環境・社会で育つのであって、その社会をつくってきた大人自身の考え方方が変化していかなければ、真の意見反映は行えない。

今回、こども基本法第 11 条によって、こどもの意見反映は義務化されたが、これはただのスローガンで終わってしまう可能性も大いにある。研修プログラムの開発や日常的にこども・若者の声を聴く重要性を大人側に意識づけていく方策を考えたい。

○意見反映だけでなく、「参画」を促す取り組みも

こども・若者の意見反映はもちろん重要であるが、ただ声を聴くだけでなく、こどもや若者が主人公として自ら社会づくりに取り組む「参画」の環境整備も必要である。こどもや若者が主体的に取り組む活動に対して予算をつけていくことなど、こども・若者のさまざまな活動（スポーツ、文化、まちづくり、市民活動など）に取り組むことのできる機会をつくっていくことも求められる。

○「若者」により焦点を当てた議論も

今回、「こども家庭庁」という名称になったことからも、若者政策がこども政策と一緒にくたになつて議論されているように感じる。もちろんこどもから若者への連続性という意味で、一体として議論することも必要であるが、若者特有のニーズや政策課題も多くある。

意見反映に関しても、「若者」という視点でより踏み込んだ政策づくりの検討を進めていくことが必要である。

能條 桃子（一般社団法人 NO YOUTH NO JAPAN 代表理事）

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会全5回の議論を終えて

この度は日本における子ども・若者の意見表明プロセスの形成という、これまで実施されてこなかったことへの深い反省と共に進み出した新たな試みに、委員として参加させていただくという貴重な機会を賜り感謝しています。本稿では会議を通じて考えたものの、十分に報告書には反映できなかったことを三点述べさせていただきます。

◎「言っても無駄だった」という失敗体験にしないために

今回の調査研究に委員として参加し、必要だと言う認識を大きくしたもの一つが政策への意見聴取のプロセスと両輪で同時になされるべき「ケース対応」である。

今回のモデル事業を通じて、特に児童養護施設や一時保護所にいるこども・若者から、自分や周りの同じ境遇にある人たちの処遇の改善を求める声を多く寄せてもらった。

「職員とゆっくり話す時間がない」「移動の自由がなく友達と遊ぶ約束ができない」「金銭面も含めて進路が不安」このような切実で、今解決してほしい問題に対し、この調査研究の「意見表明の方法調査」という題だけでは、残念ながら個人個人の抱える問題の解決には直接繋がらない。上手く所管の省庁にこの問題意識が伝授されたとしても、政策の問題として取り上げられ、解決に向かう頃にはこの意見をくれたこどもたちはもう卒業しているかもしれないし、「一時保護」は終わっているだろう。

省庁や自治体行政の管轄という縦割りを超えて「こども真ん中」に取り組むべきは、こどもの意見表明を政策に落とし込むことと同時に、人権意識を持った担当者が早急な個別対応がされるべきこども・若者からの意見をケースワーク担当者に繋ぐことなのではないだろうか。「どうせ言っても無駄だった」という失敗体験にしないように、フィードバックやケース対応をする仕組みの設計を望みたい。

本報告書でも事例として取り上げた兵庫県尼崎市のユースワークを推進した稻村和美元市長は、ユースワークに関わる職員に向けて「こども若者の3年と職員（大人）の3年は同じでない、いつもの行政の進め方では遅いことを認識してほしい」と発破をかけたそうである。こども・若者の声を聞く大人たちの姿勢が重要な鍵になる。

◎「政治」分野の意見表明の欠損について

この調査研究は「行政」をテーマにしており、政治に関しては含まれなかった。しかし意見表明について考える際「政治」も重要なセクターであると同時に、日本においてはこども若者

の意見表明権について十分に取り扱われていない。例えば 18 歳以下の政治活動の禁止、被選挙権に関する年齢制限の観点（25 歳、30 歳）などは、十分に社会に声を反映させる手段を法律で制限しているものであり、改善が必要だと考える。

◎ 「意見表明」を醸成するための若者主体活動の支援について

民主主義的な活動をするための支援が今の日本にはほとんどない。大人が若者を支援するためのスキームや資源は財団などを通じて存在していても、若者による若者のための活動への助成はほとんどない。そのため、若者団体は少ないリソースの中で活動することになり、また、数年単位で団体が入れ替わりなかなか経験などの蓄積がされづらい状況にある。

しかし、今回の海外事例調査でもわかったとおり、他の国々では職員を雇える環境が若者団体に存在しているなど、ユースワークに積極的な支援をしている国も多く存在する。声を出すためには、その声を認識するための土壌が必要であり、それを耕すのは一度のイベントなどではなく、息の長い活動から始まるものである。金銭的な支援などをどの枠組みが行うことができるのか、長期的な戦略として考える必要がある。

林 大介（浦和大学 准教授）

子ども施策に子どもの声(子どもの意見)を反映するためにさらに取り組むべきこと

今回、5回に及ぶ検討委員会での議論およびモデル事業の実施を通して、「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」のとりまとめおよび公表となった。

概ね、各委員の考え方や知見を反映した報告書となっていると考えているが、時間的制約やその専門性から十分に議論しきれず、報告書に反映することができなかつた項目や課題がいくつかかる。そこで、子ども施策に子どもの声(子どもの意見)を反映するために、さらに取り組むべきこととして、以下4点、問題提起をしておく。

1：子どもの権利(条約)学習への積極的かつ重点的な取り組み

子どもの権利条約の第42条（条約広報義務）においては、「締約国は、この条約の原則および規定を、適當かつ積極的な手段により、大人のみならず子どもに対しても同様に、広く知らせることを約束する」と規定している。また、こども基本法の第15条においても、「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と規定している。

そのうえで、報告書内でも取り上げているが、こども基本法の目的(1条)、基本理念(3条)、こども等の意見の反映(11条)等を踏まえ、「子どもの権利条約」および「子どもの権利」に関し、学習する機会が何よりも必要である。

そしてその対象は、子どもだけではなく、保護者、教職員、行政職員、子ども施策に関わるスタッフはもとより、あらゆる方が対象となる。その際、対象に応じた権利学習が行われるとともに、実際に権利行使が当たり前の権利として保障される内容として教えられる必要がある。「子どもの権利(条約)」について、(特に子どもと関わる)おとな自身が理解し実践することが不可欠であり、おとな自身の権利学習や権利に対する再認識が求められる。

ことに日本社会においては、「権利」行使をする際に「義務」が強調される側面が強いが、そもそも権利が保障されることと、義務とは何ら関係性はない。もちろん、「自分に権利があるからといって、自分の権利のために無条件に他人の権利を侵して良い」わけではない。このことを理解すれば、けっして「権利=わがまま」にはならない。権利と義務は対ではないが、互いに権利を尊重し合う必要性を学ぶことが大事である。

2：文部省<「児童の権利に関する条約」について（通知）>（文初高第149号 平成6年5月20日）の撤廃

1994年に子どもの権利条約を日本が批准した際、条約発効2日前に文部省（当時／現文部科

学省)は、坂元弘直文部事務次官名で、全国の学校に<「児童の権利に関する条約」について(通知)>(文初高第 149 号 平成 6 年 5 月 20 日)という通知を出した。この通知は、日本の現行法制は、子どもの権利条約と「軌を一にするものであり」、「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はない」という立場をとっている。

通知の第 1 項では「もとより、学校において児童生徒等に権利及び義務をともに正しく理解をさせることは極めて重要」としている。子どもの権利条約が示しているように、本来、子どもが持つ権利に対し義務を負うのは、親などの保護者や国(締約国)である。しかし日本の学校では、教師が「権利を主張するなら、まず義務を果たせ」と生徒を指導することが多い。その背景には、この通知にあるように「権利と義務は対」であるというような誤った考え方を旧文部省が出しそれが今もって撤回されていないことにもある。

また、通知の第 4 項では、子どもの権利条約で子どもの「意見を表明する権利」や「表現の自由についての権利」が定められているとしながらも、「もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものである」としている。また、「意見を表明する権利」については第 5 項でも「必ず反映されるということまでをも求めているものではない」とあり、子どもの意見を聞くというより、むしろ教育指導に従うことのほうが優先するという、いわば歯止め規定が書かれている。

2022 年、文部科学省は、12 年ぶりの改定となった「生徒指導提要」において、子どもの権利条約に基づき、子どもの権利に関する 4 つの一般原則を明記し、また、校則についても「児童会・生徒会で議論するなど、絶えず積極的に見直すことが必要で、見直し手続きの過程も示しておくことが望まれる」と踏み込んでいる。しかし、だからといって、「必ず反映されるということまでをも求めていない」という通知がいまだに撤回されずに、その効力を発揮している以上、校則改正について子どもが意見表明をしても、「意見を言っても通じない、実現できない」という諦めを生じさせる可能性が高い。

子どもの意見反映を定めていることも基本法が求める内容にそぐわない本通知は、即座に撤廃する必要がある。

3 : 立法機関(議会)における、子どもの意見交換等の実施を通じた子どもの意見の施策への反映機会の制度化

本報告書は、こども家庭庁設立準備室という行政機関に対する報告書のため、立法機関(議会)に対する提言をまとめることはしていないが、子ども施策の推進においては、制度を運用する行政側だけではなく、法・制度の改廃や予算決算を議決する立法機関においても、子ども施策の当事者となる子どもの意見を反映する取り組みが不可欠である。

地方議会議員と中高生世代の意見交換を実施したり、子どもによる陳情や請願を議論し採択する等、先進的に取り組んでいる地方議会もあるが、あくまでも限定的な取り組みである。また、国政においては、参議院で過去に「子ども国会」が開催されてはいるが、そこでの議論が

施策に反映されたとは言い難い。

「若者の政治離れ」が言われているが、その根底には、そもそも政治が若者から離れており、若者が政治を身近に感じる機会が少ないことがある。18歳選挙権となったことで、主権者教育も取り組まれ始めているが、その多くは「投票体験」「選挙教育」であり、実際に政治家と子どもが意見交換を行う取り組みはほとんどない。しかし、18歳未満のため、たとえ有権者ではなくても、子どもはその町で暮らしている市民であり主権者である。市民として自分の意見や思いを出すことは当然の権利であり、国・地方問わず、議員は市民である子どもの声を聴く責任がある。むしろ政治家自身が、市民である子どもの声にもっと寄り添い、その声を施策に反映することが重要である。

そのためにも、学校教育、社会教育問わず、あらゆる場面において、国会議員、地方議会議員が子どもの声を施策に反映していくための制度やその機会を設けることが不可欠である。

4：子どもの権利が守られているかどうかを独立した立場から監視する制度の設置

こども基本法においては、子どもの意見反映の必要性を規定しているが、一方で、子どもの意見が反映されなかったり、子どもの権利がきちんと守られているかどうかを、独立した立場から監視する制度(いわゆる子どもコミッショナー)の設置が見送られた。

日本においては、40以上の自治体で子どもオンブズパーソン制度(子どもの権利容疑委員制度等、自治体によって呼び方は様々)が導入されているが、基礎自治体と都道府県、国といった各レベルで役割は違ってくる。国レベルにおいては、子どもの意見を聴きながら、さらなる子どもの権利保障のために国会や政府に対して制度改善等の勧告をすることが求められている。

子ども自身が、安心して意見表明できるようにするためにも、そして、子どもの権利状況をモニタリングし、子どもを取り巻く状況を改善していくためにも、早急に子どもの権利が守られているかどうかを独立した立場から監視する制度の設置が必要である。

紅谷 浩之（医療法人社団オレンジ 理事長）

医療的ケア児など、有識者からのヒアリングに留まらないために

今回のモデル事業において「広く公募し、こども・若者から意見を聞く」としながらも「有識者等からのヒアリング」に留まってしまったこども・若者がいる。注意点として「時間的・技術的制約から、本調査研究においては関係者からのヒアリング等を実施」と記載されているが、これは、今後もここに挙げられているこどもたちの意見を聞く方法が「有識者等からのヒアリング」に留まってしまってはいけない、ということである。

「全てのこども・若者」が直接意見を言えるようにする、その「全て」に入っていないこども・若者がいることは、こども家庭庁の最重要的理念に添わない。

例えば、私が最も多く関わっている“医療的ケア児”の意見を聞くためには、今、彼らの声に耳を傾けるだけでは不十分である。

現在、医療的ケア児の多くは自らの意見を形成できるだけの環境を与えられていない。病院や自宅に閉じこもらざるをえず、必要最低限の大人とだけ出会い、友だちをつくること、地域の保育園や学校などに通うことなど、社会的つながりを得る機会も極めて少ない状況である。多くの意思決定を親が代替してしまうことも多く、そもそも自分の意見を持つ機会を奪われているという側面もある。

つまり、彼らの声を聞こうとするだけでは不十分で、意見形成の支援が必要となる。意見形成を支援する、とはつまり、医療的ケア児が社会に出て、さまざまな経験を得て、自分で選択する体験を重ねながら成長していくことを支えることである。当然ながら医療的ケア児も一人ひとり異なる自分の意思を持てるし、発信できるようになる。私は 12 年に渡る医療的ケア児との関わりを通して、そのこどもに関わる人（専門多職種だけでなく、地域住民、同年代の友だちなどを含めて）が多いほど、本人の意思を着信できる可能性は大きく拡がることを実感している。

そのためには、医療システム、保育園等での医療的ケアを保証するための地域社会の仕組み、そのための予算、特別支援学校のシステムや人員配置の見直し、医療技術の革新などが必要であり、これはあらゆる省庁や地域リソースにまたがることとなり、1年や 2 年では達成できないほど壮大なことであろう。

だからこそ「医療的ケア児らが意見を形成できるような教育システム、医療技術」「医療的ケア児らが意見を発信できるような技術システム、環境整備」「医療的ケア児らの発信を理解できるような人材育成」などを本気で進める必要があり、それらを進めながらも実現できない部分

に関して、やむを得ず代弁者や関係有識者等からのヒアリングに頼らざるを得ない状況を一日でも早く解消する努力が必要である。

直接意見を聞くのが「難しい」と感じたとき、その「難しさ」はこども側にあるのではなく、それを受け取れない社会側にあるという認識を忘れてはいけない。

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に
関する調査研究 報告書

令和5（2023）年3月
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9
JA共済ビル 9階